UNIVERSITY OF B.C. LIBRARY
3 9424 02640 4423
ASIAN STUDIES
LIBRARY

University of British Columbia Library
DUE DATE
ET—6

臺灣總督府殖產局長 百濟文輔氏序
總督府農務課長 横光吉規氏序
總督府商工課長 戸水昇氏序
臺灣日日新報經濟部長 杉野嘉助氏序

臺灣正米市場常務理事 貝山好美氏序
臺灣米移出商同業組合長 杉原佐一氏序
臺灣正米市場組合理事長
臺灣米穀代行株式會社長 吳澄淇氏序
瑞泰商行主 許雨亭氏序

臺灣米研究

江夏英藏著

序

江夏英藏氏は多年本島米界の實務に當られ斯業の事情に精通せられて居らるゝことは世上既に定評のある處である。本書は其の內容が所謂机上の空論で無くして徹頭徹尾實際から割り出された處に其の權威を認めることが出來る。

余は臺灣の米が我國民食糧界に益々重

要なる地位を占めんとする今日、其の生産から分配に至る迄の間に蟠る幾多の問題が本書に依て解決せらるゝものの多きを信じ請に委せ敢て一言を巻頭に添へる次第である。

百濟文輔

序

本島の產米は今や年產額六百五十萬石に上り、島內の需要を充して尚餘剩二百五十萬石內外を母國に供給して食糧問題の解決に大なる貢献をなして居る。是れ一に改隷以來產米の改良に不斷の努力を拂つて來た結果であつて、其の進步の跡を顧みれば實に歷然たるものがある。殊に晩近蓬萊米の出現は本島產米界に一大時期を區劃するもので、爾來內地米界の臺灣產米に對する觀念は全く一新するに至つた。然し乍ら米の生產方面に關する硏究は決して之れで盡きたわけではない。猶數多の問題が殘されて居る。吾々は何處までも之が解決に努力しなければならない。同時に又、取引方面に就ても幾多の考慮を要する事柄が存在して居る。云ふ迄もなく臺灣は米の生產地であり、其の消費地は內地であるから、臺灣米の生產はどうしても內地移出に其の根底を置かなければなら

ない。隨て其の取引の方法如何は本島產米の發達の上に重大なる影響を齎らすもので、其の方法にして宜しきを得ざる時は生產方面の努力も全く無爲に歸する理合である。

江夏君は多年臺灣米の取引に從事し、常に能く米に關する硏究を怠らず、眞に臺灣米界の表裏に精通せられて居る。今回其の豐富なる經驗と蘊蓄とを基礎として、本書を刊行せられた事は臺灣米界多事の際、洵に時代の要求に適應するもので必ずや斯界に稗益する所大なるものあるを信ずる。一言以つて序とす。

横光吉規

序に代へて

「人はパンのみにて生くるものにあらず」と誰かが謂つた。然し日本人は米がなくては一日も建て行けない人間である。それにしては「米」に對して無關心過ぎる。殿樣は御芋の煮へたのも御承知がない。御存じないのは臺所をお覗きにならないからである。米の値段がドウして極るか、如何なる形體で取引されるかボヤキンである。

臺灣の米六百五十萬石、蓬萊米の內地に進出する二百五十萬石、日本食糧問題に寄與する使命、之れは重大である。臺灣三十年植民史のエッセンスである。その爰に至る所以については、臺灣に齒ぐくむ限り、知らねばならない。

これを內地の米に見る數百年の歷史を有する堂島取引の消長發展は更なり、手を伸さば日本人の米生活苦鬪の繪卷はたやすく繰り展げられる。

移し植へられて蓬萊の島に榮へし蓬萊米、その名を得て未だ某年ならずさも

その動きつゝある跡は實に天馬空を行き百花燎爛の趣きがある。その影を捕促して迷路に彷徊せざる者は誰ぞと謂ひたくなる。之は近頃の自分の實感である。

私は米を知らない。本書の著者江夏君も知らない。私は米を知らむと欲する。畏友洗耳老「臺灣米研究」を紹介して序をせよと命ず。目次をとりて見る。凡て之れ自分の知らんとする事ばかりである。恰も「臺灣米研究」は自分の爲めに書いて呉れた樣な打てつけの本である。私は序を書く代りに著者の多大の努力に對し滿腔の感謝を献げ、本書を自分自身に薦むる言葉を以てして廣く江湖に頒ちたいと思ふものである。

昭和五年一期出盛りの頃

戸　水　昇

序

友人江夏英藏君、頃日臺灣米研究と題する一書をあらはし、來つて内容を示し序文を拙者に求めらる。

正直に告白すると、拙者は新聞人として生活すること茲に二十有餘年、南報と臺日とで經濟方面を擔任して來た此の永い期間のうちでも米には特殊の興味を持つて研究をして來たものである。其の間に三、四回經濟に關するもの、或は糖業に關する著述をものしたことはあるも何時も題字や序文を先輩名士に求めるばかりで未だ嘗て他より序文を求められたことがない。此の點からして淺學菲才の拙者、頗る光榮に存ずる次第である。

江夏君は永らく本島米界の歴史的巨商瑞泰に職を奉じ親しく本島米取引の實務に從事し傍ら眞面目に米問題を研究して來た人である。本島米取引の歴史は勿論、あらゆる米界事情に通じてゐる一人である。顧れば拙者が君と相識つてからだけでも既に滿六年になる。此の間に於ける本島米の進歩發達、殊に蓬萊米の母國に於ける地位向上、臺灣正米市場開設以來幾多の經路を經て今日の隆昌を見るに至つたことゝ、之に關聯して起つた取引狀態の變化、移出米商の榮枯盛衰、さう云つたものだけを歴史的に叙することさへ甚だ興味がある。若しそれ本島米取引の今後辿るべき傾向、大局からみた移出米の檢査、保管、輸送其他各般に亙つて改善すべき點、正米市場並に代行會社を始め米界諸機關をして眞に有機的にその使命を果

さしむべく如何に指導し且つ改善すべきか等、質的内容的に亙る諸問題を研究するだけでも大事業であり又意義ある事である。

拙者も暇さへあれば一度さうした著述をやつてみたいものとひそかに考へてゐたのである。ところが何時の間にか江夏君はそれに著眼して立派な著述をものしたことに對し拙者としては聊か立遲れの憾はあるが、本島米界の爲めには洵に時宜を得た企てゞあると大に我意を得た次第である。

從來本島に於ける產業經濟に關する著述は汗牛充棟も啻ならずであるが、米に關する著述殊に本島米取引の歷史的變遷を叙し米に關する諸問題を眞面目に硏究した著述は未だ嘗て見たことがない。それは實に大事業であるからである。

江夏君が今玆にその大事業を完成したことは小にしては本島米の改善發展の爲め、大にしては國家の食糧問題解決に貢獻する所尠しとしない。君と同じく米を硏究し米に趣味を有する拙者としては先づ自己の經驗からして君の勞を多とし、更に百パーセントの祝意を表すると同時に廣く此の好著を米界並に關係方面に推薦するものである。一言以て君の請囑に答ふる所以。

臺日編輯局にて

杉　野　嘉　助

序

余官界に在るの時、米の取引位解り悪いものはないと思つた。殊に臺灣米の取引は、臺灣獨特の沿革があつて、却々改善に手を染むると云ふことが至難とされた。然るにこれら米取引の變遷なり沿革なりに就て知るべき、適當な何等の著書もなかつたことが常に不尠不便を感じて居つたので、嚢に上野幸佐君の糖米年鑑の著に對しても、微力を盡して其の成功を祈つた余が、今緣あつて臺灣正米市場に在つて米取引改善に日夜苦心しつゝあるの時、友人江夏英藏君突如として「臺灣米研究」なる著を發表せらる。斯界の爲め慶賀に堪えない。君は臺灣語が堪能で大正十一年米界の巨商瑞泰に社員となり、爾來九箇年の長きに

互り、大小の米穀取引の實務に從事し傍ら臺灣米の熱心なる研究者であつた。君の明敏なる頭腦と周到なる注意は早くも君をして米通として自他ともに許したのである。行主許雨亭君も君を片腕として信賴し、君も亦雨亭君を兄として渾身の努力を拂ひつゝあるが、君は元來外の人にあらず內の人として所謂籌を帷幄の裡にめぐらす方の人で、瑞泰をして米界に縱橫に獅子吼さしたのも君の力であると云はれて居る。『臺灣米研究』は君の米界に於ける過去の體驗から見ても貴い何物かを斯界に齎らすことを確信するものである。

昭和五年九月

臺灣正米市場組合にて

貝　山　好　美

序

近時我臺灣米の向上發展著しきものあるは、內地人口食糧問題漸く重大化せんとする今日、是れが解決に貢獻する所大なるべきを信ず。從つて今や官民相協力して臺灣米の聲價發揚に努め、取引の統制改善を期すべきの秋なりと謂ふ可し。

恰も好し江夏英藏君「臺灣米硏究」の一書を公にせんとす。君本島米界の老舗瑞泰にあること多年、實際米取引者の立場に於て本島米界の過去を溫ね、將來を觀察し是れを世に愬へんとする所、必ずや其の聞くべきものあるを思ひ、眞に江湖に推奬するに足る好著たるを信ず。

茲に聊か所感を述べて序に代ふ。

昭和五年九月上旬

臺灣米穀移出商同業組合長　杉　原　佐　一

序

江夏君近著「臺灣米研究」一書茲將刊行於世先示於余並囑爲之一序君富文學且在本島米界巨擘之瑞泰執事多年其間關於臺灣米潛心研究今以其如椽之健筆描寫精細付梓實爲我臺灣米界生色甚多其所述自本島米之起源至移出內地其中如米種改良檢査制度農家之栽培工場之製造島內之銷售內地之消費其他如米穀政策定期代用移出米商之興亡現時米界之人士等由農而工由工而商或述其變遷或論其得失自始至終全無疎漏之處使讀者如身歷其境得知其底蘊且臺灣米爲本島產物之大宗與內地食糧問題大有關係從事是業者應有研究之責此種著述雖有上野幸佐君之

糖米年鑑佐々英彦君之臺灣產業及其取引二書等在前然江夏君此書乃最近著且材料豐富叙事明細讀者定爲讃賞不置余自愧不學無能雖在米界數十年全無所長今讀此書深嘉其志爰述所感以塞責焉

昭和五年九月

臺灣正米市場組合理事長
臺灣米穀代行株式會社々長
吳　澄　淇

序

竊我臺灣產業雖多惟米爲最其品質優良收穫量數則日增月進昌隆直上得以貢獻內地解決食糧之不足其由來也在於工商一致移出之檢查工場之制度各米業之用心是得源流洄溯如車輪輻輳輾然可觀之氣象也當此之機而有江夏英藏君著「臺灣米研究」一書刊行於世視其內容有臺灣米之米作米況及記述米界過去及將來商況所論明瞭達理足使閱者恍如身歷其境稗益斯界非淺鮮矣回想江夏君之人品爲在臺灣之內地人中所稀見君在瑞泰九載余知其才學豐富對米界事業潛心研究今也是書出世則猶余所不及料然君之能熱心努力亦爲米界一增秀色也余以不文謹就心所感想

而爲言之

昭和五年庚午菊月上浣

瑞泰商行主　許　雨　亭

『臺灣米研究』の刊行に就て

地球上國は多い。陸地の面積一億三千百八十萬方粁と稱せられて居るが、斯樣に廣い地上に於ける我國の領域は僅かに六十八萬方粁を出でない。而して世界の人口十八億と云ふに對し我國の人口は九千萬に近く、而も年々歳々七、八十萬から百萬の人口が増加されて行く。人間の生産過剩國たる世界第一である。此國土にして此人口增加率にして國民食糧問題の對策が重大緊要の問題として識者の講究を喚起するは當然のことである。然らば我國民の食糧は何であるか、云ふまでもなく米である。米の生産額は世界を通じて約六億石と云はれて居るが世界中の米食人は八億を算することに於て米は既に世界的生産不足と謂はねばならない。果して然りとすれば我國食糧問題の解決は人口の調節を行ふか、米の增產を圖るかに歸著する。人口の調節と云ふことは我國風、我國民性よりして甚だ困難であり、又それは消極的である。殖へるものはどし／＼殖やすべく、而して食糧の國內充實を期すべきであつて、猫眼的に動く米價の高低など問題ではない。多々益々米の增產を圖つて國民に食糧不足の憂思あることなき、是國本を無窮に鞏固ならしむる所以である。玆に臺灣米の希望があり、使

命がある。

臺灣米！　それは決して昔日の如き劣質米ではない。近き將來には內地米と比肩して我國食糧不足問題の解決に貢献する所あるべき蓬萊米のそれである。臺灣米は蓬萊米栽培の成功に依つて、其の生產方面に於ける總督府當局の努力は報ひられ、其の品質にしても收穫量にしても顯著なる進步を遂げたのであるが、之れが取引の實情が依然として舊態を脫しない所、閑却されたる臺灣米の取引と謂はねばならない。

今や臺灣米は官民協力して之れが取引の改善統制を議すべき秋に逢著した。最近當局に於ても茲に意を用ふる所あり、大いに卓越の經綸を行はんとするは、臺灣米の向上發展を希ふ者にとり衷心の慶びでなければならない。然しながら米の取引は其の一年草たる穀物であつて、米そのものゝ供給に豫斷を許し難きものあることに於て、其の生產米が片ッ端から消費されて行くことに於て、而も取引に投機的思惑が多分に加味せらるゝことに於て、推理の尺度を以て改善を期せんとすれば事實に遠ざかり、制度の規矩準繩を以て之れを矯めんとすれば其の發展を阻むの難あり、茲に米取引改善の困難があり又米價調節の苦惱が存する。殊に臺灣の如き土地制度に於て、民情に於て、米取引の慣習實情に於て最も然りとする。

著者本島米界の巨商瑞泰の一偶に踞蹐して不遇に甘んずること將に九年、面壁九年の達摩が悟達に擬へるは甚だ烏滸の沙汰ではあるが、九年に亘る辛酸と米界の觀察とは其處に聊かの自得なきにしもあらず、今や黎明の本島米界に直面し其の見聞と體驗とを世に愬ふることも強ち無駄ではあるまいとの考はあつたものゝ、著者固より學者でもなく筆の人でもなく全く一介の素町人であることは、自己の思想を表現するに云ひ難き悩みと躊躇とがあつた。幸にして知友たる臺灣經世新報記者加納久夫氏の親切なる勸奬激勵あり、而も多忙の身でありながら熱心なる指導と多大なる助力を與へられ、玆に『臺灣米研究』の一書を刊行して江湖の批判を乞はんとする次第である。

謹で大方諸賢の御愛讀を希ふ。

昭和五年九月

江　夏　英　藏

目次

一、米は吾人の生命……一
二、本島米作の由來……二
三、米作改良施設の大要……五
米種改良事業の沿革……五
米種改良の方法……七
事業の一般計畫……八
事業の特別計畫……九
米種改良事業の效果と蓬萊米の出現……一〇
四、移出米としての米種の移動……一五
粳米は在來種より內地種へ……一五

（イ）在來種米の生ひ立ちから移出米となるまで……一五
（ロ）內地市場に於ける在來種米の地位……一七
（ハ）內地種米の栽培研究から其の成功まで……二〇
（ニ）內地種米栽培上の支障……二四
（ホ）蓬萊米の名に於ける內地種米の聲價と其の將來……二九
糯米は在來種丸糯米の全盛……三二
（イ）品質的に優越な丸糯米……三三
（ロ）丸糯米栽培の奬勵狀況……三四
（ハ）丸糯米栽培上の種々相……三五
（ニ）丸糯米の將來……三七
五、檢米制度の變革と檢米上の諸問題……四〇
檢米制度の沿革……四〇
檢米制度の變革……四三

（イ）臺灣米穀檢査規則の發布と檢米事業の統一……四四
（ロ）地方制度の改正と檢米事業の地方廳移管……四五
（ハ）搬出檢査及移輸出檢査の二重制度と檢米事業の分立……四八
（ニ）現行制度と檢米の單一化……四九
（ホ）規則の一部改正と包裝麻袋の再使用認許……五一
檢米上の諸問題……五三
（イ）惡米防過の上から不合格米移出禁止の要望……五三
（ロ）丸糯米の不合格移出問題……五五
（ハ）不合格米移出禁止と檢米不統一の絶叫……六三
（ニ）不合格米移出に對する制裁と等外米の移出……六八
（ホ）包裝麻袋に關する規則改正と其の是非……六八
（ヘ）叺包裝の奬勵と其の結末……七一
六、移出米取引の推移……七四
搖籃時代……七四

（イ）對岸支那輸出と外人米商の跳梁……七四
（ロ）交通の不便と米取引の困難……七五
（ハ）島内の平定と內地人米商の勃興……七七
販路擴張時代……八〇
（イ）移出米取引の試驗時代……八〇
（ロ）內地米價の暴騰と本島米の定期代用……八一
（ハ）本島米の定期代用撤廢運動と猛烈なる排斥……八二
（ニ）定期代用の撤廢と本島米界……八四
（ホ）新販路開拓の苦惱……九〇
（ヘ）米商相互間に於ける思惑取引の萠芽……九四
全盛時代……九六
（イ）歐洲戰爭の擴大と移出米取引の好轉……九六
（ロ）米取引の繁盛と取引所及正米市場設立企畫の擡頭……九六
（ハ）米價暴騰時代出現……九八

（ニ）移出米取引の盛況と島內消費米の不安……九九
（ホ）本島米の移出制限……一〇三
（ヘ）移出制限の影響と其の弊害……一〇六
（ト）移出制限令の撤廢……一〇八
混線時代……一一六
（イ）財界不況の襲來と移出米取引の不勢……一一六
（ロ）產地米商の自覺と取引狀態の變化……一一七
（ハ）關東大震災の國難來は米界の不況益々加はる……一二〇
（ニ）內地人米商の逆貢流行と產地米取引の紊亂……一二一
（ホ）米ブローカーの跋扈時代……一二三
（ヘ）正米市場更生の機運到る……一二五
（ト）混線時代の寸劇臺灣產業株式會社の創立……一二六
（チ）混線時代の大詰泉和組の大買占と巨商瑞泰の蹉跌……一二七
改善時代……一三二

（イ）黎明の本島米界……一三二
（ロ）籾摺業組合……一三二
（ハ）米庫利用組合……一三六
（ニ）農倉米共販所……一四〇
（ホ）正米市場……一四五
（ヘ）產地米取引に於ける諸問題……一五五
（ト）米穀代行會社の移出米取引如何……一六四
七、本島に於ける米穀取引所設置の是非と正米市場の機能……一六六
內地取引所の瞥見……一六六
本島に於ける取引所設置運動の經過……一七〇
本島に於ける米穀取引所設置の是非……一七五
正米市場の機能……一八〇
八、米商と諸問題……一八九

移出米商組合……一八九
米商と船會社……一九六
米商と銀行……二〇九
米商と稅金……二一五
蓬萊米の定期代用……二一九
蓬萊米の堂島取引所別建問題……二三三
米商の疲弊と其の打開策……二四一
米界に對する最近の世論……二四六
（イ）正米市場買占問題……二四六
（ロ）移出米商に警告す……二四九
（ハ）試驗的默認より公認へ而して正米市場の機能發揮を要望す……二五四
（ニ）船運賃の均一値下げ果して中小移出米商の惱を救ひ得るか……二五九
（ホ）蓬萊米の堂取別建は總ての點から見て不合理……二六一
九、米價調節の效果如何と臺灣の米……二六六

米價調節の歷史……二六六
（イ）德川幕府の米政策……二六六
（ロ）明治時代の米價調節策……二七九
（ハ）大正時代の米價調節策……二八一
（ニ）昭和時代の米價調節策……二九七
米價調節の效果如何と臺灣の米……三〇五
一〇、移出米商の興亡……三一六
資本的に優越な三井物產……三一八
虎視眈々たる三菱商事……三一九
新興勢力の杉原商店と加藤商會……三二〇
瑞泰の歷史……三二一
米界の智者金德發と振發……三二四
移出米取引に見切りをつけた和豐、方協豐、黄鼎興……三二六

資力豊かな大同商行と新進氣鋭の大東商行……三二七
波瀾重疊であつた津坂商行……三二八
關東大震災の被害から參つて了つた岩崎商業……三二八
財界不況から退陣した阿部幸商店……三二九
終りを完うした宮副商店……三二九
蓬萊米の買占で有名な泉和組……三三〇
其　他……
一一、現在本島米界に躍る人々……三三四
移出米商組合長杉原佐一氏と井出松太郎氏……三三五
正米市場、米穀代行會社の首腦者吳澄淇氏と吳培銓氏……三三六
瑞泰の當主許雨亭氏……三三七
三井の菅沼邦彥氏と森田銳治氏……三三八
三菱商事の谷口淸氏……三三九

正米市場常務理事貝山好美氏……三三九
米穀代行會社の監査役田村良太郎氏と蔡受三氏……三四〇
移出米商組合理事林濟川氏と正米市場書記長姜鼎元氏……三四一
其　他……
三、結　論……三四三
附　録……一—一二
臺灣米に關する各種統計表
一、米穀內地輸移入高
二、米穀內地輸移出高
三、米穀消費高及端境期殘存額
四、米穀作付反別及實收穫高
五、米穀需給狀態一覽

六、東京期米先物相場

七、大阪期米先物相場

八、本島に於ける外米輸入高

九、臺灣正米市場の蓬萊米及丸糯米相場

臺灣米研究

江夏英藏著

一　米は吾人の生命

米！それは直ちに吾人の生命である。生きる爲めに食ふか、食ふ爲めに生きるかの、論理の遊戯に自家陶醉する人々にしても、それが米を主食とする東洋人種であるかぎり、生きて居ると云ふことの現實なるに於て、米を食はねばならぬと云ふ緊縛を脱することは出來ない。

そして此の世に於ける人間一切の努力が其の宗教にあつても、哲學にあつても、藝術にあつても、將又政治にあつても、すべて人間本來の意慾たる生命の究極を啓かんとする行進曲であり、又土を耕す者にしても、算盤を彈く者にしても、ハンマーを揮ふ者にしても、ペンを走らす者にしても、其の爲す所すべて飽くなき自我發展の鬪爭に、人生の尖端を行く交響樂

でありとすれば、吾人東洋人種にとり、米は其の生命持續の根源をなすものたる上に於て、吾人生活のすべてを左右するものは全く米也と謂ふべきである。

されば我國肇國の大精神が、瑞穂國の完成にあるは云ふ迄もなく、五穀豐穣の國であり、米豐かにして民に生活の憂思なき國であるべく、上朝廷に於て行はせらるゝ御祭事は申すも畏し、下人民の祭りが多くは米の稔りよきを祈り、又其の豐作を喜び祝ふ儀禮として執り行はれて來たものであることは何人も是を知る所である。

古の支那に於ても、道を通じ澤を陂し、洪水を濬いで畎畝を乂め、復た能く地の宜を相して民に稼穡を敎へ、以て民をして食に安ぜしむることが、帝の德であるとせられて居たやうである。

二　本島米作の由來

然らば米が世界に現れたのは何時頃であつたらうか、それは有史以前のことで南亞、南洋、北部濠洲地方の沼澤の間に繁茂して居た野生種を、新たに溫暖濕潤の地方に移植し耕作して、漸次進化を計り今日に至つたものであらうと云はれてゐる。

本島に於ける米作は其の起源極めて古く、支那民族の移住以前、先住蕃人が既に之れに從事し、彼等は米を常食とし或は酒に醸して居たと傳へられ、其の原種は恐らく南洋方面から傳來したものであらうと云はれて居る。

十七世期の初葉支那民族が本島に移住するやうになり、夫れが概ね農耕に從事し、彼地から種籾を持ち來り、支那從來の方法を以て栽培を初めたので玆に本島米作發達の素因が作られたのである。其の後和蘭人が本島を領有するに及び、本島の農事に著眼し之れを以て財政の基礎たらしめんとし、大いに拓殖の道を講じ農民に資本、農具、耕牛等を貸與して之れを奬勵する所があつた。臺灣府誌に所謂「蓋自紅夷至臺就中土遺民令之耕田輸租以受種十畝之地名爲一甲分別上中下則徵粟其陂塘堤圳修築之費耕牛農具耕種皆紅夷資給故名曰王田亦猶中土三人受田耕種而納租於田主之義非民自世其業而按畝輸稅也」とあるを見ても當時の農耕一班を推知することが出來る。

十七世期の中葉鄭成功が本島を占有するや、支那民族の來臺移住を奬勵すると共に、其の引率して來た明の遺臣に農兵の策、卽ち屯田の法を講じて荒漠たる沃野の開拓に從事せしめたので農事は大いに振興し、耕地の如き南鳳山地方から北半線地方（今の彰化地方）に至る一

帶の平原、更らに北上して竹塹（今の新竹地方）淡水地方の一部、其の他北端の鷄籠（今の基隆）、南端の恒春地方の一部に迄及んだと傳へられ、此の頃からして本島米作は一新紀元を劃したのである。

鄭成功滅亡後本島が清國の版圖となり、支那民族の移住が年と共に增加するに至り、水田の開發は益々盛になり、此の時代に臺南、彰化、臺中附近の平野及び下淡水溪流域の平野の大部分が開拓せられたと云はれてゐる。清朝の康熙三十年から六十年に至る三十年の間に、七十有餘の埤圳が開設せられ、乾隆の初年には水田五萬三千餘甲に及び、乾隆以降支那民族の移住が愈々繁くなるに從ひ、先に開拓した土地以外に進出して遂に山谷部の開拓に迄發展したのである。そして乾隆の末年には臺北平野は全く田園と化し、臺中平野の大部分も開拓せられ、嘉慶、咸豐年間には宜蘭平野の開拓となり、孰れも水利を有する所は水田となるに至つたのである。

斯の如く本島米作が其の緒に就いたのは、三百有餘年前であるけれども、本島が帝國の領有に歸するに及び大いに之れが開發を策する所あり、水田の擴張、水利施設の新設改修、米種改良等、米作は全く其の面目を一新するに至つたのである。殊に十有餘年の長年月と、數

千萬圓の費用とを以て爲されたる嘉南大圳工事も、本年五月愈々竣工を告げ、其の萬違算なき通水が行はれることに依つて、嘉南大平野は全く米で名題の地方となるべく、本島米作是より多々益々辨ずと謂ふべき乎。

三　米作改良施設の大要

米種改良事業の沿革

本島米の改良增產計畫は、米種改良事業が其の主體であつて、一般計畫と特別計畫とに別たれ、傍系として諸種の奬勵事業があり、そして生產米の品位向上に關しては、農業倉庫の施設及び檢米事業がある。

米種改良事業の一般計畫では在來種の限定、原種採集、異品種除去が行はれて居るのであるが、特別計畫は育種事業であつて、純系分離を行ひ地方試作を經て米種改良に加ふるものであり、奬勵事業には病蟲害驅除、施肥の奬勵、綠肥奬勵、稗拔奬勵、共同苗代奬勵等及び東部臺灣に於ける二期作奬勵があるやうである。

本島米の舊態は品質實に粗惡であり、而も品種雜駁で一品種中異品種特に赤米、烏米、茶米、稗等の夾雜が多く、且つ其の生産額にしても島內消費を剩して、島外に搬出する數は幾何もない狀態であつたから、領臺當時に於て之れを移出商品として內地市場に販路を求めやうなどゝは何人も考へて居なかつたであらう。當局に於ても始政の當初から砂糖、樟腦、茶等に對しては非常な努力を以て、保護發達が計られたけれども、米に至つては全く閑却されて居たやうである。然るに明治三十六七年の頃から內地米價の昂騰に加ふるに、日露戰爭勃發に依り軍用米の買上げや、且つは國家緩急の秋に際する國內人心の緊張は自然食糧の持久用意を思はしめ、品質粗惡なる本島米にすら其の移出を促進し來つたので、玆に本島米の內地移出が世人の注目する所となつたと共に、當局も漸く本島米の改良增産に意を用ふるに至り、先づ本島米の品質向上は赤米除去を以て其の第一歩なりとし、明治三十九年總督府補助の下に初めて南部舊阿緱廳下に本事業が試みられたのである。

これより先時の阿緱廳長佐々木基氏は總務課長武藤針五郎氏の意見を容れ、本島米改良施設の議を民政長官祝辰巳氏に進言したのであるが、祝長官は本島米は品種改良よりも多く生産して安くても對岸支那邊りに輸出するに若かずとの考へであつたか、遂に此のことを用ひ

なかつたと云はれて居る。兎も角試みとして行はれた阿緱廳下の改良事業に倣ひ、鳳山廳に於ても其の翌年卽ち明治四十年から之れを行つた所、其の結果は孰れも好成績を示したので、明治四十二年總督府は啻に赤米除去に止まらず、更らに四箇年を一期として品種の限定及び其の限定種に混淆する異品種の除去を行ひ、實際的の純度を昂進すべく、現行米種改良事業の計畫を定め、各廳農會に補助金を下附して之れを施行せしめ、統一的改良に著手したのである。

斯くて今日其の品質に於ける著しき向上は所謂蓬萊米の現出となり、其の生産額は年七百萬石の壘を摩せんとする發展を遂げ、移出額に於ても年三百萬石を算せんとして內地米價を左右するの盛況を呈するに至つたのであるが、是れ當時の人々官民倶に全く想像だもしなかつたことであらう。

米種改良の方法

本島米の狀態は前記のやうであるから、之れが改良の方法として、或は島外より優良豐產の品種を輸入し之れが普及を計る策もないではあるまいが、從來臺灣全島に亙る島外品種輸

入試作の實績に徵し、局處に適種を發見することは容易の業でないとせられ、それは寧ろ種の重要なる試驗事項として、多年の研究を待つて初めて推賞に値する品種を發見するものであるとの見地から、島外品種の輸入は試驗事項に委することゝし、乃ち左の方法に依り米種の改良が行はれることゝなつたのである。

一、小區域に分割して改良區域を定め、その區域內に於ける舊來品種の員數を減少し、優良豐產にして粒形內地米に近似する品種を限定すること

二、前項限定品種を拔穗又は穗選に依り、累積的に漸次之れを純潔にし品種の純度を昂進すること

三、限定品種を純系分離して優良なるものを選出し、之れを地方試作に委しその適應を試驗し而して優秀なるものを米種改良の限定品種に加ふること

事業の一般計畫

一州廳下の產米を四箇年を一期として改良せんとするものであつて、本島南部に於ける各農會に地方費補助を爲し之れが實施に當らしめ、（地方制度改正の後は補助金下附を廢止した）第一年に於ては改良小區域別に農家各戶に就き、其の舊來栽培せる水陸稻の品種名、主要特性、播種量及び作付甲數を調査し、篤農及び技術者等の協定を以て、在來品種中より優良

品種を選擇し凡そ三品種以內に限定し、更らに各農家が該限定品種に對する希望數量を調査して、此の數量に應じ播種田を選定し生育中から異品種を除去する方法を執り、更らに又收獲時に於て拔穗法又は穗選法に依り、純粹なる種籾を採取し之れを農會に於て買收し原種として貯藏するのである。

第二年には蕃殖田擔當人を定めて原種を無償交付し、之れを一本植又は普通植にて第一回の蕃殖を行ひ、生育中相當の淘汰を加へ收獲後穗選法を講じて精選し、第二回の蕃殖擔當人に二割の增步を以て其の收獲精選せる種籾を交付するのである。

第三年は第二回蕃殖擔當人をして普通植を以て第二回蕃殖を行はしめると同時に、更らに各農家の希望數量を再調して前調査數量を訂正し、此の數に應じて種籾を採取するのである。

第四年は改良區域各農家に對して改良種籾の徹底的交換配布を行ひ、各農家の現物又は價格に依り、二割の增步を以て改良種籾と交換し尙浸種、播種及び挿秧に至る迄農會職員をして指導監督の任に當らしめ、以て事業の徹底を期すべく努力せられて來たのである。

事業の特別計畫

總督府は補助金を下附し各州農會をして稻の育種場を開設し、其の純系分離に依る育種を施行せしめ、優良豐產なる米種の育成に努力せしめて來たのであるが、地方制度改正後は州をして之れを施行せしめることゝなつたのである。

本事業は米種改良法に依り稍純潔に近かき品種中から、更らに精密に個體選擇を行ひ、最優良豐產の系統を選出せんとするものであつて、其の適應如何を知るには數箇年の試驗成績を見て、其の結果にして優秀なるものは必ずや優良豐產にして、在來品種に比し遙かに優越して居るものであるから、之れを米種改良の限定品種として蕃殖普及することゝなつて居るのである。

米種改良事業の效果と蓬萊米の出現

今や本島米は其の雜然混然として算するに難かつた品種は著しく減少し、赤米其の他異品種の混淆も除去せられ剩へ增產の事實は極めて顯著なるものあり、各州廳は總督府及び中央研究所と相協力して益々米種改良事業の遂行に努力せられて居るのであるが、當局が本島米種の改良と增產計畫を企圖せらるゝに當りては、當時の民度及び產米の狀態に照應して、最

も安全確實で而も實行簡易の改良方法として、前記のやうな方法を選擇せられたものであらうと思はれる。そして其の在來品種限定に當り完全なる特性調査を施行せず、又異名同種、同名異種の檢覈を爲さずして直進限定を徑行せられたことは、或は其の妥當を缺ぐものあるが如く思はれるが、凡そ此の性質の調査研究と云ふことは實用上其の價値は餘り大したものでなく、徒らに多大の勞資及び時間を空費するに過ぎず、業績の歸結は却々容易でなく殆ど際限がないとさへ云はれて居る位である。そこで單に產米改良の目的よりすれば、小區域を劃定して單位改良區域とし、其の區域內に在る農民と協定して在來品種中から良質豐產の品種、即ち經濟的品種を選定し且つ成るべく品種の員數を減少する方針を以て、一廳下全部に通じて、一齊に組織的に施行することの寧ろ當時の事情に適應した改良の捷徑でありとの見地からして、本事業は出發したものであつて是れ全く當局の英斷と謂はねばならない。

而して限定粒形の選擇を內地米に近似せるものとせられたのは、當時本島米の需要は內地消費にありとの見込みを著けた爲めであることは云ふ迄もない。從つて本島米の米種改良は島內消費向き、又內地移出向きにしても或は關東、關西其の他各地の需要向きに依り、適當なる品種を各々其の地域に適應したものを栽培すべきで、所謂賣らんが爲めの產米たる上に

於て、各需要地の嗜好に投ずる品種を種々に順應改廢し、且つ其の需要の多少に依り作付面積も消長するものゝやうにも思はれるが、米種の改良は不幸にして然かく口にする如く簡單容易に轉々改廢することは出來ないであらう。本島在來の品種中に比較的內地米と其の粒形の近似するものが各地に多數散在して居たことであり、而も其の需要が內地にある見込みであることに於て、粒形査定の標準を內地米に近似するものと定められたものであるが、穀物の品種は地方的適應の羈絆が案外峻嚴である爲め、實際は唯在來品種中に於て餘り細長なる品種を淘汰したに過ぎなかつたのではあるまいか。然しながら在來品種の員數を減少し、優良豐産の品種を限定することの效果は、産米品質の統一向上となり、單位面積收量の增進となる所以であることは說明する迄もないことである。

米種改良事業は在來種米品種の限定、優良品種の精選より更らに進んで、內地米種の原種育成から其の栽培に成功し、粒形而已ならず食味、色澤、粘氣に於て全く內地人の嗜好に合致する米種の産出に迄到著したのである。而も內地市場に於ける同米の好評嘖々たるものあり、茲に島外輸入米種にして最も優秀なる適應種育成普及の希望は達せられ、本島米作上一新機軸を出すに至つたのである。

茲に於て當局も本島米作上大いに力を得、內地種米の栽培普及に努力することゝなり、各州に於て區々たる方針のもとに奬勵しつゝあるは、其の發達上不安尠からざるものがあるので、之れが健全なる發達を遂げしむる爲め、總督府補助の下に確固たる奬勵方針を示し各州又は州農會をして原種田を經營せしむることゝなつたのである。それは優良原種の普及を圓滑ならしむるのみならず、各地に於ける適種の健全な發達を助長すると共に、內地に對しては本島產內地種米の商品的統一を計り且つ其の價値向上を期し、他面に於ては原種田をして模範田の機能をも發揮せしめて、內地種米耕種上特に注意を要すべき、苗代期間、浸種、密植、病蟲害驅除豫防等の各事項を內地種米栽培の一般農家に熟知せしめんとするにあり、大要左の如き計畫が發表せられたのである。

一、西部各州下に計百十二甲（延作付面積）の原種田を經營せしむ

二、原種田は同時に其の地方に於ける模範田たらしめ、總督府の內地種米栽培奬勵の方針たる左記事項を一般農家に實地に就示せんとす

イ　在來種に比し苗代日數を短縮し其の期間に於て强健なる種苗を育成すること

ロ　深耕を行ひて堆肥の施用を增加すること

ハ　在來種に比し密植をなすこと

ニ　病蟲害驅除豫防を勵行すること
三、原種田に對する原々種は中央研究所農業部に於て育成せるものを配布す
四、各州原種田の經營は直營又は適當なる農家に委託耕作せしむるものとし其の經營する原種田作付面積に對し一定の補助をなさんとす
五、各州の原種田に於て育成せる原種は成るべく無償配布し各米種改良組織に依りて一般に分配するものとす

以上の如く本島米作の劃期的一大轉機は當然米種改良事業の計畫遂行にも變化を來すこととなつたのであるが、內地種米にしても其の栽培上の實際に現れて來る諸種の問題に就き尙研究すべき點あり、且つ其の品質の改良向上に對しては尙多くの研究と努力とを必要とし、官民相協力して之れが完全なる發達に不斷の努力が拂はれつゝあるのである。

本島米種の改良增產施設に付き以上其の大要を述べたのであるが、其の間に於ける當局の熱心なる研究指導、就中米種改良技術員の慘憺たる苦心と不撓不屈の努力とは筆舌の能く之れを表現し得ない所であり、又一般農家が之れに對し能く其の意を體して非常な努力を拂つたことは云ふ迄もなく、一般地方人士の援助尠からず、殊に警察官の協力贊助の多大なるものありしことなど、本島米產業發展の上から吾人衷心の感謝を捧ぐるものである。兎に角本

島の米種改良事業ほど組織的に大規模に作物改良が企圖せられて時宜に適應し人氣に投じ、而も一般的に顯著なる效果を收めたものは他國にも餘り其の比を見ない所であると評せられて居る。

四　移出米としての米種の移動

粳米は在來種より內地種へ

現今本島に栽培せられて居る米は、之れを大別すれば在來種と內地種の二つに分つことが出來る。而して更らに細別して在來種には長粒粳米、丸粒粳米、長粒糯米、丸粒糯米があり、內地種には粳米と糯米とがあり其各種中又幾多の品種があるやうである。

(イ)　在來種米の生ひ立ちから移出米となるまで

本島に於て古くから栽培せられて居た所謂在來種米の起源は明かでないが、支那隋時代に本島が初めて世に知られた時、既に蕃人の間に栽培せられて居たと云ふことであり、又夫れが一つの交易品として島外に搬出されて居たらしい形跡もあると云ふから隨分以前から行は

れて居たものであらう。然し其の耕作法の如きは極めて粗笨なもので、單に鹿角や樹枝を以て泥土を攪拌し、之れに種を播き自然の稔りを待つて收獲して居た程度のものであらうと想像される。

その後支那民族の移住に依り、彼の地の米種が移植されることゝなり、從つて品種の本原も色々であり、加ふるに長日月の間には南北氣候を同じうしないこと、且つは栽培耕作の方法に於ても移住民族の地方色に依つて相當逕庭のあつたことは云ふ迄もなく、是等種々の因縁よりして一種が多種に岐れ、同種が異名となり雜然として多種多名の米種となつたのである。磯博士の說に從へば本島改隸當時本島の米種中實に千六百七十有餘の品種が存在して居たと云ふことである。

斯くて在來種米は其の粒形の上からは多く長粒に屬するのであるが、唯臺北州下に產する花螺系の短廣と稱する品種は在來種中稀に見る丸形であつて、其の形狀內地米に酷似するものがあり、此の種は或は內地本土から何等かの因緣によつて傳來した內地米が變化したものではあるまいかと云はれ、非常な改良が加へられて內地種米出現の前迄は、所謂北部丸粒米として普通在來種米よりも、相當の値鞘を以て內地市場に捌けたものである。

兎に角本島在來種米は以上述べた如く、其の品種が多種多樣であり剰へ赤米、烏米、稗等の滑淆餘りに多く、例へ逐年增産せらるゝにしても其の餘剰米の處分に當り、取引上の不利不便なることは實に言語に絕するものがあり、乃ち明治三十九年舊阿緱廳下を皮切りに大々的米種改良事業の施設が行はれ、順次臺中、臺南、嘉義、南投、宜蘭、新竹、臺北、桃園と其の實績は擧つて、品質に於て收獲に於て極めて、顯著な向上發達を示すに至つたことは何人も是れを首肯する所である。

(ロ) 內地市場に於ける在來種米の地位

然しながら內地米界に於ける米價の重點が內地米にあるは勿論であつて、其の相場の騰落は種々な經濟的事象の影響もさることながら、大體に於て內地米作の豐凶に因り支配せらるゝものたるは當然の歸結と謂ふべく、從つて在來種米は粒形細長く、食味淡白にして粘氣に乏しく、內地米の類似品としての取扱ひを受くるには餘りに其の要素を缺ぎ、全く外國米同樣に取扱はれ、取引上の勢力は遺憾ながら外國米との戰線以上に出ずるを得ず、內地市場に於ける在來種米の地位は之れを嗜好の上より見るも、取引の上より見るも依然として向上の

影が薄いのである。若しそれ本島米作が在來種米而已であつて、之れに代るべき優良品種の出現に迄其の改良事業の努力が到達し得なかつたとしたら、一朝外國米安値輸入の大海嘯でも押し寄せんか、本島米増産の滿悦は忽ちにして餘剩米處分の苦惱に逢著し、或は本島米産業政策の建て直しを叫ばるゝに至らんも保し難い所である。

玆に想ひ起す大正初年の交に於ける本島米の定期受渡代用問題がある。明治四十四年の内地米不作は米價昂騰を來して、大正元年より本島米の定期受渡代用が命ぜられ、大いに本島米の移出が促進せられた時、本島米關係者は勿論上下共に其の福音を謳歌し、本島産業の開發は一つに繫つて米作の進歩にありとせられたものであるが、内地米價下向きとなるや米自體の價値に多くの難點を有つ在來種米のことゝて、忽ち定期受渡代用米たるを排斥せらるゝに至り、同三年廢止となつたので之れが本島米界に與へた打撃は實に甚大なものがあり、島内到る所に米商の悲鳴が擧げられたのである。殊に内地には三四十萬袋の本島米が在庫して居り、島内亦十數萬袋の停滯米があると云ふので、是れが處分を如何にすべきかは頗る重大なる問題として論議せられ、或一部では本島米の生産制限をさへ唱へる者もあつた程で、當時當局に於ても此の停滯米處分に對しては甚だ頭を痛められたものである。

斯の如く移出米としての在來種米は、外國米扱ひにせられ、其の相場にしても全く外國米に左右せらるゝと云ふ有樣であり、內地市場裾米や外國米の荷凭れを來さんか、時に內地米の半値以下に叩かれる慘めな場合も決して尠くなかつたのである。それかと云つて外國米からは不良な內地米の親類筋の如く白眼視せられ、外國米が堂々其の持前の名に於て內地市場を闊步するに引き換へ、在來種米は悉く混合用と云ふ誠に有り難からぬ米屋さんの道具に供せらるゝことを甘受せねばならぬ狀態で、而も移出せられた本島米の悉くが內地人の膳に上つて居るにも拘らず、『臺灣米なんて外米見たいな臭い米は憚りながら食つては居ませんや』なんかと偉い啖呵を切ると云ふ珍妙なシーンが成立するなど、兎角本島在來種米は蝙蝠的の扱ひを受けることは免れない所であつた。

斯樣な立場に於ける在來種米の移出は、只內地米の凶作に因る米不足の補ひか、或は國家有事の場合餘儀なき必要として其の供給を强要せられて來た形であつて、米自體の價値より眞に內地市場の歡迎を忝うしたことはなかつたのである。乃ち本島に內地種米の出廻りを見た大正十二三年の頃迄は、唯必要に應じて餘剩米が移出せられて居た位の程度にして、本島米界は全く消極的經過を辿つて來たと云ひ得るのである。そして斯る時代は明治三十一年本

島米の初移出より、内地種米移出時代に到る随分永い間に亙つて居り、此の間一向優良品種も出來ず時に内地種米の研究も行き詰りではあるまいかとの歎聲をさへ聞くに至り、本島米産業の破綻を杞憂する人も決して尠くなかつた。糖業の勃興發展も恐らく是等米作悲觀時代の反對現象としての儲けものであつたと見るべきである。

玆に於て當局は例へ在來種米にしても何とかして内地市場に歡迎さるべき米種を作り出さんとの意圖より、從來から存在して居た米種中丸粒系の短廣種は同じ在來種にしても、食味の點は兎も角粒形に於て内地人の嗜好に投ずる所あらんと、所謂丸粒米の移出宣傳を試みた所、其の結果は從來餘り世に知られて居なかつた短廣種が市場の呼物となり、價格に於ても相當高値を以て取引さるゝに至り、而も漸次移出增加の趨勢を示して内地種米の出現する迄逐年增產せられたのであるが、之れとて色澤、食味等品質に於て矢張り在來種米の圏外に跳躍することは出來ず、本島移出米としての米種問題は依然として惱みの日が續いたのである。

(八)　内地種米の栽培研究から其の成功まで

然る所當局の熱心なる研究と不斷の勉勵とは遂に其の難關を突破し、愈々本島に於て内地

米種の適應種育成に成功して、本島米産業に一道の光明は見出されたのである。そして内地種米の出現が本島は勿論内地米界に對し一大センセーションを與へたことは云ふ迄もなく、是より本島米作は劃期的一大進展を見せ、内地食糧不足問題解決の鍵鑰也とまで唱へらるゝに至つたのである。事實內地種米は其の粒形は勿論、色澤に於ても食味に於ても內地米に較べて大差なきは一般の之れを認識する所であり、而も同種米生產の大部分が一期作にあり其の出穀が恰も內地の端境期に値遇することは、內地米の品ガスレ緩和に大なる役目を果すことゝなり、如實に內地市場の歡迎を受けて居るのである。玆に本島米種改良事業の成功が謳歌される譯であるが、其の裏面には幾多の苦心があり、努力があり又種々な悲喜劇の潜んで居ることも思はねばならない。

內地種米栽培の研究は隨分古いもので、明治二十九年總督府創設の當時元殖產部に於て今の總務長官邸前の水田に內地米種を栽培して見たが、氣候風土が內地と趣を異にして居ることゝて夫れは失敗に終つた、然し之れが內地種米栽培研究の濫觴となつて爾來臺北農事試驗場、總督府農事試驗場、中央研究所農業部等と幾多の學者技術者が苦心研究の結果、大正十二年に至り、漸く栽培成功の確信を得たものであるが、何分作物は氣候風土の自然現象に支

配せられて人爲の如何ともなし難いものがあり、其の間に於ける栽培試驗には容易ならぬ努力苦心の拂はれたことは蓋し想像に餘るものがあらう。

明治三十八年總督府農事試驗場長藤根吉春氏が内地種米の風に對する抵抗力を試驗する爲め、海拔二千五百尺の高臺地にして而も東支那海に面し風力强き、基隆郡金山萬里庄下大坪を選び、之れが試作を始めてから、或るヒントを得て大いに研究の歩は進み、遂に明治四十四年に至り内地種米栽培上の自信が出來て、同年七月優良品種五種を臺北外六廳に夫れ〳〵配布し地方試作を試み、其の後毎年地方の實狀に照して種々の試驗が行はれたのである。然し地方栽培は穗揃が不良で大體に於て成績思はしからず、殊に内地種米は其の成熟期が在來種米よりも早い爲め鳥害を蒙ること多く、時に收獲皆無のことすらあつて、一般生產者に歡迎せられず、從つて内地種米栽培の前途に一抹の暗影が投ぜられたかの感を懷かしめたものである。唯臺北地方には比較的之れが栽培に適應した所があつたので、農會は大いに力を入れて研究もし指導も行ひ積極的に活動した結果、海拔三千尺内外の高臺地たる、七星山の周圍にある谿谷部から順次竹子湖庄、草山庄、竝に五指山の山麓地帶等に栽培希望者が現れ、在來種の間に點々として其の植付を見るに至つたのである。

斯の如く篤農家の間に內地種米の植付を行ふ者が出たけれども、何分にも其の數量の少いことゝ產地が奧地であると云ふ關係から、世人に知らるゝ機會に惠まれず、從つて値段に於ても特に高値に取扱はれると云ふことなく、中々栽培促進の域に達し得なかつたのである。

ところが大正六年頃現臺灣炭鑛株式會社嶺圓炭坑の事業が擴張せられたに伴ひ、內地種米の耕作地たる中萬里加投庄に內地人の多くが來住し初め、玆に內地種米の眞價が紹介せられる時機到來して需要を喚起し、遂に價格にも別値が生じて在來種米よりも二三割の高値で取引せらるゝに至つた。玆に於て商機に頴敏なる移出米商の知る所となり、本島米界に內地種米が宣傳せられるやうになつたのである。そして試みに內地種米として神戶市場に移出して見た所、多大の好評を博し移出米として非常に有望也とせられたので、移出米商等の宣傳と共に生產者の栽培心は誘發せられ次第に其の植付面積を增加して、大正十年の栽培面積二百甲は同十一年には四百二十六甲に、同十二年には一躍二千二百五十六甲に達し約三千石の移出を見るに至つたのである。

かくて內地種米の栽培は愈々其の機緣熟したるか、大屯山、七星山の谷間から淡水、士林の平地に下るや忽ちにして臺北州一圓を風靡し、進んで新竹州に入り臺中州に侵入し今や南

部に迄其の産出を見るに至り、大正十一年七千二百九十六石の收穫は大正十四年には驚くべし九十九萬二千六百五十餘石となり、更らに躍進して昭和三年には實に百六十二萬四千九十餘石、其の移出高百五萬四千五百二十餘石を算すると云ふ、全く破竹の勢を以て增產せられたもので、是れ誠に昭代の一大盛事なりと謂ふべきである。

(二) 內地種米栽培上の支障

內地種米の栽培增加は駸々乎として其の底止する所を知らず、本島米作の悉くが內地種米に代るかと思はるゝ程であつたが、其處には又種々の支障も生じて、內地種米栽培の前途にそこばくの憂ひがないでもない。凡そ米質の良否は內因及び外因によりて決せらるべきは勿論であるが、直接要求せらるゝ點は先づ

一、保存に耐へ得ること　二、搗減り少きこと　三、滋養に富むこと　四、食味可良なること　五、外觀の美しきこと

等であらうと思はれる。保存に耐へ得ることは、米自體か保存に耐へ得る性質を有することを必要とすると同時に、安全確實に保存の出來る貯藏法を必要とし、外觀美しきことは品種、耕作法、收穫法等に待つことの大なると共に、籾摺、調製法の如何によることも亦甚だ

大である。而して乾燥の程度が商品としての價値に及ぼす影響の大なること、又籾摺の良否が乾燥の程度と相俟つて商品としての米の眞價を左右することも亦極めて大きいのである。從つて品種栽培法の方面から云へば、出穗偏差の少なる性質を具備する品質を選擇し、且つ又出穗偏差を少からしむる栽培法を勵行すれば腹白、胴割少く色澤可良なるものを得る事となるであらうし、生產した後は乾燥、籾摺、調製に依つて、米の品等が左右せらるゝ夾雜物を除き、碎米の混淆等を少くすることが必要であることは云ふ迄もないことである。

却說內地種米發展上の憂ふべき支障としては種々あらうが、先づ其の尤なるものとして左の諸問題を擧げることが出來る。

一、稻熱病に對する抵抗力の弱いこと
二、米質軟弱にして長期の貯藏に堪へず且つ年により品質上の差異を生ずること
三、南部地方には栽培困難なる事情あること
四、農民の時代的覺醒は米價關係により栽培上一種の思惑を行ふこと

稻熱病は米作上最も恐るべき病害で而も其の傳染力が極めて迅速である爲め、被害面積が廣汎に亘る場合が多く、殊に出穗前に於て侵された時は著しく其の收穫を減じ、且つ品質を阻害し時に收穫皆無に至ることもあるそうである。此の事實は本島に於ては大正十五年員林、

彰化地方一帶の內地種米が大なる被害を蒙り、著しく品質を痛め收穫を減じたことがある。本島は氣溫高く濕氣多き爲め稻熱病に侵され易い事情にあるので、毎年本病が點々として發生し、農民の栽培心を傷け之れが爲め內地種米の進展を壓へられる傾きがあるやうである。

　內地種米は其の質軟弱で彼の秋田、山形米と等しく軟質米であるから、長期の貯藏に堪へず取引上に大なる支障があり、毎年事故米問題を惹起して米關係者を惱まして居るのである。そして此の原因を乾燥不充分に歸し、或は本島の氣象に歸し、或は又品種選擇上の研究不足に歸して居るやうであるが、本島は米の乾燥に對するコンヂションに於て一般的に見て、內地に比較し然く不良也とは云はれない。例へ本島在來式の露地乾燥場にしても、晴天の續く場合に於ては籾の乾燥能率が高く一般が想像するやうに惡いものでなく（尤も土砂其の他の夾雜物混入は免れないけれども）充分な乾燥が出來るものと思はれる。更らに之れをコンクリート或は三和土、或は之れに類する材料で以て築造した天日乾燥場であるならば、晴天三日內外の普通波形攪拌式の乾燥法で必要量の乾燥は出來やう。何れにしても本島としては天日乾燥が產米乾燥の主體でなければならぬ事情にあるから、是等改良天日乾燥場が普及すれば乾燥程度は著しく向上するものと云ひ得る。然しながら天日乾燥は其の名に示す如く、晴天

を條件とするが故に、一度雨天續きともなれば在來式露地乾燥場は實に慘な狀態に陷り、玆に火力乾燥場の必要も生じて來るのであらうが、每年何處かに或は年廻りにより、雨天の爲めの乾燥不良や濡米、發芽米等を生ずることが屢々であり、そしてかゝる乾燥不良の籾が他の乾燥良好な籾に混淆されることゝなり、例へ水分檢定では乾燥不良の成績は出でずとも、事實乾燥不良が混じて居ることにより事故米發生の一因を爲すことゝなるのである。

しかし又餘り乾燥程度の過ぎたものは精白の際米に龜裂を生じ、或は折れ米、碎米の步合多く搗減り多しとの批難もあり、是等の缺陷を品種の特性に於て未だ本島に於ける栽培に適應しないのではあるまいかとの疑問も生ずる譯であるが、從來內地種米は殆ど中村種であつた爲め、是等諸種の缺點を品種の特性に歸して改良の步は進められて居るけれども、現在萬作、竹成、臺中特二號、嘉義晚二號、旭等の品種にして收穫後の取扱方、例へば乾燥の程度等の差で品質や飯味に優劣を生じ、品種試驗に於て品質飯味を査定する際、收穫の時乾燥困難にして且つ從來飯味特に優良と認められなかつた品種が、乾燥殊に良好で從來飯味特に優良と認められた品種を凌駕し、或は米質飯味共に優良と認められた品種にして案外不良なる飯味を表す等の事實に逢遇することが屢々であると云はれて居る。是等の原因に就ては籾の貯藏

中、或は收穫後の乾燥關係より米質に理化學的變化を來すものであるかも知れないが、要するに移出米としての內地種米は品質の上に於て未だ朝鮮米と比肩して內地市場に濶步するの資格を與へられて居ないことは洵に以て遺憾至極である。

更らに南部地方の狀態を見るに稻熱病に侵さるゝ步合が多く、且つ又其の氣象關係より現在の品種中安全確實な適應種はないらしく、概して品質が良くない、而も南部農家は島內消費米として在來種米栽培を墨守する傾向があつて、積極的に內地種米栽培增進の模樣がないやうである。

それに又最近農民の智識向上と通信機關の完備とは一般が經濟事情に通ずるやうになり、農家にして米價の趨勢を看取し、其の栽培に對しても一種の思惑を以て手心を加へると云ふ現象が日に見えて來たことである。乃ち米價の高低により其の翌年の作附面積に增減あるを見るの狀態であり、且つ品種に於ても內地種米、在來種米、丸糯米と前年の價格如何に依り植付けの增減があるやうになつたことは聊か考へさせらるゝ問題であつて、斯く農家が經濟的に覺醒し、眼を廣く世間に注ぐやうになつたことは勢ひ米取引の上にも之が影響を見るに至るであらうことを思はねばならない。

（ホ）　蓬萊米の名に於ける内地種米の聲價と其の將來

以上の如く内地種米にしても諸種の缺點はあるが、之れを在來種米のそれに比ぶる時、其の品質に於て内地市場での聲價に於て全く同日の論でないことは今更贅言を要しない所である。大正十二年内地種米が初めて内地市場に現れた時、讀賣新聞は其の經濟欄に於て『帝國食糧問題の福音』と題し左の如き一文を掲載してあつたことを記憶する。

臺灣總督府では最近内地種子の稻を奬勵した結果過般深川の當業者に見本が這入つたが百斤十二圓で可なりの約定が出來たらしい。其の見本を見るに品質乾燥共に頗る良好で優に東北の本名南部位と匹敵するやうだ、勿論食糧問題が八釜しい爲めの刺戟からでもあらうが、一方には彼の加州へ日本種米を移植して大成功を博したので初めて氣が附いたらしい。是と云ふのも御役人や學者の頭で臺灣は熱帶關係で到底内地と同種子でも内地米と同樣なものは得られまいと諦めて居た爲めであらう。そこへ上記の加州で日本米が非常な立派な成績を擧げたのを見て兎も角試作したのが成功したのなら大して自慢にはならない譯だが、それにしても此の試作の成功から今後一層の奮闘努力を以てしたならば本邦食糧問題の解決は敢へて難事ではあるまい。

又大正十三年十月十八日の神戸米肥日報紙上には左の一文が登載せられてゐたと云ふことである。

臺灣產內地種米に蓬萊米と改稱を薦む　臺灣產內地種米の試食會は、十月十六日神戶米肥市場樓上に於て開催されたるが、列席者は云ふ迄もなく米肥市場內地部の連中であつた。內地部員が內外米に對する經驗智識の中樞であることは今更ら贅言を費す丈けが野暮だ。何れも斯界のお歷々衆である。

所うした專業者が親しく試食せる結果、先づ山陰北陸方面の產米に比し、敢へて遜色はなかろまいと云ふことに一致した。記者の舌には多少甘味を鈇く樣に感じられたけれども、それは氣候の加減で早く成熟するから自然甘味が足りないのだらう。若し水の鹽梅や、火の工合を攻究すれば何とか工夫がつくだらうと思はれる。

殊に飲食店などの丼物に使用すれば、寧ろ斯うした淡白な米の方が好都合かも知れない。而して本品の最有利なのは七八月の交に出廻ることだ。それは一般內地米が稍古米化せんとする時代に於て、新米として顏を出すからである。

聽く所に依れば內地種米とは、最初肥後の中村から移植したからださうだ。そして其の後臺灣に於て最も出來榮への良好なものから種を採るから內地種米と稱するのだと云ふ事であつた。けれども由來人造ダイヤとか、新モスリンとか云へば純眞なダイヤ或はモスリンを模擬して作られたもの、卽ち實際のものに準ずると云ふ意味を含んでゐる。

、模造品が本造品を凌駕する例はない。換言すれば內地種米とは其の看板標榜目的であつて、終始內地米の下位に居らねばならぬ。幸にして品質が優良であつても、模造品は惡い樣な聞えがする。

加州米は立派に獨立的名稱を名乘つて居る。本品も今や堂々と獨り步きの出來得る樣に發育を遂げた。然るに猶祖先の名を繼いで臺灣內地種米と云ふ冗長な名稱を名乘らねばならぬ理由はあるまいと思ふ。

記者は是を「蓬萊米」と改稱し益々米界に覇を爭ふ必要があらうと考へる。

それかあらぬか大正十五年四月、臺北に於て大日本米穀大會が開催せられた時伊澤臺灣總督が名付け親となつて、內地種米は『蓬萊米』と命名せられ、愈々內地市場に雄飛することゝなり今や內地市場なくてはならぬ米として非常な人氣を博するに至つたのである。

本島移出米としての粳米は在來種より內地種へと移動したことは前記述べ來つた如くであり、而も其の移動は向上への目覺しき進展であつた。然しながら未だ決して全幅の發達を遂げたのではない。尙拂拭すべき幾多の缺點あることは內地市場斷然蓬萊米の名に於て橫行濶步が許されない狀態である。

さりながら开は蓬萊米に與へられた宿命的約束ではない。稻熱病に對し抵抗力强き品種の發見も、軟質米を硬質米に變化せしむることも、且つ又蓬萊米栽培に困難の事情ある南部地方に適種を發見することも共に米種改良事業に關する問題であつて、一朝一夕に解決さるべきでないにしても、蓬萊米出現の今日迄の經過を考ふる時決して不可能の業ではないと信ずるものである。今後益々研究を重ね試驗に努め、之れが改良を計つたならば蓬萊米の缺點は悉く除去せられて米質の向上は勿論、本島生產粳米の六七割を蓬萊米たらしめ其の大部分が

移出されることも强ち遠き將來ではあるまい。其の時こそ質に於て量に於て完全に内地米への仲間入りが出來、如實に本島米の商品價値が發揚せらるゝであらう。

糯米は在來種丸糯米の全盛

糯米には品種に於て在來種と内地種とがあり、粒形に於て長粒糯米と丸粒糯米とがあることは既に述べたところであるが、現今に於ける移出米としての糯米は在來種丸糯米の全盛時代である。

長粒糯米は未だ蓬萊米の出廻らざる時代に於ては在米種粳米の混合用となつて島内消費米としても可成りの需要があり、又内地移出米としての需要も多く、其の上在來種粳米に比べ價格も相當高値を維持して居たのである。從つて其の生産額も可成りの數量に上つて居たやうであるが、近來内地の需要が非常に減じて來たのと、島内消費にしても蓬萊米食が增加するやうになつた爲め、在來種粳米との混合に用ひらるゝ數量が尠くなり、加ふるに價格に於て蓬萊米栽培が有利である所から其の產額は減少し、年產額二十萬石そこ〳〵で移出米としては全く問題とされぬ狀態にあり、糯米としては丸糯米の外之れを語る者もない位である。

（イ） 品質的に優越な丸糯米

丸糯米は品種が在來種であると云ふことに於て矢張り以前から存在して居たものであらうが、最近二期作に於て盛んに栽培せらるゝやうになつた。丸糯米は其の發祥地が桃園八塊庄を中心とする一帶の或る地方であつたらうと云はれる丈け、北部臺灣卽ち新竹州及び臺北州を以て其の主產地とせられて居る。そして丸糯米は其の形狀が著しく豐圓短大で色澤が純白であつて恰も鷺の卵に似て居る所から通稱鷺卵糯と唱へられ、本島二期作米の取引は全く此の丸糯米に終始して居る觀がある。

此の品種は他の在來種と著しく其の形質を異にし、草丈け高くして莖葉は濃綠色を帶び、穗形長大にして着粒數多く、穀粒は純白色で豐圓短大である。又風害に對する抵抗力が强い爲め脫落することが尠く、在來種粳米に比べ幾多の優秀な特長がある。唯分蘖少く成熟期の遲延すること、肥料を多く吸收する缺點はあるが、品質良好で粘着力が强く、色澤亦鮮麗であつて、內地產の夫れに比し遜色がないばかりでなく、價格に於て常に內地糯米より低廉であることは、內地市場に大いに歡迎せられ需要頓に增加して、其の時期になれば內地は勿論

朝鮮に到る迄、米商の店頭是こそ臺灣丸糯米の名を以て其の販賣を見ざるなき狀態である。

（ロ） 丸糯米栽培の奬勵狀況

丸糯米の栽培を當局が奬勵しはじめたのは大正四、五年の頃からであるが、それは在來種粳米が定期代用を廢止せられて、過剩米の處分に困惑したことから比較的品質良好で、賣捌きに都合のよい丸糯米の生產を增加し、在來種粳米に代るべき移出米たらしめんとの意圖からであつたことは想像に難くない。其の後逐年增產せられて數年前迄は年產額二十萬石內外に過ぎなかつたものが、現今に於ては移出高實に七十萬石を突破するの盛況を呈するに至り、全く驚異的發展を逐げつゝあるのである。

かくて丸糯米の主產地たる新竹州に於ては第一期作は蓬萊米を、第二期作は丸糯米を奬勵する方針の下に之れが改良を進め、桃園、中壢から新竹、苗栗へと普及し全州下に亘り積極的に增產を計つて居るのであるが、一望見る限り集團して栽培せられて居る關係上、異品種の混入が尠く、兎角惡變し易い糯米が其の純度を維持して居ることは、誠に結構なことで天惠と相俟つて人爲的改良事業の效果が遺憾なく發揮せられて居るわけである。

又丸糯米に就ては弟分とも云ふべき臺北州に於ても、丸糯米の名聲を博することに努める上から、常に新竹州と連絡をとり桃園地方から優良系統の原種を採集して、之れを純系分離し蕃殖して改良の歩を進めて居るのである。臺北州に此の米種が移入せられたのは二十數年前であると云はれ、當時は板橋、新莊に限られて居たのであるが、漸次擴張されて新竹州に亞ぐ丸糯米の主產地となつたのである。然し品種の統一と品位の向上を計る意味から、其の獎勵區域の如きも徒らに擴張することを避けることゝし、宜蘭平野の如き丸糯米の栽培に適しないでもないが、其の低濕であることゝ、收穫期に降雨多くして乾燥甚だ困難で、內地迎年用として間に合はないことの多き爲め、之れを適地とせられて居ない位であり、兎も角散在的に栽培して品質を粗惡ならしむるよりも、適地を撰び先づ品位の向上を計るに專念するに若かずとなし、成るべく臺北平野に集中する方針であるとのことである。

(八) 丸糯米栽培上の種々相

丸糯米は甚だしく晚稻で、十一月に入らなければ收穫が出來ない米であり、而も乾燥が容易でない爲め、市場に出廻るのは大抵十一月下旬となる。ところが內地迎年用として間に合

はするには、遲くとも十二月中旬迄には船積みせねばならないが、其の頃北部地方は往々にして雨期に入る關係上、農家の苦心焦慮は一通りでない。移出米商にしても丸糯米の積み出しには不測の手違ひを生ずこと尠からず、之れが爲め種々の問題を惹起するのである。又此の天候關係により丸糯米相場に急激な變動を招來することが屢々であつて、米商等は全く空と睨み合ひで駈け引きを爲すが丸糯米の取引である。

然しながら二期稻作の成育關係から觀れば、八、九兩月の卽ち生育旺盛期には最も熱を多く要するが、結實期に入れば寧ろ冷涼な氣溫を必要とすることが、植物生育のノーマルな常態であるとしたならば、稻の完全な登熟を成すには、北部臺灣が年に依り幾分の相違はあつても、其の氣象狀態が大概十月に入れば氣溫が著しく低下することは、却つて斯かる氣候が丸糯米の爲めに惠まれて居るとも云ひ得るのである。

兎に角北部臺灣は元來桃園が丸糯米の發祥地であると云ふ計りでなく、地質に於ても丸糯米栽培に適して居るのだと云はれて居るし、氣候狀態にしても、前述の如くである點に於て、中南部地方の丸糯米栽培が增加して來たとは云へ、新竹州及び臺北州が全島產額の八、九割を占め、事實上丸糯米は北部臺灣の特產と謂ふも過言ではない。

又丸糯米を栽培の上から之れを觀るに、從來內地需要の用途が、專ら正月用として取引されて居た頃は、本島生產高の一上一下が其の相場に影響することが多かつた。されば農家は只譯もなく前年の値段にのみ心を奪はれて、前年は丸糯米の値段が高く利益が多かつたからと云ふので競うて栽培せんか、今度は生產過剩に陷つて暴落を見、翌年は前年の失敗に懲りて作付を控へた結果、其の生產減は忽ち內地市場に響いて相場が暴騰すると云ふ風に、常に米高の後を追つて馬鹿を見るの狀態を可成り長い間經驗したので、近來は漸く之れを悟り安定するに至り、斯る無意義な作付面積の增減は少くなつたやうである。殊に內地の用途も近來は啻に迎年の餠用ばかりでなく、菓子の原料又は味淋釀造用とし、或は其他の工業用として販路が擴張せられ、價格に於ても正月前後に格段の値開きを生ずることなく、取引が移出時期中過激なる偏差なくして行はるゝやうになつたことは、生產者にとり非常な便益が得らるゝ譯であり、其の栽培に就いても餘程安心して之れを爲し得ることは、丸糯米の爲め大いに意を强うする所である。

（二）丸糯米の將來

以上述べた如く在來種米中移出米として、移動のあつたのは粳米では短廣種であり、糯米では丸糯米であるが、短廣種は只粒形が內地米に近似して居る而已で、米自體の品質が不良であつたから、一度蓬萊種米が出現するや忽ちにして其の影を潛め、今日では之れが栽培を爲す者を見ざるに至つたのである。然し丸糯米は粒形に加ふるに品質が良好で、而も之れを凌駕する丈けの內地種糯米が出來ないので、在來種丸糯米が依然として隆盛を極め蓬萊粳米と共に、現在に於ける二大卓越品種である。丸糯米は蓬萊粳米が內地端境期に移出される特點を有する代りに、之れは內地市場に於て、一本立ちで賣買せらるゝ强味を有して居り、其の上貯藏竝に輸送中に於ける變質の虞れも比較的少く、米としての條件は寧ろ蓬萊粳米に優るものがある。殊に內地に於ては糯米の栽培が經濟上不利であるとの見地から、一般農家は自家用に供するものを栽培するに止り、販賣用としての栽培は部分的であつて、年々其の產額が減少しつゝある傾向を示して居る所から見れば、丸糯米は將來尙伸展すべき要素を多分に備へて居り、有望な米種たるは一點の疑を容れない所である。

然し糯米は粳米の如く常食に供するものでないから、急速な發展は或は期待出來ないかも知れないが、四圍の事情よりして內地糯米需要の大部分は本島丸糯米に依つて供給せらるべ

き運命を有つてゐるやうに思ふのである。果して然らば、前に丸糯米は品質が良好であると云つたけれども、夫れは本島米に對比しての謂であつて、内地糯米に比較すれば未だ多くの缺點あるは云ふ迄もなく、今後尙一層米種の改良や品位の向上を計らねばならぬことゝなるのである。

凡そ米の硏究は先づ粳米より起つて糯米に移るのが普通であつて、本島米も從來は只一途に粳米の硏究に沒頭して居た傾きがあり、糯米の硏究は餘り深く行はれて居なかつたやうに思はれる。最近漸く所々に糯米が硏究せられて居ると云ふ事であるから、それが益々深く硏究が進んで行つたならば、蓬萊粳米に對し蓬萊糯米の出現をも見るに至るべく、更らに進んでは收穫期の問題にも觸れて、出廻期が早められることゝなり、現在丸糯米の出廻りが正月用としての移出に餘りに切迫して、取引上種々の問題を起すことも、自然矯正せられるものと思はれる。要するに今後丸糯米は非常な改良が加へられ、質の上に於ても量の上に於ても目覺しき發達を遂げ、本島移出米は蓬萊粳米と丸糯米との二者となり、其の移出數量に於ても或は大差なきに至るのではないかと思はれる。

五　檢米制度の變革と檢米上の諸問題

檢米制度の沿革

本島産米の檢査は現在總督府殖産局の直轄事業であつて、米穀檢査所は之れを府内に置き、商工課長が所長を兼務し全島各地の檢査出張所を指揮監督して、檢米上の統一を計つてゐるのであるが、こと玆に至る迄には實に幾多の改廢が行はれ、而も檢米上の批難怨嗟の聲は屡々繰り返されたものである。

抑々本島産米は米自體が多くの缺點を有して居る上に、生産技術の進歩が未だ充分でなく、且つは氣候風土や民情の關係に於て、産米加工上諸種の支障あることは、一定の檢米條件に背馳する場合が多いのである。殊に其の移出港が基隆、高雄の二港に限られてゐることは、檢米施行の圓滑を缺ぐことあり、又島内全般に亘る産米の集貨を檢査することに於て、例へ一定の標準が指示されてあるにもせよ、それが人間業である以上、移出港の檢査認識に往々相違を來すことあるは云ふ迄もなく、而も本島米の需要は全く内地にあり、其の取引はすべて移出港の關門を通過せねばならず、從つて移出港檢米の運行如何が直ちに以て米業者の死

活に影響し、檢米上諸種の問題を惹起するに至るは蓋し當然の歸趨なりと謂はねばならない。又一方需要地たる內地商人は本島米が內地米よりも、遙かに安値を以て其の需に應じて居るにも拘らず、內地米との比較對照の上から品隲を爲して、所謂御得意樣と云ふ立場から種々の苦情や注文や御叱言の絕え間がないのである。

當局に於ても檢米制度の完備を計る爲めには、常に非常な苦心努力が拂はれてゐることゝ察する。世間では本島檢米制度ほど不備不統一なものはなく、而も朝令暮改の尤なるものであつて、殖産當局の無定見も極まれりなどゝ評した者もありしを聞くけれども、凡そ臺灣產業の對策中、其の生産の上から、其の商品價値向上の上から、其の取引發展を期する上から、何れの點からしても米位當局にとり苦手の相手は恐らく他にあるまいと思ふ。

本島に於ける檢米事業は、明治三十六年臺中廳に於て、廳令の下に組織せられた米商組合が、管外搬出米に對し檢査を施行したのが其の濫觴である。翌三十七年八月總督府は府令を以て『內地移出米檢査規則』を發布し、先づ臺北、基隆に檢査所を設置し、次で翌年安平、高雄(舊打狗)の兩港に檢査所を增設したのである。斯くして本島から內地に移出する米穀に對し、普く檢査を施行することゝなり、爲めに本島米の面目漸く一新され、內地仕向地に於け

る本島米の聲價も日を逐うて揚るやうになつたのである。

玆に於て各地方も亦地方的檢査の必要を認め、臺中廳の例に倣ひ彰化、苗栗、嘉義、鳳山阿緱の各廳相次いで廳令を發布し、組合事業として管外搬出米の檢査を實施するやうになり、爾來八、九年の間は總督府施設の移出米檢査と駢立して行はれてゐたのである。

想うに本島米は古くから、其の剩餘米が對岸支那に輸出されてゐたのであるが、本島が帝國の領有となるに及んでも、當時は本島米の內地移出は殆ど見るべきものなく、時に外人米商や、糖商等の間に少量の移出が試みられたる程度のものであつたが、明治三十五年頃より三井、大倉等の政商が本島米買付に手を染むるやうになり、漸く本島米の島外搬出と云ふことが、世上の注意を喚起するに至つたのである。而も時恰も日露國交愈々急を告げ、三十七年戰端は開かれたのであるが、其の軍用米或は是れに因る內地米價の騰貴を見越して、彼等政商が本島米大量買付を行つたものであつて、之れに刺戟せられ本島米の內地移出取引を爲さんとする者が簇出するやうになり、玆に當局も移出米檢査施行の必要に逼られ、本島米の內地移出に關する檢米規則の制定となつたものであらう。

検米制度の變革

本島産米の移出檢査事業は、明治三十七年より漸く總督府の事業として著手せられたのであるが、其の生產額は逐年增加せられ移出高亦漸く多きを加ふるに及び、基隆、高雄の兩移出港のみにては、埠頭の混雜や檢米上の不便が尠くないので、更らに臺中、彰化に各移出米檢査所を設け、續いて宜蘭、臺南、鳳山等にも移出米の檢査所又は其の出張所を置くことゝなり、移出港の移出檢査に先ち、產地に於ける移出米の檢査を行ひ、移出港に於ては單に之れが監督を爲すに止め、移出港の檢査事務緩和を計つたのである。爾來物換り星移り、時代は超スピードの目まぐるしき世となり、檢米制度亦慌たゞしき變革を經て今日に至つたにも拘らず、其の漸く辿り著いた所の檢米方策のそれが、單一化移出米檢査として產地各驛に於て移出檢査を行ひ、移出港に於ては單に之れが立會を爲すと云ふ現行制度であつて、檢米制度創設當初の此の檢米方法に還元せられたことは、聊か皮肉の感がないではないが、其處に米問題の解決が如何に定木にはまらず、理論に從はざるかを思はしめ、言ひ知れぬ興味を覺ゆるのである。兎も角斯の如く地方搬出檢査と、總督府施設の移出米檢査が存在したことは、

總て搬出檢査と移出檢査とが分立するの端緒を作つたものであつて、是當時の所謂原檢査と再檢査である。

（イ）臺灣米穀檢査規則の發布と檢米事業の統一

明治四十五年六月府令第六十二號を以て、總督府は『臺灣米穀檢査規則』を發布し、檢米事業を統一し以て地方檢米機關の擴張と同時に、本島米移出檢査の完全を期せんとしたのである。乃ち曩に發布した所の『內地移出米檢査規則』は之れを廢止し、同時に基隆、蘇澳、臺北桃園、中壢、新竹、苗栗、苑裡、葫蘆墩、臺中、草鞋墩、烏日、大安港、沙轆、鹿港、彰化員林、斗六、嘉義、臺南、安平、打狗、鳳山、阿緱、東港の二十五箇所に檢査所又は其の出張所が設置せられ、各廳令に依る組合組織下の檢米事業は最早存續の要なきのみならず、却つて總督府施行の檢米事業と重複煩雜を來すことゝなるより、漸次廢止されてしまつたのである。そして各檢査所は其の管內に生產する米は內地移出は勿論、外國輸出たると將又島內搬出たるとを問はず、苟も管外に搬出するものは悉く之れを檢査し、尙移出米は基隆、高雄の兩港に於て最も嚴重なる再檢査を執行し、萬遺憾なきを期することゝなつたのである。玆

に本島米檢査制度の基礎は形づくられ、他面米種改良事業の著手と共に、益々本島米の聲價發揚に邁進することゝなつたのである。

凡そ米穀の檢査は生產檢査と、移輸出檢査とを併せ行ふべきものであらうが、本島に於ては其の品質や、收穫時期其の他貯藏施設の關係等より、古來籾を以て貯藏する慣習であり、又籾の取引が甚だ盛に行はれる爲め、生產檢査は充分に之れを行ひ難き事情に置かれてゐる。從つて本島の檢米制度は、搬出及び移輸出檢査の範圍に屬するやうで、內地とは稍其の趣を異にしてゐるのである。

(ロ) 地方制度の改正と檢米事業の地方廳移管

却說本島米の檢査は其の後移輸出搬出とも、總督府殖產局の附屬事業として、各米穀檢査所に於て施行せられて來たのであるが、大正十年地方制度改正の結果、總督府の管理を離れ移輸出搬出とも各州廳に移管せられたのである。

乃ち產地搬出檢査は各州廳各自の專行に委し、移輸出檢査のみは全島的に統一の必要もあり、且つ又其の移出が矢張り基隆、高雄の兩港に依らなければならない關係上、五州移出米

檢査組合なるものを組織し、共同して之れを處理することゝなり、同年九月『改正米穀檢査規則』が施行されたのである。

本島米の檢査事業が全く中央集權より地方分權に移轉し、而も移輸出檢査のみが地方共同の下に行はれると云ふ、統一より分立へ、單一より複雜への反則逆行が斷行せられたことは、本島檢米制度上其の結果の可否は別として、慥かに一異彩を放つものであつて、今玆に其の組合規約なるものを錄し、以て後學の資となすであらう。

米穀移出檢査組合規約

第一條　本組合ハ臺北州外四州米穀移出檢査組合ト稱ス

第二條　本組合ハ臺北州新竹州臺中州臺南州及高雄州ヲ以テ之レヲ組織ス

第三條　本組合ハ之レヲ組織スル各州管內ニ於テ生產シタル米穀ノ移出檢査事務ヲ共同處理スルモノトス

第四條　本組合ノ事務ハ臺灣州施行令第六十八條第二項ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ指定ヲ受ケタル管理者（以下單ニ管理者ト稱ス）之レヲ擔當ス

第五條　本組合ニ左ノ職員ヲ置ク

一　檢査員　　若干名

一　書　記　　若干名

第六條　檢査員及書記ノ命免ハ管理者之レヲ專行ス
檢査員ハ管理者ノ命ヲ承ケ米穀移出檢査ニ關スル事務ニ從事ス書記ハ管理者ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條　本組合ハ米穀ノ移出檢査ヲ執行スル爲メ米穀檢査所ヲ置ク其ノ名稱及位置左ノ如シ

臺北州基隆郡基隆街　基隆移出米檢査所
高雄州高雄郡高雄街　高雄移出米檢査所

第八條　本組合ノ經費ハ前々年度ニ於ケル各州産米ノ移出袋數ニ按分シテ各州之レヲ負擔ス

以上の如き組合規約の下に、各州廳專行で檢査した搬出米に對し、移出檢査が行はれることゝなつたのである。そして組合管理者は云ふ迄もなく臺北州知事であつた。さりながら本島の檢米事業たるや、それが總督府直接の管轄下にあつてさへも倚且不統一が叫ばれ、産地檢査と移出檢査との間に、動もすれば檢査認定上の相違を來して、其の權威を云爲する者さへあるに、産地檢査が各州專行であり、移出檢査が委任執行である所、如何に考へても其の檢米事業に連絡がとれ、統一が保れて圓滿なる業務の遂行が爲されて行かう筈がなく、幾多の不備缺陷や不便が發見せられたるは勿論、檢米上忌まはしき問題さへも惹起する等、全く囂々たる批難攻擊裡に該制度は改正せらるゝに至つたのである。

（八） 搬出檢査及び移輸出の檢査二重制度と檢米事業の分立

大正十三年三月十八日府令第二十六號を以て、總督府は三度檢米規則の改正を行つたのである。改正規則は搬出檢査と移出檢査及び輸出檢査の三種とし、搬出檢査は各州知事又は廳長之れを行ひ、移出檢査及び輸出檢査は臺灣總督之れを行ふのであつて、即ち産地檢査は之れを地方執行に委し、唯移輸出檢査丈けを總督府事業として之れに當り、移出米の品位向上を計つて檢米制度設定の目的を達せんとしたのであるが、是れ固り檢米制度上新機軸を出したものでなく、檢米事業草分け時代に於ける、中央と地方との二重制を再現したに過ぎないものであつた。

斯の如く檢米事業が中央と地方と對立して行はるゝことは、各々其の立場を異にする上に於て、自ら檢米上の責任分擔となり或は回避となり、又其の業務遂行に就いても、時に意見の相違を來すことあるは免れ難く、其處に檢米不統一の悪聲を聞くに至るは當然の歸結と謂はねばならない。

由來檢米に對する米業者の批難怨嗟は、多く搬出檢査と移出檢査との認定不一致にある。

搬出檢査に於て合格せる米が、移出檢査に於て不合格となつた場合、産地より移出港迄積み出されたものを、再び産地へ逆送することは、本島米の取引事情がしかく容易に之れを爲し得ないので、米業者の蒙る苦痛損害は決して鮮尠ではないのである。而もそれが移出港に於ける品質の悪變明かなものであれば、敢へて批難怨嗟を放つ者はあるまいが、單に檢査員の肉眼認識の些少な相違から、合格不合格が宣告される時、其處に不安は孕み疑心は生じ不平となり怨嗟となり、或は誹謗となつて種々の弊害を釀すことゝもなるのである。茲に復た又此の産地、移出の分立檢査批難の聲は高く、且つ檢米事業統一の主旨から檢米制度改正は餘儀なくせられて、四度改正が行はれることゝなつたのである。

（二） 現行制度と檢米の單一化

大正十五年六月三十日府令第五十四號を以て、總督府は現行制度の檢米規則に改正したのである。茲に漸く産地移出の兩檢査が總督府直轄となつて、檢米制度の中央統一が期せらるゝに至つた。そして該規則は昭和三年九月一日其の一部改正が行はれたきりで今日に迨んでゐるのである。

現行檢米制度は、其の事業の全體が總督府に統一されてゐることは云ふ迄もないが、從來の產地搬出檢査と、移出港の輸移出檢査の二重制度を廢し、產地檢査は主要各驛に檢米指定倉庫を設け、其處に於て移輸出檢査を行ふのであつて、乃ち移出檢査が各產地に延長された形であり、從つて受檢申請者にとりては、搬出檢査の手數と手數料とを免れる譯である。然し產地各驛の移出檢査合格を以て、直ちに船積みが出來ると云ふのではない。移出港に於て更らに米穀檢査員の立會を求めなければ、船積みが許されないことになつてゐるのであるが、此の移出港に於ける立會檢査ある故を以て、未だ純然たる單檢査制度ではなく、檢米制度統一を云爲するは早計也と云ふ者もあるけれども、產地各驛の檢査より船積みを爲す迄には、相當の時日を經過することに於て、而も規則の上に檢査の有效期間を設けたる以上、本島米の品位向上の見地からしても、船積みに當り檢査員の立會を求め、其の許可を受くべきは當然の義務であると謂ふべく、尠くとも本島檢米制度が明快に移出檢査なる命題に於て、單一化せられたことは一大進步也と云はねばならない。そして產地合格米が移出檢査に於て直ちに不合格となつたり、移出港に於ける檢米狀況を無關心に、產地檢査が行はれるやうなこともなくなつて、事實上檢米の連絡統一が計られることゝ思ふのである。

以上の如く本島檢米制度は中央と地方との間を、輾轉移動して其の歸着する所を知らぬ狀態であり、而も其の間問題は絕へなかつたのであるが、玆に一定方針の下に中央に於て統べらるゝに至つたのであるから、今後規則の內容に一部の改正が行はれることはあつても、恐らく此の中央單一制度は不易のものであらう。否斯くあるべきを信ずるものである。

(ホ) 規則の一部改正と包裝麻袋の再使用認可

昭和三年九月一日改正せられたのは、第二條中の文句と、第九條第一項、第十三條中の色別變更、第十四條中に於ては再檢査に對する包裝麻袋の再使用を認め、同時に第三十四條中に於て、不正手段の罰則を加へて申請者に對する寬嚴を調和し、そして生産者の利益に重きを置き、生産者の立場を尊重した點は全く異色と云ふべきである。乃ち規則改正の理由を聞くに、改正前の檢米規則には一度檢査を受けたものは、直ちに認定に依つて夫れ〲包裝面に證印を押捺して居たのであるが、斯くては尙移出に堪へ得る袋であると否とを問はず、再び檢米用として使用し得ないのである。故に不合格の證印を受けたものは、檢査手數料を失ふ外、袋代をも損失することになるから、一般に甚だしい苦痛としたのである。そこで前制

度に於ては、是等の脅威に依つて受検者が調製其の他製米上に注意を拂ふべく、之れを以て米の品位向上に資せんとする意圖に出でたものであるけれども、臺灣米は未だ格付により取引される程度に至つて居ない爲め、生產者は優等米でも三等合格米程度に緩和して調製上の混米に使用する狀態であり、所謂グレシャムの法則は啻に制度上の規矩準繩を以て之れを矯め難きものあり、其の品位向上を促さんとするも能はざる結果を示したので、寧ろ包裝麻袋の如き一度使用したからとて一律に再使用を禁ずるを避け、受検者をして幾度でも調製改裝せしめ、實際的の品位向上を計るに若かずとの見地から、其の移出に堪へ得るや否やを標準として、受検し得るやう改正したのであつて、受検者から何等かの申出がない限り、證印を押捺しないのであるから、幾度使用するも差し支へないことになり、此の點が改正の眼目であるとせられ、眞に民意に副ふ制度たらしめたい精神に外ならないと云ふことであつた。然しながら苟も商品として、內地に移出する米である以上、生產者の意を迎へることのみが萬全の策ではなく、包裝麻袋の再使用は遂に內地需要者側の反對を蒙り、折角の改正も千慮の一失として世の批難する所となつたのである。

檢米上の諸問題

(イ) 惡米防遏の上から不合格米移出禁止の要望

本島米が內地移出の機運を促進し移出米商の勃興を呈するに至つたのは、明治三十七八年頃からであつて、檢米制度の創設も矢張り此の時代であつた。其の以前に於ては米商勝手に無檢査米の移輸出が行はれ、包裝斤量亦自由であつたことは云ふ迄もない。從つて品質の良否に就いても然かく重大視せられて居なかつたことゝ想像するのであるが、檢米規則が發布せらるゝに及び、漸く其の面目を改むるに至つたものゝ、當時は所謂創設時代、試驗時代のことゝて、檢査標準米の査定、檢査員の技能等未だ練熟して居らず、當局に於ても檢米方針の確立を期し難きものあり、他面に於ては本島米の餘剩を出來得るかぎり多く移出せんことに汲々たる有樣で、寧ろ移出米檢査なるものは品位の向上と云ふことよりも、移出米增進の爲めに、便宜を與ふることを努めたものであるとも云ひ得るのである。

その後本島米の生產增加に伴ひ、內地移出も遞增の一路を辿つて、內地市場漸く本島米の名も高まり、明治四十五年檢米規則改正と共に、當局の檢米制度に對する方針も確立したか

に見えたけれども、矢張り斷乎として無檢査米や不合格米の移出を禁ずるに至らなかつたのである。之れが爲め本島移出米中、無檢査米、不合格米の混入あるを見、而も相場の關係により、是等惡米の移出甚だしきことあり、折角の良米も此の惡米に驅逐せられ本島米批難の因を爲すに至つたのである。

偶々大正初年の交に於ける內地取引所の受渡代用廢止問題あり、其の排斥の理由が一つに品質粗惡にあつたので、本島米の品質改良が絕叫さるると同時に、不合格米の移出禁止が要望されたのである。然しながら一面本島產業開發の大局から觀る時、今漸く本島產米の內地移出が伸展せんとする時に當り、只單に內地市場一部に於ける品質粗惡の聲に脅へて、直ちに檢査の嚴格を以て之れに對することは、移出米取引の進展を阻むのみならず、本島の米作は年により作柄の良否に著しき差を見ることある爲め、斷然不合格米の移出を禁止することは策の得たるものにあらずとの見解もあり、且つ又一つに檢查制度の力に依つて而已品位の向上を期待するは、木に倚つて魚を求むるの類にして根本的に米種改良に精進すべきであるとの說もあつて、當局に於ても規則の上から不合格米の移出を禁止するを避け、各檢查所に對し檢查上の注意を諭達して、移出米の品位向上に努めしむるに止めたのである。

（ロ）　丸糯米の不合格移出問題

本島米の品質云々は之れが移出の初めより、蓬萊米全盛の現在に至る迄常に聞かされる所であり、其の原因は或は米自體に歸せられ、或は檢米制度の缺陷に歸せられ、或は又米商等の不德に歸せられて、御得意樣の御無理は默して問はざるが商家の憲法也とは云へ、思へば本島米受難の日は實に永い。

前にも述べた如く本島米の定期代用も品質粗惡の廉を以て手嚴しく排斥せられ、移出の業も望み斷へたらんかと悲觀されたのであるが、內地市場の本島米に對する好惡は、決して品質のみに依つて左右せられるのではなく、其の因由する所一つに內地米の豐凶による米價の高低如何に繫つてゐるのである。故に內地米不足の場合は品質問題などケロリ忘れたかの感ありと云ふも强ち虛構の言ではあるまい。乃ち大正十年の暮に突發した丸糯米の不合格移出問題がある。玆に檢米上の問題として紹介し、併せて前言の明しを立てることゝしやう。

當時の檢米規則に於ては、不合格米の移出を禁じて居たのではなく、唯移出米商組合定款第八條に依つて之れを抑制し、違約者に對しては過怠金を徵收することゝなつて居たのであ

るが、本問題を記するに當りては順序として、先づ其の頃の檢米事情を述べて置く必要がある。

却說當時の檢米制度は、產地檢査と移出檢査の二重制であつたから、產地檢査では立派に三等合格米として積み出された米が、基隆、高雄の移出港に於て再檢査の場合、不合格又は再調を命ぜられること多く、是れが爲めに米商の蒙る損害迷惑は非常なもので、一方內地賣先きには契約不履行の責任を負ねばならぬ場合も生じ、さりとて一方代金皆濟の產地買付先きに損害の請求も叶はず、而も不合格米は否でも移出港に於て棄て賣りをなさねばならぬ狀態で、其の難澁さ全く想像に餘るものがあつたのである。

殊に移出港に於て再檢査の結果、不合格米と檢斷した場合は、其の不合格米少量に不合格檢斷の理由を附して、其の米の產地檢査所の監督官廳たる州廳に通牒するのであるが、之れを受けたる州廳は、更らに此の次第を原產地檢査所に通知するのであるから、移出港に於て不合格と檢斷した其の通牒が、原產地檢査所に到著する迄尠くとも一週間を經過し、原產地檢査所は自己が三等合格米として檢査した米が、移出港に於て不合格となつたことを知らず、矢張り其の手心で合格米として檢了するのであるから、移出港に不合格米の堆積するは當然

のこと謂ふべく、當局の緩慢さ加減全く言語同斷であつた。

されば産地検査の粗漏、不徹底又は産地検査と移出検査と連絡統一を缺ぐものとして、批難の聲は高く、本島検米の威信全く地に墮ちて、商取引の確保を維持すべき検米制度は却つて之れを阻害するものであるとさへ極言せられたのである。事實又検米上の缺陷不統一不親切、而して又其の間に横溢する忌まはしき弊害に至つては全く膚に粟するものあり、本島検米史上其の亂脈を極めたる此の時代に盡きたりと云はれた位であつた。

移出米商等は組合定款に於て不合格米の移出を抑止し、之れが反則者に對しては精神的懲戒は云ふも迄もなく、過怠金の制裁迄定めて居ても、斯の如き移出港再検査の狀態に於ては、不合格米の移出を爲さゞらんとするも能はぬ次第であつて、非常な困却に陷つたものである。然るに之れに對する當局の態度は頗る冷靜なもので、移出米商組合が大正九年十一月十五日附殖産局に對し、米穀移出検査に於て検米の際、不合格米を移出した組合員を發見せられた場合は、其の者の住所、店號を知らして戴きたいとの請願を爲したに對する臺北州を經ての當局の示達は左の如きものであつた。

（前略）本件の如きは同業組合當然の仕事なるにも不拘從來の採りたる方法は形式的にして十分の努力を

試みたるものと認むるを得ず假りに陳情の如き方法を執りたるとするも猶且徹底的に豫期の目的を達成することと不可能と認めらるゝに付貴組合職員を移出港に配置し一層嚴重に取締相成度其の筋より通牒の次第も有之候條……右示達す

當局示達の如く組合をして不合格米移出の取締を爲さしむることは、實際上不可能であり且つ組合に於て特に不合格米移出監視員と云ふやうな職員を設け、移出港に派出せしむることも言ひ易くして實行甚だ困難であり、殊に經費支出のことも考へねばならず遂に之れを實行しなかつたのであるが、當局の態度にしても以上の如きものであつたから、玆に本問題たる丸糯米の不合格移出事件が行はれるに至つたのである。

此の年内地は糯米の大不作で、其の需給が大いに憂慮せられ、本島亦丸糯米の作柄不良にして檢査標準米に合格するもの尠く、殊に當時に於ける本島二期作の丸糯米は、生産額僅々十五六萬石に過ぎず、移出餘力二十萬袋内外であり、剩へ産地檢査合格米が、移出港に於ける再檢査で不合格となつて、移出不能となるもの多く、從つて止むを得ざる契約の不履行が頻發するに至り、流石の内地米商も之れには全く困惑して、移出再檢査不合格米敢へて辭せず、産地檢査合格米でさへあれば何でもよし、兎に角契約米の積み出しを切望する旨の督促

電報は、櫛の齒を引いて移出米商の店頭に飛來することゝなり、殊に内地各地の米仲介者が態々來臺して懇願する等、品質の問題など頓と口にせず、只一途に一日でも早く丸糯米の移出を强要したものである。

玆に於て移出米商に於ても、之れに動かされて組合定款の禁止條項を無視し、過怠金承知の上で之れが移出を敢行するに至つたのである。ところが此の不合格丸糯米の移出は、移出米商の悉くが之れを斷行したのでなく、中に之れを爲さない者のあることは、組合定款解釋上の意見相違となり、本島移出米の聲價維持を主張する純理論と、取引當面の善處を高唱する實際論との抗爭となつて、共に相讓らざる有様であつたが、之れは檢米規則の上では不合格米の移出に對する制裁がなく、移出米商組合の問題として解決せねばならないことで、其處に組合長の採りたる處置に對する反對や攻擊が起り、或は内臺人米商の感情的縺れも生じ、問題は問題を生んで隨分紛糾を極めたのである。而して此の問題は當時の本問題を主題として開催された、移出米商組合臨時總會の模樣を記述すれば、大體其の如何なるものであつたかを知ることが出來やう。

時は大正十年十二月一日、場所は鐵道ホテル、總督府より松岡事務官、金子、泉兩屬官、

臺北州よりは高田州知事、貝山屬其他係官臨席、先づ組合長鈴木氏は不合格丸糯米を組合定款第八條但書に依り移出するの可否を大熊理事に朗讀せしめそれより議事に入り、瑞泰商行上野氏により論戰の口火は切られた。

瑞泰商行上野氏　本年の本期丸糯米は産地一體不作の爲め品質良好ならず産地検査に於て合格したる糯米が基隆移出港に於て不合格となるもの大多數を占め商人の迷惑此上ならず依て此の問題を惹起したる原因を明かならしむる爲め組合を代表する組長が公平なる眼を以て産地の状況及移出港に於て大多數不合格となる眞相を調査して頂く様過日願ひ置きたるが御調査の結果を承りたし

鈴木議長　只今瑞泰商行の御質問は本問題とは直接の關係なき様に考ふるも大要其の經過を述べんに此の問題を起したるは十一月十八日同二十一日の兩日に於て瑞泰商行が移出再検査を申請せられた糯米の内全部若くは十中八九迄移出不合格となりたるに原因し自分は差し支へあり大熊理事が基隆及新竹州に出張し調査を爲し又交捗した結果新竹州でも大いに諒とせられ嚴重検査勵行方を管内検米所に嚴達する旨を約せられたり又同州下今期總收量の内不合格米は約二割内外とのことなり

大永興業許丙氏　不合格米移出者に對しては定款を勵行せらるゝ組合の方針なりや

鈴木議長　役員中にも違背者ある模様なるも勵行の方針なり

瑞泰商行上野氏　最近の新聞紙上にて當局の御主旨並に組合の意のある處は了知せしも目下糯米は季節物のことゝて一日も猶豫出來ず内地よりは再検査不合格米でも産地三等合格品なれば差支なし送り

くれと云ふ電報が多數到著しおり今年の如き不作にして品不足の場合は農民は勿論吾々移出商人の爲めには不合格米と雖移出したる方宜しと思ふ尤も不合格米を合格米に混入し移出する如きは不都合と認むるも不合格米は不合格米として內地取引先の諒解を得値段の引合ふ所にて移出するは不可なく別に本島糯米の聲價を失墜する憂なしと思ふ本年の如き特別の場合は定款第八條但書の決議を爲し當局の御許しを得て移出するを適當と認む

三井物產三島氏　不合格米を移出するとしても內地取引先に於て諒解の上なれば差支ないとの御說であるが內地取引先の商人に對しては夫れで宜いとしても其の不合格米が轉々して消費者の手に移り餅となつて現れ多數消費者の不評判を買ふに至つては折角多年築きあげた臺灣糯米の聲價を失墜することになりはすまいか

瑞泰商行上野氏　只今三井物產の御說に依れば內地商人は承知しても消費者の不評判は免れぬとのことなるも合格品には尙一等より三等まであり一等合格品を消費したる者が三等合格品を消費したらんには其の消費者の批評は果して如何例令ば產地三等合格品は移出再檢査に於て不合格となるも其の差僅かに一階級而已敢へて產地不合格米となりたる無階級の粗惡米を移出すると云ふ譯にあらず故に斷じて聲價を墜すと云ふ患ひなし殊に內地買主は本年の糯米不作を承知し居ればなり

瑞昌商行古賀氏　臺灣米の聲價を揚げたいことは當局は勿論吾等商人に於ても寸毫の異存はない併し本年の糯米は非常な不作であり故に檢査の標準を前年の米に據るは餘り嚴重に過ぎはせぬか米は其の年に豐凶ありて一定せず故に其の作柄に應じて適當の處置を執るべきは當然なり聞く所によれば今回の

不合格問題の起りは產地に於ては今期糯米作柄に見て檢定し移出再檢查は嚴格に前年の標準米を標準として檢定したもの丶如し果して然らば其の是非何れにあるかは別として其の統一を缺きたることが吾等米商に影響したものと云ふべく甚だ迷惑なり今期糯米の移出餘力を二十萬袋とし時價五百萬圓であるが其の二割內外が移出不能となるとせば實に百萬圓以上の損失である目下の本島經濟狀態より考へ此の損失金額は決して尠しとせず不合格米を移出することは今年の事情として農民の爲めにも米商人の爲めにも本島經濟の爲めにも寧ろ利益にはあらずや今瑞泰商行の云はるゝ通り現に私の店にも內地取引先より不合格米でも宜いから早く送つてくれとの電報が多數來てゐる瑞泰商行說に贊成である

瑞泰商行上野氏 三井物產にては不合格米を移出すれば本島糯米の聲價を墜すと云はれるが產地に於て立派に三等合格米である以上聲價を墜すと云ふことを心配する程のことはあるまい又定款第八條に依るも其の但書に於て特別の場合あるべきを豫想して總會の決議さへあれば移出して宜いと云ふ餘地が存して居るので第八條は絕對的不合格米移出禁止の條文ではない。且又糯米積込の爲め用意された船會社の船腹を如何にするか吾々米商の迷惑は固より船會社の手違ひも甚だしく困つてゐる何れにしても本期の不合格丸糯米を移出することは機宜を得た處置と思料す

竹田商店 緊急動議として伺ひたし本日の臨時總會は正式の招集なりや

鈴木議長 臺灣重要物產同業組合規則に依れば組合總會の招集は少くとも一週間前に通知を發すべき事になつてゐるが定款に別段の規程もないやうであり寸時を爭ふ問題であるから善意に解釋して招集した效力の如何は御臨席の當局より承ることにす可し

高田臺北州知事 組合の總會は其の開會七日前に招集したるにあらざれば效力なし從つて如何なる決議を爲すも無效なり

高田臺北州知事の此の宣告により、總會は何等の議決を爲し得ずして流會の形となつたのであるが、其の後依然として不合格丸糯米の移出は行はれたけれども、之れが爲め内地より丸糯米の品質に對する苦情もなく、荷受け上の問題も起らず取引は完全に終結を告げたのである。然るに問題の縺れは翌年に持ち越され、過怠金徴收の不徹底、不服從等容易に解けなかつたのであるが、結局殖産局長川崎氏や商工課長田阪氏等の意見も、年の豐凶、作柄の良否に依り、斷然前年の標準米等級をつけ難き場合あり、而も不合格米の絕體的移出禁止は、本島米の現狀より未だ之れを望み難く、本島米の移出に對し一つの特例を設くべきが至當也としたのである。斯くて丸糯米に對しても、三等合格米に近かき不合格米の移出を認むべしとのことゝなり、從つて過怠金徴收問題の如きも自然消滅の形となつてしまつたのである。

(ハ) 不合格米移出禁止と檢米不統一の絕叫

檢米不統一の聲は檢米制度創設以來每度のことで、敢へて珍らしいことでないにしても、

前に述べたやうな、不合格米の大量移出が公然と行はれたことは聊か其の機を異にし、而もそれが爲め米界不測の紛擾を惹起するに至つたことゝて、檢米不統一の批難は愈々深刻となり、眞劍となり、そして愈々喧しくなつたのである、玆に察する所ありてか、大正十三年の規則改正とはなり、不合格米の移出は規則の上から之れを禁止せられ、但特殊の事情ある場合に限り、等外米の移出を爲し得ることの但書を附して萬一に備へ、玆に初めて移出米等級に對する確乎たる信念が樹てられた譯である。此の規則改正に當り、喜多殖産局長が發表せられた意見の一端を左に記して見やう。

今回の檢米規則改正に於て特に注意したるは新たに等外の一等級を設けたことである。從來天災凶作等非常の場合は、標準米の品質に手心を加へて、不合格米增加を緩和し、以て移出貿易に於ける渡米不足より生ずる支障を避けたのであるが、斯く豐凶に依つて、標準米の品質を異にすることは、取引上甚だ面白くない。何となれば、年の豐凶に依り標準米の品質を異にすることは、取引上の安全を害し、本島米の聲價を損ふ所以である、且つ又檢査員に於て、去年三等米として檢査した品質は、今年の三等でないと云ふ風に、檢査の如き熟練と經驗との上に立つ職務にあつては、其の正確と迅速とは到底望み難い。故に改正規則に於ては、三等の下に等外の一級を置いて、天災凶作等の場合には一定の期間に限り之れが移出を許可して、移出貿易の圓滑を圖ると同時に、標準米の品質は作物の豐凶に拘らず、一定不易のものとする方針を執つて、取引上の安全、檢査の能率增進を期した次第である。是等等外米の移出

は個人又は一部當業者の申請に依り許可するにあらず、天災凶作等の爲め、總督が其の必要を認めたる場合に於て許可するものにして、極めて稀に起るものである。諸君の如く直接民間と接觸する職にある者は、常に態度を公明にし、一意專心清廉潔白を念とするにあらざれば、誘惑の虜となり、身の破滅を招くに至るのである。此の點に就いては機會ある毎に、諸君の注意を促してゐたのであるが、苟も忌はしき事件を見るは誠に吾々關係職員の恥辱である。今後一倍の注意を拂ひ、互に相戒めて遺憾なきを期せられたい。

かくて產地搬出檢査は各州嚴重に之れを行ひ、移出檢査は總督府に於て是れ又嚴格に執行せられることゝなり、中央、地方相協力して檢米上遺憾なきを期せんとしたのであるが、それが二重制度たる以上、肉眼の檢査認定に相違を來すは免れ難い所で、其の兩檢査各々嚴格なることは、却つて檢米不統一の批難を叫ばしめ、米界の問題とし云へばそれが檢米上の苦情たらざるなき狀態となつたのである。されば當局に於ても、一方內地市場に於ける聲價に重きを置き品位の向上を計らんとして檢査の嚴重を以てせんか、產地と移出港との檢査不一致より米取引者の損害を招いて移出米取引の氣勢を殺ぐ傾きあり、一方產業政策に於ける增產計畫は著々進捗して、逐年移出の增進を計らねばならぬ立場にあり、玆許全くヂレンマに陷つた形で、其の苦心の程は充分察せられるけれども、檢米事業の統一を缺いで居たことは

如何にしても、之れを蔽ひ隱すことの出來ない事實であつた。

其の甚だしき例としては、同じ移出檢査に於てでさへ、或る移出商が甲の檢査員より合格の證を得て船積みせんとする際、通りかゝりの乙檢査員がサシを入れて、忽ち不合格として再調を命じ船積みを阻止したと云ふことも聞いたやうであり、又北部の精米業者某が、其の積み出した産地合格米の二、三車が基隆に於て悉く不合格の印をベタ〳〵とやられ、痛憤やる方なく總督府商工課に到り、居合はせたる役員を捉らへ、卓を叩き目をいからし散々當局の處置を罵倒して、譯を知らぬ役員をして茫然途方に暮れしめた等の悲喜劇も演ぜられた程であつた。殊に甚だしきは運送店と共謀して合格印の盜用を計つた不埒漢も現れて、世人を顰蹙せしめた不祥事もあつたのである。而して一方移出港に堆積する不合格米の處分を如何にすべきか、又其の責任を何れに歸すべきかに就き議論沸騰、本島米界は全く喧々囂々の裡に終始せりと云ふも強ち過言ではない狀態であつた。

そして又折角設定せられた所の等外米の移出にしても、之れを許可するや否やは、一つに當局の裁量にあり、米自體の聲價向上と云ふことゝ、米の移出增進を計ると云ふことゝ其の何れを主とし從とすべきかに就き、等外米の移出を爲し得る規則の運用上、當局と米業者と

の間に自ら意見の相違を來して、容易に之れが施行を見ざることは、中に棄鉢的一種の反抗から、規則違反を承知しつゝ不合格米の移出を爲す者、或は移出港以外の地より輸移出を試みんとする者も現れ、依然として不合格米や無檢査米の移出を根絶するに至らなかつたことは、是れ已むを得ざる事象也と謂ふ可く、而も此の規定では移出檢査を受けざる米の移出に對しては罰則の明定があるけれども、不合格米の移出は單なる禁止であつて、之れが反則者に對する絕對的制裁の明文なきことは、唯檢査員の告發に依つて之れを論ぜねばならぬことは云ふ迄もなく、其の反則に對する原因や制裁の分量、及び反則の責任が檢査員の不法なる規則行使に因由するにあらざるか、又は反則者の惡意的違反にあるか等に就いて自然法廷上の爭を釀成することゝなり、時に是等の爭より檢査員の意外なる醜行爲が暴露され、却つて檢米當局の失態となることもあつて、遺憾ながら檢米制度の不備を鳴らさねばならぬことゝなつたのである。玆に於て大正十五年の改正規則に於て前述の規定に對する違反者の罰則を第三十四條に明定して不合格米の移出に對し、絕對的に制裁を加へることゝしたのであるが、此の規則改正を見る迄は、產地檢査と移出檢査とが兩立して居たことゝて、其の檢査上の認識相違から依然として檢米上のイザコザは絕へ間なく繰り返されたのである。

（ニ）不合格米移出に對する制裁と等外米の移出

以上の如き狀態であつたから、當局に於ても大いに研究考慮する所あり、大正十五年檢米規則の改正を行ひ、檢米の主體を總督府直轄となし、檢米の統一を期すると同時に、不合格米の移出を斷乎として禁止し、之れが違背者に對しては第三十四條に依つて罰金を科することゝし、一面年の豐凶、作柄の如何により等外米の移出を許可する方針を樹てたのである。

茲に漸く本島檢米制度の確立となつて、米業者も安心して業務に從ふことを得るに至つたのである。

（ホ）包裝麻袋に關する規則改正と其の是非

本島移出米の包裝は以前から麻袋を使用して來たことに變りはないが、其の容量に至つては區々で移出米商自由の取扱ひを爲してゐたが、大正四年三月二十日から中味百五十斤入に一定せしより、自然包裝麻袋の斤量も一定することゝなつて、二封度四分の一物を適當なりとして使用して來たのである。されば大正十三年の規則改正に於ても、包裝は麻袋を用ふべしと定めた丈けで、多年米取扱者の間に用ひられた不文律の掟を尊重して、規則上何等の明

文をも設けなかつたのであるが、大正十五年の規則改正に當り、包裝麻袋は二封度半物を使用すべき旨を明定したのである。茲に端なくも問題は起つた。從來の例に依り二封度四分の一物の麻袋を手當して居た者、又は之れが移入契約を爲せる麻袋商の恐慌は云も更なり、此の改正は檢米上輸送上、却つて不都合なものであるとの批難が一般に放たれたのである。聞く所によれば、當局が斯く改正を行ひたる所以のものは、從來荷役中袋に破れを生じて米の漏失を來し、爲めに欠斤袋餘りに多しとの内地米商の抗議を斟酌し、麻袋の厚味を增して之れが缺點を矯正せんとの意圖より、斤量を二封度半に改正したものであるが、麻袋の供給は多く外國に仰がねばならぬ關係上、本島米の包裝用として特に其の製造方を別にすることの不可能なる、二封度半物も二封度四分の一物も厚味に於て何等差異なく、只容積が廣くなつたのみで、却つて之れが爲め不利不便を來すことゝなつたのである。

即ち二封度四分の一の麻袋は、中味百五十斤の米の容積としては一杯で、外見がつしりして丸味ある態裁にあることは、中味の欠斤不足を發見するに便利であり、且つ保管中荷積みの間隙を多くする爲め、通風關係を宜くし、品傷みの步合も尠い良點あるに較べ、二封度半のものは外見ぐんにやりして、欠斤の發見に不便で而も、保管中荷積みの間隙が尠なくびつ

たり重り合ふことは、通風の途を與へず、其の上貨車卸し船積み等苦力の荷役能率の點からも、後者の不利なるは明かなりとせられ、本島米業者は勿論、内地移入米商に於ても、齊しく其の改惡を云爲するに至つたことは、全く當局の不用意と謂はねばならない。

又昭和三年九月一日改正の包裝麻袋の再使用に對する問題がある。從來一度檢査を受けたものは、直ちに認定に依つて夫れ〳〵包裝面に其の證印が押捺されて居たのであるが、夫れでは餘りに生產者が苦痛であるとの見解から、移出に堪へ得る袋であるならば、再使用を認めることゝし、一つは受檢者が是等の損害を免れん爲めに、不正手段を講ぜんとするを防止し、一つは生產者の利益を計り、生產者の立場を尊重すると云ふ、民衆愛護の仁政施行の一端として斯く改正せられたもので、成程一般精米業者は之れが爲め、非常な便益を得た譯である。然るに一旦不合格となつたものでも、受檢者が何等の申出を爲さない限り、何等の證印も施さないのであるから、幾度でも受檢し得られて、再使用の袋であるか一空き二空きの古袋であるかの分別が甚だ困難となり、玆に最初から古袋を使用し、檢查員の目を掠めて利益を貪らんとする不心得な者も現れ、一時內地より態々是等古袋の大量移入を見た程で、折角の仁政も却つて奸商の不正行爲を誘致するの結果を招來するに至り、之が爲め移出取引上

の苦情頻發し、內地移入米商等の猛烈なる反對攻擊を受けねばならぬことゝなつたのである。
兎角唯一部の意見丈けを聞いて、机上の理論から作り上げられた制度の、之れを施行するに當り思はぬ支障を來すことあるは、決して珍らしいことではない。此の麻袋再使用問題など全く以て千慮の一失と謂ふべく、麻袋の斤量改正と共に將來復又改正を見るのではないかと思はれる。何れにしても、檢米制度の如き、其の關係する所生產者、籾摺業者、移出米商と各其の立場を異にし、而も其の米は內地に移出されることに依つて、初めて商品としての價値を發揮し得る立場にあることは、其の改正に際しては、當局の机上に於ける理論的考察も必要ながら、廣く關係者の意見等も聽いて、愼重以て之れを決すべきではあるまいか。

（ヘ） 叺包裝の奬勵と其の結末

本島米の包裝問題として線香花火的に、悲喜劇的に其の終りを告げたものは叺包裝の奬勵であらう。此の問題は大正十五年四月、臺北に於て大日本米穀大會が開催された時より其の幕は開かれたのであるが、其の前觸れは內地種米が內地市場に絕大の歡迎を受けたことに依つて、斷し立てられたことは云ふ迄もない。
大日本米穀大會の出席者は、當に本島米移入米商のみならず、內地各方面の米關係者であ

り』本島米の實情を辨へぬ者も多數あつたことは勿論で、從つて所謂よき客人としての御愛嬌より無責任の言を爲す者のあつたことは當然である。殊に大會議事に、大阪支部提案として、本島米の包裝を叺使用に改定の件と云ふのが議せらるゝことゝなり、假令其の決議が『本會は其の實現を希望す』位の賴りないものであつたにしても、本島在住者官民共に、同大會を餘りに權威あるものと過信した爲め、同大會の提案は直ちに實現するものゝ如く盲斷し、加ふるに『內地種米も愈々蓬萊米の美しき名に於て、內地米の仲間入りが出來るやうになつたものを、何時迄も蔴袋入りの外米姿では、全く其の體面にかゝはることで、之れは是が非でも內地衣裳の叺入りにしなければ』と、油をかける者もあつて、當局は勿論米業者にしても臺灣娘が京美人にでもなつたやうな得意振りで、蓬萊米は是非とも叺包裝として、尠くとも朝鮮米同樣の待遇を獲得せねばならぬとて、玆に叺包裝の奬勵が初り、隨分と騷いだものである。

之れに伴ひ叺製造の企畫者も多く現れて來たが、臺北州など大いに力瘤を入れたもので、乃ち農家の副業ともなり、且つは產業開發の一進展なりとて、蘭陽三郡丈けでも、八十萬枚を生產し得る見込みを立て、盛に之れが奬勵を計つたのである。然るに事實は越フン式に向

ふから外れた。一期米出廻りともならば、叺入りの注文殺到するは必定、殊に米穀大會當時叺使用を高唱した米商などは、本島移出米商が麻袋入りの引合ひを爲しても、斷然之れを拒絕して叺入りの取引を爲すであらうと、手具脛引いて待ち構へて居た叺製造業者は、一向にかゝる氣配もなく、內地よりの蓬萊米注文は依然として百五十斤入麻袋包裝米であつて叺入りの注文など頓となく、偶々移出米商等が引き合つて見ても根つから手應へがないと云ふことに、愈々失望落膽、こんな筈ではなかつたがと今更思案しても追つゝかず、州當局に於ても叺使用方を移出米商に慫慂して種々其の實現を計つたけれども、遂にものにならず匙を投げてしまひ、叺製造業者にしても今は全く此の問題など噯にも出さないが、當時蘭陽、淡水板橋邊りには叺製造熱に浮かされて其の事業を企畫したばかりに、大損をした者もあるそうだ。

內地米商にして蓬萊米の叺使用を云爲する者は恐らく精米商であつて、彼等は其の店頭に麻袋入りの米を積み置くことは、それが蓬萊米の名で白米を賣るのであれば問題はないが、然らざるに於て其處に彼等のトリツクが暴露することゝなり、さてこそ叺入りを欲するのではあるまいかと思はれる。

然るに本島米の移出取引は、本島移出米商より內地移入米商への取引であつて、內地各地の白米商へ直接に移出取引が行はれることは極めて少數である。從つて本島米移出取引のすべては是等內地移入米商の便不便に依つて決せらるゝものであると云ふも過言でなく、叺使用に於ける運賃諸掛りの割高なること、荷役の時間的損失、保管中容積上の不經濟と其の汚損の程度多きこと等は、內地移入米商が麻袋入りを以て取引せんとするは餘りにも明白な歸結である。而も本島產米の藁が、移出蓬萊米の包裝用に充つべき數量の叺を製造し得る丈けの供給力ありや否やも疑問であり、若し之れが供給を內地に仰ぐに至つては到底問題とするに足らず、又本島產米の藁は其の品質に於て餘り感心したものでもなく、何れの點より見ても、本島米の叺包裝と云ふことは望少きものと思はねばならない。兎も角現在に於ては內臺共に叺包裝問題は全く其の聲を聞かなくなつたやうである。

六　移出米取引の推移

搖籃時代

(イ)　對岸支那輸出と外人米商の跳梁

本島が其の生產せる餘剩米を對岸支那に輸出して居たことは、餘程以前からのことで、和

蘭人據臺の際輸出米に對し、輸出税を課したと云ふ史籍の記載あるに依つても、之れを推知することが出來る。

其の後本島が帝國の領有に歸するに及んでも、始政後數年の間は依然として對岸との交易に止り、而も外人米商の跳梁時代であつて、本島人の米商はあつたにしても、其の領域は全く外人に掠奪せられて是等外人米商に隷屬し、僅かに買辦としての米商たるに甘じて居なければならぬ狀態であつた。時に或は戎克船所有者等が、對岸から織物、雜貨、海產物其の他本島必需品を輸入するに當り、歸帆に際して、本島米を輸出する者もあつたのであるが、本島米の島外販路は全く對岸支那に限られ、値段等に於ても外人米商の云ふがまゝであり、相場の高低至つて少いものであつたことは蓋し想像に難くないのである。

（ロ） 交通の不便と米取引の困難

本島米の運搬に就いては、當時臺北、基隆間には鐵道の便があつたけれども、其の他は多く河川を利用し、或は擔送又は牛車を以てする狀態であつた。且つ包裝に於ても區々で、百三十八斤入りあり、百三十二斤入りあり、百斤入りありと云ふ樣に一定せず、そして取引の

中心は中北部米は多く臺北大稻埕であり、南部米は臺南、安平であつた。

本島米の島外搬出は以上の如き狀態であつたが、島內に於ける消費米の分布に於ても、極めて不圓滑なものであり不便至極であつた。そして內地人の渡臺其の數を增すに從ひ、白米の移入せらるゝ數も次第に增加したのであるが、それは臺北、基隆などの一部地方に於ける米の供給は潤澤であつても、一歩田舍に出ずれば米拂底に困却する內地人もあると云ふ風であつた。明治三十二年頃、內地が米豐作で米價暴落した爲め、內地白米の本島入津が一時に急增して、臺北地方白米の大停滯を來し、之れが爲めに臺北の白米商に失敗をした者もあつたと云ふことであり、中には其の捌口に困つて、內地に白米の逆送を計つたものも現れた位であつた。

此の時代の事である。白米を小包郵便で輸送したと云ふ一挿話が殘つてゐる。それは前にも述べた如く、消費米の地方分布が至つて圓滑を缺いでゐた爲め、臺中埔里社地方に內地米の大拂底があり、本島米の補充も亦充分でなく、臺中方面から擔送して僅かに飢餓を免れてゐると云ふ有樣であつたので、埔里辨務署は臺北府前街の中辻商店に對し、白米十石を小包郵便で急送するやう、電報を以て注文して來たと云ふことである。

斯の如き狀態の時代であつたから、內地商人にしても、力を入れて米取引を行はんとする者もなく、殊に當時は所謂草創時代で匪徒橫行し、資本家の投資を躊躇せしむるものある上に、幣制紊亂して金銀價値の變動より爲替の不安及び交通運輸の不便極ることは、本島米の內地移出など殆ど問題とされてゐなかつたのである。

(八) 島內の平定と內地人米商の勃興

然るに本島が帝國の版圖となるや逸早く本島の產業に著目し、大いに活躍したのは何と云つても三井物產で、早くも明治三十四年頃より、本島米の內地移出に手を染め、相當の買付を行つたものである。其の後之れに刺戟せられてか、內地人米商や本島人米商の內地移出を試みる者漸く其の數を加へて來たのである。然しながら未だ猜蟠居せる外商の地盤案外鞏固なるものあり、加ふるに交通の不便なると、產地民情が安定せざる爲め、三井に於てさへ本島米買付に對し容易に其の偉力を振ふことが出來なかつたのである。

斯くて明治三十五年の土匪討伐により全島全く平定し、次いで三十七年幣制が改正せられたので、資本投下の安全が保證せらるゝに至り、玆に本島米內地移出の機運が開け、而も漸

次外商の勢力を奪つて、內地人米商勃興の氣勢を示すに至つたのである。然し此の時に於ても、其の買付に對しては矢張り、移出米商直接之れに當ることを時期尙早也とし、三井始め其の多くは買辨制度を採り、前貸金を放資して買付を行つて居たのである。

是れより先、明治三十一年八月十九日出帆の北州丸に、神戶揚げ本島米の積荷を爲した者があつた。それは本島米移出取引史上幾度かの盛衰を殘し、一時は百萬長者の名を成したこともありし津坂鹿次郎氏であつた。同氏は當時一雜貨商であつたと云ふことであるが、本島米の値段が非常に安く所謂草創時代のことゝて、之れが買付に就いても或は意外の妙機を見出すやも知れず、若し內地に於ける需要に見るべきものあらんか、人知れぬ快擧が遂げられぬものでもないと、敢へて紀文に倣つた譯でもあるまいが此の事に目を著けたのであらう。兎に角之れが本島米內地移出の嚆矢であつて、假令其の數量が特記すべき程の多量でなく、又其の米は品質粗惡であり、領臺匆々のことゝて、臺灣米と銘打つて取引するの不利なるを思ひ、琉球米として賣り捌いたのだと云はれてゐるにしても、同氏の慧眼には無條件に感歎の辭を捧ぐるものである。

明治三十六年內地の米不作は漸次米價の昂騰を來して、本島米の內地移出を促進し、爰に

一轉して支那輸出を凌駕するに至り、愈々内地移出取引は其の緒に著いたのである。加之明治三十七年より三十八年にかけての日露戰爭勃發するに及び、本島米の内地移出は著しき增加を示して、取引の活況亦見るべきものあり、玆に移出米商の簇出となり、他面支那輸出は逐年激減の趨勢を示すに至つたのである。

此の頃である。瑞泰商行の許招春氏が斷然長髮を剪つて神戶に渡り、泰益商行なる本島米の移入問屋を創始して、大いに本島米の内地移入を畫策する所あり、而も内地婦人を娶り、内地市場内地人米商と相伍して活躍したのであるが、當時に於て斯くの如き勇敢なる行動を爲したことは、慥かに一偉才と謂ふべく、本島米界の發達史上特筆すべきものであらう。而して又、本島統治の上から見ても内臺人融和の先覺者として、相當の敬意を拂ふべきではあるまいか。

降つて明治四十二年の頃より、新式製糖會社の勃興するに及び、從來の赤糖のみでは立ち行かなくなつた糖商にして、本島米の内地移出に手を染むる者漸く多きを加へ、又一方外人米商の敗退となつて、玆に本島米取引は所謂外人米商の利益壟斷時代より、内地人米商の外人壓倒より全盛時代に入ることゝなつたのである。そして本島米は其の搖籃より出でて活躍

の舞臺へ上らんとするのであるが、其の前途果して幸福に惠まれ、辛酸なき成長を遂げ得るであらうか、是より時代を逐ふて其の推移を述べることゝする。此の時代に於ける移出米商の主なるものを擧れば、臺北に三井、大倉、宮副、津坂、兒島、大塚、老源順、勝記、建祥大和行等、基隆に瑞泰、金德發、萬和、日發等、南部に三井、大阪糖業、阿部、香野支店、德昌、海興、捷興等であつたやうである。

販路擴張時代

(イ) 移出米取引の試驗時代

本島米の內地移出は、明治三十四、五年の頃より漸く其の曙光が認められ、爾來對岸輸出が激減の趨勢にあるに反し、逐年其の數を增加して、移出取引の活況を呈するに至つたのであるが、何分にも品質粗惡にして內地人の嗜好に適せざるものあり、動もすれば內地市場之れを回避するの模樣があつて、其の移出取引たるや決して順調圓滿なものではなかつた。殊に其の移入地が主に阪神地方であつた爲め、往々にして品簡へを來し、一朝本島米の入津繁しと見るや、忽ちにして相場の下落となり、移出取引の杜絕することある等、移出米商等の苦心努力は決して尠くなかつたのである。

されば內地各地に之れが販路を擴張して、取引を廣き範圍に進むることの急務なるは、何人も之れを認め且つ高唱する所であつたものゝ、本島米に對する內地一般の馴染は未だ極めて薄く、加ふるに商品としての價値が前述の如き立場にあつたので、販路擴張は言ひ易くして其の實現容易の業ではなかつたのである。而して斯る狀態に於て時は移り、本島米業者は只管內地市場に於ける本島米の好意的取扱ひを受けんことに汲々として之れ努むると云ふ、實に消極的な取引に甘んじて居なければならなかたのである。

(ロ) 內地米價の暴騰と本島米の定期代用

斯くて明治四十四年、東北地方及び北海道に於ける大凶作は、內地米價の暴騰となり、越へて大正元年、時の西園寺內閣は米籾の輸入稅低減を計り、或は取引所の警戒を爲し、そして同年五月には東京深川市場の延取引を、取引所法違反として組合員の檢擧を行ふ等、米價高の恐怖時代が出現するに至り、同年七月以降、本島米の全國取引所受渡代用が命ぜられたのである。玆に於て本島米生產者は勿論、移出米商等は全く大旱に雲霓を望みたる如く、隨喜抃舞して本島米の前途を祝福したものである。然るに幾何もなくして此の幸福は奪れてし

まつた。

(ハ) 本島米の定期代用撤廢運動と猛烈なる排斥

取引所は本島米の品質粗惡に言ひがかりをつけ、盛に排斥の狼煙を打ち擧げたのである。神戸取引所を急先鋒として、先づ代用格付の擴張を宣告したのであるが、其の理由とする所固より本島米の品質粗惡にあるは云ふ迄もなく、長期の貯藏に堪へずして內地裙米以下の取引價値である以上、格付の擴張は止むを得ずと云ふのであつた。本島米商等は擧つて神戸取引所の不當を鳴らし、當局に陳情して其の緩和方を主務省に愬へたのであるが、主務省より當局に對する囘答は、格付の擴張は如何なる安米をも、之れを代用し得る便宜を計りたるに外ならざれば、決して格下げの意味でなく、且つ又之れを排斥するの意志ではない。移出米商等は寧ろ之れを歡迎すべきではないかと云ふにあつた。大勢斯くと決したる上は、他の取引所も之れに倣ふは明かで、本島移出米商は其の利害の影響する所甚大なるべきを覺悟せねばならず、大いに憂慮せられたのである。

取引所に於ける本島米排斥は啻に格付擴張に慊らず、全國取引所同志會を組織し、本島米

が品質粗惡なる理由の外、臺灣米は内地相場に追隨せず、產地事情に依り超然相場を現出して變動すること多く、之れを定期受渡代用に供せんとするには危險此の上もなく、而も内地米の公定相場作成を唯一の目的とする取引所の取引が、臺灣米の如き全く賣買双方共厄介物たる米を以て、受渡代用とせらるゝことは、所謂代用相場を現出して、取引所の使命を果すことが出來ないとて、主務省に對して臺灣米の定期受渡代用取消方を陳情し、大手搦手から猛烈なる運動を行つたのである。

本島に於ても、是れ臺灣產業上の一大問題なりとして世論は沸騰し、移出米商等亦之れに對抗すべく、從來の十五日會なる會合を改めて臺灣米移出商組合なるものを組織し、荻野萬之助氏を組合長に推し、大いに其の對策を講じたのである。そして當局に對し種々陳情請願を爲すと共に、内地移入米商に對しても夫れ〳〵代用米廢止運動の阻止方を懇望する所があつたのである。

主務省に於ても殖民地統治政策上、又は政府の體面上、唯取引所側の陳情や運動に動かされて、輕率に之れが廢止を斷行し難きものあり、臺灣米の定期受渡代用廢止方不許可の旨を聲明したので、取引所に於ける代用廢止運動は表面上之が中止を裝ひ、且つ代用廢止の爲め

の排斥は、一時其の惡聲を潜めたやうであつたけれども、取引所側としては、其の營利的立場より、本島米が定期受渡代用に供せらるゝことに依り蒙る所の不利益を、何時迄も忍んで居ると云ふ筈がない。矢張り内實に於ては、機に臨み時に應じて其の運動が繼續せられて居たことは敢へて説明する迄もないことであつて、之が鋒芒の一端は代用格付の上に現れて、其の擴張は益々大きくなり、本島米に對する壓迫は愈々急にして遂に代用の意義を失ひ、斯る侮辱的取扱を受けんよりは寧ろ代用の廢止喜ぶべしと迄叫ばしむるに至つたのである。

(二) 定期代用の撤廢と本島米界

大正三年の交内地米價落潮となるや、玆に再び本島米の定期受渡代用廢止の猛運動は起つて、時の大隈内閣は遂に同年九月限を以て臺灣米の定期代用廢止を命じたのである。其の理由は、臺灣米の定期受渡代用を命じたことは、内地米價の昂騰に際し、其の調節を計る目的を以て爲されたものであるから、今や米價下落に向ひ、寧ろ之れが吊り上げを策すべき場合にあつては、臺灣米の定期代用は全く其の必要を認めず、當然の結果として之れを廢止するのであると云ふことであつた。

兎に角本島米は、內地米界の都合に依つて、或は移出を强要せられ、或は之れを回避せらるゝの取扱ひを受け、否でも應でも其の生殺與奪を內地米商に委せねばならぬ立場にあるのである。是れ如何せん品質に於て多くの缺點を有し、而も之れが唯一の需要を內地に求めねばならず、そして內地移入地に於ては勿論、島內にあつても、一度米の停滯を見んか、其の處分が自由に迅速に取り運び難き事情にあつて、全く已むを得ざる運命であるとしたならば、本島米の惠まれないことも亦實に甚しいと云はねばならない。

本島米の定期代用廢止決定となるや、移出米取引に一頓挫を來したるは必然の結果であつて、米商の破產を爲す者も現れ、又移出米取引に嫌氣を生じて廢業を爲す者等、本島米界は爲めに不測の動搖を呈するに至つたのである。玆に於て移出米商組合は、飽く迄も定期代用撤廢を阻止すべく、組合の決議を以て當局に陳情し、或は內地米商に之れが後援を懇請して、百方奔走努力する所があつたけれども、既に主務省が撤廢を決定したる以上如何とも爲し難く、遂に其の努力は水泡に歸したのである。當時移出米商組合が當局に致した所の、定期代用廢止反對の陳情書を左に錄して參考に供することゝする。

臺灣米代用撤廢に對して當組合は反對の決議致候に付其の理由具陳仕候間御高覽賜り度願上候

適に農商務省は内地米價暴騰に際して米價調節策並に殖民地產業獎勵策として各取引所に向つて臺鮮米定期受渡代用實施を計りたりしが爾來米價は上騰の氣勢を挫かるゝに至りたるが頃者突如として來る九月限より臺灣米の代用撤廢を斷行し各取引所亦之れに應じて廢止實行せりと傳ふ是れ本島米の向上發展の爲め遺憾極りなき處にして本島產業開發より見るも吾人商業者として默視するに忍びざる次第なり

抑も米は我國民の常食として其の需要供給の順逆は各方面に甚大の關係を有することを言を俟たず而して年々內地に於ける米需給狀態に付最近五箇年間平均數を見るに內地產額は五千萬石にして其の消費は五千二百六十萬石に上り供給不足二百六十萬石を示し僅かに輸移入米により其の平衡を保ちつゝあるの有様なり且つ內地人口の增加は米作付の增進農作物改良による增收を凌駕することを遙かに遠く供給不足の趨勢は逐年其の率を遞增して止まざらんとす加ふるに內地に於ける稻作開花期並に結實期に際しては屢々暴風雨の襲ふ所となり其の產額に多大の影響を與ふるは吾人の常に經驗せる所にして吾人の常に內地米の豐收を豫期することを能はざるのみならず寧ろ減收を豫想することとの實際に近きを感じつゝあるは遺憾に堪へざる所也

果して然らば此需給關係を如何に調節すべきか是食糧問題として一日も忽諸に附すべからざる所其の消費を抑制せんか吾人の生活狀態にして變替を見る能はざる限り人口問題先決の要あるべく供給增加に倚らんか之れを生產增加と輸移入の方面に求めざるべからず思ふに前者の消極的なるは後者の積極的なるに如かざるなり然らば供給を如何に調節すべきや生產の增加は最も根本的良策にして最善の方策たるを失はざる可きも其事たるや一朝一夕に非ずして當面の急に應ずる能はず茲に於てか直接調節者として之れを輸移入米に俟つの捷徑且つ必須なるを思はしむ我臺灣米は年額五百餘萬石と稱せられ島外搬出力

百六十萬石と算せらる加之土地の利用未だ内地の夫れの如くならず今後の増産期して俟つべきものあり品質の改良向上又著々顯著なるものある今日其の調節者として最も適切なるべきを信じて疑はざるなり

臺灣米の定期代用制は此の點に於て最も時宜に適せるものと云ふ可し之れを米價の方面より觀察するに其の高低は收穫の多少と時期により差異あるを免かれざるも例年端境期に於て騰貴の氣勢を示すを普通とし殊に厄月に於ては在米の如何と天候による豐凶を氣構へ人爲的に異數の暴騰を顯出すること稀なりとせず加之是に際しては農家の賣惜みに伴ひ市場出廻品の拂底を告げ需給は其の權衡を失するに至り時に一部空米師の乘ずる好餌となりて取引所は本來の調節機能を沒却して反對に米價の攪亂者となる場合なきを保し難し此の時期に當つて臺灣米は既に一期米の脫穀を了り盛に市場に向つて出荷されつゝあるを以て代用制に從て常に其の需要に應じ大量供給に任じ得可く且つ本島米が年二回の收穫あるに於て特に然りとす

茲に至りて臺灣米代用制が米價變動の幅員をして狹少ならしむるの效果を非認する能はず該制度の撤廢は偶々好箇の調節者をして埒外に驅逐するものと云はざるべからず是れ吾人が其の存續を熱望すること切にして今回の撤廢を以て天下と共に悲む所以なり而して其の調節機能たるや臺灣米が内地米に比して其の形狀品質風味を異にする以上一つに内地米との格開き如何によりて決せらるゝと云ふも敢へて過言に非ず格落ち大に失せんか代用は有れども無きが如く小に過ぎんか極端に其の機能を發揮する結果所謂代用相場なるものを定期市場に顯出するに至るべしされば格付の決定は最も愼重公平を要する所にして農商務省竝に總督府當局を始めとし彼我關係者一同會合協議其の決定を計るに至らば蓋し善く公平を保持し調節者として其の機能を完全に發揮せしめ得可く其の弊を矯め其の害を擧ぐること易々たる可し

と信ず

疏つて之れを代用制實施の實績に徵するに

一、定期代用制採用の結果臺灣米が內地各方面に散布せられ廣く其の需要を喚び起せるは疑ふべからず或者は臺灣米が受渡米專用に供せられ一取引所より他取引所に唯だ轉々移送せらるゝに過ぎずして直接消費に至らずと難ずるものあれども是一面を觀察して全面を見ざるの言に外ならず同一米が永く受渡米として其の命脈を把持し得可きやを想像せば自ら其の消息を知悉し得可く本島米刻下の急務は外國米同樣內地各方面に遍ねく紹介せられ消費米として其の需要を喚起するにあり是不足米調節者として其の機能を全うする上に於て缺ぐ可からざる要件にして進んで定期代用に供し臺灣米消化の範圍と速度を一層迅速ならしむる要ある所以なりとす

二、本島米の形狀品質風味調製等の內地米に比し及ばざるものあるは明かなる事實也或は此の故を以て代用制を不可なりと唱ふる者あれども是格開きの存在を認めざる言にして代用制の實施は必要的に格開きを要件とするに於て直接本島農民並に商業者を刺戟せること頗る大にして當局の改良獎勵と相俟つて本島米の向上發展に貢獻せる所尠からず是代用制が殖民地產業の開發上重大の關係を有する所にして苟も等閑に附す能はざる所なりとす

三、代用制が臺灣米の內地消費を助長せしめたる結果として現に大正二年度の如きは本島米の移出額約百四十萬石を算し外米の需要範圍を奪ひ其の輸入を防遏せる效果又沒す可からず由來本邦は年々輸入超過に苦しみ貿易は常に逆潮を呈し方今識者の憂慮しつゝある所臺灣米の代用實に一面國帑の流失を減じ貿易を順潮に向はしむる上に與つて力あるものと云はざるべからず以上の見地よりして一二論者が代

用制問題を以て一部商人の道具に使用するものなりと爲すが如きは一考に價せざる愚論に過ぎざるを知る可く否寧ろ代用制は社會政策より見るも殖民地產業政策よりするも國際貿易より見るも將又一般經濟より察するも官民協同一致して之れが採用を務め以て其の效果を益々大ならしめ其の弊をして愈々小ならしむるに努力するこそ最も其の當を得たるものなりと信じて疑はざるなり

右陳情候に就て代用制撤廢後に於ける本島米の善後につき何卒農商務省と御協議相煩し度幸にして當組合の微意御採用被下候はゞ當組合は極力內地各當業者に向つて前陳の事情可申述特別の御詮議偏に希望仕候也

大正三年七月二十一日

却說本島米の產地買付に對し、內地人移出米商等は從來より、其の直接之れに當り難き事情ありし爲め、仲買人に前貸金を融通し、仲買人は又下仲買人を利用して居たのであるが、彼等は農家よりは安く買つて、移出商には高く附け、其の間の利鞘を收得して居たものである。そして移出商の前貸金は一袋四、五圓を放資し、時に內地より高値の買注文輻輳せんか移出商は競つて產地買付を行ひ、價格の半額を前貸することさへあつたのであるが、定期代用廢止に依り移出取引の一挫折を來すや、是等產地取引にも非常なる變動を生じ、殊に仲買人等の思惑賣買も多かつたことゝて、種々の紛糾を釀成するに至り、臺中方面に於ける一米商の破產事件は其の影響擴大して、現金を以て現物を引取らねばならぬと云ふやうな、極度

の恐怖觀念を懷く者さへあり、さらでだに困惑の移出米商をして、益々此の前貸金放資に危險の念を深からしめ、一袋二圓五十錢以内に制限することゝなつた爲め、精米業者は其の金融上に尠からぬ支障を來したるは云ふ迄もなく、一方定期代用當ての本島米は、内地各地に山を築き、其の當時内地三、四十萬袋、島内十數萬袋の停滯米があつたと云はれ、移出取引の不振に伴ひ本島各所に米商の悲鳴を聞くに至つたのである。

斯の如く本島米の取引は内に於ては、產地取引の亂脈に惱まされ、外に於ては定期代用廢止に依る各地停滯米の處分難は、移出取引の不振を招致し全く其の歸趨に迷ふの悲境に逢著したのである。而も當局の本島產業開發は產米の改良事業と共に增產計畫が進められ、逐年增產を見つゝあるは明かなる事實にして、如何にしても本島米は島外搬出を計らねばならぬ立場にあり、米商の惱みは云ふ迄もなく、當局の苦心焦慮も亦實に想像以上のものがあつたのである。

(ホ) 新販路開拓の苦惱

されば當時本島米の新販路開拓と云ふことは、全く焦眉の急務として上下協力して之れに

當り、當局は屢々移出米商に對し之れが狀況を聽取すると共に、內地は勿論北海道、滿洲、浦鹽方面に至る迄其の實情を調査するあり、或は進んで支那、南洋、ヒリッピン等に迄も其の調査を行ふ等、其の眞摯にして熱心なる態度は實に感激に値するものがあつたのである。かくて或る時は三井物產をして數千袋を支那上海に輸出せしめ、同方面の需要如何を探査する所あつたが、不幸其の結果は餘り芳はしいものでなく、一回限りで後續しなかつたのである。又或る時はヒリッピンが米不足の土地柄であり外米の消費地たるを思ひ、同地より其の產米數袋を輸入し、主なる米商に見本を配布して、本島米との品質上の比較硏究を爲さしめたこともあつたが、品質に於ては本島米と雖、同地產米に較べ些の遜色はないと斷定せられたけれども、同地の輸入稅高率の爲め此の墻壁に碍へられて、一回の輸出をも見ることは出來なかつた。

滿洲方面にしても、同地方は由來外米の需要地であるが、嗜好の點から且つは運賃等の關係に於て、或は本島米が外米よりも有利で輸出が面白くはあるまいかと、津坂氏等も大いに調査したやうであつたが、同地方への輸出は本島との直接取引に至難の事情があり、勢力ある外米商に委託せねばならぬと云ふことで、それは唯移出米商の努力のみでは、到底圓滿な

取引は進め難く、當局の援助や銀行業者の協力を要するものとせられ、尙研究すべきこと多く、當面の急を救ふには餘り多くの望を囑することは出來ず、遂に之れが輸出に至らなかつたやうである。

此の頃神戸湯淺商店が、神戸に於ける本島米の停滯米處分を、外國在留邦人の間に求めんとて、北米バンクバーに一袋七十五斤入りに改裝して、約二千袋の輸出を試みたと云ふことであつたが、其の結果は矢張り面白くなかつたらしい。

又當地津坂商行は北海道方面に新販路の開拓を計らんとして、小樽に向け郵船和歌浦丸で二萬袋の移出を爲したが、當時にして一回の移出に斯くの如き大量を敢へて試みたことは、其の大膽さ普通でなく、米界齊しく刮目して其の成行如何を注視したと云ふことである。同氏は又日露國交回復を機とし、本島米の浦鹽輸出を思ひ立ち、態々同地に到り、種々調査を爲す所があつたと云はれ、此の時代に於ける同氏の新販路擴張上の努力は實に目覺しいものがあり、當局としても時節柄大いに進取的飛躍を爲すべしであるとて、同氏の是等壯圖に對しては賞讃の辭を吝しまず、精神的に種々の後援を爲して、其の成功を期待せられたものである。

其の他の移出米商にしても、夫れ〳〵新販路の開拓に努力したことは云ふ迄もなく、内地移入米商の手を經ずして、內地各地の鑛山、又は紡績工場等集團せる勞働者の飯米として、直接其の消費口を求めんとし、或は又對岸支那へ輸出の途を講ぜんとする等、百方手を盡して販路擴張を計つたのである。そして當局に於ても、斯くの如き米商等の献身的努力を德として か、滿洲及び支那輸出に對しては、補助金を下附し大いに之れが輸出取引を奬勵し促進する所があつたのである。

玆に本島米の新販路として可成り成功を收めたものは沖繩移出であつた。從來同地方は外米の消費地であるが、大正元年に五六、六四七石二年に一一二、七一三石三年に一一〇、六九一石の外米輸入があり、尙之れが增加の傾向にあるより、同地方に移出を試みた所、意外の好果を收めたので、移出米商等は競つて其の取引を行ふに至り、本島米界は幾分か潤ひを見せて來たのである。

然しながら島內殘存米猶多く、其の上內地の米價は容易に立ち直りの曙光を見せないので、本島米移出取引は依然として苦惱の日が續いたのである。津坂、阿部兩氏が直接農商務省に道家農務局長を訪ひ、本島殘存米の救濟處分方を陳情したこともあつたが、政府も種々米價

の調節に對し腐心してゐるとは云ふものゝ、米價の動きは人力の如何とも爲し難きものがあり、要するに陳情は唯陳情に終り、調節は唯策に過ぎないことゝなつて、何等米價を左右することは出來なかつたである。本島米の調節に就ても、政府の執つた米價調節の勅令が、本島にも適用せらるゝか否かは疑問であると云ふので、本島米が買上げの恩典に浴すると云ふ目當もつかず、唯取引の不振を喞ちつゝ時の推移を待つより外はなかつたのである。されば或方面に於ては、本島産米は内地移出を目的として、其の産業政策が樹てられてゐるけれども、内地に於て之れを好まず、而も内地米豐作の年は本島米移入の必要なき狀態にありとすれば、當然内地以外に販路を求めねばならない。然るに内地以外の販路開拓は容易に實現しない所であるから、本島米の調節は一時的の買上げなどを希求するよりも、寧ろ根本的に生産制限を爲して、島内消費量に止め、專ら品質の向上に努むべきであるとの議論が、相當有力に唱へられたものである。

(へ) 米商相互間に於ける思惑取引の萠芽

斯くの如き狀態に置かれた本島米界の萎微沈衰は勿論のことで、移出米商等は生きんが爲

めの苦肉の策として、移出米商の相互取引を唱道するやうになつたのである。それは從來でも、移出米商間に於て組合員の會合を機とし同業者の思惑を知る爲め、移出米商仲間の先物賣買を爲さんとの議の起つたことは一再ではなかつたが、大概其の思惑が一致し容易に賣買が成立しなかつたのである。所がそれが復た玆に再燃して、組合に於て先物賣買の仲介を爲し北部、中部、南部と散在する組合員及び精米業者、仲買人等の賣買を喰合せ、取引を成立せしめることゝし、一つは相互取引の利便を計り、一つは本島米價の調節を計ると共に相場の基準を定めて一般に知らしめ、又一面に於ては當時盛に入り込んで居た、イカサマ定期仲次人や、內地の定期通信部など云へる者の不正行爲に備へて其の弊害を一掃せんと云ふにあつたのである。斯る要求の萠芽は軈がて取引所設置の運動となり、或は正米市場設立の要望となつて、現在に於ける正米市場出現の遠因ともなつたのである。

以上の如く本島米は內地米價安の爲め、散々な辛苦を嘗めたのであるが、米價は常に同一線上を彷徨してゐない。大正五年頃より歐洲戰爭愈々擴大するに及び、先づ對岸支那への輸出漸く增加して、天下の形勢何となく活氣を帶び來り、越へて六年內地米價は愈々急騰を告ぐるに至り、外米以下に冷遇して居た本島米も需要頓に加り、移出商談日々に繁くなつて、

此の年七月に至れば一期米の先物約定實に六十餘萬袋と註せられ、玆に本島米界は愈々活況を呈して來たのである。

全盛時代

(イ) 歐洲戰爭の擴大と移出米取引の好轉

歐洲大戰愈々擴大するに及び、我國經濟界の活況目覺ましきものあり、加ふるに世界的米價高は報ぜられて、內地米價は日一日と昂騰の足取り凄く、本島米に對しても大いに其の移出を促進して來たのである。殊に海運界未曾有の盛況は當然本島米積取り運賃の値上問題を招致し、移出米商等は種々折衝懇談する所あつたが、船會社の鼻息當るべからず、滅法界高率の運賃改正を宣告するに至り、彌が上にも本島米は騰貴を餘儀なくせられたのであるが、一方又對岸支那の輸出取引も益々好勢を示すなど、久しきに亙り沈衰懊惱を續けて來た本島米界も、玆に一轉して勇躍の日に惠まれたのである。

(ロ) 米取引の繁盛と取引所設置及正米市場設立企畫の擡頭

玆に於て移出米商の勃興と共に、米穀取引所設置運動や、正米市場設立の企畫等、本島產

業界に於て米なるものゝ持て噺されること夥しく、從つて米相場の流行となつて內地定期米師の來臺する者尠からず、當時に於ては尠くとも米に關りのある者にして、米相場を張つて見ない者はない位で、勝つた負けたの悲喜劇が隨所に演ぜられたものである。

本島米の取引が斯く急激なる發展を顯出したことは、諸方面に異狀の刺戟を與へ、當局に於ても種々考慮せねばならぬことゝなり、且つは內臺有力者に依つて取引所設置の熾烈なる運動が行はれてゐる所から、主務省は勿論內地各取引所に就き其の意見を求めたのであるが、拓務局及び內地取引所は、臺灣に於ては米穀取引所の設置よりも、先づ正米市場を設立し、生產地たる島內に於ての米取引訓練を積むことが急務なる所以を主張したものである。そこで當局も其の意見を汲み、大正七年四月移出米商組合に對し、本島に正米市場を設立するの可否に就いて諮問を爲すに至つたのである。

是より先、所謂販路擴張時代に於て、本島米の內地移出は在來種粳米で、單に食用米たることは、常に內地米事情に左右せらるゝを以て、桃園地方に於ける丸糯米が、內地市場の評判も宜く叉栽培擴張も有望であり、若し同米の移出に成功せんか、本島米產業上一新生面を拓くに至るべしとて、大いに其の植付を奬勵したのであるが、今本島米界の全盛時代となる

に及び益々之れが需要は激增し、愈々確信を以て增產の計畫が樹てられた譯である。斯る過度期にはよくあることであるが、東京某米商が桃園廳下生產の丸糯米を一手に引き受けんと稱して態々渡臺し調査する等、本島米界を喜ばしたものであつたが、其の壯擧は遂に實現を見ずして噂は消えてしまつた。現今に於ても先頃內地米界の權威者加賀宇之吉氏が正米市場で講演の際、同氏の知友たる某大手筋が、蓬萊米の移出高百萬袋や二百萬袋は何でもない、蓬萊米一本の思惑をやつて見たいから、詳細調査をしてくれと依賴されたが、斯る篤志家もあると、大いに蓬萊米の禮讃を爲されたやうである。然しながら是等の大言壯語は往々にして、無責任な人喜ばせに終る場合が多く、本島米業者としては、其處に意を强うするものありとしても、一面能く之れを批判し研覈すべきで、只譯もなく隨喜したり又端的に之れを受け容るゝことは、深く戒しむべきではあるまいか、人間が自家滿悅に醉ひしれて居る時、常に惡魔は躍つてゐる。

(八) 米價暴騰時代の出現

却說それは兎に角、歐洲戰爭が擴大すればする程、帝國の潤ふ所愈々大きく、一般經濟界

の發展膨脹と共に、內地米價は全く驚異的未曾有の昂騰を續け其の止る所を知らず、時の寺內々閣は此の狂奔的米價高の調節に日も又之れ足らざる有樣で、暴利取締令を發するやら、取引所の小口落しを禁じ、或は取引所の停止を命ずるやら、大いに米價抑壓に努め、遂に勅令を發して外國米の管理を行ふに至つたのである。

昨年物故した岡半事、三重縣津市の岡半右衞門氏が、大阪堂島取引所で大建玉の品攻を敢行して、暴利取締令に觸れ處罰せられたのも此の頃であるが、茲に特筆すべき問題は富山縣下に於ける女房連の米一揆から、それが全國的に瀰漫して、到る所に米騷動は勃發し、昭代の一大不祥事を現出したことである。又神戶鈴木商店の燒打ち事件なども、未だ米界の物語りとして殘つてゐるが、當時は全く世を擧げて食糧問題卽ち米の爲めに、相鬪ひ相爭つて止むことを知らぬ狀態であつた。

(二) 移出米取引の盛況と島內消費米の不安

されば本島米にしても、品質とか食味とか之れを口にする者なく、本島在米を出來得る限り移出せしめて、內地米不足の補給を計つたもので、本島は却つてより粗惡なる支那米の輸

入を見る位であつた。斯樣な狀態であつたから船會社の船腹爭奪は云ふばかりなく、産地米の運送に於ても貨車の配給爭奪戰がはじまり、中には某大手節の如き、石炭積込みとして要求した貨車を急に米に積み替へて獨り北叟笑むもあれば、貨車不廻りに契約米の受渡が出來ず困却してゐる者もあるなど、米界は非常な多忙を極めたものである。

政府に於ても米價の調節は社會問題として一日も忽諸に附すべからざる重大政策であつて、鋭意之れが考究は重ねられ、或は穀物收用令を發して、米騷動に對する善後處置を講ずると共に、國民窮乏の救濟に備へんとし、或は臨時國民經濟調査會を設けて、米價對策綱領を諮問するあり、又農商務省は大藏省と相協議して臺鮮米の移入計畫を樹つる等、內地米價騰貴の抑壓に全力を傾倒したのである。然しながら自然の力は決して人力の及ぶべくもなく、反つて米價は益々硬化するの奇現象を呈したのである。本島に於ても島內食糧問題に對し諸種の議論が生じ、本島米を外國米同樣移入を强要せらるゝは甚だ迷惑で、而も移出米商等が自己の利益を計る爲め、島內消費量の如何を無關心に、無暗に移出取引を進めることは實に不都合で、若し本島米出過ぎの結果、島內在米薄を告げ消費米の暴騰を來さんか、本島細民の苦痛困厄は實に測り難きものあり、之れが爲め本島統治上如何なる不祥事を惹起するに至

るやも保し難く、宜敷本島米の移出制限を斷行すべしとの議論は市井に喧しく、移出米商批難攻撃の鋭鋒は言論機關に依つて盛んに向けられたものである。此の頃三井が政府の命を受けて、島米三十萬袋の買付を行ひ、數十萬圓の暴利を貪つたとか、津坂が八萬袋の買付けで數萬圓を儲けたなど、中には與太も加はつて、移出米商の好況振りが宣傳せられ、さらでだに移出米商批難の世論に油を注いだものである。現今氣息奄々疲弊其の極に達してゐる移出米商でも、斯る時代のありしことを想起すれば、坐ろ髀肉の歎に堪へぬものがあるであらう。此の頃である、臺北廳が市内白米値段を調査して、其の小賣相場を廳報に公表し、惡辣なる白米小賣商の暴利取締を行ひ、又總督府に於ても屢々本島米殘存高を調査して島内食糧米の何等憂ふることなきを明かにし、輕擧盲動を愼しむべきを諭示して、注意をさく〳〵怠りなく萬一の不祥事突發を未前に警戒する所があつたのである。

茲に吾人の牢記して置かねばならないことがある。それは我國が食糧不足に上下困窮の秋に當り、西貢米、蘭貢米の外米輸入に對し、一時的ではあつたが其の所領政府が米穀の輸出禁止を命じ、所謂防穀令を斷行したことである。時は云ふ迄もなく歐洲大戰最高潮の時代であつて、各國が自國食糧問題に各々憂心を抱き、之れが對策に腐心せる場合にして、萬止む

を得ぬ仕打ちであつたにしても、我國民生活の危急は、決して止むを得ざる運命と諦らめて居ることを許さないのである。此の事が當時我國の米價に與へた影響は非常なもので、惹いては國民生活に甚大なる脅威を來したことは云ふ迄もなく、憂國の士をして我國食糧問題の根本的政策樹立を高唱せしめ、單に價格の調節而已ならず、量の上に於ての國策を確立せよと絶叫せしめたことは、如何に健忘症の日本人なりと雖、之れを思ひ起すことが出來るであらう。或は云はん歐洲大戰の如きは、全く世界史上空前であり且つ絶後とも謂ふ可く、斯る問題を造次顚沛に思念するは徒らに神經衰弱に罹る而已と、又今後外國米の防穀令を豫想するが如きは全く杞憂であつて、我國の米不足は外國米の輸入に依つて、之れが調節を行ふに何等不都合を來すことはないと云ふ者もあるかは知れないが、米は一年草で内地は勿論、外國米産地に於ても、何時如何なる大凶作を見るや豫斷は出來ない。而も外國米は斷然外國の米である。外國の所有物である。之れを輸出するか否かは一つに其の國の方針に依り、如何樣ともなるのである。そして我國民は一日も米なしでは活きて行かれない。米價の高低など米自體の與り知る所でなく、其の人間營養の價値に於て、其の吾人米食人種の生活根源を爲してゐる尊とさに於て、些の相違を來すことはないのであるから、苟も米を論ずる者は、唯

米價の米價の高低に而已眩惑されることなく、米其の物の増産を願ひ如何なる場合も國民生活の食糧問題に萬憂ひなきを期することこそ當然であつて、是れ國本を無窮に鞏固ならしむる所以であると信ずるものである。

（ホ）本島米の移出制限

斯くの如き本島米移出取引の繁盛が、島内食糧問題より本島米の移出制限の叫びとなつたことは前に述べたが、之れと共に米の全盛は甘蔗作に影響する所甚大なるは當然の結果であり、當局の糖業保護政策に背反するものあることは、遂に本島米の移出調節を餘儀なくせられたのである。乃ち大正八年一月十八日府令第七號を以て米穀移出に關する件を發布し、茲に本島米の移出制限が行はるゝに至つたのであるが、本島改隷以來、本島米の移出困難の時代は實に長く、又今後移出制限を見る程の好況時代が何時到來するか想像も出來ぬ現狀なるに於て、暫らく當時を回想して自悦に入るも強ち徒事ではあるまじく、其の府令並に當局の聲明を左に記すことゝしやう。

米穀移出許可ニ關スル件

第一條　本島米ヲ島外ニ移出セントスル者ハ豫メ其ノ種類數量買入及ビ移出期限移出先港移出先荷受人受渡時期買入見込價格ヲ具シ臺灣總督ノ許可ヲ受クベシ

第二條　本令施行前既ニ移出ノ契約ヲ爲シ未ダ積出ヲ了ラザル者ハ前項ニ掲グル事項ノ外該契約ヲ證スベキ書面ヲ添ヘ本令施行ノ日ヨリ五日以内ニ許可ヲ願出ヅベシ

第三條　詐欺ノ申出ニ依リ許可ヲ與ヘタルモノ又ハ移出期限經過後尚移出セザルモノハ臺灣總督ハ移出ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四條　第一條及第二條ノ規定ニ違背シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本令ニ依リ臺灣總督ニ提出スル書類ハ地方廳ヲ經由スルコトヲ要セズ

内地の米不足は本島米の内地移出を促進し昨年中の仕向高百十一萬餘石にして大正六年に比し四十三萬石の增加なり從つて此の勢を以て移出されんか徐々本島米價を騰貴せしめると共に島内充當米に侵蝕することゝなり端境期に至れば三、四十萬石の不足を來すべし現在本島米の價格は石二十八、九圓小賣三十五、六錢にして昨年一月の石十五、六圓小賣二十錢内外に比し實に驚異的騰貴なり殖民地として内地の米不足を調和する爲め移出を計るは當然なるも本島米は既に出盡したる狀態にあり最近五ヶ年間の島内消費平均は四百五萬石にして夫れに移出額を加へたる數量に於て本島不足額は外米の輸入に依り其の缺を補ふ狀態なりしを以て持越米の數は甚だ多きを豫想し難く且端境期に際し一時多量に輸入せられたる外米も一期米の收穫せらるゝに及んで殘存の部分は概ね沖繩及内地に轉送せられたるを以て結局昨年七月以降卽ち一期米收穫期以後來るべき本年の一期收穫期迄卽ち六月に至る迄の消費計額は之れを昨

年一、二期米の收穫に仰ぐものと見て大差なきを信ず而して昨年二期に於ける本島米産額は平年に比し增收を告げ一期實收二百四十一萬石二期收穫豫想二百五十萬石合計四百九十一萬石を以て目せらるゝが故に之れと消費年額の差八十六萬石は昨年七月以降本年六月に至る間に於ける本島米の島外移出餘力なりとす從つて昨年七月に於ける本島米の島外移出狀態を調査するに外國輸出は制限を加へられた結果見るべきものなしと雖內地移出に至りては甚だ增進し其の數實に九十三萬石に上り僅々半歲の數量を以て尙且一昨大正六年の全移出數量を凌駕し移出餘力を超過すること七萬石に及べり幸に近時對岸米の弗々輸入せらるゝものあり其の缺を補へる結果之れを加へ算する時は尙八萬石內外の餘力を有し從つて今日に於て島內在米の不足を云爲するは固より早計たるを免れずと雖一方に於ては內地に於ける米價は容易に低落を見ず自ら本島米の移出を誘致し大口註文飛來して現に船便を追つて相當纏りたる數量の移出を見るの狀況にあり加ふるに代用制復活せられ而も其の格稍比較的小に豫想せらるゝを以て必ずや之れが爲め將來本島米に對し大なる需要を喚起すべく他方外米の潤澤なる供給は迅速容易に期し難く故に若し此の儘に放任せんか勢の趨く所消費に供せらるべき或るものは轉じて內地に移出せられ將來本島は單に米價の高騰のみならず消費米不足の一大悲痛事に遭遇するに至るや必せり是に此の度府令を發し內地移出米に對しても外國輸出米同樣許可主義を採用せし所以にして本島に於ける米の需給價格の調節上眞に止むを得ざるに出でたる方策也

以上の如く本島米の移出旺盛なる、餘りに其の度を超え島內需給に一大不安を招致するに至り、啻に內地食糧不足問題に而已お勤めすることは、殖民地統治上其の當を得ざるもので

あるとの高邁不羈なる見識より、斷乎として本島米の移出を制限したることは、方今動もすれば內地追隨に傾かんとする施政風潮に對し、一種云ひ難き痛快を感ぜさせられる次第である。

（へ） 移出制限の影響と其の弊害

兎も角本島米の移出が制限せられ、所謂許可制となつたことは、從來の如く思惑的買付を爲すことが出來ぬやうになり、賣先を定めて後買付を行はねばならず、而も移出は之れに代るべき外米の輸入を條件として當局の許可を申請せねばならぬことゝなつた爲め、今迄賣惜しみの豪農や大量手持筋に一大痛棒は加へらるゝに至り、狼狽賣急ぎの傾向となり、移出米商亦買控への態度に轉じたので、本島米相場は漸次下向きとなるは當然の成行きと謂ふ可く、諸所に是等思惑手持筋の悲鳴を聞くかと思へば、一方に於ては所有米を高値に處分してしまひ、獨り悅に入つてゐる大農や精米業者もあると云ふ悲喜交々の有樣で、人生萬事塞翁馬の社會相が現出されたものである。

斯樣に島內に於ては軟弱を示した米も、內地に於ける需要は益々旺盛を極め、內地米商等は主務省に愬へて、本島米の移出緩和方を陳情し、或は又本島當局に對しても、內地米價の

調節を口實に、種々の方法を盡して盛に其の移出を强要したのである。當局に於ても遂に一期米二十萬袋を限度として、之れが移出を許可するに至つたのであるが、其の移出米商に對する割當より端なくも諸種の問題は起り、移出米商組合役員會決定の割當率を不當として批難する者あり、中には訴訟沙汰に及ばんとした者も現れた程であつた。

斯くて本島米の相場は、島內百斤十一圓の物が、內地二十一、二圓所で賣れると云ふ變態的取引を現出し、而も移出權利が一袋十圓內外で賣買される奇怪なる事象をさへ見るに至つたのである。されば是等權利を得んが爲めの移出米商は日を逐ふて簇出し、遂に本島米界空前にして、又絕後とも謂ふべき多數に上り、驚くべし移出米商二百五十六名を算するに至つたのであるが、之れが爲め移出許可米の割當は愈々益々複雜困難を來し、其の間の紛紜亦云ふ迄もないことであつた。

斯くの如き移出權利收得を唯一の目的とする移出米商の亂出は、勢ひ米界不測の混雜を釀成し、殊に本島米の移出が外米輸入を條件とせられた爲め、島內の需要を無視した外米の輸入愈々多きを加へ、之れが處分に苦しまねばならぬ結果を招來するに至つたのである。剩へ南部に於ける一奸商の如きは、阿緋米を密かに戎克船に積み、恰も支那輸入米の如く裝ふて

税關を欺瞞し、輸入申告を爲したことが發覺して刑事問題を惹起したことなどもあり、又外米輸入證明書の數字を改竄し、本島米の移出數量を誤魔化す者尠からず輩出して、上下の問題となつたのである。而も甚だしきに至つては、當該官廳の役員にして、是等不正商人と結託し、外米輸入證明書改竄を故意に默認して、收賄を行ふた者もあつたと聞くのであるが、兎も角財慾本能の人間性暴露は到る所に忌まはしき問題を惹起し、本島米移出制限の弊害は漸く世人の顰蹙する所となつたのである。

（ト）　移出制限令の撤廢

茲に於て移出制限の撤廢要望となり、當局亦漸く之れが弊害醞致を虞れて、撤廢の意動くものあり、其の年十月に到れば、移出權利金僅かに一圓そこ〳〵となつて、單なる權利金收得日當ての移出米商等は一大恐慌を來し、之れが爲め破產する者、逃亡を企つる者、或は廢業整理を爲す者等、是等朦朧米商は算を亂して潰滅するの悲劇が演ぜられたのである。加ふるに騰りつめたる熱狂人氣も一度は必ず冷靜下向きとなるは自然の原則で、內地米價漸く落潮の趨勢を示すに至り、從つて本島米價も日一日と安値を辿つて、全く熱に浮かされてゐた

移出米商等も惡夢から醒めたやうに、夫れ〳〵善後の方針態度を極めねばならぬこと丶なり、移出米界陸續として廢業者を見るに至つのである。そして大正九年十月一日より本島米の移出制限令は撤廢せられ、無制限に移出せらる丶ことなつたのであるが、前年卽ち大正八年中に、外米を輸入して其の代用移出を爲した數量は、實に百二十數萬袋と稱せられ、如何に其の移出取引の旺盛を極めたかが想像されるのである。

斯くて内地米價も、是れ迄の熱狂的高潮人氣の反動として、一時大暴落を見たのであるが、大阪堂島の大相場師所謂借金王石井の買占めに依り、大正十年再び大暴騰を現出し、而も我國戰時成金の好景氣陶醉は未だ全く醒めきらず、米價は依然として先高强硬の人氣橫溢して、本島米の移出取引亦繁盛を極め、移出米商等の景氣は實に大したもので、其の店頭常に歡樂の笑聲に滿ち、移出米商謳歌の聲は市井に絕えなかつたのである。然るに石井買占めの破綻は定期市場の壓倒的慘落となり、内地米價は玆に我國米價史上最高潮時代の記錄を殘して漸次軟勢氣迷ひの狀態と變じ、今日に迨んでゐるのであつて、本島移出米取引亦此の頃を以て全盛時代の終焉を告ぐること丶なり、移出米商の激減と共に漸く移出米取引の困難を云爲するに至つたのである。

本島米の移出取引は、其の搖籃時代より移出取引全盛時代の中半頃迄は、全く內地人米商の活躍時代であつたが、歐洲大戰終熄より經濟界のパニック襲來となるや、內地米界にも相當の異變があり、本島米界又內地人米商の移出米取引より手を引く者多く、本島米界は是れから愈々本島人米商の勇躍時代となり、且つ移出米取引の推移よりすれば混線時代へと轉換したのである。そして全盛時代大詰の一幕は、何と云つても大正十年暮に於ける不合格丸糯米の移出問題を擧けなければならないが、之れが經緯に就いては、檢米上の諸問題の項に於て既に述べた所で、其の底流に於て內地人米商と本島人米商との間に、或種勢力上の確執が潛在してゐたやうにも見受けられるのである。

却說本島米移出取引が其の繁盛の極、之れが制限をさへ見るに至り、そして移出米商の數二百五十六名に達したことは、其の間或は移出米權利金慾しさの朦朧米商があつたにしても、本島米界發達史上實に特筆大書すべき一大盛事也と云はねばならない。是等米界の勇士よ今や何處に！茲に謹んで敬意を表すべく、聊か煩雜の嫌はあるが、其の芳名を錄して永く之れを記念したいと思ふ。

組合長　羽島精一　　副組合長　波多野岩次郎

評議員　阿部彌兵衛　　堀德治郎　　古賀峰太郎

吳澄淇

許太山

會計監督　堀德治郎

組合員

三井物產株式會社臺北支店　羽鳥精一
株式會社阿部幸兵衛商店臺南支店　阿部彌兵衛
瑞泰商行　許太山
金德發商行　劉金聲
吳榮豐商行　吳榮發
隆順號　柯漢忠
豐泰商行　張雨田
源豐商行　黃仁祥
淺野物產株式會社臺北支店　淺井淺三
黃協豐商行　黃石木
株式會社山一商行　曾根茂夫
金捷生號　李文生
稻積商會　稻積公秀
三和商行　陳斐然
義祥行　薛果堂
鼎美商行　黃金生

株式會社驛傳社　波多野岩次郎
和豐商行　吳澄淇
津坂商行　津坂鹿次郎
森隆商行　傅德和
長盛商店　吳和
德記號　吳賓
和全隆商行　何清塗
興和號　沈阿揚
江全成商行　江序朝
同發商行　吳永金
金建豐號　蔡水發
德豐商行　尤銘漸
德興商行　陳清華
集源商行　黃運才
協成米棧　童天
合益商行　林阿發

岩崎商業株式會社臺南支店　堀德治郎
古賀商店　古賀峰太郎
竹田商店　竹田龜之助
稻新精米所　高文秀
方協豐商行　方玉墩
新義發商行　周景文
鄭順成商行　鄭根木
新南興精米公司　陳伴和
新日興商行　楊波南
新益成米商　何日新
同益商行　顏仲篤
洽成號　李鵬儀
順益發記商行　干金發
萬源商行　張濬源
順昌商行　紀木崚
金英發商會　郭廷璧

新源順商行	陳鄧祿鑾
臺灣運輸產業株式會社	蘇耀
德和公司	鄭乞
如茂	賴志卿
水田商行	蔡水田
萬源商會	黃貴福
隆順記	柯如意
聯記號	蔡維
永德隆行	周鴻城
金捷興商行	李聯捷
景春商行	邱有中
兩貴商行	呂景波
三合益商行	黃加友
泉利	陳際唐
興利商行	林技雲
瑞興商行	王港
泰興商行	蔡水李
和年豐商行	陳傳科
新橋米穀公司	王歸
金建興商行	林阿祥
宜蘭實業株式會社	林元弼
宜蘭物產組合	吳永金
金豐商行	江序標
裕源商行	呂琳水
和源商行	劉瑞山
信和號	曾水松
裕泰商行	張品三
芳源商行	鄭雅詩
瑞興商行	楊碧榮
金義興商行	吳逢寅
賀田組	酒井政一郎
東興商行	陳大頭
町田商行	木暮藤吉
新萬源商行	陳冠英
正榮商行	林振聲
合和豐公司	林深逵
福豐商行	簡南海
華泰行	黃秋月
高橋商會	高橋亮藏
合志昌商行	吳傳經
采記商行	陳采臣
臺華興產信託株式會社	林嵩壽
同泰號	李石定
永泉興商行	高池
吉野屋商店	安田治太郎
春旺商行	簡春旺
臺北興殖株式會社	黃水沛
臺灣金紙株式會社	陳天來
金益發商行	陳阿呆
內田商會	內田實
萬順商行	周朝彩
義記商行	李金堂
新興公司	陳源泉
金榮發商行	蔡根吉

大成公司	林　明通	
如興商行	洪　灶清	
永和商行	葉　永勝	
金德裕號	林　朝儀	
莊義芳公司	莊　輝玉	
珍記商行	曾　瑞侯	
吳振順號	吳　杳某	
萬利商店	林　文同	
林裕興商行	林　阿呆	
南隆商行	廖　東山	
義和商行	沈　維儉	
建泰商行	郭　添發	
慶美商店	許　廷魁	
宜蘭製油株式會社	江　錦章	
王成商行	賴　聰	
旭商會	田中庄吉	
年昌號	薛　寄草	
復成記	簡　道	

瑞和商行	周　鏡輝
金永源新記	林　澂
蘭陽物產株式會社	林　拔
金永發商行	郭　鐘妹
慶昌商行	蔡　幼庭
錦裕行	黃　運和
金振豐號	林　三齊
建德商行	周　宗起
瑞盛商行	陳　慶堂
泉德商行	江　丕泉
振興號	黃　合興
金崇德商店	黃　卿齒
陳元亨商行	陳　江流
振春商行	楊　如南
和興商行	陳　杯
勝興商店	周　灶
洽春商行	王　財元
恒源商行	林　見舜

順成和記	林　元德
比山商行	劉　比山
聯茂公司	蘇　維淇
永發商行	陳　金耀
吳泉泰商行	吳　忠
古河商業株式會社臺北出張所	松　埔英雄
金建發商行	林　丙丁
興泰商行	顏　發
張和興商行	張　榮春
建泰號	林　鐘扁
恒合發商行	洪　烏靖
源記商行	陳　汝文
謙泰源商行	潘　克莊
二四商會	西　高次
泰裕興	林　娥生
裕發商行	李　心匏
建泰商行	黃　達
萬成米穀商	劉　成己

株式會社永義芳商行 丁瑞池
金亘記商行 黃允亘
振南貿易株式會社 蔡蓮舫
錦順記 何煥榮
蔡同號 蔡風苦
泰源商行 張水
新合利商行 林鐘英
通發棧 吳明
景福商店 吳景福
山本商店 山本三郎
合和棧 施來
隆慶公司 黃金聰
玉和商行 劉振傳
日勝商行 陳清溪
順成號 林水秀
協記商行 陳清秀
義豐商行 陳榮鑄
臺灣海陸物產株式會社 陳廷

德義商店 吳永金
協和記公司 王倚
林德興號 林成祖
源發號 吳萬順
合名會社鈴木商店臺北支店 平高實太郎
豐茂商行 林秀
平振商會 呂志滇
新復興商行 林友
鉅鹿商店 鉅鹿赫太郎
廖榮發 廖廷爵
大阪產業株式會社 眞殿一男
持木商店 木下藤重
建成商行 陳高賜
振興商行 江明雲
裕發商會 呂序
貴和行 陳明貴
國基商行 吳穆德
山田商行 山田治郎市

華豐信託公司 張聰明
和昌公司 吳培坪
永吉 王金藤
義美商行 郭心機
振光豐商店 王光麟
慶記商行 徐慶祥
桃園產業株式會社 蔡栢棕
張通發 張富來
聯豐商行 李金棧
新吉和商行 柯馨盛
東升物產信託株式會社 黃茂盛
振晉利商行 張溪河
玉芳商行 盧子安
裕敎商行 花敬成
豐春棧 張龍眞
吳臥龍商行 吳臥龍
興發商行 沈猪
明比商店 明比實平

慶春商行	黃春帆	林商店	林早太郎	合利興商行	呂阿首
瑞豐	黃添池	萬發商行	徐鼎水	泰發商行	李再發
振泰商行	吳傳泉	金德利商行	王來生	源成商會	王梅枝
義記錢莊	徐鴻儒	同美商會	鄭謹	三輪久平商店	三輪久平
洽豐商行	陳玉振	大同盈	劉乾德	瑞豐商行	陳年賀
裕昌號	張發	兆豐商行	陳無牙	成和興商會	游金和
協興商行	童雲	乾昌泰	李萬樹	復利號	陳海棠
裕勝商店	鄭秋波	瑞春號	吳大頭	洽勝興商行	張春祿
陳和合商行	陳秋	鴻益號	洪克篤	華瀛商行	余仁貴
合興商行	張福全	中南拓殖株式會社	吳文	振成行	黃東茂
金聯豐號	林登旺	四美商行	林坤五	德昌商行	徐慶垣
隆益商行	賴得鳳	李玉仁商行	李玉仁	振豐商行	陳祥
順隆商行	蔡順裕	慶豐商行	蕭茲	聯茂公司	蘇維淇
茂豐商行	吳其柳	源芳	林國芳	滄海商行	陳滄海
合勝商行	陳清球	東源興號	潘欽仁	福森成材木商行	陳樹
興發商行	林石明				

以上　二百五十六名

混線時代

(イ) 財界不況の襲來と移出米取引の不勢

歐洲大戰が齎らした我國未曾有の好景氣は、都大路は云ふも更なり、山間僻陬に至るまで黄金の耀きに眩惑せられ、國民は明けても暮れても歡喜抃躍、己れ忘れて狂噪の限りを盡したのである。然しながら神は默々として宇宙攝理の妙用を忘れず大戰は遂に終局を告げた。そして敗れたる者は頭を下げ、勝ちたる者は凱歌を擧げたのであるが、世界を擧げて全く之れ殺人心理の狂舞場と心得た亂行の報ひは、餘りにも慘憺たる荒廢の跡に勝敗何れの國も驚愕せねばならなかつた、各國萬般の大掃除大整理はそれからそれへと疲弊困憊の度を加へ、乃ち世界的財界恐慌の大海嘯は東の海、西の岸、所構はず澎湃として押し寄せて來たのである。

今に石百圓にもならんず勢ひであつた内地米價も、山高ければ谷深く急轉直下低落の大勢もの凄く、之れを支へんとするに人力も金力も今は何等の賴りともならなくなつたのである。

米價抑壓にあらん限りの努力を拂つた政府が、奔命に疲れて匙を投げた時乃ち此の有樣であつた。全く以て米價位ひ皮肉なものはない。そして政府は米價調節用として買ひ込んだ所有外米の處分に困却し、或は支那に損切りの輸出を試み、或は政商筋へ之れが賣捌きを依頼する等、何れ缺損國庫負擔は覺悟の前で種々の苦策を講ぜねばならぬこととなつたのである。實に目まぐるしい米價對策には政府も一方ならず手を燒いたもので、玆に於て時の原内閣は米穀法及び米穀需給調節特別會計法を制定して米價政策の確立を期せんとしたのである。

本島米移出取引に於ても、之れが制限迄も行つた其の旺盛振りも、漸く取引不振の歎聲を聞くに至り、而も相場下落に因る内地米商の不渡り問題頻出し、島内取引亦契約不履行續出して、米取引不安の暗影はいよいよ米商の身邊に深く、前貸金放資の警戒となり、先物取引の躊躇となつて、移出米商僅かに五十數名に激減して了つたのである。されば其の必然的現象として、移出米取引に思惑的大量賣買を敢行する者なく、内地移入米商にしても漸く實需向き短期買付を爲すの傾向顯著となるに至つたのである。

（ロ）　産地米商の自覺と取引狀態の變化

斯くの如き取引體系の變化は、寧ろ取引上の堅實化を意味し、喜ぶべき現象であるとの見方もないではなかつたが、自然取引の不活潑を誘致し、島内米商等は唯單なる移出取引而已に依つて、米取引の妙味を滿喫することの出來なくなつたことは云ふ迄もなく、米商等は其の生活意識の上から如何なる形式にもせよ、取引の盛大を希求して止まざるは必然の歸結であつて、乃ち米商相互間の契約賣買に依り、米相場の輸贏を決せんとする投機心の勃發となり、移出米商激減したるにも拘らず、米取引は却つて殷盛を呈するの狀態となつて玆に混線時代を展開するに至つたのである。

此の頃に於ける移出米商は、資金潤澤にして內臺兩方面共鞏固なる地盤を有する三井、瑞泰、岩崎商業、和豐、方協豐等が其の主力であつて、他數十の移出米商はそれ〳〵是等主力に追隨して、取引を爲してゐたものと見ることが出來るのであるが、就中瑞泰の活躍は一異彩を放ち、常に三、四十萬袋の移出契約や、產地買付を敢行して、本島米界を左右するの氣概を示し、天下の三井も侮り難き一敵國を以て目して居たものである。殊に當時の本島米界は本島人米商の興隆時代であつたから、是等本島人米商を率ゐて立つ瑞泰の勢力は實に大したもので、所謂瑞泰相場を顯現し、事實上瑞泰は移出米界の牛耳を執つて居たと云ひ得るの

である。
斯くて島内に於ける精米業者、仲買人等の投機熱は愈々熾烈となり、移出米商に對し買ひ向ふはまだしも内地米商に迄挑戰するに至り、内地に於ける本島米の安値賣り叩きに對抗して買ひ應ずると云ふ有様で、茲に漸く本島米相場が内臺逆鞘となるの兆候を呈するに至つたのである。そして又本島米移出取引の困難、移出米商敗退の第一歩は印せられたのである。
此の頃である大有物産等の如き資産家大地主が、本島米の取引に手を染め、内地米商との對戰は勿論、島内思惑賣買の相手を爲して大いに飛躍を試みたものであるが、一方内地種米の出現は、是等大地主豪農達に非常な喜びを齎したばかりでなく、一般生産者や籾摺業者等の自負心を昂め、而も内地市場に於ける同米好評の声左右は頻りに傳へられて、從來移出米商に隷屬して居たかの觀ありし産地米商も、茲に一大覺醒を促され、本島米産地取引の契約改正は叫ばれ、對等的地位獲得の運動は起る等、混線時代の取引狀態をして一層混雜に陷らしむるの情勢を見せたのである。又當局に於ても、是等變態的取引の釀成は、全く移出米商の利己的な而も無節制無自覺な取引振りにありとなし、品質優良を看板に農倉米の直接内地移出を企畫して、盛に之れが宣傳を行ひ、本島米移出取引の統制向上は一つに農倉米の移出

繁盛を計るにありとて、大いに其の成功が期せられたものである。そして島内日刊紙なども、大鼓を叩いて之れが宣傳の役を勤めたことを記憶してゐる。

(八) 關東大震災の國難來は米界の不況益々加る

玆に又此の時代に於て特筆大書すべき一大事件がある。それは大正十二年九月一日、我國民にとりては忘るゝことの出來ない關東大震災である。之れが内地米界に及ぼした影響の甚大なりしは勿論のこと、本島米界にも又一大混亂を來し、諸所に問題が突發したやうである。中にも東京に於て三萬袋の本島米を手持してゐると云ふ、岩崎商業など巷間種々の噂は流布せられ、其の他白旗も三千袋を所有してゐるとか、三井も相當の手持ちがあるとか、其處には臆測も加はつて其の成り行は米界の注目を引いたものである。其の後岩崎商業は遂に破綻の憂き目を見たのであるが、其の原因は矢張り此の震災被害にあつたとも傳へられてゐる。

歐洲大戰後の財界不況に加へて此の國難あり、爾來米價は大正十四年一反撥があつて、四十三圓所の高値を見せた而已で、常に安値低迷の線上を彷徨し、需給關係より伸びんとすれ

ば環境不良に壓せられ、さりとて突込みたる暴落には政府の必死的防止策たる米穀法の運用があり、兎も角米價は概ね先安人氣逆鞘の時代多く、本島米界に於ても移出取引甚だ振はず、加之産地取引の變則的進展は益々移出米商極度の疲弊を招來するに至つたのである。

斯くの如き移出取引の狀態は必然的に移出港に於ける品悶へを來し、さらでだに變質し易き蓬萊米は事故米の發生頻出して、之れが責任の歸屬に就き問題は全島的に波及する場合多く、一時收拾すべからざる狀態を現出したこともあつたが、移出米商に於て事故米整理方法を講じ漸く其の落著を見るを得たのである。斯くて之れが對策如何の問題は、當時米界を一しきり議論の渦中に引き入れ、或は個別保管を高唱する者、或は車別保管を云ふ者、或は倉庫施設の急務を說く者など盛なる論爭が交され、或は又之れ等の弊害が一つに混合保管のそれにあるが如く大聲叱呼する者、移出米商に對する運送店の保管米融通や、振替へ船積みを以て犯罪行爲也と痛擊する者等々、取引の混綫に加ふるに米自體の難題を以て乏をかけると云ふ有樣であつた。

（二）内地人米商の逆賣流行と産地米取引の紊亂

偶々當臺北に於て大日本米穀大會の開催せらるゝあり、內地種米は蓬萊米と命名せられ、其の品質の優良なると、移出增加の趨勢にあることは、大會出席者の口を極めて禮讃する所となり、而も定期代用の採用促進と云へる決議までも附せられて、本島米關係者の滿足云ふばかりなく、當時本島米界は蓬萊米の出世物語りに終始した觀があつた。然るに斯程の寵兒に對し內地米商の買氣つのらず、却つて本島米商の蓬萊米高値慕ひに乘じて逆賣を行ふ者多く、總て米出廻期に到るや移出取引の不引合に、產地側の落膽投げ出しとなり、遂に內地側逆賣筋にしてやられたなどは、餘り有り難くないお追從であつたばかりでなく、之れが爲め島內取引にまで混亂を來して、種々の誤歎附きを見たことは洵に遺憾至極な次第であつた。

本島米の移出取引が漸く實需向きの直積み取引に轉じたことは旣に述べたが、其の反面に於て內地米商の本島米商への先物逆賣は愈々急に、其の數量にしても初手の瀨踏み的小口より漸次大口取引に移り、其の大膽なる思惑賣買の取組は、其處に取引上の危險を孕むは自明の理であつて、受渡期に於ける契約の不履行、差損金不拂等、紛糾は其の跡を絕たず、內地米商にして態々渡臺し解決に當るも容易に決せざるものあり、或は本島人米商にして內地人米商との交涉に困却するあり、其の間仲介者の苦衷迷惑を愬ふるもの實に同情に値するもの

があつて、内臺米商の相互信用を害ふこと決して鮮尠ではなかつた。然るに斯様な變則的無節制な取引は中々停止せず其の後尙盛に行はれたのである。

而して島內に於ける投機的思惑賣買の流行は全く燎原の火の如く彌漫して、契約書一枚を以て簡單に而も金なしで、盛に米取引が行はれたものである。天下の三井を始め移出米商、籾摺業者を相手に數萬袋の思惑賣買を行ひ、千軍萬馬の米戰場を馳驅した古兵者を瞠若たらしめた杜王氏引と云へる女傑も飛び出す等、本島米界は其の本義たる移出取引を他所に全くスペクレーションの最高潮に達したのである。

（ホ）米ブローカーの跋扈時代

斯る取引狀態の下に置かれた本島米界は、其の自然的產物として、米仲介人の簇出となつたのである。其の頃臺北市中五、六十名の仲介人があり、夫れが互に鎬を削つて飛躍する樣は、堂島や蠣殼町邊りの客引連が、懐中豐かなお上りさんと見るや、一相場張らせやうとて祕術を盡して相爭奪する相場街情景を思はしむるものがあつた。而も仲介人自身が賣買の相手を爲す者もあり、或は賣買兩方の喰合を勝手に處分して利鞘を着服する者もあつて、是等仲介

人の跳梁は多々益々取引上の混亂を醸成し、且つ又投機取引の繁盛を助長することゝなつて、其の弊害は實に言語に絶するものがあつた。仲介人中の堅實派が、仲介人組合を組織し、移出米商組合に於て之れを公認することゝして、不良仲介人の驅逐を計らんとしたのであるが、斯る問題の徹底的防遏排除は中々容易に行はれるものでなく、結局は自然陶汰に委するより外なしとされたやうである。

又一方内地米商にして、當地仲介人を其の代理人に定め、契約米の受渡、金錢の授受を代行せしむることが流行したのであるが、是れ卽ち内地米商の島内賣買への進出とも謂ふ可く、移出米取引は別とし、島内思惑取引の繁盛を利用して、稅金もかゝらず費用も入らずに唯差金授受目的の取引を爲すことを、收益の捷徑であると心得た爲めであらうが、之れにしても其の代理人中、内地米商の委託よりも、自己の金儲け第一主義を計る者もあつて、其の名を借りて自己の思惑を張り、時に夫れが大當りに當つて、喜悅に躍る場合もあつたのであらうが、兎角陰のたくらみに成功の例しがなく、大問題を惹起して萎れ返へると云ふ始末で、是等内地米商の島内賣買も其處に多くの危險が潜むことは如何とも避け難い所であつた。又仲介人達にしても其の增長の裏に陷穽があり、遂に自ら身を過つて芳しからぬ最期を遂げた者

が尠くなかつたやうである。

（ヘ）　正米市場更生の機運到る

當局に於ても、斯くの如き産地米取引狀態の亂脈紊亂を大いに憂慮して、移出米商組合に就き其原因實狀を聽取する所あり、何等かの對策に出んとしたのである。而して移出米商組合は大要左の如き答申を爲したやうに思ふ。

一、契約の當事者が相互に對手方の選擇を怠りたること
二、資金を要せずして隨意隨所に極めて容易に且つ簡單に賣買契約を爲し得ること並にこれが爲め信用薄弱なる者が賣買取引に關係したること
三、ブローカーの制裁なき活動が第二の事項を助長したること
四、賣買物件の相場の値鞘と意外の大幅を呈すること
五、當事者が相手方を選擇したりとするも賣買の轉々に依り其の賣買連鎖中に介在したる一、二不良分子の爲め不測の苦情を惹起するに至ること
六、一、二大口不渡りの發生が取引關係者に口實を與へ益々不良分子の跋扈を助長すること

以上の如き取引の紊亂は愈々正米市場開市の機運を誘致して一般米商の要望を喚起するに至り、組合理事中山氏にしても、曩に休業の止むなきに立ち至りし名譽回復の意地からでも、市場再開の希望に燃ゆる所あり、當局又其の必要を痛感してゐる際とて、同氏の熱心なる努

力と運動とは玆に現在の正米市場更生の目安がついたのである。

（ト）　混線時代の寸劇臺灣産業株式會社の創立

凡そ何事にもせよ其の混亂時代に際しては、よくあることであるが、官權に倚附し人心の歸依すべき題目を以て、或る種の策動を爲さんとする者の現れることである。玆に想起するは、臺灣産業株式會社なるものゝ設立宣傳である。元總督府殖産局の技師長崎氏を擔ぎ上げ、霜某氏をはじめ本島米界の耆宿津坂氏等の計畫目論見たる資本金百萬圓の大會社組織を以て、本島米の取引を爲さんとするものであつて、先づ農倉と連絡を執り、之れを内地に紹介宣傳して、本島米の聲價向上を計り、且つ從來の統制なき移出米取引に一新生面を拓くべく、取引の確實と合理化を高唱し、而も内地有力米商の後援あるは勿論、政府要路の諒解もあり、臺灣總督府に於ても精神的援助は云ふ迄もなく、或る種の利權獲得も確實也と稱して、盛に宣傳せられたものである。本島米界に於ても、同會社の出現に依り、移出米取引に一エポックを劃し、本島米の聲價發揚は疑ひなきものとせられ、之れが爲め殊に統制なき本島人移出米商の衰滅は免れないであらうとの觀測を爲す者尠からず、大いに米界の視聽を集めたものである。そして時の片山殖産局長も同會社の創立に對しては、精神的援助を與ふべき旨を

談つたことが、當時の新聞紙上に掲載され居た位であるから、同會社の目的や趣旨に就いては、世上多くの期待を持つて、之れを迎へてゐたことは事實であつた。然るに創立に關する種々の經緯から、長崎氏もどうやら嫌氣投げ出しの態度に變つたやうであるし、津坂氏も亦中途手を引くに至り、聊か當初の計畫宣傳に疑問を生ずるやうになつたのである。其の後會社は確かに創立されたが、遂に本島に於て同會社の看板を掲ぐるに至らず、從つて其の趣旨目論見の如き、本島米の移出取引に著手を見ずに終つたやうである。而も聞く所によれば、同會社は創立後未だ本式の活動に入らずして内輪より罅が入り、遂に解散してしまつたらしく、社長となつた玉理とか云へる人が大分の損を背負ひ込んで芳しからぬ立ち消え方をしたと云ふことである。此の事は全く線香花火的の現象で聊か呆氣ないものであつたけれども、混線時代の一齣としては慥かに興味ある問題たるべく玆に之れを記した所以である。

（テ）　混線時代の大詰泉和組の大買占と巨商瑞泰の蹉跌

以上述べたやうに本島米の取引は全く其の常軌を逸し、賣るべき者が買ひ、買ふべき者が賣り、加ふるに實際米取引を業とせざる者も之れに參加して益々事態を複雜ならしめ、其の

闇不正を働く者、人に損害を蒙らしむる者、破産する者等々種々の不祥事は頻發し、米商漸く取引の統制を議し改善を叫んで、混線時代も將に改善時代への轉換を爲さんとするの時、昭和二年一期蓬萊米に對する泉和組の大買占めが起つたのである。

泉和組が其の大買占めを斷行するに至つたことには、內地米商の飽くなき逆賣りや、餘りに見え透いた安値買狙ひの商略に嫌厭たるものあり、一種の反感も加つて暴擧的買占めを敢行したのであらうとの說を爲す者もあつたが、兎に角其の行爲の批判は姑らく措き、大掛りなこと、資金豐富なこと、大膽なることに於て、本島米界未曾有の快擧と謂ふ可く、餘程の自信と膽力とがなければ斷る大仕事は出來るものでない。

同年の一期蓬萊米は移出餘力百十萬袋內外との觀測は衆目の一致する所であつたが、買占め着手の時は既に八十萬袋を移出されて居り、餘す所三十萬袋に過ぎずとの推定から、四十萬袋迄の買占めを行ふとすれば、必ずや十萬袋以上の旗賣りとなり、之れが崩れ退きに依る値上りは完全に取れるとの斷案に基き、計畫が進められたものである。そして泉和組は德聚合資會社なる別動隊を組織し、大々的に而も組織的に着々其の計畫遂行に取りかゝつたのである。先づ產地十五個所から買上り、戰線擴大するに隨ひ愈々其の態度は加り、苟も賣りに

出るものは其の數の如何を問はず、現物なると先物約定なるとに拘らず、飽迄も之れに買ひ向ひ、眼中一つとして恐るべき敵なきの氣概は、彼の借金王石井が堂島市場傍若無人の大買占めを行ひ、數十萬石の受け米を敢行した猛鬪振りを髣髴せしむるものがあつた。而も商工銀行の絶對的金融の便宜は彌が上にも其の威を振はしめ、買ひ捲り買ひ煽つて勢の止るを知らず、流石の内地逆賣筋も辟易して退陣すると云ふ有樣であつたが、東京移入米商等が不買同盟を組織し、泉和組の同地方仕向け米に對し一切之れを買はざるは勿論、泉和組の買付米と目すべきものは如何なる名義を以てするも買ひ應じないことゝして、之れに對抗するなどのこともあつたやうである。

産地籾摺業者等は夜を日についで精米を行ひ賣渡し米の輸送を急ぐことゝなり、生産者亦底を拂つて籾の賣り出しを爲すなど、其の活況實に目覺しく、而も夫れが悉く泉和組の手に收められるのであるから、本島米界は全く泉和組の獨り舞臺となつたのである、さるほどに日一日と增加して行く出廻り米は、買つても買つても尙盡きないやうに思へ、尠い筈の米が多く出廻らない筈が出廻ることの意外さに、尠からず驚異を抱くやうになつたのであるが、事茲に到つては如何とも矛の戢めやうなく、騎虎の勢は遂に行く處まで行かねば收まらぬこ

とゝなつたのである。

商工銀行にしても、初手から無制限の融資を約して、此の事を行はしめたものでなく、行き懸り上遂に止むに止まれぬ仕儀となつて、深か入りしてしまつたことゝ察する。さるにても泉和組の此の大仕事に對する同銀行の後援便宜は、日曜日にも拘らず行員を派して取引狀況を視察させるはまだしも、直接受渡米代金の支拂事務に與らしむるなど、銀行業者として餘りに其の度を過ぎたりとの批評が可成り多かつたやうである。

凡そ買占めの失敗は金融上に於ける間隙からで、假令それが小さな問題であつても、それからそれへと亀裂を大にし、遂に足もとを見透かされて一齊猛襲を受け、敵の軍門に降らねばならぬは昔から其の轍を同じくしてゐると云はれ、彼の石井が億を以て算ふる軍用金を以て、株式市場鐘紡株の買ひ煽りを始めとし、米穀市場力づくの玉倒しを敢行した買占問題にしても、戰況今一息と云ふ間際に於て、二、三十萬圓の小切手預金不足問題が導火線となつて戰線は破れ、遂に九仞の功を一簣に虧ぐの悔を殘して、あはれ一敗地に塗れてしまつたのだと云ふことであるが、泉和組にしても恐らく金融上の一間隙から勇氣を沮喪し、焦慮を深めて安値に叩かれることは承知しながら內地積み出しを餘儀なくせられ、而も買付米の受渡金

繰り上げ、益々之れを急がしめたものであらう。從つて買ふ程に積み出す程に其の缺損は大きくなり心勞の度は加はつて、折角期待した空賣筋の蕪れ退きも思ふ壺にはまらぬこととなり、兎に角是等空賣筋の賣買は十七圓程度を以て解合はしたものゝ、果して其の差金が完全に收受せられたかも問題の存する所である。而も移出した內地各地の手持米を、三井に委託して賣捌いたことが、却つて處分の時日を永からしめ、缺損を大ならしめたと云はれてゐる。何しろ泉和組が此の大買占めに依り生じた缺損額は、未だに其の確實な金額は判らないが、意外の多額であつたらしい噂である　そして此の間船荷證券に關する複雜な問題も生じ、此の買占問題あつてから銀行や船會社の米に對する神經の鋭敏になつたことは實に甚だしく、銀行は移出米荷爲替割引の融資を極度に警戒しはじめたので、益々米取引の困難を來し、移出米商の疲弊衰頽茲に極るに至つたのである。

それかあらぬか本島米界の巨擘瑞泰の蹉跌が報ぜられ、其の取引の廣汎に亙ることは、啻に瑞泰の措置如何の問題而已に止らず、本島米界に一大波瀾を捲き起し、各州糶褶業組合代表者の會合となり、瑞泰の買付米受渡不能に對する善後處置より、本島米產地取引の諸問題に及んで相議する所あり、茲に移出米商、糶褶業者對等の立場に於て其の取引改善が高唱せ

らるゝに至り、混線時代はいよ／＼改善時代へと黎明の鐘が高鳴りはじめたのである。

改善時代

(イ) 黎明の本島米界

好景氣陶醉の反動的沒落に加ふるに關東大震災の國難あり、爾來我國の產業は萎縮し經濟界は窮窘して、所謂經濟國難の歎聲は國内に漲り、米界又金融の梗塞、思惑熱の衰退、自然的消費の節約等々、環境の悪化は彌々萎微不振の度を増すに至り、從つて本島米の移出取引に於ても、難澁困憊を招致したことは云ふ迄もなく、而も變態的不規律取引の流行は種々の弊害を釀成するに至つたことは前項既に之れを述べ所であるが、夜極つて黎明の曙光あり、其の必然的道行きとして本島米界は玆に改善時代に逢著したのである。乃ち諸種の具體的施設を見たのであるが、籾摺業組合、米庫利用組合、農倉米共販所、正米市場の創設は其の最も主なるものとして、以下之れに就いて述べることゝする。

(ロ) 籾摺業組合

從來移出米商の權勢下に從屬することを甘受せねばならなかつた籾摺業者も、時代の進運に伴ふ向上的自覺と、移出米商の衰頽に依る產地米取引上の前貸金廢止や、其の不活潑なる取引振りは、移出米商に對する對等的權益獲得の運動となり、同業組合法に準據して、組合を組織し、合理的に之れが實現を計らんとして、籾摺業組合なるものゝ創設となつたのである。そして同業者の結束を鞏くし、業務上の弊害を矯正し、信用を保持して、外は斯業の完全なる向上發達を期し、內は相互の福利增進に資せんとしたのである。

籾摺業組合が同業組合として認可されたのは、大正十四年十月の臺北籾摺業組合が其の先驅者であつて、其の後相次いで各州に之れが創設を見るに至り、各州組合は互に連絡して、益々其の機能發揮に努力してゐるのである。然るに創立未だ日尚淺く、事業の遂行に就いて實際上其の訓練體驗に缺ぐる所あり、組合設立の使命に對する努力の實績は猶顯著なりと云ふ域に迄達してゐないのである。

さりながら兎に角にも、合法的に認められた所の一團體である以上、其の利害關係にしても、或は之れを官廳に陳情請願し、或は其の關係ある各種機關に對し團體的の交涉を爲し、又取引上の問題にしても、堂々其の所信を公表し、或は組合各自の立場に於て、或は各州組

合聯合の形式に於て、夫れ〱之れが實際的運動を爲し得ることは、僅かに斯業者の地位向上を表明するものであつて、改善時代の完成に就ては、重大なる役目を有してゐると共に、其の責任も亦大なりと云ふべきである。

却說籾摺業組合が行はんとする業務なるものは、其の營業上の取締及び取引の保護改善を計り、籾取引の標準を定むる爲め標準籾の設定を爲し、又乾燥、調製、包裝の改良向上を行つて取引の統一を期し、尙不良籾の取扱を矯止する爲め巡視員を置くこと、營業上に關する紛議の調停並に仲裁判斷を爲すこと、使用人の保護取締を爲すこと等が其の眼目である。そして同組合創設の當初に於ては、之に對する監督官廳の態度が容易に明示されなかつた爲め臺北州以外の斯業者も組合設立の熱望を有して居ながら、具體的設立運動に着手しても、果して其の認可が得らるゝか否かが不明であり、姑らく臺北籾摺業組合の成行を觀て策動せんとの情勢であつた。尤も當局に於て同組合の全島的普及を計ることに、聊か躊躇の傾向があつたことは、全島二千にも近かき籾摺業者等が、結束して同業組合を設立し、之れが機能を發揮した場合、農家に對し如何なる影響を與ふるか、其處に或る種の懸念があつた爲めであらう。然るに臺北州に於て之れが利害關係に就き調査研究する所があり、其の結果斯業の改

善發達を圖る意味に於て斷乎組合設立の助成を爲すべしとの結論を得るに至り、臺北籾摺業組合の設立を標準として、各州に之れが設立を見た譯である。

而して是等各州籾摺業組合が、如實に其の機能を發揮するには、組合の聯合會を組織することの必要が生じて來るのであるが、各州組合に於ても既に此の點に目醒めて其の組織計畫が傳へられたけれども、今日に至るも未だ之れが實現の運びとなつてゐないのである。それには幾多の原因が伏在してゐることであらうが、現在の各州組合は、何れも創立日尙淺いのみならず、組合としての機能を働かせ、其の使命に對する努力の實績を見るべく、餘りに事業の進捗がなく、訓練の上達がなく、此の際聯合會の組織を認めても徒らに形態の大を誇るばかりでなく、動もすれば其の使命を忘れて、一種の陳情機關に惡用するの弊に墮し、或は本島米界を混亂に導くの虞れなしとせず、時期尙早との見解が有力な形勢であり、當局に於ても愼重考慮之れが決定に至らないのであらう。以上の意味からして、籾摺業組合に於ても本島米生產方面の向上發達に對し、一つに當局の米種改良事業の成功や、檢米制度の完備に待つと云ふやうな、他力本願の觀念を撥無して、自ら勉めて之れが研究を重ね、又諸種の實際的事業施設を計り、其の取引上に就いても、其の是也と信ずる所は大いに主張すると共に、

其の非違に對しては團體的結束を以て徹底的矯正を期し、以て之れが發達完成に邁進すべではあるまいか。そしてそれが遂行に當つては、當に主觀的立場に於て、自己擁護をのみ計るやうでは、却つて其の權威を疑はれ且つ其の目的達成に惡影響を及ぼすことゝもなるべく、宜敷く本島米產業の大局に立脚して、眞の取引改善、斯業の弊害矯正に努め、一面又其の業態の本義に則り、常に移出米商と和衷協力し、一途本島米の聲價を發揚して移出米取引の發展を計り、本島產業開發の爲め大いに貢獻すべきであらう。是卽ち組合の使命を果す所以であり、從つて斯業者の福利を增進するの目的に副ふことゝなるのである。

(ハ) 米庫利用組合

本島米は其の品質が變質し易い缺點を有してゐる上に、出穀を比較的短期間に終了せねばならぬ事情にあることは、往々にして移出港に品間へを來し、事故米の發生を見るに至るのである。大正十四年の如きは大量の事故米が發生して、其の責任歸屬問題で大分騷いだやうである。其の後とて大なり小なり事故米問題の起らぬ年はなく、而も移出港に於ける米の保管並に荷役取扱に關する對策に就ては、常に唯議論の喧噪なるを聞くのみで、實際問題は依

然として舊態を脱するに至らないのである。尤も理想と現實とが常に相併行せざるは娑婆世界の約束であるから、それが理想的完全な方途を見出す迄には、尙幾多の施設や研究努力に俟たねばならないことであつて、此の事は慥かに本島米界改善途上の一大難所と謂ふ可く、米庫利用組合は此の問題に對し、或る意義を持つて創設せられたものである。

米庫利用組合は、籾摺業者、移出米商、又は米穀の關係業者が發起し計畫したことになつて居り、組合員の加入區域にしても、地方的に限定せず、全島を打つて一丸とする雄圖の下に創立せられたものである。そして其の目的とする所は、搬出米の主要發送地に倉庫を建設し、或は倉庫内の諸設備を行つて、組合員に利用せしめ、事故米發生を防止すると共に、一部の金融に資し、他面移出米の委託取引を行ひ、進んでは運輸に關する業務や正米市場の經營をも爲さんとする意氣込であつた。

然るに同組合加入者の殆んどが籾摺業者であつて、籾摺業組合と其の細胞機能に於て同一働きを爲すことは、其の事業に就ても、表裏共常に兩組合は不則不離の脊綫が結ばれ、兩者相呼應し相提携して業務の進行を計らねばならなくなつたのである。從つて臺北以外の同業者は地方的に夫れ〴〵特種の事情が伏在して居り、利害關係に於ても、又利用上の立場に於

ても相伴はざるものがあり、全島的合同運動の足並が揃はぬことゝなつて、遂に當初の計畫は破れ、各州地方毎に獨立せる組合を組織し、各自其の地方色に隨ひ、之れが事業の運行を計るに至つたのである。然るに現在の同組合は、漸く其の形體を成したのみで、未だ事業進行の道程にあり、組合が眞に其の機能を發揮するに至るのは、計畫にかゝる各地倉庫の建設完了に待たねばならないが、果して全幅の期待を繋け得るであらうか。

當局に於ても、全島的統一の下に此の事業を奬勵したのであるから、斯くの如き各州分立には、聊か其の方針に狂ひを來したことは云ふ迄もなく、縱令將來に於て之れが聯合を畫すれば可也とするも、當面の處置に就き、當初の態度を以て臨み難く、折角斡旋した倉庫建設に要する低利資金の貸下げにしても、最初の期待に反した米庫利用組合に對し、之れを貸下げても意義を爲さぬものとせられ、乃ち各州分立の米庫組合設立を認め、低利資金の割當貸出しを受けんとする組合は二州以上の組合が提携聯合すべきを條件としたのである。されば當時臺北以外の各州では、組合の設立計畫は進捗して居ても、未だ具體化した組合がなかつたので、臺灣米庫利用組合にとつては、相提携すべき組合がなく、組合事業は遂に一頓挫を來し、一時事業休止の已むなきに陷つたものである。

茲に於て組合主要事業たる倉庫建設を爲すには、其の資金調達に相棒の必要が生じ、各組合自由に行動することの出來ないのは、何としても不便なものであり、殊に各驛に於ける倉庫建設の敷地問題に就き、鐵道部當局との間に交渉を有つことに於て、鐵道部當局が米取引改善の故を以て、然かく簡單に組合事業の援助を快諾し、其の要求のすべてに副ふべきは、到底望まれないことであつて、組合事業の遂行に思はぬ支障の生じたことは甚だしく最初の期待を裏切つたわけである。

剩へ其の運送業、精米業、移出米取引、さては正米市場の經營等、餘りに盛り澤山な事業計畫は、却つて一般米業關係者に對し或る種の反感をさへ抱かしめ、其の權威、信望を失はしめたことは誠に遺憾とする次第である。そして今日迄の事業成績は甚だ振はざるものゝ如く、漸く移出米に對する檢査の申請手續、受檢等を組合で引受け、産地取引に關する交渉斡旋を爲す位の程度であるやうである。

凡そ如何なる事にしても、それ〴〵の立場があり本末がある。縱令他所の庭に咲く花が美しいからとて、直ちに籬を踰へて手折られるものではない。米取引上移出米商が優越的地位を固守してゐるからとて、生産者が直ちに其の領域を侵して移出取引を行はんとしたり、運

從業者の横暴を云々して自ら其の業務を爲さんとするが如き、生產より消費へなど云ふ流行語を唯言葉の上での妙味に滿足するのならよいとして、直ちに執つて以て實際に行はんとするは、聊か考へものではあるまいか、兎も角米庫組合の創設が、其の當初官廳當局の奬勵方針に基き企畫された事業たるの故を以て、端的に其の成功を過信したことは、僅かに企畫者當事者の早計と云ふべく、同組合の如き寧ろ之れを解體し、其の事業を擧げて正米市場に歸屬せしめ、大いに倉庫利用の途を拓き、且つ又正米市場と籾摺業者との關係を密接便利に仕向くることが、本島米產地取引の改善に資する所大なるを思はしむるのであるが果して如何敢へて米界の知識達に御一考を願ふ所以である。

(二) 農倉米共販所

本島十一箇所に施設せられてゐる農業倉庫の寄託米に對する聯合販賣機關として、創設を見たものが卽ち農倉米共販所であつて、其の目的たるや云ふ迄もなく、農倉米の販賣、斡旋にあり、農倉米の宣傳、販賣上の調査研究其の他の事項を行ひ。販賣の斡旋には、入札販賣や糶賣、主要市場へ輸送して入札若くは委託販賣を爲す事等が含まれてゐるが、糶賣の如き

は實際に於て行はれて居ないやうである。

農倉米共販所に就き述べんとするに先ち、順序として農業倉庫なるものゝ大體を一瞥する必要があるやうである。抑も農業倉庫の施設は、大正六年七月法律第十五號を以て、公布された農業倉庫法に準據して、各州農會並に産業組合が經營することになつて居るもので、農業倉庫法に依れば、農業倉庫業者とは農業を營む者が、其の生産した穀物若くは繭を、又は土地に付き權利を有する者が、小作料として受けた穀物を所有する場合に於て、其の者の爲めに、本法に依り之れを倉庫に保管する者を謂ひ、寄託物に所有權の移轉があつた時と雖、農業倉庫業者は其の寄託物の保管期間内に限り、之れを保管することが出來るのである。そして農業倉庫業者は、業務規程の定むる所に依り、受寄物の調製、改裝又は荷造、受寄物の運送又は販賣の仲立又は取次を爲し、自己の作成した農業倉庫證券を擔保としての貸付、他の農業倉庫業者が擔保として受取つた農業倉庫證券を擔保として貸付を爲す等の事業を行ふのであるが、全然營利を離れた事業であるから、農會や産業組合、又は農業の發達を目的とする公益法人並に市町村等之れに準ずる團體でなければ農業倉庫業者たることを得ないのである。

總督府にありては、大正九年度から農倉施設に對し、補助金を交附することゝなり、全島主要米產地に之れが建設を奬勵したのである。從つて現今の農倉は主として、米の資金化に依る農業金融の便を計ると共に、產米改良に盡す所あり、特に本島米の缺點である乾燥、調製の改善に依つて、長期の貯藏に堪へしめ、目減り品傷み等を防止して取引上の聲價向上を圖り、農業經濟の順調な發展に資せんとしつゝあることは事實であるけれども、其の割合に寄託者が多くないと云ふことは、其處に取扱上の不便や、利用上の指導不徹底等尙研究すべき多くのものがあるやうである。

兎に角全島農倉が全能力を發揮しても、其の寄託力は三十萬石を超えないと云はれてゐるから、眞に農倉の機能を發揮して、其の使命を果さんとするには、百五十萬石乃至二百萬石の收容力を具備することが必要となるわけであるが、總督府の農倉に對する經營方針が變化した爲め、補助金の交付は打ち切りとなり、各州農會の獨力經營に移り、各農倉の實際成績が餘り振はないので、何れも收支相償はず經營困難に陷つてゐる狀態である。されば農倉が各州農會の經營に委せられてゐる間は、現在の農倉ですら持て餘していたらくであり、是れ以上に擴張することは到底望まれない所である。此の際經營上に大刷新を施さなければ、

將來發展の見込はなく、農倉としての眞の使命を完うする事も出來ないわけであるが、現在に於ては唯農倉ありと云ふ形式上の施設に過ぎずと謂ふ可く、其の實質や效用に至つては、殆ど問題視せられてゐない情勢にあることは甚だ惜しいことである。

却說農倉米共販所は、是等農倉寄託米の取引に對し、各地農倉が個々に之れが斡旋を爲すことは不便であり不利益であるとせられ、殊に本島米の移出取引に統制がなく、常に內地市場に於て種々の批難あるに鑑み、農倉米の直接內地移出を行ひ、本島米の品位昇上を計らんとの趣旨に於て設けられたものであることは無論であるが、是れを所謂改善時代の一所產として見る時、其の成功を希ひ、其の效果の顯現せられんことを期待したに反し、米庫組合同樣當初の宣傳期待に副はぬ結末を告ぐるに至つたことは、何としても遺憾に思ふ次第である。

農倉米共販所は總督府殖產局農務課長が所長を兼ね、事務に對しては主事以下數名の職員が置かれてあるが、其の事務の態樣から見れば、商工課に屬すべきであるやうにも思はれるが、農業倉庫が農務課の管轄下にある所から、農務課長の指示監督を受けることになつてゐるのであらうが、所謂百姓の商法と云ふことになり、實際の販賣取引を行ふに當り、共販所事務者との間に、種々不便な經緯の起ることは免れまいと思はれる。

兎に角共販所創設當初の理想は大したもので、本島米移出取引の改善向上は一つにかゝつて共販所の活躍にありとて盛に其の宣傳が行はれ、當局に於ても非常に力を入れて之れが成功を期する所があり、而も農倉米は事實乾燥調製何れの點からも、他の移出米に優つてゐるのであるから、内地市場の評判極めて宜く、阪神地方の米商にして、大いに農倉米の宣傳を爲して其の賣捌きを企て、態々當局に之れが讃辭を呈すべく渡臺し、其の一手引受け方を揚言して歸つた位であるから、共販所にしても大いに力を得て、之れが宣傳に努力したものであることは云ふ迄もなく、此の頃「農倉米を擔いで」と云ふ標題の日刊紙記事を見たことがあるやうに記憶する。

然るに其の後の成績は決して評判の如きものではなかつた。如何に品質に於て他の移出米の上位にあつても、本島米の移出取引が未だ等級取引に至らざることは、内臺米商とも農倉米なるが故に特に格別の條件を附して、煩雜な取引をも敢へて行ふ親切もなく、而も其の販賣は委託者の指値に應じて之れが斡旋を爲すに過ぎず、一刻を爭ふ米取引に於ては、到底其の妙用を發揮することが出來ず、又受荷主の不渡其の他の損害に對する責任上、賣先の選擇は最も愼重を要し、從つて一般移出米商の如く一本の電報を以て取引が締結せられたり、立

ち所に賣買の諸否を決すると云ふやうな敏捷且つ活潑な取引を行ひ得ざることは、餘りにも呑氣な悠長な取引振りとなつて、自然相手にする者がなくなり、年十萬袋にも滿たざる移出取引を爲してゐる狀態である。委託者にしても、資金の廻轉が最も迅速を要する米商の立場から、其の緩漫にして不便なる取扱に對し嫌厭たるものあり、之れが利用を爲す者尠きは蓋し當然のことなりと謂ふべく、本島米界農倉米共販所の存在をすら忘れんとするの情勢にあるやうである。

要するに現在の如き共販所の組織機能に於ては、本島米の移出取引に對し、然かく多大の望を囑することは無理であつて、寧ろ各地の農業倉庫各自が、直接移出米商に成る可く上値に其の寄託米を賣捌くことに努め、移出米商をして特に農倉米なる名の下に、內地市場に之れを紹介し取引するの途を講ぜしむることの捷徑たるを思ふのである。そして農倉米共販所の如き其の存在の必要を疑ふものであるが、何れにしても改善時代の殊勳者として之れを賞讃することは出來ないやうである。

(ホ) 正米市場

本島に於ける正米市場の縁起を温ぬれば可成り古いことであつて、本島米の内地移出が漸く盛になり定期代用に迄供せらるゝに至つた大正二、三年の頃から、本島米取引に對する世人の注目が加り、米穀取引所設置の運動をさへ見たもので、其の後定期代用が撤廢せらるゝに及び、米商等は必然的結果として、如何にして本島米の取引を盛にすべきかの問題に逢着し、移出米商組合が仲介者となつて、米業關係者の思惑的賣買を爲さしめんと計つたこともあり、斯る要求の萌芽は遂に正米市場設立の聲となり、それが漸次具體的進展を遂げて現在正米市場出現の素地を作つたものである。

その當時に於ける本島米商等の定期代用復活の要望は甚だ熾烈にして、切々の情を愬へて當局に陳情請願する所あり、當局又之れを坐視するに忍びず、主務省の意志を伺ふ所ありしは勿論内地各取引所の意向を探る等、其の復活方に努力したものであるが、時の農商務省岡商工局長は、本島米の定期代用復活要望に對し、灣妻と内地夫人との極めて卑俗なる譬喩を以て、本島米の定期代用は應急的一時の採用であつて、之れが恒久的採用の無理なるを明し、將來に於ても恐らく其の實現不可能なることを仄めかして、寧ろ品質の改良を計ると共に正米市場への雄飛を期すべしとの意見を述べられたとのことである。又内地各取引所にしても、

孰れも是れと大同小異の意見を以て答へたものであることは想像に難くない。兎に角本島米の定期代用撤廢後に於ける米取引の發展策として、取引所設置の運動が勃興し、他面正米市場設立の要望となつたのであるが、當局に於ても之れが裁量を如何にすべきかは、本島統治上の重大なる問題として、容易に之れが斷案を下し得なかつたのである。其の後種々考慮の末、大正七年四月移出米商組合に對し、正米市場設置の必要有無、若しありとすれば其の設置の場所及び經營の方法如何と云ふ要項に於て、諮問が發せられたのである。玆に本島に於いて正米市場なるものが、具體的施設としての端を發した譯である。

移出米商組合は同年四月の定時總會議題として之れを討議したのであるが、大體に於て左の如き意見が出たのである。

一、正米市場を全く一の消費市場と解する者
二、形態の如何に拘らず、内實には全く一つの投機機關として相場の一儲けを許す施設たらしめんとし正米市場を此の意味に解する者
三、苟も臺灣に於ける市場たる限りは、從來各人各個に商談を爲しつゝありし取引を一堂内一定時間内に行はしめ、且つ準據すべき公定相場を求めんが爲め、本島の商習慣たる先物約定をも市場内に行ふを許すべしとなし、正米市場は之れに適應したる施設たらざるべからずと解する者

第一說は正米市場を最も狹義にして消極的に解釋したもので、本島米の取引を代表するのは何と云つても移出向取引であつて、其の取引慣例たる先物賣買を度外視し、單純な消費取引市場と爲すならば、今更らしく硏究する迄もなく、旣に存在する大稻埕驛構内邊りの卸賣米商を一團として其の儘之れを組合組織にすれば充分である。然るに實際に於て此の卸賣相場が、移出向相場と一致すること稀であるから此の種取引より公定相場を採るとして、之れを以て本島米の權威ある相場とは認められない、故に正米市場の機能を斯の如きものとすれば設置の意義はないことゝなるのである。

第二說は市場の形態は如何樣であつても內實に於て投機取引を唯一の目標とするもので、米商中でも一部野心家の期待する所であるが、內地定期市場に對してさへ、從來種々の批難がある位であるから、正米市場の美名に隱れて投機專門の取引を敢行せんとするが如きことゝもなれば、其の弊害測り難きものあり絕對不可であるとせられたのである。

第三說は穩健にして最も本島米取引事情に適合したものであり、元來北部は全島中唯一の消費米取引地であるが、之れを取引上より見る時は、消費米取引が移出米取引に及ばざること遠く、其の移出取引に於ては先物賣買を慣習とするが故に、延取引を市場內に於て許し其

の相場の高低を市場の公定相場に加味しなければ、何等の效果はないとするものである。

以上の如き見解に於て攻究された結果、一箇年後大正八年四月に至り、左の如き答申を總督府當局に提出したのである。

一、正米市場は設置の必要を認む但し現物取引を目的とする正米市場に止まらず差金賣買にあらざる延取引をも合せ行ふを要す

而して其の設置を必要とする主なる理由として市場を設け取引を公開し安全公平なる取引の發達を期すること

標準たるべき公定相場を作成し相場の變態防止に努むること

二、正米市場設置の箇所は先づ臺北大稻埕とす

三、正米市場經營の方法は米劵倉庫の設置を要し金融機關の運用を圓滑にすること

市場は株式組織とせず會員組織とし相當制限を設け一定の資格を有する者を以て組織すること

以上の答申を爲すと同時に、當業者にありては市場設立後に於て果して何程の實益を取引者に與ふべきか等に就いては、更らに具體的研究を行ふこととしたのであるが、大正十年四月の定時總會に於て、之れが開市促進を期する爲め、年六千圓を支出して其の準備に着手することを決議したので、該事業に智識ある者を囑託として專ら之れが攻究を爲さしめたのである。

而して其の間屢々正米市場開市の機運熟したるを報ぜられ、今にも之れが出現を見るかに思はれたのであるが、米商等の態度に聊か煮え切らざるものがあり、囑託者にしても未だ猶正米市場の實際的業務に通曉せざる所ある而已ならず、其の献身的努力に出でなかつたことは容易に其の出現を見るに至らず、正米市場設立問題は全く掛け聲ばかりに終始したのである。

然る所現正米市場更生の產婆役たりし中山勇次郎氏が、移出米商組合の囑託となるに及び、正米市場設立問題にも携ることゝなり、大いに之れが實現を圖る所あり、殊に同氏が大正十二年朝鮮地方に於ける正米市場の實地視察を遂げて歸るや、茲に漸く正米市場設立の段取りは定まり、且つ其の要領を得たる當局との折衝は、大正十三年一月二十一日、曩に總督府が發布せる正米市場規則及び其の指示する所の業務規程に準據して、正米市場組合創立總會開催に迄漕ぎつけ、茲に臺灣正米市場の誕生を見るに至つたのである。

正米市場第一回總會の際に於ける組合加入者は左の如きもので、現在正米市場組合員とは其の顔觸れに於て殆んど之れを異にしてゐるやうである。

三井、岩崎商業、阿部幸、瑞泰、津坂、賀田組、方協豐、和豐、董湖、瑞興、同益、乘記、大永興業、金德發、大有物產、南成、東興、瑞昌、鈴木商店、高調和、智記、周長興、明比商店、東成、振發、白

旗商店、竹田商店、安田商店
理事長吳澄淇、副理長堀德治郎、理事中山勇次郎、
評議員林熊祥、許太山、方玉樹、劉金聲、吳永金、津坂鹿次郎、阿部彌兵衛、高文秀

斯くて同年六月二日より津坂商行の裏の倉庫内に設備を行ひ、愈々開市を見るに至つたのである。そして市場内取引は左の要領に基いて行はれることゝなつたのである。

直取引

一、銘柄を以てする賣人は其の銘柄の見本を市場備付の見本缶に入れ買人に示すこと
二、賣買成立の上見本に依る取引は其の見本の一半を市場備付の見本瓶に入れ登錄の際之れを市場に提供すること
三、賣買契約成立の上は市場備付の様式に依り登錄せらるゝこと

延取引

一、延取引は市場職員に於て其の取扱ふべき品名、受渡場所及受渡期間を示すべきにつき其の表示に從て取引せられたきこと
二、右の表示は左の如き例に依ること
受渡場所　基隆又は高雄
品　　名　一期米中南部米內地種米(蓬萊米)
受渡期間　六月上半月迄、六月下半月迄、七月上半月迄

三、延取引の賣買者は右の表示に從つて呼聲を以て賣又は買を表示せられたきこと
四、延取引の賣又は買人は自己の店名、數量、指値及賣又は買の別を呼聲を以て示されたきこと
五、市場職員は右の呼聲に應じ其の摘要を黑板に記載して賣買契約の成立を俟つものとす
六、呼聲に依り賣買兩者の表示條件合致するものより市場職員は其の賣買契約を成立せしむるものとす
七、前項により成立せる賣買契約は市場職員に於て別箇の黑板に其の成立を轉記するものとす
八、第六に依り成立を宣せられたる賣買契約に付當事者間に異議ある時は第七に依る轉記前に其の主旨表示せらるゝにあらざれば變更することを得ざるものと定むること
九、市場の表示する品名、受渡期間及場所に合致せざる取引は隨時當事者間に成立せしめらるべきこと
一〇、前記に依り成立せる取引は市場職員の手隙を俟て成立を記載する黑板に記載を求められたきこと
一一、市場は第七第十記載の條項に從つて賣買票を調製し賣買者雙方へ御渡しすべきにより夫れを以て契約書に代るものとせられたきこと

斯くて多年の懸案であつた正米市場の立會開始と云ふので、關係官廳を始め當業者等齊しく之れを喜び其の前途を祝福したものであることは敢へて贅言の要なく、大いに一般世上の視聽を聚めたものである。そして市場の立會に依り日々の公定相場が確立し、島内に於ては相當權威ある標準相場として、一般の認むる所となつたのである。

然るに正米市場の業務規程が、本島從來の自由取引に對し、市場内取引に何等の權威を與

へず場外取引と同樣であつて、組合員は唯徒らに市場經費の負擔あるのみで市場取引の實益がなく、而も當時は所謂混線時代のことゝて、契約書一枚で至極簡便に、證據金などの必要もなく、濫に思惑賣買が行はれて居たものであり、移出米商にしても未だ今日の如き衰微閑散に至つて居らず、移出米取引に忙殺せられて居た爲め、態々正米市場に迄出張つて賣買を行ふことを面倒に思ふやうになつたのである。殊に市場取引が餘りに業務規程に束縛せられ眞に米取引の妙用が發揮せられざることは、益々之れを利用せんとする者を遠ざけ、市場立會人は日一日と減少して立會の聲は擧がらず、遂に開市後幾何もなくして休場を餘儀なくせられたのである。

斯くの如く正米市場は其の出生の因緣が結ばれてより、實に永い年月の間生れ出ずる者の苦勞を重ね、而も甚だしき陣痛の惱みを經て誕生はしたものゝ、其の肥立ち惡く遂に暗より暗へ葬らるゝの不幸を見たのである。

其の後亂暴無秩序な投機賣買の弊竇に苦しめられた本島米界は、復び正米市場の開市を要望するに至り、一方移出米取引の困難、移出米商の疲弊は、期せずして之れが復活に眞劍なる態度を以てし、加ふる市場理事中山氏の熱心なる再開の策動は、從來正米市場發展の桎梏

とも謂ふべき業務規程に所謂「市場内の取引は、轉賣、買戻、清算其の他何等の名義を以てするを問はず、現物の授受に依るの外、其の決濟を爲すことを得ず」との第四十三條の嚴正摘要を緩和すべく、必死的努力を以て當局の諒解を求めたのである。當局に於ても本島米の取引改善を期する上から、所謂默認の形ではあるけれども、市場取引に幾分のゆとりを與へ、本島米取引の實際的態樣に則して、市場としての機能を發揮せしむることゝなり、玆に現行業務規程に其の内容を更め、昭和三年六月五日より更生の第一聲を擧ぐることゝなつたのである。

爾來其の殷賑なること實に目を疑ふばかりであつて、毎日數百車の手合を見るに至り、世人の齊しく驚歎してゐる所である。剩へ間もなくして、其の受渡し計算の代行を爲し、且つ金融信託の途を與へんとする米穀代行會社の設立されるあり、益々正米市場取引の發達を促進する等、更生後に於ける正米市場の取引は、當初一般の豫期しなかつた急激なる進展振りを見せて居るのである。

現在の正米市場は、縱令それが當局默認の形式であつて、公然市場取引の内容を公表し得ない經緯が伏在してゐるにしても、無秩序、無節制な亂雜取引の弊に比ぶれば、尠くとも本島米産地取引の統制を計る上に於て、且つ取引上の紛擾を防止する上に於て、又一般が信賴

するに足る相場の公表を爲す上に於て其の優れるや萬々である、何れにしても改善時代に於ける具體的施設として、其の成功を以て目すべきは獨り正米市場あるのみなりと云ふも強ち過言ではあるまじく、益々是れが改善統制に努め、其の完全なる成育を遂げんことを希ふ次第である。

かくて正米市場今日の盛況は、世上種々の説を爲す者ありと雖、前理事中山氏の奔走努力の效が、其の淵源の大部分を爲してゐることは之れを認むべきで、同氏の功績に對し滿腔の敬意を表する次第である。

以上述べたやうに本島米の取引は、玆に漸く之れが改善統制の緒に著いた譯であるが、其の成功完成に就ては當業者は勿論、之れが指導の任にある者も常に研究努力の效を積み且つ相協力して、只管本島米産業熱愛の眞情に終始すべきで、敢へて米界諸賢に至囑する所以である。

（へ）　産地米取引に於ける諸問題

却說從來移出米商が産地買付を行ふに當つては、地方の情況に應じ、約定と同時に前貸金

を放資するの慣習があり、一袋二圓五十錢から四圓を前貸し、時に競爭買付の爲め米價の七、八割を放資することも珍らしくなかつたのであるが、之れが爲め産地米商は、前貸金を多く放資する移出米商と取引を爲すの傾向となり、而も産地米商が手持米の有無に關せず、思惑的に唯前貸金目當てに賣買契約を行ふの現象を誘致したことは、受渡期に到り不渡問題の續出となり、移出米商の損失は前貸金の不廻收のみならず、當然得べかりし利益をも喪失し、又産地米商は思惑の失敗となつて、結局共倒れの慘狀を呈するに至つたものである。近年に至るも猶此の慣習は持續されてゐたのであるが、大正十四年に到り前貸金の全廢を期する目的の下に、移出米商等の確き申合せと結束とに依り、米種の區別なく一袋當り金一圓に限定したのである。其の後財界の悪化、金融の梗塞、加ふるに米價崩落相次ぐの有樣で、極度の不況を招來し、而も移出米商自體の疲弊困憊は、到底前貸金の放資を許さゞる狀態となり、多年の問題たりし前貸金の全廢を斷行するの機會となり、遂に之れが目的を達して今日に及んでゐるのである。從つて移出米商は資金上の利益を得ることゝなつたが、産地米商は前貸金なる便利な金融の途を失つた譯である。加之現在に於ては反對に賣方たる産地米商は、積み出し米の倉入れに至る迄の事故保證の意味で、一袋當り一圓を移出米商に保留されること

ゝなり、聊か變則な取引狀態となつて了つたのである。

然しながら此の保留金問題も矢張り改善時代の一大研究事項として、相當の議論が交はされてゐるのであつて、臺中州籾摺業者を以て組織する中部米取引改善協會は、保留金制定の目的たる事故責任を協會が負ふことゝし、保留金の廢止を計り移出米商組合も亦之れを認容した結果、中部米の取引には之等保留金を置かないことゝなつたのである。是れ云ふ迄もなく、臺中地方米商の自覺を表示するものであるが、他州の産地米商も之に倣ひ、一般的に此の制度の廢止を見るとすれば、それだけ本島米の産地取引が改善の一歩を進めることゝなり、又一面に於ては事故米發生に對する米商各自の責任觀念を昂め、そして是等の問題解決に際し、其の責任分擔が確守されることゝなつて、現在の如き負擔偏重の事故責任が矯正せられ、移出米商にしても事故米問題の苦患より免れることが出來はすまいかと思はれる。

本島米の産地取引は啻に移出米商の産地買付米の受渡米に限らず、産地米取引の受渡に就て、事故發生に因る損失負擔の歸屬者如何に關し從來其の紛議が絶えないのである。現今の取引狀態に於て、契約米の受渡地卽ち移出港に於ける大部分の米が、所謂混合保管であることは、事故發生米が果して何人の所屬であるか、是れを明かにすることは到底不可能の業で

あつて、縦令産地荷主は包裝袋の捺印又は票箋に依つて明かにするを得るとしても、移出港の保管米が通過貨物の取扱なることに於て、其の保管米は既に幾轉賣買せられて居り、出荷票箋と賣買最後の所有者とが必ずしも一致しない結果となり、事故發生當面の所有者責任者の判定が出來ないこととなるのは蓋し已むを得ざること也と謂ふべく、要するに産地賣主の責任に歸すべきものゝ如くなれども、之れとて賣主は多數であり、況や移出港貨車上渡の契約を以て代金の決濟を終へたる後の問題たるに於ておやである。

是等事故米發生の處置に就いては、現在移出米商の負擔する所であり、其の移出數量に應じ、一袋に付き三錢乃至四錢を組合に積立て事故米整理補償に充て、事故米發生に對する不測の損害を公平に解決せんとして居るのである。然しながら之れにしても移出米商全體が同一行動に出で難き事情があり、有志のみの組合であつて、運送店との特殊契約に於て其の整理を運送店の請負ひと爲し、移出米商は事故米發生に因る損害負擔の限定を圖つてゐるのであるが、移出米取扱高に對し一袋三錢乃至四錢の事故料負擔は、其の金額決して尠いものでなく、さらでだに困難の移出米商としては、大なる苦痛たるを免れない所である。

又運送店に於ても、それが請負ひ事業たることは、移出港停滯米を生ずるなき取引狀態に

ある時は、聊か喜ばしき計算となるけれども、一朝移出取引の澁滞となり、又は正米市場の受渡關係等にて、急激な出廻りでもあらうものなら、心中ビク〳〵もので事故米發生の不安に襲はれると云ふ有様である。

兎に角事故米は今後と雖、毎期の出廻米受渡に發生することであらうから、唯一期二期と云ふ時期に依つて發生數量の差はあつても、常に繰返して問題は起り苦情は生じ、而して又繰返して之れを處分せねばならないであらう。現在では移出港の事故米發生と云ふことは必然の出來事として、どうやら免疫性となつてゐるやうにも思はれるが、何等かの根本的解決策を講ずべき必要があるとて、種々の議論も行はれてゐるやうである。其の一説に依れば事故米發生に伴ふ紛擾防止手段として、差し當り移出米の大部分を取扱つてゐる基隆港の保管米を有料となし、移出港の取扱運送店に對しては、到着米の保管を車別扱に改め之れを實行せしむる方法である。

從來基隆港に於ける事故米の處分整理が、移出米商側の手に依つて處分せられて居る爲め、動もすれば事故米發生の責任が移出米商側に在りと速斷せらるゝ傾向があるけれども、實際に於ては賣方たる産地側米商が、隨意に移出港に積み出した米の堆積保管に基因する場合が

多く、殊に積込證を擔保として金融を計る位であるから是等の事實は推して知るべしである。移出米商は斯くの如き混合保管米を買付けて船積みせねばならぬ立場にあつて、豫め事故米の有無を鑑別して賣買を爲すの途がなく、而も船積みに際し發見された事故米の整理は、移出米商が之を引受けねばならない狀態にあるのである。斯様に當然の責任者に其の整理を爲さしめ得ないことは、基隆港に於ける無節制な混合保管の弊害に原因し、從つて上屋倉庫の管理方法を改善することが急務であると云ふのである。

基隆港には現在無料と有料の保管倉庫があるが、無料倉庫の存在する限り、他の有料倉庫が如何に大なる坪數を有して居ても、移出米の保管に利用しないのは當然の現象である。從つて現狀維持の狀態では、上屋倉庫が現在の幾倍になつても、無節制な混合保管が防止せられないことゝなり、事故米發生に因る紛擾を根絶することは出來ない。されば移出米の保管を全然有料となし、之れを基調として輸送や賣買單位の車別保管を勵行すべきで、之れが實行に當つては、適當な保管料を定め、最後の出庫者から運送店が之れを徴收し、賣主は受渡と同時に買主に對し、相當期間の無料保管を爲し得る入庫品を提供せしめ、又車別保管にあらざるものは、一切賣買しないことを申合せて、實行すべきであるとの見解であり實行論で

ある。

元來事故米の責任は其の多くが産地側米商にあるにも拘らず、通過貨物として移出港倉庫に混合保管せられて居る理由のみで、買主たる移出米商が其の全分の責任を負擔することは、何と云つても無理があるやうであり、之れは當然關係當業者全體が、最も公平に最も合理的に處分すべきで、移出米商組合、籾摺業組合、運送店が共同責任の下に、相協調して事故米發生を未然に防止するの方法を講ずると共に、其の發生損害に對しても偏頗なき處置を爲さねばならないことは、何人も之れを首肯する所であるが、而も夫れが實現を見るに至らざることは、其處に幾多の現實的支障の存するを思はしめ、本島米界發達の爲め甚だ以て遺憾に堪へない所である。或る一部に於ては、元來事故米の發生は移出港に於ける米の滯貨にあるのであるから、檢米當局が常に相場の趨勢や、移出取引の經過に注意して、所謂サシ加減を以て産地檢査に或種の調節を行ひ、移出港の停滯米を尠からしむる樣にしたならば、自然事故米發生の防止ともなり、且つ又內地移入米商等が、移出港の品間と觀ての安値買狙ひを幾分でも訂正することが出來得るであらうとの說を爲す者もあるが、何れにしても此の問題は改善時代の一改革事業として關係當業者の千思萬考を願ふて止まぬ次第である。

産地米取引の問題として又諸說を聞くものがある、それは賣買受渡の條件變更であつて、移出米商と産地米商との取引は移出港貨車上渡を條件とするも、正米市場取引の受渡は移出港倉庫渡であり、之れが不一致に對する不便不合理を矯正せんとするものである。更らに或る一部には、産地米取引の全部を各驛渡とし、生産者、籾摺業者等の立場を有利に導き、其の負擔輕減を計らんとする者もあるが、要するに本島米は内地移出を本來の目的とし、移出取引に依つて始めて其の商品價値が認められるものである以上、取引過程の實際的見地よりしても、當然移出港渡したるは云ふ迄もなく、且つ又取引の統制を圖る上より全部を移出港倉庫渡とすべきものゝやうである。

此の移出米の産地取引を移出港倉庫渡しとするに就ては又說あり、乃ち之れに依つて移出米商は貨車卸賃だけの利益を得ることとなるも、生産者、精米業者は、それだけ産米生産費の負擔を加重し、産地經濟の壓迫を來すと云ふにあり、而して現物取引と正米市場相場との値開きを大ならしめ、移出米商の正米市場を利用しての買付けが不便に陷り、正米市場の運用上甚だ面白くない結果を招來することはあるまいかとの危惧を抱くものである。然しながら米の取引は然かく計數的に動くものではなく又平隱無事な過程を而已辿るものではない。

寧ろ採算を超越し、理外の理を行くことの多きは常に之れを體驗する所である。且つ又以前包裝麻袋が買人持ちであつたものを賣人持ちとなつた時でも、麻袋代の負擔如何に依つて産地米商の不利益苦痛を來たさなかつた。卽ちそれだけ買人の呼値が高くなつた譯である。船運賃が其の移出數量に應じて割戻率に差のあることに於て、多くの割戻を受ける者はそれだけ利得するかと云ふに決して然らず、それだけ買付米の買値を高めるのである。船運賃の均一問題等も玆に基因する。要するに移出米商の買値も、産地米商の賣値もすべて各自の算盤勘定に於て行はれるのであるから、貨車上渡と倉庫渡と價格上に於ての變態を來すことはあるまじく、必ずや此の格差は現物より鞘寄せを爲すであらう。されば取引の統一を期する上よりしてすべてを倉庫渡しとするに何等の不都合はあるまいと思はれる。

正米市場の受渡米となるべき米の米穀代行會社融通は倉庫會社の假證劵を以てするに限られてゐるやうであるが、現在基隆移出港に於ける保管米は混合保管取扱であつて、運送店相互の振替勘定を以て、決濟し得るものであるならば、假證劵發行に對する米は倉庫會社保管米を以てするにしても、何れの運送店に對し積出した米でも、尙此の恩典を受け得る樣何等かの方法を講じたならば、一般米商の資金化を計ると共に、正米市場の現物受渡を助長し、且

つ産地米取引の圓滑なる發展を促進することゝもなるやうに思はれる。殊に基隆港に於ける船積取扱が、共同計算となつてゐる以上、其の保管米取扱に對しても須く機會均等を以て立つべきであり、萬事協調主義を以て進むべきであらう。

（ト）　米穀代行會社の移出米取扱如何

近來正米市場の著しき發展振りや、米穀代行會社の盛況は、甚だしく世人の注目を引く所となり、種々之れが批評は加へられることゝなつたやうである。殊に方今本島米の移出取引不振にして移出米商の衰頽甚だしく、産地米商にして移出米取引に進出せんとする情勢を示しつゝあるの際とて、米穀代行會社の移出米取引への飛躍を云爲する者の多いことである。當局に於ても之れを期待してゐるものゝ如く、會社當事者の業務運行に對し、常に注意の目を向けて居るとさへ傳へられてゐる。それかあらぬか正米市場や、同會社首腦者の内地及び朝鮮への出張となり、同地方に於ける米穀市場の視察を爲すと共に、本島米取引の實情を調査する所があつたらしい。

然るに同會社の移出米取引への活躍は今直ちに之れを許さゞる事情が伏在してゐるものゝ

如く、唯消極的な委託取引に止めんとするの情勢にあるやうである。凡そ本島米の移出取引は其の活躍時代にせよ、沈衰時代にせよ、之れが取引の底流に多くの危險が潛んでゐることは、米自體に未だ幾多の難點があり、且つ又其の取引プロセスに於て多くの不利な要素を有して居り、而も夫れが避け難き因果關係にあるが故であつて、尠くとも移出米取引に經驗あるものは能く之れを感得する所である。されば米穀代行會社にしても、其の創立の趣旨目的の如何なるかを考へる時、譯もなく此の移出米取引に進出することが出來ないのであらう。殊に同會社の業務遂行が事毎に役員の同意に依つて之れを爲さねばならぬことは、移出米取引の如き到底其の圓滿なる進行は望み難く、何れにしても同會社の移出米取引への飛躍は當分實現の可能性に乏しいものと見るが妥當であらう。

却說本島米は之れを取引の推移よりすれば、其の生產の方面を觀る時、米種改良事業の效果や、品質の向上且つは逐年增產の趨勢にあること等、實に長足の進步を遂げ、搖籃時代に比べ全く隔世の感があるやうであるが、移出取引の實情は決して之れに伴ふ發達を示したとは云ひ得ない情勢にあるのである。之れには種々の原因もあるが、當局としても是までの改良施設や奬勵指導には、非常な硏究努力が拂はれて來たに反し、商品として米商の手に移

つてから後に於ける保護指導が餘りに等閑に附せられて居た傾向があるやうに思はれる。今や本島米界も漸く改善時代に入つたのであるから、當業者は勿論當局に於ても彌々不斷の研究と努力を拂ひ、之れが完成に向つて邁進すべきであらう。

七　本島に於ける米穀取引所設置の是非と正米市場の機能

內地取引所の管見

米の取引には正米取引と清算取引とがあり、其の取引機關として正米市場と清算取引所とがある。抑も此の取引所なるものゝ由來を聞くに却々古く、歐洲に於て西曆一千百年頃證券賣買の行はれたのが根源であると云はれ、其の後市場組合が設けられて漸次各國に及び證券をはじめ食糧、家畜、燃料其の他重要商品の延取引等が行はれ種々改廢變遷を經て、今日の殷盛を見るに至つたものであるが、各國とも自ら其の國情に從つて上場物件や取引の方法が異つてゐるのである。

我國は瑞穗の國と云はれるだけ農產本位で、米の需給調節は國民の生活に大なる關係のある所から文祿年間（今を去る三百四十年前）大阪で其の寄合賣買が創められ、元祿元年以降堂島新地に於て組織的に漸次發達したもので、是れが現在の堂島米穀取引所の前身とも云ふべきものである。東京に於ては享保時代に米の組合取引が起り、文化十年（今を去る百十六年前）日本橋の小網町外四箇所に賣買市場の免許が下り延取引や切手賣買が行はれ、米會所と稱せられて遂に今日の東京米穀取引所の基礎を爲したのである。そして今日兩市場とも實に大量の取引を呑吐し、其の冴へ渡る撃柝の響は全國の米價を動かして、幾萬とも知れぬ米業者を踊らしてゐるのである

正米市場には延取引と實物取引との二種があり、延取引と云ふのは二十日、三十日或は五十日先きの豫約取引で實物取引とは云ふ迄もなく現物の取引である。東京には深川と神田川の二箇所に監督官廳から認められた正米市場があり、大阪には中の島と玉江橋附近に堂島米穀取引所の附屬正米市場があつて、五十日延取引や現物取引が行はれ、神戸には兵庫米肥市場と云ふのがある。其の他の地方にも相當大きな集散地には市場の認可は得て居ないが、米商人が一箇所に集つて夫々個々の取引を行つて居る。そして正米賣買は先づ賣らんとする者

が、消費地の問屋に米穀を送つて値段を定めるのもあれば、縣の販賣斡旋所や共同販賣所の手を經て市場に賣り出す者もある。又地方にあつて居ながら消費地の商人からの買付けを待つて賣るもの、地方の農業倉庫や信用販賣組合を利用して單獨で賣る者、或は共同で賣る者もある。斯くして賣り出されたる正米は、地方商人の手を經るか又は直接に消費地の商人の手を經て、其の地の小賣商人、搗き米屋、直接消費者の手に移る譯である。尙日下の正米市場には淸算市場のやうに公定相場と云ふものがないから、先づ消費地の値段を聞き合せるか、新聞に發表された値段を標準として賣る外に途はないが、近く東京は勿論神戶、名古屋、京都等にも取引所に附屬する正米市場が出來ると云ふことであるから、其の時は市場公定相場が發表せられて、賣るにも買ふにも大層好都合となるであらう。而して是等正米市場に於ける一箇年の取引高は約四百萬石内外であると云ふことである。

內地全國に亙り大小二十八箇所の米穀淸算取引所があるが、總體に於て一箇年間の賣買取引高は、多い時には全國產米の六倍卽ち三億五、六千萬石に上ることもあつたが、近年は餘程減少して約一億七、八千萬石程度と云はれてゐる。而して商工省の發表に依れば、大正十一年から十五年迄の五箇年間平均の一箇年淸算取引高は、二億八千三百四十二萬石となつて

ゐるが、何と云つても大阪が第一で、一箇年八千八百萬石を取扱つたこともあり、平均でも七千七百五十萬石に上ると云はれてゐる。次は東京で五千五百七十萬石、それから京都の二千七百三十萬石、神戸の二千四百六十萬石、名古屋の千六百三十萬石、金澤の一千八十萬石と云ふ順序である。併し逐年出來高減少の傾向を示してゐることは、大正十年から米價安定の目的を以て米穀法なるものが公布せられたので、米價騰落の値幅を縮少して一般投機熱を減退せしめ、且つ又他に米よりも面白くして而も時勢に順應した手ッ取り早い投機の目的物が増加して來た爲め、仕手が其の方面へ走り去つた結果に外ならないと云はれてゐる。尙一箇年間に於ける受渡賣米高は最高百五十萬石、少い年で百二十萬石見當であるから毎月の平均は全國の取引所で約十萬石程度と云ふことになる。而して地方の小取引所では大底其の地方產米が受渡しに供せられてゐるが、大阪、神戸、名古屋、京都、東京の五市場に於ては朝鮮米の受渡が却々多いやうである。

而して農家が自家用の食糧を控除して賣り出す所の米は如何程のものであるかと云ふに、之れは其の年の豐凶にも依ることゝて正確には論斷し難いけれども、東京、靜岡、和歌山、高知、長崎、長野、山梨、沖繩等縣外移出檢査を行つて居ない府縣を除いた他の府縣から約

一千二百萬石見當の米が地方農家以外の產地縣民の消費米として賣り出されるものと觀て大過はあるまい。最近の調査による農家戶數は五百五十萬五千戶、人口は第一回國勢調査の時には農業二千六百九十萬人であつたから、現在は尠くとも二千八、九百萬人と思はれる。是等農民の消費量は都市の人より一人當りとしては、多いものであることは首肯されるが、米ばかりを食料とせず麥も混用すれば粟、甘藷等其の他の代用食を攝るから、米の消費を一石一斗と假定して三千八十萬石乃至三千百三十萬石位であらう。そこで收穫高年五千七、八百萬石とすれば約二千五、六百萬石摘みの米が商品として都會及び地方小都市の消費地に流動することゝなるやうである。

本島に於ける取引所設置運動の經過

抑說本島に於ける取引所設置問題は却々古いことであつて明治三十七年六月十四日、現在の臺北商工會が未だ商工談話會と稱せられて居た時分、其の總會が武德會で開かれ、席上棚瀨軍之佐氏の提案として本島に取引所を設置するの可否と云ふことが議せられたものである。乃ち荒井泰治氏、藤原銀次郞氏、生源寺貞龍氏、三好德三郞氏が調査委員に擧げられて其の

調査硏究を爲すこととなり同年十一月二十五日、其の調査報告會なるものが復た武德會に於て開かれ、之れが設置の必要を決議したので、茲に取引所設置の願書を總督府に提出したのであるが、是れ本島に於ける取引所設置出願の嚆矢である。

其の後大正三年十一月六日、臺北商工會は其の總會が鐵道ホテルで開かれた際、松村鶴吉郞氏から此の問題の提案があつたので、建議案として復び總督府に對して取引所設置に關する件を提出したものである。併し此の頃に到れば本島に於ける取引所設置問題は漸く世人の注意を喚起して、他にも多くの出願者を見るに至つたのである。

當時は恰も本島米の定期代用が撤廢せられて、內地は勿論、島內に於ても莫大の停滯米を生じ、如何にして之れを處分すべきかが米界當面の大問題とせられ、當局にありても米產業政策上非常に之れを憂慮し、種々の講究が爲されて居たのであるから、米穀取引所の設置に依つて、此の問題の解決を圖らんとするに其の意の動くものあるは當然あり得べきことであつて、之れに乘ぜんとする策謀家の蠢動もあり、本島米の取引を主とする淸算取引市場の設置を出願する者の輩出を見るに至つたことは、自然の成り行きと云はねばならない。又一方に於ては本島米が定期代用に供せられて居た當時、內地取引所仲買人や定期取次人の來臺繁

く、且つは定期市場渡米として本島米に對する定期師の買付も盛に行はれて居たのであるから、米の定期取引と云ふことに就き、一般の注意も向けられて居たことゝて、本島に於ても、直ちに米穀取引所の設置が必要であり可能であるかの如く見られて居たものであらう。

爾來取引所設置の出願は時に應じ機に臨み、あらゆる方面から其の運動が行はれ、著者の寡聞を以てするも可成りの數に上るやうである。先づ飯田精一氏の一派、荒井氏、賀田氏、木下氏、柵瀨氏等の一派、小林勝藏氏、高木鐘太郎氏等、松村鶴吉郎氏、南波禮吉氏等、大島久滿次氏、鳩山一郎氏、鈴木萬次郎氏等、鵜澤宇八氏、中村啓次郎氏、木村久太郎氏、後宮信太郎氏、三好德三郎氏等の出願、近年に於ては小松吉久氏、林熊徵氏等の出願や上田熊次郎氏、田伮吉氏等の運動もあるやうであり、又最近の問題として臺南市に於ける米穀取引所設置請願をはじめとして、各地に取引所又は正米市場設置の陳情出願が傳へられ、殊に正米市場設置に就いては各州各地の米業者等が結束して其の出現に努力し策動して居るやうである。

內地に於ても臺灣に米穀の清算取引所設立を企圖した者決して一、二に止まらず、大正六年頃大阪、京都方面の有力者十數名の發起にかゝる資本金數百萬圓の取引所設立計畫が宣傳せられたこともあり、昭和二年八月頃內地新聞に依つて傳へられた、政友會小泉策太郎氏の策

動せる臺灣特產物取引所の設置運動もあつた。そして小泉氏は田中首相と特別關係のある人で、且つ上山臺灣總督とも親交の間柄として、其の留任決定を機とし此の種運動を劃策するものであり、殊に同氏は曾つて大連取引所設置に成功した經驗もあり、斯界の策謀には非凡の手腕ある人なれば、結局臺灣總督府も傳統的方針を破つて、之れを許可するに至るであらうと迄傳へられたのである。

斯くの如く取引所設置の出願運動は實に多數に上つてゐるのであるが、實際に其の株式募集にまで著手したものに大正六年十一月、肥田景之氏を創立委員長として、內地各地の有力者及び本島關係者としては、山下秀實氏、棚瀨軍之佐氏、阿部幸兵衛氏、吉村鐵之助氏等發起人となり、東洋信託の保證の下にプレミアム附を以て、內地で其の株式募集が行はれ、本島に於ても高砂商店や田商店等が其の株式申込の取扱を爲すべき旨の發表を見たことあり、又臺灣證券交換所の株式賣出し廣告を見たこともあつたが、是等株式募集に就いては其の間種々の不正問題が突發し隨分社會の物議を釀したやうであつた。

殊に好景氣時代に於ては人心の輕佻浮薄なる、一攫千金を夢みて相場を張る者多く、米や株式の定期取引は實に隆盛を極めたもので、其の頃は相場を知らない者は人でない位に云は

れ、猶も杓子もなけなしの財布を叩いてまでも相場を張つたものである。從つて取引所設置に關する種々の運動が行はれた中には不純な策謀奸計もあつて、之れに引かゝり迷惑を蒙る者も尠くなかつたので、總督府は大正九年二月米又は有價證券を取引する市場は臺灣總督の許可を受くべく、之れに違背したる者は一年以下の徵役又は二百圓以下の罰金に處すべき旨の府令を發して、是等弊害發生を未前に防止すべく備ふる所があつたのである。

以上の如く枚擧に遑なき取引所設置の運動が行はれたのであるが、其の運動者の顏觸は、內地と云はず臺灣と云はず、實に堂々たる有力者のみであつて、或る時は確實に其の許可を見るが如く傳へられ、又或る時は具體的な設立計畫が發表せられ、而して表面的公明な請願もあれば、政略的高等術策を弄するもあり、或は又潛行的、拔駈け的策動もあると云ふやうに頗る熾烈なものであつた。

然しながら是等取引所設置の運動に對し、實際に本島米の取引を爲してゐる米商の參與する者なく、却つて之れを冷眼視するの態度にあつたことは、聊か奇怪の感を抱かしめないでもないが、何れ本島米取引の實狀に通ずる米商のことであるから、其の成功如何に就き疾くに見越しをつけてゐたからであらう。當局にしても、之れが硏究調査に著手したるを傳ふる

ことあり、或は其の必要を認むるが如き意向を仄めかしたることあり、或は又之れが許可の内諾を與へたるが如く宣傳せられたことは、決して一再ではなかつたが、いざ土たん場となれば躊躇逡巡、容易に之れが斷案を下し得ないものがあり、殊に聞く所に依れば本島に於ては絶對に取引所の設置を許さゞる方針であるとのことであつて、其處に多くの支障缺陷が横たはつてゐるであらうことを想像するのである。

本島に於ける米穀取引所設置の是非

本島に於ける米穀取引所の設置に對し、本島米取引業者としての立場から之れを考察して見るに、凡そ取引所なるものは其の取引物件の公定相場を作成して、之れが商取引の安全を與へ發達を計り、且つ經濟的社會人の歸趨に一つの明しを示す所、其の存在の必要は云ふ迄もないことであらう。そして取引所の相場は其の取引物に對する需給關係は勿論、經濟事情其の他環境の社會事象が如何に其の物に影響するか、換言すれば經濟人總意の反影が其の物の價値を如何に表現するかに依つて定まるのであるから、其の相場は常に公平なものとせられ、從つて取引數量が多ければ多い程より公平に又最も正確なものとなる譯で、其處に一般

的に物質の基準は定り、局部的に物價の大なる高低をなくして、國家經濟の圓滿なる發達が期せらるゝことは、理論上に於ては正しく之れを首肯すべき所である。然しながら其の實際を見る時は、專ら相場の高低が注目の的であり、取引の眼目であつて、而も取引物それ自體の經濟的價値よりも、一部投機師の人爲的策動に依る變則な相場を示現することが多く、乃ち强弱仕手の實力作戰が相場の向背を決することゝなり、其の間虛々實々の策謀宣傳は行はれて、當然至公を保つべき筈である政府發表の數字的統計ですら、其の巧用を失つて强弱何れへも左袒し、爲めに一般取引者に不測の失敗を齎らしむることの常なるは何人も之れを知る所であり、畢竟取引所はスペクレーションの鬪爭場たるに墮し、汗せずして巨利を獲んとする射倖的人間性の暴露を爲しつゝあるは決して蔽ふことの出來ない事實である。

果して然らば本島に於て米穀取引所を設置することが、其の目的に於て啻に射倖的投機心の活躍を煽つて米取引の殷盛を希求し、又之れに依り一般商業界の繁榮を計らんとするものであるならば亦何をか言はんや、本島生産米の眞目的たる内地移出取引に實際的又合理的な發展向上を期するを以て、本島に於ける米取引機關の第一義諦とせねばならぬことに於いて、其の沒意義、無効用なるは敢へて贅言を要せざる所、而も之れに因り生ずる弊害の如何なる

ものであるかは、蓋し思ひ半に過ぐるものがあらう。而して本島米取引の實狀より之れを考察する時倍々其の可能性に乏しきを感得するのである。

本島米は其の生產に於て一期と二期との別あり、一期米は六月中旬より出廻り九月下旬より十月上旬にかけ終りを告ぐるを普通とし、二期米は十一月下旬より出廻り二月頃に到れば略々其の出穀を終つて、取引閑散となるを通例として居る。そして出廻り繁盛の期間は僅々二、三箇月の間であつて、殊に二期作丸糯米の如きは移出米の七、八割を十二月中廿日頃迄の二旬日を以て移出せねばならぬ取引狀態に在るのである。

又品種に在來種米と蓬萊米と丸糯米とがあり、各々其の生產額に大差があり、而も一期と二期とに於て殊に甚だしい相違があるのである。そして夫れが又各々其の品種に依つて需給の關係を異にし品位の優劣あることに於て、本島米の取引は當然銘柄取引でなければならないことに到著するのである。從つて內地取引所に於けるが如く銘柄なしで賣買が出來、何れの產米も取引標準米との格差を附することに依つて、自由な取引が行はれるのとは其處に取引上の要素に於て大なる軒輊の存するを認めねばならない。

而して本島產米の生產が最近六百萬石より七百萬石を算し、一千萬石の產額を見るに至る

ことも、敢へて遠き將來にあらずとするも、島內消費量を控除したる餘剩米は、否でも應でも島外に搬出して之れが販賣を爲さねばならぬ立場にあり、而も當局に於ける產米政策のそれが內地食糧不足の補充を圖らんとするにあることは、品種の改良に於て內地人の嗜好に投ずるを重大要件とせられ、從つて本島米は內地移出に依つて始めて眞の商品價値を有するのであるから、產米のすべてが島內に於て自在無碍に流通せられ、島內取引の對象物となることは出來ない。されば島內だけの需給關係を以て之れを論ぜられないことは云ふ迄もなく、本島經濟事情の如何に依つてのみ、相場の高低を尺度することも爲し得ないのであるから、取引所の使命たる公平な相場を作成することは頗る疑問としなければならない。

斯くの如く本島產米の取引は內地移出を以て生命とする以上、取引所に於ける賣買の目的に於ても、其の內實は兎も角表面上移出取引の助成を題目として立たねばならないが、玆に賣買受渡しの必然的約束として基隆、高雄の兩移出港を以て受渡場所と定むべく、之れが保管の問題に於て、然かく簡單に決し難き事情あることは、是迄各項に於て屢々之れを述べた所である。勿論取引所に於ける賣買は取引所そのもの丶機能より、受渡實米の尠きことが寧ろ當然とせられ、其の受渡に供すべき實米の保管に就いては何等の危惧なしとせんか、幵は

思はざるも甚だしいもので、本島米取引の實際的觀察に於て、必ずや諸種の難題を惹起するに至るべきは餘りにも明白な問題である。

殊に本島米の取引が米自體の本質的因果關係に於て、當然銘柄取引を條件としなければならないことは、取引所に於ける自由な大量賣買を許さないことゝなり、從つて眞箇に取引所の機能を發揮し得ないことに歸著するのである。而も其の取引に人爲的策動が加り變態的進行を遂げんか、實に收拾すべからざる混亂に陷るは明かであつて、餘弊の及ぶ所亦測り難きものがあるであらう。或は其の受渡に對し外米を以て代用に供し、受渡上の紛擾を防止するの途もないではないが、本島の如き小天地にして之れを如何に處分すべきは直ちに斷じ難き問題であり、且つ外米の手當が云ふが如く簡單に迅速に而も便利に取り運ばれ得るものではない。或は又在來種米、蓬萊米、丸糯米を各値鞘を定めて、相融通し得べしとも考へられるけれども、其の生產額に於て一期と二期とに大差ある點、各米種が各々獨自の用途を有してゐる點、到底それは望まれない所である。そして出穀期に間隙のあることは、取引期間の區切りに就き甚だ困難な事情があり、加ふるに其の內地移出を以て取引の目的とするが故に、內地に於ける需要如何に依り價値づけられねばならぬ立場にある本島米としては、標準相場

作成を唯一の目的とする淸算取引所設置の必要は全く之れを認め得ざるのみならず、却つて其の弊害の大なるべきを惧るゝものである。

以上の如く本島米は之れを淸算取引市場に於て取引すべく餘りに多くの缺陷を有し、其の不可能なるは見易い所であつて、縱令之れが設置運動を爲す者が內臺を通じ悉く有力者、知名者であつても、其の中に米取引當業者の見當らざることは、這箇の消息を雄辯に物語つてゐるものと云はねばならない。唯單なる商業振興策の爲めや、臺灣の文化開發を誇らんが爲めの體面論から、取引所の存在を願ふのであるとしたら、本島米產業そのものにとりては迷惑も亦甚だしきものなりと謂ふ可く、況や或種の利權獲得を唯一の目當てとする不純な動機より、之れが設置を策する者あるに於てをや。

正米市場の機能

本島に於て正米市場なるものが如實に其の機能を發揮して、實際上米取引市場たるの巧用を認めらるゝに至つたのは極めて最近の事に屬し、未だ其の內容に於て幾多の硏究改善を圖るべきもののあるは固より多言を要しない所であるが、之れが存在の必要に就ては既に議論の

餘地はないとせられ、當局默認の形式ながら益々其の機能發揮は要望せられ、圓滿なる進歩發展が期せられて居るのである。

凡そ取引所なるものは、理論的に存在の理由はあるにしても、其の目的たるや一つに標準價値の作成にあつて、米自體の流動を如何にすべきかは敢へて意とする所でないことは既に之れを述べた次第であるが、而も其の取引終結に於て實米受渡を尠くすることが、寧ろ正しい相場を作るのだとも云はれて居る位であるから、取引所の機能發揮に依つて、直ちに國民生活の上に食糧の公平な分配が行はれ得るとは思はれないのである。勿論淸算市場相場と正米相場とは、常に不即不離の因果關係を保つて動いて居るのであるけれども、生產、消費の兩者が直接に實際に相觸れ相關係する所のものは、相場ではなくして米そのものである。假令取引所の作成する所謂公定相場が高からうと安からうと、有るものは賣らねばならず、無いものは買はねばならない。そして一日でも吾人の生活から取り除けることの出來ないのが米である。卽ち有無相倚り相助けて、吾人生活の進展を成して行かねばならないのである。從つて米取引の機關は一般取引の指針たるべき標準價値を作成する取引所の機能と、實米受渡を眼目として米そのもの丶圓滑なる流動を圖るべき正米市場の機能が渾然融和されたもの

でなければならないと思はれる。

是れを現今に於ける米取引の實相に就て見るに、全く投機と實米取引とが混合せられたものであつて、實取引の裏には必ずや投機的思惑が潛み、投機的思惑取引の表面は實米取引の名に於て行はれて居り、米商は是等投機思惑の必然的纏絭たる取引上の危險苦勞を背負ひながら、而も其の危險に一種の興味をさへ有つて米取引を爲してゐるのである。されば之れが合理化を圖り確實を期するには、何としても專ら投機取引に終る取引所でも、又極小範圍の消費米を取引するに過ぎない正米市場の如きでも、到底其の完全さは認められないことに歸著するやうである。

此の意味に於て、本島米は寧ろ有利な立場にあるを思はしむるのである。即ち本島米の取引中心は云ふ迄もなく移出取引であつて、移出地にして產地たる關係にあるのである。そして商品としての本島產米は、蓬萊米と丸糯米とが中心勢力となつてゐるが、其の品種に依つて自ら需給關係に一つの約束が出來て居り、從つて其の品種により爲される銘柄は、各々其の取引上の範圍をも限定することゝなり、內地に於けるが如く銘柄の多岐多端に苦しむやうなことはないのである。故に斯樣な好條件を利用して、取引所でもなく又單なる消費米取引

を中心とする正米市場でもなく、兩者の機能を融和した銘柄取引を建前として、清算取引を加味する所の取引機關を創設することが可能となる譯であつて、取引が實取引に始つたものでも、必要に應じて清算取引化せしめることを得、又清算取引を目的として爲された取引でも、場合に依りては實取引に轉ずることが出來ることゝなり、卽ち市場內で買つたものを直ちに移出米に振り向けられ、市場で賣つたものは何等の心配なく移出米の引渡を爲し得ることゝなるのである。そして其の間相場の成り行き又は當事者の意志如何に依つては、何時でも自由に取引の決濟を行ひ的確な値鞘の受授を爲し得て、眞に米取引の妙味を發揮することの出來る理想的な米取引機關となるのである。現在行はれて居る正米市場は、玆に根據を置いて設立せられたものたる以上、最も本島の事情に適合したものであり、且つ又米取引の實相に則した進步的、合理的な取引機關なりと謂ふ可きであらう。

却說正米市場內の取引は往年に於ける組織に在つては、精米業者の籾買付から移出米商の產地米買付け、それから內地賣約と云ふ系統に對して、市場內の取引は移出米商と內地賣約との中間に介在する傍系的消極的立場に置かれて居たので、一般取引上に於ては然かく重要視せられて居なかつたのであるが、時代の推移は何時迄も其の澁滯を放任して居ない。乃ち

現行の如き内容に變革せられ、延取引は四十五日に局限せらるゝと雖も、轉賣買戻が自由に行はれ、又之れに依つて移出米の買付も爲し得ることゝなり、産地取引の中心は一轉して正米市場へ其の全勢力が集中せられ、超スピードの繁盛を呈するに至つたものである。そして往年に於ける市場取引のやうに、組合員の身元保證金は勿論賣買證據金もなく、單に市場外取引を其の儘場内に移した不徹底無活氣なものではなく、組合員の身元保證金を積立たしめて取引上の信用を確保し、且つ米種に依つて適當の賣買證據金を入れしめ、若し相場に變動あらば容赦なく之れが增證を爲し得るの制を定めて、取引の安全を期し弊害の防止を圖つて居るのである。尙市場内の受渡は簡單にして而も正確に行はれることゝなり、市場取引の積極的活用の途が拓かれた譯である。

市場内の賣買は現今直取引は行はれず全く延取引のみで、當、中、先の各限十五日の期間を置いて賣買が行はれてゐるのであるが、米種は蓬萊米、丸糯米、長糯米、中南部在米の銘柄中、蓬萊米と丸糯米とが殆ど賣買の全部を占めてゐる狀態である。而して一日の賣買出來高は三萬袋から十萬袋にも上る盛況を呈し、市場の發達に伴ひ益々增加せんとするの趨勢にあるのである。賣買の淸算は其の公定相場に依り其の賣買高に從つて計算整理され、翌日前

場立會前に證據金の納金及び計算金の出納が行はれてゐるのであるが、此の證據金の決濟が出來ない場合は立會を中止する外なく、又組合員にして證據金納入不能となつた者は、之れが納金を爲す迄は立會に加はることの出來ないことは云ふ迄もない。市場の計算法が所謂每日計算であることは、實際に取引の終結でなく又實米の受渡もないところから、差金受授となるやうであつて、此の點に對し相當の批評もあり純然たる投機取引であり、清算市場化であるとの見方を爲して惡聲を放つ者もあるやうである。之れに就ては監督官廳に於ても、市場内の賣買計算が差金取引に陷つてはならぬから、各限受渡當日迄は相場の變動に應じて追證據金を當事者から積立せ、實米受渡を實行せしめねばならぬと云ふやうな意味の警告が發せられたのであるが、それに對し當時市場當事者の見解は、各限受渡當日迄相場の變動に依つて、追證據金を積立て置くことは、實際事務として非常に手數であり又煩雜であつて而も間違ひ易いのであるが、每日計算を行つて區切りを付けて行けば、追證金徵收の面倒もなく寧ろ確實を保持することゝなり、之れが爲必ずしも取引が投機化するものとは思はれない。卽ち市場開始以來各限受渡期日に到り、實米の受渡を完全に行つた數量も決して少くないのであるから、此の點不安を抱くには當らないと云ふにあつたやうである。兎に角正米市場は

昭和三年六月五日の初立會以來、賣買當事者にしても未經驗であり、市場當事者も亦初舞臺と云ふ譯で所謂試練時代としての惱みはあるが、それにしても實米受渡數量の比率に於て內地各市場に對し遜色がない、否最近では第一位を占めてゐるとも云ふことであるから、單に市場の不備な一面のみを見て其の可否を速斷すべきではあるまい。

正米市場の賣買受渡は、本島米取引の目的が內地移出にある所から、其の移出港たる基隆高雄の倉庫渡であり、そして兩地孰れを選ぶかは渡方の任意である。そこで賣買の受渡が基隆、高雄の兩港であるとしても移出米の船積みに何等の不便はないやうであるが、實際に於ては高雄の在米を受渡された者にとりては、非常な不便を感ずるばかりでなく、商機を逸して不測の損害を蒙る場合も生ずると云ふやうなことがある。それは高雄港は船積みの工合が基隆港に比し甚だ面白ろからず、乃ち砂糖や芭蕉實の積み出しに對しては、其の性質に鑑み優先權が與へられて居るけれども、移出米の船操り關係に於ては船腹の振り當てが至極不圓滑にある爲め、移出米商として島內各地に支店、出張所を有し、手廣く營業してゐる米商であるならば高雄渡も左程苦痛としないが、然らざる者にありては高雄渡しは非常な不利不便があつて、之れを回避する情勢にあるのである。然し之れは正米市場に於ける賣買受渡の缺

陷から生ずると云ふのではなく、正米市場組合員若くは賣買當事者の實力や營業能力の相違から來る所の不均衡であつて萬已むを得ないことゝしなければならない。

斯くの如く正米市場賣買の受渡が移出港倉庫渡しであることは、それが特に正米市場の受渡米としての在庫米でなく、倉庫會社や運送店の保管にかゝる移出米としての在庫米が之れに利用せらるゝのであるから、此の點に就き當業者間に種々の苦情が尠くないやうである。乃ち正米市場の賣買が旺盛となつた反面には相場が非常に產地高を維持して移出向相場が之れを下廻ることゝなり、移出商談の進捗を阻害して荷動き狀態が緩漫停頓を來すことは、倉庫會社や運送業者の立場に於て堪へ難い苦痛であり、而も市場の受渡米が輾轉として市場賣買の受渡に供せらるゝことは、移出米取扱を主業とする運送業者としては何等の恩典に浴せざるのみか、却つて倉庫使用料等の負擔を損失せねばならぬと云ふので、正米市場の賣買を嫌惡するに至り、或る運送業者の如きは正米市場の受渡たるべき米に對しては、保管米の證明を與へないことを聲明したこともあつたやうである。然しながら過度期に於ける正米市場取引として、斯る現象を見るも亦避け難きことなるべく、そこは關係當業者の利害關係を研究して適當の對策を講ずるに於て、之れが解決の途を見出すは困難であるまじく、正米市場

の機能發揮に對し然かく深憂を抱くべきものでもあるまい。

兎に角正米市場が開市せられてより、本島米の公定相場は設定せられて一般米取引に一つの基準を與へ、從來の自由取引に比べ不渡等の弊害は矯められ、米價にしても米取引の常道に乘つて動くやうになつたのは事實であつて、世上動もすれば正米市場に目立つた建玉を爲す者があれば、買占めと叫び賣崩し也として之れを難ずるやうであり、當局に於てもいたく之れを氣にするやに見受けられるけれども、是等は全くいはれなき批難であり杞憂である。

凡そ米の取引は前にも述べた如く、實取引と思惑取引とが相交渉することに依つてはじめて其の妙用が發揮せられるものであり、而も相場の强弱に於ける觀察の對象となるべき材料が極めて雜多であることは、勢ひ取引思惑が十人十色となつて、正米市場必ずしも移出米商の意の如くならず、生産者、精米業者の望みに委かせざるは當然のことゝ謂ふ可く、其の間資力ある者或は思惑心强き者が、大建玉の賣買を仕掛けることあるは必然の成り行きである。若しそれが市場取引の統制上不穩と認むべきものあらば、其處には市場當事者の執るべき方法や對策があり、之れに善處することは決して難事ではなく、敢へて之れを憂ふるに足らない。殊に二、三斯ることの起りしを以て直ちに正米市場の機能を疑ひ、且つ又公然の賭博市

場であるなどゝ惡聲を放つに至つては、思はざるも亦甚だしいと云はなければならない。

何れにしても本島米取引改善の上から、正米市場存在の必要は敢へて呶々するを要せざる所、今は如何にして其の機能を充分に發揮せしむるかゞ問題であり、且つ其の運用に就て如何に改善せねばならぬかを研究すべき時代であつて、當局に於ても默認などゝ云ふ曖昧な態度でなく、一日も早く正米市場法の鐵則を樹立し公明に大膽に之れが處置を爲すべきであり、市場當事者や組合員にしても、世人の疑惑を招き易い此の試驗時代としての默認なるヴエルを取つて、白日の下を濶歩すべく、之れが機運の促進に努力すべきであらう。

八　米商と諸問題

移出米商組合

本島米が内地市場に紹介せられて、移出取引の途が開かられたのは、明治三十一年の交であるが、それより漸次取引が賑かになり、米商の數も加つて其の有望さが世上の注意を惹くやうになつたのである。そして明治三十七、八年の頃ともなれば、移出取引は彌々盛となり米商は簇出して、商業上一つの纏つた團體が形成せらるゝに至つたので、移出米商等は十五

日會なるものを組織し、種々取引上の問題に就いて意見の交換を行ひ、又相互の親睦取引上の連絡を計ることゝしたのである。

斯くて本島米が内地定期市場受渡の代用米に供せらるゝやうになつたので、移出米商等は結束して内地米商に當らねばならぬ必要が生じ、玆に大正二年三月十二日從來の十五日會を解體して、臺灣米移出商組合が組織せられたのである。其の初代組合長は萩野萬之助氏で、其の後高田省三氏から堀内明三郎氏と組合長は變つたやうであるが、此の頃は恰も本島米の定期代用の撤廢問題があつて、其の復活陳情や運動に就て、組合は非常な奮闘を續けたものである。それから大正三年十月二十六日、總督府は臺灣重要物產同業組合に關する律令を發布、同年十二月十五日より之を施行することゝなつたので、組合は組織を改め大正四年三月十日全島を一區域として、同業組合法に依る臺灣米穀移出商同業組合の設立發起申請を爲すに至つたのである。そして同年五月十二日、之れが認可を受けたので六月十九日、創立總會を開き、組合長堀内明三郎氏、副組合長津坂鹿次郎氏、評議員阿部彌兵衞氏、岡田慶次郎氏、森廣權三郎氏、吳澄淇氏、億源氏等の役員の選擧を行ひ、大正五年三月十四日、總督府より認可を得玆に現在の移出米商組合が生れたものである。

同組合の目的とする所は、組合員協同一致して營業上の弊害を矯正し、信用を保持し外は斯業の改良發達を期し、内は相互の福利增進を圖り、營業上の取締を爲すこと、取引の保護改善を爲すこと、營業上に關する紛議の調停並に仲裁判斷を爲すこと、斯業に功績ある者又は組合の業務に付功勞ある者の表彰を爲すこと、使用人の保護取締を爲すこと、其の他組合の目的を達成するに必要なる、諸般の施設及び調査を爲すこと等の業務を執行することゝなつてゐる。組合には正副組長各一名、理事一名を置き、數名の書記を使用して組合事務の處理を行つてゐるのである。組合の事務は一見頗る簡單であるが、其の內容に至りては、種々複雜した重要事務が尠くない。而して本島重要物產同業組合中、最も實力あり一般に重要視せられてゐる組合であつて、本島米界を支配してゐるの觀がある。

却說組合創立直後三井物產支店長羽鳥精一氏が組合長となり、大いに組合發達の爲め盡す所があつたが、其の間種々の誤駄附きもあつたやうである。羽鳥氏組合長を辭するに及んで、驛傳社の鈴木重嶽氏其の後を襲ひ組合長の職に著いたが、大正十年暮の不合格丸糯米移出問題に對する其の處置が、宜敷を得なかつたことや、理事大熊氏の態度や事務執行振りに、組合員の批難排斥を買ふものがあつたことは、其處に面白からぬ雰圍氣を生じ、遂に辭任の已

むなきに至つたものである。玆に組合長の人選に行き惱みを來すことゝなり　三井の津久井氏は羽鳥氏組合長時代の經緯に鑑みて、之れを引受けざるより、遂に當時の臺北州内務部長田阪千助氏を推擧して、其の就任方を懇請する所があつたけれども、同氏は永らく總督府商工課長の職に在り、而も歷代商工課長中、最も米取引問題に就き明るかつたと云はれて居るだけ、移出米商組合の內情經緯を看破して、其の統制指導容易ならざるを知り、之れを拒絕してしまつたのである。其の後組合事務は副組長に於て處理せられて居たやうであつたが、斯くては組合としての體面上、當局に對して甚だ面白くなく、又內地米商への權威を墜すことゝもなると云ふので三井物產支店長津久井氏に對し、其の就任方を勸請することゝなり、幾多の迂餘曲折を經て同氏の組合長就任を見るに至つたのである。

然るに其の頃より本島米界は本島人米商の興隆時代となり、內地人移出米商は三井、岩崎商業、阿部幸等二、三を除いては其の勢力微々たるものであり、爲めに問題ある每に內臺人米商の相拮抗する所となり、加ふるに津久井氏の尊大振りや、餘りにも甚だしき優越感の發露は、常に本島人米商の感情を激發して、種々のイザゴザを釀成し、從つて組合業務の遂行に尠くなからず支障を來すことゝなり、協同一致の組合精神は沒却されて有志決議の變態行

動が執らるゝやうになつたものである。津久井氏は又本島米取引に對して興味を有せざるものゝ如く、三井として餘り斯業に力を注がざる方針を採つたやうであり、組合の問題に就ても之れを敬遠するの態度に出でたのである。

斯くて津久井氏組合長を辭し、方協豐方玉墩氏之れに交ることゝなり、稍々平穩な日を送つて居たのであるが、本年五月はしなくも書記松田氏の組合保管金費消事件が突發し、方玉墩氏は其の責を引いて組合長を辭任するに至つたのである。此の費消事件は本人が死を以て其の償ひを立てたこと、金額の多額なること、事件が多年に亘つて行はれたこと等、一時米界に異狀の波紋を畫いたものであり、巷間種々の風說は立ち、之れが善後處置に就いても可成りの議論が交はされたものであるが、其處は思ひ切りのよい米商達のことゝて、然る可く辨償方法が講ぜられて事の結末は著いたやうである。

方組合長辭任の結果、新たに評議員の改選や正副組合長の選任が行はるゝことゝなつたのであるが、玆に復又其の人選難に逢著し、米界の問題として一しきり世上の話題となつたものである。兎に角組合員臨時總會は全部新顏の役員を選出し、新陣容の下に組合の業務遂行を期することゝし、而して組合長には三井の小寺氏、副組合長には瑞泰の許雨亭氏を推したの

であるが、三井は津久井氏以來組合長就任は本社が之れを許さない方針であり、役員たることは差し支へないが組合長の就任は御免蒙ると云ひ出し、又しても組合長問題は暗礁に乘り上げたのである。許雨亭氏にしても副組合長ならば就任するが、組合長には斷じてならぬと云ふので、今度は米界今賣り出しの杉原氏に持ち込むことゝなり、同店臺北支店長井出氏を通じ其の意向を確めんとしたのであるが、當時杉原氏は內地に在つた爲め、其の歸臺を待つて交渉することに決つたのである。然るに其の間杉原氏の引受難、貝山正米理事の推薦等、問題は漸く混線狀態を現ずるに至り、役員改選說あり、臺北州深川內務部長推擧を云々する者あり、又元來が金のある組合のことゝて、有給組合長ならばと內實希望を抱く者もあるなど賑やかなことであつたが、杉原氏歸臺するに及び、臺北州產業主事小池氏の斡旋之れ努むる所あり、遂に杉原氏の組合長就任となり、許雨亭氏又副組合長たるを承認することゝなつて、玆に組合長問題も大團圓を告げたのである。最近正米市場理事貝山氏が、同組合の囑託となり萬事相談に預ることとなつたやうであるから、今後は圓滿に業務の進展が成されて行くことゝ信ずるが、新正副組合長の經綸の程を期待して其の努力を希ふ次第である。

從來此の組合は、組合長問題をはじめ役員の選任や理事の任命等に就て、每度問題を繰返

してゐるのであるが、其處には種々の原因があり、複雜な經緯の伏在するものあるは云ふ迄もないとして、兎に角本島人商人中、移出米商人は最も內地との交涉に富み、勢ひ內地商人との接觸繁く萬事に通じてゐることは、云はゞ頭の進んだ商人として、自我意識が強く自己の主張を固執して、內地人米商なる故を以て只譯もなく之れに屈服することなく、組合諸種の問題に對して、內臺人米商意見の相違ある時、互に相讓らざる氣風を馴致し、斯くは問題の發生を見るに至るものであらう。されば之れを統御して行く正副組合長は、其處に餘程の信望と威力とを必要とする譯であり、容易な仕事ではないことゝなるのである。

又組合長を補佐して、實際上の事務や交涉に膺る理事にしても、寧ろ組合長以上に重大な任務があつて、其の人格技倆は直ちに組合の業務遂行に關係があり、之れに人を得るか否かは以て組合機能の要衝に影響する所が多いのである。從つて是迄種々の問題があるやうであるが、何と云つても組合として實際多くの事業を爲し、內外共に大いに活躍したのは中山氏であつて、現正米市場更生の功績など其の尤なるものであらう。然し同氏にしても其の三井出身であることは、それが何時迄も身に纏要して可成り人知れぬ苦勞があつたらしく、且つ其の才氣煥發なる所、却つて策を弄し過ぎずやとの疑を向けられ、其の好んで事業を畫策す

ること、篳士策に倒るゝなきやを殆ぶまれたものゝやうである。然し兎に角頭の人腕の人として、其の有用の材たるは何人も之れを認めて居たのである。現理事林濟川氏も學識經驗に於て且つ本島人米商多數の後援者もあるであらうから、其の適任者たるは云ふ迄もなく、組合が圓滿に其の目的を達成することは同氏今後の技倆に俟つものがあり、大いに其の活躍を期待する次第である。

米商と船會社

本島が帝國の領有に歸するや率先して、內臺航路は勿論、本島と對岸支那間の諸航路開拓に飛躍したのは大阪商船會社であつて、其の先取特權は現在に於ても、他の之れを奪うことを得ない勢力となつて扶植せられてゐるのである。そして此の間本島產業の開發に對し、本島文化の發展に對し多大の貢献を爲してゐることは云ふまでもなく、大阪商船會社としても、內臺航路をはじめ本島を根據とする對岸、南支那、南洋の諸航路は、會社自體の大動脈であつて、飽く迄之れが發展隆盛を期せねばならぬ立場にあるやうである。斯樣な意味からして、本島海運界の諸問題に對し、商船が常に其の牛耳を執つて畫策する所あるは當然のことゝ云

ふ可く、先年交通局當局が、基隆上屋倉庫增設工事の竣工に依り、港灣荷役統一策を講ずる所あり、之れが實現を期する爲め、港灣荷役に關係ある船舶業者、倉庫業者、運送業者其の他荷役業者等を以て合同荷役役會社を創立せしめ、此の會社に港灣荷役一切を管理せしめて、港灣の秩序を保つと共に之れが統一を計る目的の下に、其の調査委員會を設置し、關係當業者を委員に擧げて調査に著手せしめたことがあつた。そして將に實現の運びとなるに及び、商船會社は其の利害關係から遽かに反對の態度に出で、村田專務來臺して之れが阻止運動を爲すや、交通局折角の畫策も遂に畫餅に歸して、其の年卽ち昭和三年十一月中には創立を見るべかりし合同荷役會社は、惜しくも流產となつてしまつたこともある。

兎に角本島海運界に於ける商船會社の勢力は實に大したものであるが、郵船會社にしても商船會社に相對峙して本島海運界に臨んで居り、其の勢力に於ても決して商船に多くを讓るものではない。されば此の兩者は本島海運界に於ける二大勢力であつて、其の既得權に對しては、他の何者をも之れを冐すを許さないものであらう。然しながら此の二大勢力に對抗して、本島航路の割込みを策するもの、決して一再に止まらないのである。就中實に華々しき對抗戰を試みて成功を遂げたものは山下汽船である。

山下汽船の本島移出米積取りの割込み問題、それは遠く大正七年頃に迄溯らねばならない。當時内地米價の昂騰甚だしく、本島米の移出又旺盛を極めたもので、米積込みの船腹爭奪は行はれ、移出米商は豫め船會社に對し款を通じて置くにあらざれば、圓滑に移出契約米の積み出しが出來ぬ狀態であり、加ふるに歐州大戰の擴大に伴ふ海運界の活況實に目覺しく、遂に本島米の積取り運賃に對し、船會社は時局を楯に高率の値上げを發表したのである。之れが移出米商への影響甚大なるは云ふまでもなく、米商等は擧つて其の不當を鳴らし種々折衝する所があつたが、船會社の態度强硬にして之れに應ずべくもなく、已むなく改正運賃の實行延期方を懇談したけれども、船會社の鼻息當るべからず之れさへ容れられずして、遂に其の高率運賃に從はねばならぬことゝなつたのである。そして又一般貨物の船運賃にしても、屢々値上げが行はれたので、本島商工業者は勿論一般在住者の不利益尠からず、社會問題としての批難攻擊が加へられたものであるが、船會社は常に急迫せる時局の我國海運界に及ぼす影響を云爲して、其の已むなきを力說し、而も會社自體の盛況活氣振りは、權柄づくでも是等の苦情批難を壓倒するの威勢を見せたもので、米商はじめ一般荷主も之れを忍受せねばならなかつたのである。

斯くの如く船會社の横暴が叫ばれて居る時にして、山下汽船の割込運動が傳へられたのであるから、渡りに船と大いに之れを歡迎する所ありしは當然のことである。當局に於ても商郵船兩社の態度に慊たらざるものある際とて、山下の就航を慫慂し之れを援助するの意向を示したのである。山下汽船としては全く時の利と人の和を得た譯であつて、割込み運動の成功強ちに自力的策謀の效而已と爲すことは出來ないやうである。何れにしても當時に於ける山下汽船の威勢は隆々たるもので、資産數千萬圓と稱せられ、所謂戰時成金として其の經營振りに於ても、新興勢力の覇氣に溢るゝものがあつたのである。

山下汽船が本島航路進出を企圖したことは、戰後に於ける我國海運界の異變を見越し、內臺航路の割込みと共に、南支南洋への發展を目論見たものであつて、其の計畫策謀は可成り高遠なものであり、用意周到なものであつた。そして之れが開拓進展に對しては、相當の犧牲をも敢へて辭せざる決心の下に、勇敢な活動を起したのである。

本島に於ては、先づ砂糖の積取りを手初めに、商郵船兩社よりも破格の低率を以て、廻船することゝしたのであるが、米積取りに對しても、同樣低率運賃を以て引受くべきを表明したことは云ふまでもない。移出米商に於ても商郵船の取扱に對し、甚だしく不滿を懷いて居

たのであるから、山下の米積取りは大いに之れを德として歡迎したのである。そして山下汽船は本島人側移出米商に著目し、之れが向背に就き留意する所あり、頻りに之れに秋波を送つて其の人心收攬を計り、本島人側移出米商の取扱米を一手に收め以て商郵船二社の牙城を衝かんとしたことは、慥かに割込み作戰の妙と云ふべきである。玆に於て本島人側米商は寄りくヽ之れが對策を講ずることゝなり、山下汽船又潜行式に内部運動を試みるあり、漸く山下汽船と本島人側移出米商との間に、米積取り上の特殊契約が結ばれんとするの機運が生じて來たのである。

山下汽船の割込運動に對する商郵船二社の壓迫排擊は漸く熾烈を加ふるに至り、神戸運送店をして其の貨物取扱を拒絕せしむるあり、又本島に於ても其の專屬運送店をして砂糖積み取り以外の貨物積載を爲さしめざるあり、加ふに船用石炭の積取りに種々の防害を加へたものであるが、當時山下の最も苦痛としたるは此の石炭積取りの不便と、港内荷役機關を有せざることであつて、之れには流石の山下も困却したと云ふことである。遂に種々運動を行ひ、石炭に就ては三井の一敵國であつた鈴木と手を握ることゝなり、荷役關係に對しては倉庫會社に渡りをつけ、玆に萬遺憾なきを期して彌々其の手を延ばすことゝなつたのである。

斯くて山下汽船は常務取締役内藤正太郎氏が隨員數名を引俱して來臺し、當局を始めあゆる方面に對して積極的運動を爲すことゝなつたのであるが、當局に於ても商郵船が本島航路獨專の權勢を振り翳して、專横の風あるを嫌惡して居たことゝて、命令航路の就船及び南支南洋の自由航路開拓を勸奬し、之れに補助金を與へることゝなり、山下汽船の割込みは全く成功を見るに至つたのである。そして米積取り問題も玆に機運熟し、本島人米商は團結して、專務取締役畑茂氏の來臺を機とし、同氏を東薈芳に招じて意見の交換を爲す所あり、大正十年七月の交であつたか、山下汽船と本島人側移出米商との間に移出米の一手積取契約が成立したものである。是れ山下の商郵船に對する宣戰布告であつて、當時本島海運界に一大センセーションを捲き起したものであることは云ふ迄もなく、商郵船が山下の就航船腹が不圓滑であつて、移出米取引に一大故障を來すべしと宣傳するに對し、山下は一時に十數隻を廻船して其の意氣を示し、時に空船を走らすることあるも斷じて其の犧牲を語らず、其の營業振りも極めて派手に景氣のよいところを見せたものであるが、殊に山下の社員は盛に本島人米商との接觸交驩を計つて、其の人氣を聚めることに努めたことは、時勢を觀察し機宜に處するに一隻眼を有してゐたことが首肯される。

茲に於て商郵船兩社も山下の勇敢なる奮闘に抗し難く、遂に戰ひ利あらずして其の軍門に下ることゝなり、山下同様に運賃の値下げを行ひ、互に和睦を媾じて本島人側米商の山下一手積み契約を廢し、三社協定の下に米積取契約を爲すことゝなつたのである。其の後に於ても、山下汽船の活躍は益々熱を加へて、瑞泰の如きは其の積荷の殆ど全部を山下汽船に積んだものであり、他の本島人移出米商にしても多くは山下汽船を以てし、本島海運界の割込みに於て山下汽船は確かに其の目的を達したのである。現在山下汽船が本島航路の自營を廢し、海運界退陣の形にあるにも拘らず、依然として其の存在を認められてゐることは、强ち故なきことでもないのである。

斯くて米積取り運賃の契約は、各船會社協調の下に之れを定め、無謀なる競爭を避けて互に自衛の途を圖ることゝなつたのであるが、財界の不況海運界の衰退は彌々深刻となり、山下汽船亦漸く會社自體の運行芳しからざるものあり、殊に本島航路割込みに拂つた犠牲の餘りに大きく、容易に之れが恢復を爲し得ざることは、遂に大正十四年其の內臺航路及び基隆海防航路を商船に代行せしむることゝなり、さしも豪勢を誇つた山下汽船も豫期の收穫を見ずして退陣の已むなきに至つたのである。

山下汽船敗退してより、商郵船兩社は茲に復た其の獨自の立場に於て、本島海運界を横行濶歩することゝなり、一般海運界の不況にも拘らず、其の大動脈たる本島航路の健在なる以上、社礎に搖ぎのある筈なく先づ安心の枕を高うしてゐたのであるが、又しても社外船の割込みを策動するものが現れたのである。それは川崎、國際、帝國新三社の砂糖積取り割込を手初めに米積取りへの割込みであつた。是等新三社は基隆、高雄積み内地各港擔二十八錢の低率を以て應ずべきを言明し、盛に移出米商を說いて廻つたものである。尤も此の新三社に於ても、山下と同じく第一著手として砂糖積取りの契約を爲してから、米積取へと手を延ばしたことは云ふ迄もない。兎に角我國經濟界の疲弊と、海運界急激な沒落は、何れの船會社も經營難に陷り、繫船を餘儀なくされる狀態であり、假令安運賃でも船を動かすだけがまだましであるとの苦策から、新三社の運動が行はれたものであらうが、移出米商にしても同様取引困難に苦んでゐる際とて、商郵船よりも可成りの値開きで米の積取りを爲すのであるから、氣乘りするのも無理はなく、交涉は進捗して其の契約取り交しにまで進んだのであるが、舊三社の内地本社に於ける策動は、遂に新三社を併呑してしまひ、米積取り運賃は之れを共同計算として、競爭的積荷爭奪に依る會社自身の損失を避け、只管自己の權益擁護を計るこ

とゝなつたのである。移出米商等は新三社の安運賃で移出するとすれば相場の上に大分のゆとりが出來、取引の困難も緩和されると喜んで居た所、舊三社の辛辣な策謀にしてやられ土俵際で背負ひ投げを喰つた形であり、全く啞然たるものがあつたのである。そして新舊船會社は、移出米商十數名を江山樓に招待し左の如き聲明を爲したものである。

一般海運界の現狀に鑑み、臺灣航路に於て各社個々の無謀なる競爭を爲すことは、相互の不利益のみならず、延いては內臺間の貿易に惡影響を及ぼし、健全なる發達を阻害せんことを憂ひ、新舊各社最高幹部間に於て、今春以來寄り〳〵協議したる結果、具體化したる案は左の通りである。

一、新三社は其の所有船二艘を以て高濱間山下商船定期航路配船に參加し共同經營を爲すこと

二、集貨及び積取期に於ける一齊の取扱及び砂糖積取をもすべて商船に委託すること

三、舊新各三社の各關係荷主に對しては同一待遇とし何等區別を設けざること

四、本協定は直ちに來る十日高雄出帆のドオバア丸より實行すること

玆に於て移出米商も米の船運賃が、砂糖、茶等に比較して、割高なることは之れを認めながらも、共同計算なる船會社團結の下には、如何ともすることが出來ず、苦痛不利益を甘受せねばならないことゝなつたのであるが、船會社としては、一般海運界の不況時代にも拘らず、本島航路特に米積取りに對しては、相當の利益を收め、而も競爭心理の焦燥に惱まされ

ることもなしに、先づ安心して其の業務を營んでゐる譯である。

不景氣風に席捲せられた我國の經濟界は萎微窮窮、所謂經濟國難の歎聲は日に月に深刻化して行く有樣で、本島米の移出取引も其の振はざること甚だしく、而も內臺逆調の相場は極度に利鞘の縮少を來して算盤の採れざること夥しい。さりとて米で活きて行かねばならぬ商人なら米の取引を止めもならず、ぎり〳〵詰つた無口錢商內でも、競つて之れに應ずると云ふ取引狀態を現出することゝなり、船運賃に幾分のからくりある大手筋は兎も角中小移出米商の困難は云ふばかりなく、玆に船運賃値下げの聲が頻りに放たれるに至つたのである。恰もよし辰馬汽船の米積取り割込みが傳へられたのである。それが一大波紋を畫いて米界の問題となるは當然なことで、曩に船運賃を均一にし組合の決議に於て之れが契約を爲すべく圖られたことも、聊か動搖を來して二、三の自由行動者が現れることゝなつたのである。當局又船運賃の契約を組合として締結するは不合理なりとし、安運賃を以て取扱ふものあらば寧ろ歡迎する所であつて、自由に之れと相結ぶに何等不都合はないとの意向であつたから、所謂有志決議を以てする船運賃契約派と各自船會社と締結を爲す自由契約派とが出來た譯であるが、それが又本島人米商と內地人米商との色別けである所、何時もながら奇態なことでは

ある。そして往年に於ける山下汽船の米積取り割込みは本島人米商を後楯として行はれ、其の一手積み契約の巨彈を以て舊船會社に相見えたもので、之れには流石の商郵船も兜を拔いで參つたものであるが、辰馬汽船のそれは內地人米商特に杉原商店を據り所として其の策動が爲されてゐる點、其處に割込み戰術の相違を見るやうである。孫吳の戰法果して何れを執るべきか、若しそれ辰馬汽船の割込みが、本島人米商の後援を俟つて初めて成功するものであるとしたならば、痩せても枯れても本島米界の立役者、瑞泰の向背こそ見物であつて、瑞泰の策動如何に依つては他の本島人米商が如何なる行動に出づるか計り難きものがあり、此の點商郵船に於ても注意をさく怠りなきものゝやうである。

兎に角辰馬汽船は其の資力に於て、其の所有船數に於て、商郵船としても之れを侮り難きものがあり、殊に辰馬關係の雜貨類にして本島移入の積荷も相當多く、是等の來航積荷が其の經營上特別の強味を與へ、砂糖、米等の往航貨物を割安に引受くるとも採算上有利な點があるとせられ、同汽船の割込み成功を云爲する者も決して尠くない。さりながら同汽船の米積取り運賃が、世間傳ふる如き破格の低率を以て競爭的に出づるか否かは疑問なきにあらず、又一般移出米商は先年の社外船三社の割込に於ける經驗もあり、商郵船が復た如何なる芝居

を打つかも知れないと云ふ懸念もあつて、噂の如き熱はないやうにも見受けられる。商郵船に於ても辰馬汽船割込み策動の當初は、一勁敵の襲來とばかりに聊か狼狽の模樣もあつたが、最近何となく落付拂つた態度を持し、辰馬汽船を利用する杉原に對する處置も可成り强硬なものであり、態度明かなものである所を見れば、何等かの對策も定り、其の用意も出來て居るもの丶如く、或は所謂本社最高幹部間に於て、或種の策動が行はれて居るのかも知れない。

辰馬汽船の米積取り割込みに對しては、何と云つても杉原商店が第一の歡迎者であり、支持者であつて、之れが成功を期すべく拂つて居る所の努力は實に大したものである。從つて現在に於ける同汽船の米積取りは全く杉原商店のものばかりであるが、商、郵、山下所謂三社側は其の契約貨主に對して、辰馬汽船に積荷を爲す者にして、三社側汽船に積荷を爲さんとする場合は、最高率擄六十錢を徴すべき旨を通知したさうであるから、杉原商店にして三社を利用せんとせば、直ちに此の最高率運賃を徴收せらる丶こと丶なり、本島米移出取引の狀態より見て、甚だ不利益な立場に陷ることはないかと思はれるのである。尤も之れが當否に就ては世上種々の議論もあるやうであり、契約書條文の見解よりして聊か不穩當の感もないではないが、何れにしても三社側として其の對抗上相當の手段を講ずるは當然であつて、寧ろ

辰馬汽船の貨主たる者の米は絶對に其の積取を拒絶するの態度に出づるが徹底的であるが、命令航路の手前それは出來ないことで、運賃率や船腹關係で攻め立てるより外はあるまい。

本島米の移出取引が以前の如き活氣なく、先物約定取引が行はれず、專ら期近か直積み取引に變化したことは、假令割安運賃にしても、移出米商等は前以て積荷の豫定を作り船腹の段取を定めて、船會社の廻船手順を便ならしむることが甚だ困難なことゝなつて、船會社にしても其處に多くの苦心が拂はれてゐるやうである。辰馬汽船が只杉原商店の米積取りのみに依つて、立つのであれば譯はないが、一般移出米商の積荷を取らんとする時、此の點相當考へねばならぬことであり、且つ移出米商にしても取引出來次第、三社の船を利用するが如く便利な積荷が出來るか否かは自ら一點の不安が生ずる譯である。殊に方今の經濟狀態に於て海運界の實狀に於て、往年山下汽船が爲したやうな勇敢な競爭を辰馬が敢へて之れを爲すであらうかも疑ひなきにあらず、其の云ふ所亦無謀なる競爭は爲さずとのことで、旁々移出米商等氣乘薄の情勢とも見られる。さりながら目下移出米商としては船運賃の割高に惱まされて居る所であるから、現在よりも低率運賃を以て米の積取りに應ずる者があるならば、大いに之れを歡迎して然る可きで、辰馬汽船の割込みは時節柄之れを德とせねばならない。要

は米の積み出しに不都合なき配船を行ひ、而も安い運賃を以て移出取引の圓滑な進行を爲さしむる様馬力をかけて頂きたいものである。

三社側にしても米運賃の割高なるは何人も之れを認めて居る所である以上、米商の爲め否臺灣の爲め、此の機會に於て思ひ切つた船運賃の値下げを斷行すべく、而して其の輿望に副ふこと決して損とはならないであらう。

米商と銀行

米に對する金融は、農作上の融資と商業資金とになつて居るのであるが、米商が銀行から金融を仰ぐのは云ふ迄もなく商業資金であつて、豫め取引銀行と資金融通の範圍を交渉して適當の擔保を提供し産地米の買付を行ふ場合もあるが、主として荷爲替割引に依る資金の融通である。或は米の倉荷證券を以て短期融資を受けることもあるけれども、其の評價價格が餘りに窮屈な限定を爲され、米商の金繰り上有り難くない所であり、殊に現今米商の思惑心が甚だしく減退して、斯くの如き不自由を忍んで迄も米取引を爲さんよりは、寧ろ引き合ひ成立だけの移出取引を行つて、荷爲替割引に止むるに如かずとの傾向が濃厚である。

而して最近正米市場の信託機關として、米穀代行會社が設立されてから、此の倉荷證券を以てする金融は殆ど同社に依つて行はれてゐるやうである。尤も其の融通は正米市場の取引關係に於ける金融を主とするのであるが、移出米商にしても移出契約米の積み出しを爲す迄手持米を擔保としての融通を受けることも決して尠くないのである。最近正米市場一部組合員に於て、市場の實米受渡化を促進する意味から、組合員の受渡米を内地に移送し、其の船荷證券を以て同會社の融通を受けんとするの說があり、乃ち市場受渡米が移出港に停頓してゐることは、相場の點からも保管中に於ける變質品傷み發生の點からも、甚だしき損失であるから、之れを内地に移送し、内地市場の模樣に依り適宜賣り捌くことゝして、其の賣約を爲した米に對する、船荷證券の返還を求め、それだけの入金を爲すとすれば、同會社として何等の懸念もなく、正米市場組合員としも非常な利便を蒙る譯であり、而して又現在移出取引不振の打開策として、且つは正米市場の機能發揮を圖る上に於て、儘かに一方策であると云ふのであるが、之れには同會社役員間に異論があつて、今直ちに其の途を開くことは出來難い事情にあるらしい。然しながら同會社存立の一目的から云へば、斯る事業は當然行ふべきものであらうと思はれるが、萬事大勢順應主義、役員同意主義の會社業務の遂行も洵に困

つたものである。兎に角同會社が米商と銀行との間をうまくあやなして、米取引上の金融を圖つて居ることは認められる所で、此の點同會社の使命は充分に發揮されてゐると謂ふべきである。

斯る事情にある米商としては、銀行に對する金融に就て、荷爲替割引以上に出ずるを要しない情勢であり、從つて米商と銀行との關係に於て、昔日の如き危險もなく又問題もないやうである。現在に於ける移出米の荷爲替割引は時に三十四銀行が取扱ふこともあるが、主として臺灣銀行と商工銀行とが之れに當つて居るのである。

以前華南銀行が盛に移出米の荷爲替割引を扱つて居た時代があり、一時同銀行は米商を唯一の華客として、放資を行つて居たもので、瑞泰の全盛時代など移出米の荷爲替割引尻が、數百萬圓に上つたことは決して珍らしいことではなかつた。從つて同銀行は米荷爲替に對する經驗を深く積み、爲替支拂人の信用や資産狀態は云ふ迄もなく、其の取引振りに至る迄巨細に承知して居たもので、寧ろ爲替取組人以上の知識を有して居た程であつた。されば荷爲替割引に對する注意や處置に就ては實に要領を得たもので、數百萬圓の殘高を示すとも聊かも驚くことなく、而も常に米相場の成行きに細心の注意を怠らず之れを處置して居たので、

問題もなく其の決濟が爲されて居たやうである。然るに同銀行は銀行自體の經營難から、遂に移出米の荷爲替割引を停止せねばならぬことゝなつたのであるが、其の頃のことを思ふと洵に惜しい氣がしてならない。

米商と銀行との關係に於て、本島米の移出取引が始つて以來の最も大きな問題は、昭和二年の一期蓬萊米に對する泉和組の買占めに商工銀行が超弩級の金融を計つたことであらう。泉和組の思惑が圖に當つて成功したならば、世人は恐らく商工銀行の達識勇斷を稱揚したであらうが、浮生萬事是れ不如意、遂に泉和組買占めの失敗は延いて商工銀行の一大問題となり、之れが爲め責任重役の辭任騷ぎや株主總會の問題と迄なつたものである。加ふるに島内米商の思惑取引に起因する受渡し不履行の續出から、米商の破產する者多く、銀行業者に一大脅威を與へて、米に對する放資を極度に警戒するやうになり、一時米資金の融通は殆ど停止せられたかの觀を呈したものである。其の後米界の大波瀾も漸く收まり、一通り善後整理もついて、移出米の荷爲替割引も出來るやうになつたけれども、米に對する恐怖は却々に治らず、從前の如き丸爲替など以ての外で、荷爲替取組金高に制限を加へると共に、一割乃至二割のマーヂンを保留して、相場の變動に依る爲替決濟上の危險に備へることゝなつたので

ある。

移出米の荷爲替に依つて、米商等が銀行から資金の融通を受けることは、極めて簡單であり、又容易であつたのであるが、是れ銀行業者が移出米の資金融通に對して、非常な便利を圖つて居たとも云ひ得るが、此の融資は本島財界一般の金融事情から見れば、實に好個の放資物であつて、取引銀行が競爭的に之れを歡迎し、各移出米商に對し電話を以て荷爲替の割引方を催促すると云ふ狀態にあつたのである。それが一部無謀な取引を爲した者があつて、不測の失態を招いたからとて、直ちに神經を針の如くにして、無暗な警戒を爲す如きは、羹物に懲りて淺物を吹くの類と云はれても辯解の辭はあるまい。

兎に角移出米の荷爲替割引に對する銀行の態度は、未だ警戒嚴重であつて、マーヂン制度を採つて居り、さらでだに移出取引の不振に惱む米商をして益々活氣なからしめ、本島米移出取引の進展を阻害してゐる形である。そして何時か三十四銀行當事者が言ひ出したことであるが、本島米の荷爲替割引は宜敷對人信用を捨てゝ對物信用を以て行くべしと云ふ見地から、米の品種が何であらうと、其の時期が何時であらうと、又荷受主たる爲替支拂人の信用や取引狀態の如何を論ぜず、米價の居所や其の趨勢の如何なるかを問はず、一切合切只一律

に、一割乃至二割のマーヂンを保留することに依つて、銀行業者の立場上安心を得たるものとして、纔かに其の警戒線を通過さしてゐるのであるが、果して此の對物信用と云へることが、本島米移出取引の實狀からして、米取引資金融通上の建前とすべきものであらうか、寧ろ全く對人信用の上に立つて之れが融資を行ふべきであつて、殊に荷受主たる支拂人の資産狀態や取引上の信用及び其の營業振りに注意すべく、それが確實なる者であつたならば、融通を受けた者の信用が然かく充分な者でないにしても、強ち之を危險視し警戒するには及ぶまいと思はれる。そして移出米の荷爲替割引は、十四日乃至二十一日位の短期融通であることに於て、相場上向きの時代、相場に多く變動なき時期に於ては、絕對安全の好放資物であるとも云ひ得るのである。若しそれ移出米の荷爲替割引を對人信用で行くことが然かく危險なものであり、融資物件としての確保が期せられないものであるならば、相場の變動激しき米に於て、米一袋に對し一圓や二圓のマーヂンを保留して居ること、決して絕對的安心は出來ないのである。要するに移出米の荷爲替割引に依る融資に就ては、爲替取組双方の信用と取引の確實を第一義とするは勿論、常に相場の動きに留意し、且つ其の時期を考慮して處理するならば、現在銀行業者が考へて居るやうに危險なものではなく、マーヂンなどを取る必

要はないやうに思はれる。そして船會社に於ても船荷證券の發行に對しては、非常な注意を拂ひ嚴格になつて居り、運送業者にしても、自己の安全を計る上から大いに戒心して、船積み其の他の業務に當つてゐる今日の情勢よりして、先年勃發した空の船荷證券發行と云ふやうな不祥事は、恐らく起るまいと思はれるのである。

米商に對する銀行の融資狀態は現今全く警戒時代であつて、移出米商の取引資金が充分に運轉しないことは、一面無謀な取引や實力以上の思惑賣買を抑制して、健全な取引に向はしむるものであるとも云ひ得るけれども、米價低落時代永く續いて移出取引不振の今日、思惑賣買どころではなく、實際取引の上に金融難の喘へぎは明かに之れを見受くる所である。

さりながら時は移り人氣は變る。一般財界も平調となり、米界亦順調な轉換を見せ、移出米取引の活況ともなつて、米荷爲替取組に何等危險の憂なきに至らんか、銀行は遊資の利用策として、移出米荷爲替割引を競つて取扱はんとする時節の到來するは疑ひなきことであるから、米商たるもの今日の隱忍は他日の勇躍を俟つ所以と觀念して、自重すべきであらう。

移出米に對する税金は、所謂物品販賣業としての營業税であつて、其の賣上高に依り賦課せられ、損益の如何に拘らず、業態の伸縮を問はず、容赦なく徵收せられて居ることは、税制の原則上當然のことが爲されて居るのであり、そして當然の義務であるにしても、内地に於ては疾くより營業税の惡税たるを高唱せられ、所謂收益税となつて唯賣上高に依り賦課せられるのではなく、其の實際收益を課税の基礎とすることになつてゐるのであるが、それにして尙且營業者としての負擔加重が叫ばれ、税制の不備缺陷が難ぜられて居り、敢へて賓同の首領武藤山治氏などの獅々吼に俟つ迄もなく、之れが廢止の運動さへ行はれてゐる位である。政府に於ても同税制の根本的整理改革を爲すの意圖あるやに傳へられてゐる所であつて、彼此相想う時一種云ひ難き感慨にうたれるのである。

米の取引は比較的容易に營業が始められ、資金及び店舗の設備等に就ても大小如何樣にも營業の運用が出來るので、相場の成行きに應じ或は取引狀態の變化に伴ひ、米營業者の續出を見る場合が可成り多いやうである。そして米取引には多分の思惑が加つて居る所から、實際取引上の採算を考へず、不知不識の間に賣買慾が昂進して、取引高の增加を來すことゝなり、加ふるに米は値嵩の商品であるので、いざ課税標準の查定となつた時、其の賣上高の餘りに

高額なるに吃驚すると云ふ有樣である。殊に米の取引は其の相場に變動多く、損得の發生が甚だしく急激頻繁であることは、營業者の起伏消長常なくして、稅金徵收上手數のかゝること多きは免れないことである。然し一面に於ては纏つた租稅の徵收を爲し得る營業であつて、州財務當局にとりては大切なる財源であるとも云ひ得るのである。

米の販賣業に對する營業稅は、大正十年地方制度改正以來今日に至る迄、州稅規則に定められた所の稅率に依り、賦課徵收せられてゐるのであるが、其の稅率たるや、所謂好況時代の米價及び取引狀態に基いて定められたもので、賣上高の萬分の十五が課せられ、附加稅を加算し約萬分の二十となつてゐるやうである。尤も稅則の上では米の卸賣は萬分十五以內と せられてゐるから、必ずしも前記の如き稅率を以て賦課せねばならぬと云ふことはない筈であつて、時運の趨勢に鑑み取引の實狀に從つて、之れが輕重調節を計り得べき餘地が與へられてあるものと思はれるのである。現今一般財界の不況經濟界の萎縮は、本島米の移出取引に於ても不振其の極に達し、米商等は全く氣息奄々の狀態であつて、それに此の高率營業稅の課稅と來ては、其の苦痛たるや實に想像に餘るものがあるやうである。而も米の取引は一商品が甲より乙へ、乙より丙へと輾轉賣買される場合が多く、其の都度物品販賣業が成立し

て營業稅の課稅を受けて居るのであるから、時に相場の高下に依つて差はあるにしても、生產者より移出米商の手に移り、內地に移出さるゝ迄には、一袋に付き十錢から十五、六錢の稅金が掛つてゐることになりはすまいかと思ふのである。

米商の收むる營業稅は、大手米商にしても、群小米商にしても、大體其の經營費に匹敵し、そして營業の成績が經營費を控除して、營業稅が完全に納付出來れば結構であるとせられて居る狀態である。殊に現今の如く內臺とも米商の思惑熱減退して活潑なる取引が出來ず、移出米取引の利潤が極度に縮少されてゐる時代に於て、營業稅だけの利益を上げることは却々困難なことである。

最近移出米商組合が各地米業者と相呼應して、營業稅の輕減方を陳情請願して居るやうであるが、未だ州稅務當局の確たる意向を捕捉し得ない模樣である。減稅陳情に就ては大正三年春、全島米商協議會が臺中で開かれた時にも地方稅輕減の陳情を爲すことの決議が爲されたやうであるが、其の後好況時代の到來に米界の活況を呈するに至り、稅金問題に就て之れを議する者もなかつたのであるが、今日漸く眞面目に稅金問題を論議するやうになつたのは其處に米商の疲弊困憊を物語るものがあつて、本島產業界の發展を圖る上から、又移出米取

引の進展を促すと云ふ上から當局に於ても相當考慮すべき問題と云はねばならない。

州税務當局では米商の興亡常なき原因が、税金負擔の重きにあることも、又米取引が事實利益の薄いことも理解して居り、同情は寄せて居るにしても、今直ちに減税を爲すには州財政上に於て、種々の問題もあることであつて斷行し難きものあり、課税標準の査定及び徴收方に就て米商の立場を考へ其の事情を酌んで、聊か手心を加へんとする模樣にも見受けられるが、尙一歩を進め、朝鮮など米に對する營業税は萬分の五と云ふことであり、本島の萬分の十五は如何に考へても高率であるから、此の際萬分の十程度に輕減して、惱める米業者に幾分なりとも餘裕を與へること、それは啻に米業者への福音のみならず、臺灣の產業と其の取引の上に、福利を齎すこと決して鮮尠ならざるを信ずるものである。

蓬萊米の定期代用

蓬萊米が內地淸算市場の受渡代用に供せらるべきを要望したのは、其の劃期的出廻りを見た大正十四年の頃からであつて、從來其の粒形品質に於て外國米同樣の取扱を受けて居た在來種の本島米が、粒形に於て品質に於て食味に於て內地米同樣な蓬萊種米の出現となつたこ

とは、内地市場絶大の好評歡迎を受けたと共に、本島米業者の自負心を高め、定期市場受渡米たるに何の憚かりかあらんとなし、官民協力して之れが實現に邁進することゝなつたものである。乃ち朝鮮米が定期代用に供せらるゝやうになつたのは大正初年の交で、當時其の移出餘力僅かに三十萬石内外に過ぎなかつたのであるが、定期市場の代用米となつてから異狀の發達を遂げたのである。此の例に見る時は、本島産蓬萊米が其の增産特に目覺しきものあり、百五十萬石から二百萬石に達するは目睫の間にあるを思はしめ、殊に蓬萊米は純然たる內地種米であつて、內地市場に於ては當然內地米として捌かれて居るのであるから、定期代用米としての資格は充分に之れを具備して居るのだと云ふにあつたのである。然るに一向に蓬萊米の定期代用制が採用せらるゝ模樣の見えざることは、蓬萊米の宣傳が不充分な爲めであるか、又は內地市場一般に其の眞價が認めらるゝ迄に徹底して居ないからではないかとの疑問も生じ、之れは唯當業者のみの努力では不充分であつて、當局の力を藉りて之れが目的の達成を期せねばならぬと云ふことで、移出米商組合は總會の決議を以て當局に陳情請願を爲すこと決して一再ではなかつたのである。現在に於ても組合の總會ある每に、之れが實現を促進すべく當局に請願の件と云ふを決議しないことはないやうである。

蓬萊米の定期代用は大正十四年内地米價が昂騰を告げて、定期市場四十三圓所の相場を見せた當時、稍々有力な採用說が傳へられ、取引所理事者の間にも其の意見を有する者があつて、神戶取引所理事中村氏が渡臺して調査を爲す所ある等、今にも蓬萊米の定期代用は實現するかに見えたのである。越へて大正十五年四月、臺北に於て大日本米穀大會が開催せらるゝに及び、好機逸すべからずとなし、大會出席者に對し、蓬萊米の宣傳を爲したことは云ふ迄もなく、官民協力して其の定期代用に採用せられたきことを懇請する所あり、大會議案としても大日本米穀會の提案で、之れを議したのであるが、唯『蓬萊米の定期代用實現を促進すること』位の程度で極めて熱のない御座なりの決議に終り、賴りないこと夥しいものであつた。從つて當局にしても當業者にしても、蓬萊米の定期代用に對する內地側米關係者の意向を捕捉すべく、何等の手がかりも見出さなかつたのであるが、內地種臺灣米なる變哲な名稱も蓬萊米なる美名を冠して、內地市場獨自の立場に於て取引さるゝことゝなつたので、本問題に對する要望は彌々熾烈となり、全く白熱化するに至つたものである。

されば移出米商組合は內地各地の取引所、又は本島米移入商組合に對して、之れが採用を要望し其の援助方を懇請する所があつたのである。然るに取引所始め移入米問屋の之れに對

する反應は意外にも芳しからぬものあり、種々の理由を以て回避の態度に出でたのである。
乃ち蓬萊米は所謂內地種米であつて、從來の在來種米に比ぶれば、大いに其の品質を異にし、又粒形に於ては殆ど內地米と格差なきことは、取引所としても大體に於て異論はないにしても、元來米の品質は多く氣候に依つて左右せられ、內地ですら同種の米が地域に依つて、其の品質を換へる程であるから、臺灣に於ける內地種米の栽培に就ても、臺灣內地種で收穫した米を種として、翌年植付けを爲す時は純然たる臺灣米と化する虞れがある。現に內地種から出來た米が、外形を外にしては大分內地米とは其の趣を異にして居る。さればと云つて每年內地種を移入して植付を爲すことは容易なことでなく、蠶種のやうに政府が其の種を分配供給するやうな譯には行かないのであるから、此の米種の退化は到底恒久的に取引所の受渡代用として採用することは出來ないと云ふやうな、米國モルガン派の穀物に於ける純系分離退化說をとつたものか、蓬萊米は定期代用の資格に乏しいと爲すものもあつたやうである。之れに對しては專門家の云ふ所では全くの杞憂であつて、蓬萊米の米種退化と云ふことは決してなく、それを以て定期代用排斥の唯一理由とするは、思はざるも甚だしいものであるとの辯駁が直ちに成立つとしても、品質に於ての批難や、變質し易き軟質米で、長期の貯藏に

堪へざるが故に今一段の品種改良を必要とし、時期尙早であるとの議論に對しては、假令蓬萊米が內地市場に於て、好評を博して居るとは云ふものゝ、事實之れを否定し得ざる多くの理由の存することは、遺憾ながら抗辯を爲すべきすべがないのである。而して此の說が大多數であつたことは、當局を始め當業者に於ても詮方なくも之れを諦らめねばならぬ立場に置かれた譯である。現在に於ても未だ尙蓬萊米に對し品種の退化や內地米に比し量目が輕いとの說を爲す者もあるやうであるが、當局の米種改良事業は依然として繼續せられ、寧ろ以前にも增した努力が拂はれて居る以上、斯る批難や杞憂は當らないものと思はれるけれども、何れにしても折りふし誤られた惡宣傳が爲されることは、蓬萊米の發展上洵に困つたことである。

又內地移入米商にあつても、蓬萊米の定期代用に對して之れを歡迎せざるものあるは、表面上の理由は兎も角、實際取引上の經緯に於て、却つて之れが不利益なるを知るが故である。東京廻米問屋組合及び東京米穀貿易組合が、本島移出米商組合より發した蓬萊米の定期代用要望に對して寄せた所の回答は左の如きもので、其の云ふ所大いに翫味すべきものがある。

輓近臺灣內地種米の生產顯著なる增加を爲せるは、我國倉糧問題の喧しき秋に際して同慶の至り也、同米の益々增收改良せらるゝことを望んで止まざる次第也

玆に生産者側移出米商側として、同米を本土各地の清算市場受渡代用に供し、以て需要者側をして、汎く其の眞價を知悉せしめ、且つ取引者をして保險繋ぎの便を得せしめ、益々多數の取引を爲さんとの議は、一應尤なる議なりと雖、清算市場取引制度の缺陷よりして、却つて反對の結果を生ずるにあらずやとの憂慮に堪へざる所也

清算取引の代用米は汎く知悉せられたる品種にあらざれば、不利に陷るもの也、一年二期の收穫を得殊に第一期作は七、八、九月を出盛りとして移出せられ、内地産米の所謂端境期に於ける供給を緩和するの效ありと雖、反面に於て其の移入期間の間絶あり、商品として正米市場の取引に、又實需上に於て一時的のものたる觀念を持たしむる嫌あり、且つ現在の米質上内地に於ける長期の保存に際して、著しく變質の杞憂心を持せしむることよりして、現時之れが取扱關係者は、普遍的にあらずして移入業者の一部に限られ居る有樣也、内地への馴染の程度斯くの如きに於ては、之れが格付に於て、本米取扱不馴れの不安と、代用受渡上の紛議豫防策等よりして、内地米との格差を正米市場に於ける最も値開きの多き時を豫想して定むべく、是清算市場理事者が、自己責任擁護上必然採るべき歸結點也と思惟す、斯くの如きは本米の聲價の向上を阻止すべく、延いては産米改良事業に惡影響を來すべし、之れが好適例として朝鮮米の代用制を擧ぐるを得べし

一 次に清算代用には移出最盛期の保險繋ぎ效なし、清算米取引は九十日の先物より開始され、其の以前に於て代用米の出廻る産地に於て、其の産米を實地に就き、又移出檢査標準等級につき精査して、代用米を採用する順序也、一期米は六月末に出廻り初むるが故に、七月より取引する九月限に於て初めて採用せられ、二期米は十一月末に出廻り初め、十二月より取引せらるゝ二月限より採用せらるゝ譯なれば、

兩期共に既に出廻最盛期を過ぎて初めて代用米とせらるゝ不利あり

斯く觀察し來る時は、本米の淸算受渡代用は、其の本來の目的を更に達成し得ざることゝなる也

實際取引との融合完きを得難き淸算米取引に受渡代用を强ひ、因つて來る反應的利害得失を靜視せば運用し難き淸算米の代用を廢し、本土正米市場利用の販賣策こそ、當初の目的達成に效あることを首肯せられん

然らば其の策とは何ぞや、卽ち本土大需要地の正米市場を利用し、之れに臺灣米銘柄短期取引法の上場を企畫すること也、此の取引にして盛に行はるゝに於ては、啻に內地實需の擴大に便するのみならず自ら聲價の發揚に資せられ、世上汎く本米の眞價を認容せしむるを得べし、又之れに據りて間絕なき移入を誘致せしめ、必然淸算市場より進んで、受渡代用に供する事を慫慂し來るは期して待つべく、一面には產米改良の普及を策し得て、年來の理想に到達し得べし

本米の將來を囑望するの餘り、當局要路者並に生產者取引者各位の御再考を求めんと斯く卑見を述ぶる所也

此の意見は實際に本島米移入を取扱ふ商人の言であつて、單なる抽象的時期尙早論に比べ慥かに傾聽すべきものあるを信ずるものである。

又取引所側としての蓬萊米定期代用に對する意見を聞くに、大體に於て左の如きものであつて、只管其の自己擁護を以て代用の不可なるを主張するものゝ如く、大正初年に於ける本

島米の定期代用排斥當時に異なるなき心證と見るべきである。

臺灣米の需要が一般に行はれて居ない今日、臺灣米代用制度が始つたならば、買方が之れを引取り處分するに困難を生ずるは明かで、從つて買方に對し商賣敵たる賣方が故意に、臺灣米を渡さんとするの傾向がある

臺灣米代用制度の下では、臺灣米相場が現出して、正米相場との値開きを生じ、公定相場たるの意義を失ふに至るは、取引所の目的上甚だ面白くない

臺灣米の代用は其の品質の點が、未だ代用米たる地位迄に進んで居ない、而も變質し易きこと、出穀に間斷あることは到底代用米たるの資格がない

以上に依り知らるゝ如く、清算市場の受渡代用米たる必須な條件は、相當期間貯藏に堪へ得る米種でなければならないことに歸著するのであるが、此の點に於て本島米は其の何種たるを問はず、殆ど資格がないものと謂はねばならない。本島米が長期の貯藏に堪へないのは米自體が軟質米であり、又本島特有の氣候關係に支配されるが爲めであつて、是等自然的缺陷に對しては、能ふ限り人工的に之れを補ふ外なく、米種改良に依つて貯藏力の強大な米種の發見に俟たねばならないことゝなるやうであるが、此れは決して前途悲觀すべきことでなく、栽培技術の研究と米種改良の進歩とは、必ずや內地米に比肩すべき米質を有する品種の

出現に迄到達し得ることを信ずるのである。それは云ふ迄もなく當局の熱心なる研究指導と農民の努力とが相俟つて能く之れを果し得る譯であつて、其の實現の遲速は直ちに以て本問題の解決に關する所となるのである。

最近數年蓬萊米の植付が一般に普及したのみでなく、移出米は丸糯米の外全く蓬萊米に轉化せんとする傾向著しく、一般米作者にしても元來移出米として栽培して居るのであるから、在來種粳米の移出は蓬萊米の增産に漸次壓倒されて將來は島内消費米專用となり、栽培上の特殊關係地を除く外は、全部蓬萊米の産地となるべしと云ふも、決して一理想論として笑殺することは出來ないのである。從つて移出數量に於ける地位條件に就ては、何等之れを意とすべきでなく、内地米商や取引所側に於ても、餘り之れを云爲しないのである。

然るに蓬萊米は純然たる内地種であつて、氣象關係が内地と多少の差異あるにしても、之れが爲め元來の貯藏力が其の天性を消失すべきものではないやうであるのに、實際狀態は産地から搬出して移出港保管中、往々にして事故米が發生して産地取引關係は勿論移出取引關係に於ても、常に苦情が絕えないことは、内地米業者に極めて惡るい印象を與へて居り、それが漸次改善されて行きつゝあるにも拘らず、容易に定期市場受渡の代用米として確認せら

れないー大原因を構成して居ろのであつて、此の缺點に對しては、如何なる犧牲を拂つても人爲的に救濟し矯正するの途を講ぜねばならない所である。

從來に於ても之れが救濟手段としては、種々の說が唱道せられて居たのであるが、其の最も重要視せられて居るのは、乾燥調節の改良向上と云ふことである。然し倉庫保管中にしても、天候の好晴が續いて氣溫の上昇甚だしき場合、醱酵米を生ずることあり、之れは乾燥不充分の米が混入してゐる爲めもあらうが、倉庫内設備や荷繰り關係等に依ることも決して尠くないやうである。

又近年農業倉庫を初めとし、民間經營の籾摺工場に於ても、在來の籾摺石臼を廢して、冷歯式護謨臼に改良するやうになつたのであるが、其の結果調製米が從來のそれに比し全く面目を一新した觀があるのである。卽ち在來の石臼は調製米の肌擦れ甚だしく、之れが爲め元來の光澤を失ひ、且つ保管中醱酵の原因を與へることゝもなるのであつて、護謨臼に依る調製米は、肌擦れもなく元來の光澤を保持する點、商品價値を高めるのみならず、醱酵其の他の事故發生原因を除去することになり、内地に於ても貯藏力の充分なることを認められる譯であるが、それは一般の籾摺工場が護謨臼の精米機に改良せられ、且つ又一般の農家が籾の

乾燥や貯藏に對し、深甚の注意を拂はねばならないと云ふことに歸著するのである。從つて定期米受渡代用に就ては是等當業者の自覺如何に依つて、それが促進されるか否かと云ふことにもなるやうである。

要するに蓬萊米の定期代用可能性如何の問題は、其の移出地であり生產地たる本島米業者に多くの準備が必要であり、硏究努力に俟つものあるは勿論であるけれども、其の踊るべき舞臺が內地であり、舞臺の扉は云ふ迄もなく內地米商に依つて守られてゐるのであるから、蓬萊米の定期代用實現は、一つに繫つて內地米界の趨勢に依つて決せらるべきものと謂はねばならない。

斯る意味からして、內地米業者が兎角蓬萊米の定期代用を好まざる所以のものは、其の品質に於ける缺點や、其の需給關係に於ける聊かの不都合はあるにしても、それ以上に何等かの理由が存在するのではあるまいか。

久しきに亙る我國經濟界の沈衰は、金融の梗塞、思惑熱の減退、商取引の不振等世は不景氣風に吹き卷くられ、內地米價亦低迷無活氣の時代が永く、政府が大掛りの買上げを爲すとも却々に其の效果を見せないこと程左樣に米界の疲弊は深刻であつて、蓬萊米の移出增加は

直ちに内地米價に影響する所甚大であるとせられ、之れを定期代用に供する如きは云ふも更なり、其の移出繁盛に至らんとすることすら之れを喜ばず、殊に米價の騰貴を欲する内地米産者は、之れが制限をさへ云爲する方今の情勢に於て、蓬萊米の定期代用など考ふるだに愚の骨頂と云ふべく、今後内地米價が狂騰を演じて其の抑壓に苦しむが如き時勢の到來せざる限り、本問題は實現の望みなきものと觀念せねばならない。而も蓬萊米が如何に增産せられて逐年移出增加の一途を辿りつゝありとするも、其の品質の點、其の品集めに困難を來す場合多きと共に品揃きが内地米の如く自在に運ばざる點等、種々の困難は定期市場所謂代用相場を現出して、取引所の取引高に影響する所となり、假令それが格付に依つて均衡を保たしむるとしても、取引所と本島米商との利害決して一致するものにあらず、從つて往年の本島米代用の格付に於けるが如く、遂に代用の意味を爲さゞることに歸著すべく、取引所側としては、一時的代用制の採用は或は之れを容るゝかも知れないが、恒久的代用米としは恐らく反對の態度に出ずるであらうし、且つ又内地移入米商にしても、其の表面の理由は兎も角、産地移出米商と直接に自由にそして産地事情の機微を捉らへて、有利に取引を爲すことに傾くは自明の理である。朝鮮米が定期代用に供せられて居ると云ふ一事を以て、簡單に蓬萊米も

定期代用米たるの資格充分にして、其の實現速かなるが如く考へる者も尠くないが、蓬萊米それ自體の種々な因果關係や、產地取引の實情及び移出取引に於ける內臺米商の相關的事情等は、自ら彼此相異るものがあつて、同日に之れを論斷する譯には行かないやうである。殊に過去に於ける本島米の定期代用制に對する苦き經驗を想起すれば、其處に深く考へさせられるものがある。

凡そ物すべてが、賣らうかと、賣つてくれないかとに依つて、其の商品價値に非常な差異のあることは何人と雖能く之れを知る所であるが、本島米は其の生產の目的が、既に內地移出を以て眼目とし、所謂賣らんかなの商品であることは、常に不利な立場に置かれて居るのであつて、假令それが定期代用に供せらるゝにしても、恐らくは有利な結果を齎すことゝはならないであらう。然しながら米は一年草であつて、如何なる年廻りがあるとも限らない、蓬萊米も賣らんかなではなくて、賣つてくれないかの時代もあるべく、定期市場代用米たるを要望することも絕無とは云へない、其の時こそ有利な條件に於て之れに應ずるの用意が必要であつて、代用格付の範圍に就ても豫め之れを限定し置くの必要もあるであらうし、受渡上の資格に於ても、本島移出米檢査の權威尊重と云ふこともあり、且つ又其の代用制が恆久

的採用たるべきは勿論であつて、内地米價の騰落に依り、其の採否が決せらるゝやうでは、本島米商の蒙る損害は、有形無形に甚大なるものあるは云ふ迄もないことである。從つて本島産業發達の上に於ても、又本島統治政策上より見るも蓬萊米に對する待遇が、一つに取引所側の策動に依つて左右せられることは洵に遺憾であつて、前以て之れに備ふる所あるべきは最も肝腎なことである。

兎に角蓬萊米の定期代用と云ふことは、其の出廻り初めた大正十四年頃より、一兩年の間は盛に提唱されたものであるが、其の後漸次熱が冷めたらしく、當局に於ても本問題に對しては深く考慮の模樣であり、當業者又餘り之れを問題として居らず、唯折りふし米界の話題となるに過ぎざるものゝ如く、蓬萊米の定期代用も至つて興趣なき問題となつて了つたやうである。

蓬萊米の堂島取引所別建問題

蓬萊米が内地市場に紹介せられ、移出米としての出廻りを見たのは、最近數年のことであるが、從來の在來種移出米とは全然其の面目を異にして、内地市場受けの宜いことは實にす

ばらしいものである。そして其の栽培面積の如き全く急速度の擴張を遂げて増産の實績殊に顯著なるは、上下齊しく驚異を以て目する所であり、之れが移出取引亦逐年増加の趨勢を見せ今や臺灣の米と云へば蓬萊米を想ひ、蓬萊米と云へば移出取引を考ふると云ふ狀態である。

殊に其の出盛りが內地米界所謂端境期に値遇することは、動もすれば品ガスレの暴騰を現出せんとする相場を壓さへて、有力なる米價調節者となり、內地市場無くてはならぬ米として、有り難き寵愛を蒙つて居るのである。

されば內地米界兎角蓬萊米に目を著けて、之れを利用せんとする風があり、取引所の受渡米代用にしやうとか、正米市場の建米にしやうとか云ふ說も聞かされるのであるが、最近の問題として堂島取引所取引員文箭氏の提唱にかゝる、蓬萊米の別建長期淸算上場と云ふ、本島米界にとり可成り大きな問題がある。

文箭氏は誰も知る如く、堂島市場の重鎭として斯界に名を成して居る人であり、且つ本島米界に對しても、交渉淺からぬ關係にあることは、本島の米關係者は官民倶に無條件で斯界の權威者たるを以て迎へ、其の意見は本島米界に寄與する所多大であるとの禮讃を恣まにし、來臺每に日刊紙の經濟面を賑はしてゐる所であつて、蓬萊米の堂取別建問題も同氏の提唱で

あることに於て、本島米界に大きな衝動を與へたものであることは云ふ迄もない。乃ち正米市場及び移出米商組合主催の下に、本問題を主題とする米商座談會なるものが開かれたものである。そして本問題が如何なるものであるかに就ては、此の座談會の模樣を知ることに依つて大體諒解出來る譯であるから、座談會に於ける各氏の意見を摘錄し、而して本問題が如何なる結末を告げたかを述べることゝしやう。

貝　山　氏　米界の權威者加賀字之吉氏と、大阪堂島の文箭郡次郎氏を本島に迎へたのを機會に、茲に座談會を開きました所、御多忙中態々出席下されたことを感謝致します。先づ加賀氏よりは米價に關するお話があり、文箭氏からは堂島で問題となつて居る蓬萊米の別建長期清算上場に就き、一場の說明を爲されることになつてゐるので、出席各位に於ても腹藏なく意見を開陳し、又質問があれば遠慮なくなされることを望みます。

文　箭　氏　堂島に持上つてゐる蓬萊米の長期清算取引を別建としてやつて見たいと云ふことに就き其の動機からお話してみると、大阪堂島取引所には、清算部の外に正米部があつて、五十日間の延取引が認められてゐる。神戸、大阪、東京では、蓬萊米の長期先物賣買が行はれ、或は產地たる臺灣に逆賣りする場合もある。而して賣り方に立つべき臺灣が、反對に買ふ場合もある。旣に斯くの如く蓬萊米の長期取引が隨所で行はれてゐる以上、之れを堂島に上場することにしたらばどうであらうか、

正米部は五十日の期間より認められて居ないのに、蓬萊米の實際取引は、それ以上に長期である。外米の如きは六箇月先の物が賣買されると同じく、蓬萊米も非常に長期である。而も清算取引は勅令で九十日とすと制限されてゐるから、蓬萊米を上場するには清算部の外にはないと云ふので、思ひ付いたものである。

堂島には市場振興刷新會と云ふものが組織され、其の一部は市場の振興を圖り、二部は經費の節約を圖ることを目的としてゐる。新聞廣告の統一、印刷の統一節約と云つたやうな事を實行して、年に約五萬圓の利益を擧げ、やらないより好かつたと云ふ事になつたが、之れは第二部の方である。第一部の市場振興策としては、蓬萊米や朝鮮米の、短期銘柄清算取引をやつて見てはどうか、それによつて手數料を擧げることも考へられたが、結局蓬萊米の長期清算取引を別建にして、上場するが好からうと云ふことに意見が一致したのである。

勿論之れをやるには、先づ主務省や産地側の意向も聽かねばならぬが、それには第一買占を如何にして防止するか、第二變質を如何にして處置するかと云ふ、二つの難問題がある。後者は蓬萊米の缺點として、期米の受渡代用にさへ、資格がないと云はれて居るところだが、之れは追々産地の方でも改善するやうに、方法を講じて戴く事にして、兎に角やつて見たらばどうか、朝鮮米も長期清算に上場してから、非常に發達したやうに、蓬萊米を清算に上場すれば産地側へ種々な刺戟を與へる。此の事に就ては、五日殖産局長にお話して置いたが、之れは決して私一個の私案でなく、又私一個の力で出來ることではない。買占めの點に就ては、量の少い蓬萊米だから此の點深く懸念されるのは當然だが取引の實際から、見て買占めが成功した例もなく、又今では買占が行はれることも餘りない。

堂島の出來高は堂島を除く全國取引所の出來高に殆ど匹敵してゐるが、受渡高は出來高の千分の一半から千分の一しかない。清算取引では受渡の少いこと、寧ろない方が相場が正しいので、受渡が多いと其の前後の相場は正しくないと云へるのである。此の點は相場に明るい人のよく諒解するところであるが、買占めに就てはそう心配する必要もないが、それを防止する方法は別に講ずるとして、兎に角之れをやつて見ることにすれば、第一内地に於て蓬萊米の標準相場が出來る。臺灣にもよい影響があつて、賣買數量も多くなろう。

嘗つて大正十五年臺北に於て、大日本米穀大會が開れた時に、私は感想を述べたことがあつたが、嘗來米の生産の方は進歩したが、取引の方は殆ど進歩しないと云ふ感じがある。臺灣は産地として賣方に立ち、内地は消費地として買方に立ち、正しき取引が行はれねばならない。そして何人でも移出取引の出來るやう改善して欲しい。

蓬萊米の長期清算取引が、公正なる標準相場を作り、正しき取引の出來るやうに進む意味に於て、是非實現させたいものである。斯る機運さへ作るれは主務省も認可するものと考へる、是非斯る機運を作る樣努力が願ひたい。

中山氏　私は現在の取引所に多くの疑問を持つものである。卽ち全國にある多くの取引所は、殆ど投機一點張りで正米師が一向利用して居ない。取引所は正米師が利用し、正米師で構成するものでなければ、眞に意義ある取引は出來ない。故に全國の小取引所は、悉く廢業せしめ、東京大阪の大市場はのみ長期清算取引を許し、産地には正米師を中心としての、正米市場を開設せしむることが理想である。

卽ち產地に於ては、銘柄淸算取引を行はしめ、東京、大阪に於ても現今亂雜に流れてゐる、產米の種類を整理限定し、銘柄取引の出來るやうにし、格附上に於て產米を優遇するやうにしなければならない。

蓬萊米を上場しやうとするならば、格附範圍を限定し、代用米に充當し得ると共に、買占を防止し而も蓬萊米を優遇するやうにしなければならない。

田村氏　私は正米商を中心として、短期銘柄淸算取引を、地方の正米市場に於て行はしめ、堂島のやうな大市場に於ては、別建でなく代用制の下に、蓬萊米を取引するのが妥當であると信ずるものである。

蓬萊米を前後場十六本も立てることは、徒らに煩雜で出來不申が多くなり、面白くないと思ふ。又東京大阪に於ける現在の正米部のやうな、窮屈な取引では意味を爲さない。私は寧ろ代用制を主張する。

中山氏　投機本位の取引は大淸算市場のみに限り、地方產米の取引を主とするものは、代用制の下にあつては優遇され、又冷遇されて眞に意義を爲さない。矢張り別建として上場し、買占めを防止し、貯藏に堪へ得るやう特殊の方法を硏究することが必要である。

小池氏　蓬萊米を別建とする理由を聞かして下さい。

文筒氏　政府は東京と大阪とに、正米の延取引を認めて居る。併し正米部の取引は五十日制であつて、此の制度では蓬萊米の取引は全然駄目である。九十日制でやれば可能性があり、さりとて代用制では格附の上に於て、蓬萊米を侮辱することになり、眞の公定相場も生れず、臺灣の爲めにも有利でない。其處に大阪側の苦心が存するのである。

要は蓬萊米の獨り歩きが出來るやうにしたいと云ふに外ならない。買占を防止し變質を防ぎ得る方法さへ講ずれば、東京にも話して見て、先づ大阪でやつて見れば何れ東京でもやることにならう。別建は卽ち蓬萊米の値をつくると云ふことになるのである。

森田氏　外米が輸入制限せられてから、內地米商の興味は灣米に集中したかの觀がある。旣に本年一期蓬萊米の如き、東京で五、六萬袋阪神で十萬袋からの喰合ひが出來てゐると云ふのも、其の現れではないかと思はれる。

堂島に蓬萊米を上場すれば、それ等の思惑賣買を一箇所に集中することゝなる。賣買を一箇所に集中することは。果して取引を穩健ならしめ得るかどうか、臺灣正米市場が出來てから、臺灣米の產地取引は正米市場を中心として行はれ、寧ろ正米市場に集中した爲めに、仕手關係がはつきりと判つて、何も彼もさらけ出された形となり、一概には云へぬが、時に買占め賣崩しが行はるゝこともないではなかつた。

蓬萊米の別建取引が行はれると、それに似たことが起りはせぬかと思はれる。尠くとも量の少い今日に於ては、別建取引は時期尙早であると思ふ。

文箭氏　森田氏の意見中時期尙早と云ふ點のみは同感であるか、其の他は首肯出來ない。元來商品は取引所のない所では、値副も大きく動くが、取引所に行けば相場も小さくなるものである。獨逸などでは取引所が出來てから、小麥の相場が局面的に小さくなつて、値副が縮小したばかりでなく、取引が明るく正しくなつた。清算へ上場の爲めに相場に危險を孕むと云ふことは、一種の偏見であり首肯されない。

加賀氏　蓬萊米の別建上場は要するに、數量の點と品質の點に難點があると思ふ。內地入津數は京濱四十萬袋、阪神四十萬袋位のものだから、別建上場の場合は買占防止の爲め當然代用米を設ける必要がある。

井出氏　代用米に移出力稀薄な在來米は絕對に不可である。鮮米や內地米を代用米にすれば、却つて鮮米や內地米の相場となつて、名實相反する結果となる、又前後場十六本も立てる必要はない。此の點を如何にするか。

文笥氏　淸算取引は大量取引が主眼である。大量取引の趣旨で以て値を出して見やうと云ふのであるから、必ずしも現在の長期淸算に倣ふ必要はない。先づ前後場寄止だけに止めて、一人の賣買數量を限定し、又賣買限月を端境にて打ち切るやうにすれば好からうと思ふ、要は標準の値を作ればよいので、無論產地の利益を主眼とする考へである。

井出氏　蓬萊米の代用米限定の必要なきか。

中山氏　蓬萊米の代用に在來米を充てることは、事實上不可能であるから內地米朝鮮米を充てるより外はない。證據金を手加減することも、買占防止の一策となるが、內地米又は朝鮮米を代用に供する場合は、宜しくその代用數量を制限し、例へば百石の內內地米二十石、朝鮮米を三十石と云ふやうにパーセンテージを定めて置くことが第一に必要であり、又代用に供すべき格附米の範圍を限定することも必要條件の一つである。

井出氏　中山氏の說に同感である。

貝山氏　米價問題と蓬萊米の別建上場問題に就て、兩權威者のお說を聞き、更らに出席者各位が

熱心に研究討論されたことは、我が米界の進展取引改善の爲めに裨益する所多きを喜ぶ、特に産地側の爲めに私は一同を代表して、茲に深甚な謝意を表する次第である。

蓬萊米の長期清算市場別建問題に對する、本島米界有識者の意見は以上の如きものであるが、要するに其の問題とする所は、蓬萊米自體の貯藏力に就ての危惧と、買占を豫想しての防止策如何と云ふに歸著し、そして別建上場と定期代用との當否を論じたに止り、之れが本島米界に及ぼす利害關係に就ては遂に論及する所なく、而も其の意見たるや取引所として本問題を如何に運用し處置すべきかの市場論に發して毫も蓬萊米移出取引の實際に觸れず、産地側米業者の意見としては餘りに熱がなく眞實がなかつたやうであるが、本問題に對する米商の態度を斯くあらしめたる所以のものは、其の利己的打算から之れを深く研究するの不利を思はしめたものであるか、或は斯る問題に對する知識と準備とがなく、唯お座なりの議論の遊戯に終らしめたものであるかは知らず、何れにしも大なる收穫があつたとは思はれないやうである。其の後正米市場並に移出米商組合が、本問題解決の爲め、具體的に調査研究を爲して居る模樣もないが、若しそれ此の米商座談會なるものが、所謂米界の權威者に對する款待の表現であつたとしたならば、本問題の宣傳が餘りに斯界の注目を惹いたこと、其の會

合が米界の有識者は勿論、當路のお歴々を集めての盛會であつたこと、聊か擽つたい感じがしないでもない。

蓬萊米の長期清算別建の可否に就いては、其の不可なることは既に論あり、堂島市場此の議を提唱する所以のものは、一つに其の市場振興策としての企圖たるは固より言を俟たざる所、方今米價は低迷時代久しく續いて米界甚だ振はず、清算市場亦活氣を失つて擊析の響は昔日の如く冴へない。そこには他人の財布を目當に活きて行かうとする相場街の人々に惱みが生じ悲哀が襲ふことゝなる。自我の發展己身の滿足を求めて止まないのが現代の色とすれば堂島市場蓬萊米を利用しての市場振興策が講ぜらるゝこと强ち無理とは云へない。

然しながら蓬萊米は何と云つても臺灣の米である。臺灣の人々が儲けねばならぬ商品である。斯る問題に對しては本島米關係者官民共に、須らく本島米移出取引の發展と云ふことを第一義とし、研究熟慮の上之れが可否を決すべきであらう。

米商の疲弊と其の打開策

本島米の內地移出が行はるゝやうになつたのは領臺後間もない頃からで、內地人米商の全

盛から本島人米商の興隆となり、その間幾多の變遷消長を經て來たことは云ふ迄もないが、今や移出取引の困難に疲弊困憊を愬ふるもの多く、之れが打開策に就て種々の議論が擡頭するに至つたやうである。

さりながら往年財界好況の時代に於ては、移出取引頗りに旺盛を極めて島內消費の供給が案ぜられ、遂に移出制限令さへ出た位で、移出米商の豪勢振りは實に大したものであつた。そして移出米商の數も二百五十六名といふ空前絕後の記錄を作つたものであるが、有爲轉變は浮世の常、歐洲大戰後の世界的不景氣は年と共に深刻化して、內地米價の低迷時代を現出し、蓬萊米と云ふ優良品種が出るやうになつても本島米界依然として不況の日が續いて移出米商の數も今や二十名內外に激減し、而も其の內實際移出取引を爲してゐるもの僅々數名に過ぎざる有樣で、想へば坐ろに米界の悲哀を感ぜずには居られない。殊に本島人米商として島內は勿論內地到る所に取引網を張り、其の大膽な取引振りと縱橫の商略とは常に本島米界の覇者として其の名を天下に馳せてゐた巨商瑞泰も、打ち續く敗戰に今は全く氣勢揚らずして休養の狀態にあり、三井又昔日の如き積極的活躍を爲すの勇氣なく只管群小移出米商と相伍して小掬ひの取引を事とするに至り、さなきだに不振の本島米界は益々活氣を失つて疲弊

困憊を深めるばかりである。中に新興勢力としての杉原の活躍目立つものあるは、此の際せめてもの慰めであらう。

然りと雖其の移出高に於ては逐年遞增の趨勢にあり、移出し得べき數量の米は兎に角買つてくる所を見れば、之れが商取引としての過程は澁滯なき進行を遂げてゐるのだと云ひ得るのである。即ち移出米商の疲弊は商賣が出來ないと云ふのではなく、取引狀態が利益を得しめざるに依るのである。利益なき取引をも敢へてせねばならない程本島米界は逆境に置かれてゐるのだと云はねばならない。果して然らば何が米商を斯うさせたか。

本島米の移出取引は一つに內地米價の高低に依つて其の隆替が決せらるゝは勿論であるが、移出米商に資力と膽力と經驗とを持ちあはしたものが甚だ尠くなつたこと、同業者間に未だ協調の精神が養はれてゐないことは常に內地米商に引き摺られて行く傾向が顯著となつて來たやうである。殊に久しきに亘る內地米界の不況は內臺米商とも、本島米に對する思惑熱を減殺されて取引に活氣なきは云ふまでもなく、殆ど現物主義期近物約定となつたことは勢ひ取引が目先き相場の變動に依つて動くことゝなり、それに產地事情の變調も加つて賣れば買へず買へば賣れずの取引狀態を現出し、其の間の綾をとつて行かうとすれば自然薄口錢に甘

せねばならず、又他に先じて事を爲さゞれば如何なる不覺を見るかも知れぬとの不安から割を出しても早く賣買の結末をつけんとする氣風を馴致し、それが繼續して行はれることに於て不引合無採算の取引狀態となり、所謂取引困難に陷るのではあるまいか、玆に於て大手移出米商と群小移出商とは其の採算點に於て、船運賃割戾の格差だけ相違を來すことゝなり、大手移出米商が其の有利なる船運賃割戾の差額を以て取引上の競爭に充てることゝなれば、群小移出米商は全く浮ぶ瀨がないと云ふので、船運賃の均一値下げ運動が起つた譯であるが、大量移出商にはそれだけ他の負擔も多く且つ船會社に對してもそれ相應の義理を盡してゐるのであるから、群小移出商が其の同待遇たるを望むは無理なことゝ謂ふ可く、之れが徹底的均一は到底不可能也と見るが妥當である。然し時節柄船運賃の値下げを要求して取引困難の緩和を圖ることは大いに可然で、協力一致之れが實現に努力すべきは云ふまでもないことである。

或る方面では正米市場の相場と內地移出相場とが常に不割を示し、所謂內臺逆鞘相場となる爲め、移出取引の難澁を來すことゝなり、正米市場あるが故に移出米商の惱みがあり疲弊があるのだと云ふものもある。物は見やうで或はそうかも知れないが、產地相場に採算のとれるやう移出取引を改めて行くことも決して不可能とは云へない。如何に內地米界の不況時

代にしても、必要量の米は移入しなければならないのであるから、内地移入米商が安価賛成で飛びつき買ひは爲さなくとも時期遍るに於ては否でも買註文を發するは見易いことで、此の際大手筋が或る程度の協調を保つて採算無視の競爭取引を避け之れに應ずるやう努めたならば、幾分でも取引上の悩みを救ひ群小移出米商も取引の困難が緩和されることゝ思はれる。何れにしても本島米移出取引の樞機を握るものは移出米商であつて、之れが取引困難に陥り疲弊困憊を惣へるやうでは直接産地精米業者に關係する所甚大なるは云ふまでもなく、惹いては本島米產業發達の上に影響することも決して尠くないのである。

斯る意味に於て同業者自らも虚心坦懷に之れが打開策を講ずるは勿論であるが、銀行、船會社等に於ても相當の便宜や援助を與へて、いくらかでも之れに活氣を與へること決して損とはなるまい。要するに本島米移出取引が米商共倒れの愚を嗤はれて迄も内地にお安く賣らねばならぬ理由はない。本島に在る商人は本島の爲めに取引を爲し本島の爲めに儲けて戴くべく、商人として損をすること絕對に不可である。

米界に對する最近の世論

（イ）　正米市場買占問題

何時もながら問題の正米市場が、買占問題で盛にゴタついてゐるとか、流石に日刊紙の經濟面を賑はす特種は多い。

去る五日限り蓬莱米に對する片や振發、李合發、和順の買聯盟派に、片やマバラ旗賣筋……勝負は在庫薄を狙つた斯道の功者たる買占派にしてやられ、其の恐怖煎れに突飛高を演出し、賣方は散々敗北となり、不足玉三、四十車を買米して兎も角市場建玉のケリはついたが、問題は寧ろ其の後に殘されてゐる。

即ち殖産當局よりは或種の警告が發せられ、市場に於てはより〳〵評議員會を開き、鳩首其の防止策に腐心してゐるが、未だ是ぞ名案也と云ふ對策も見出されぬらしい。不敢取前記三店に對しては、それ〳〵過怠金を徵し今後を戒め置くの處置を執つたが、此の處置に不服のイザコザから餘燼は尙燒えて、何時爆發的狼煙を擧げるか全く逆睹し難き形勢である。

凡そ買占などと云ふと、買占なる言葉そのものが、甚だしく不快を感ぜしめる爲め、誰に

も其の內實の經緯を批判する餘裕を與へず、直ちに不義不德の行爲となし、我利一點張りの輩の如く見做されるのも蓋し無理からぬことであらう。所が昔から買占で成功した例に乏しく、殊に米相場の如き實に理外の理あり、豐作にして高く凶作にして安きこと枚擧に遑がない。數億の國帑を以てする政府の米價政策にしても、尙且つ其の效果を疑れてゐる。

問題の正米買占にしても、賣方の蹈れ上げは取つたが、受米の處分損が案外に多く損得チヤブトオの算盤となり、結局策動の本尊は力瘤を入れただけの疲れ損で、市場組合員は世間より非難攻擊を浴せられ、不德漢の惡名を頂戴したに過ぎぬと口善惡なき稻江雀は嘲笑してゐる始末、さりとは餘りにも痛ましき市場取引の現實暴露ではある。而して手に物の用意なく泡よくば買方の資力缺乏に依る投出しの値下りを掬つてやらうの魂膽から、品薄の米に勇敢なる旗を極め込んだ賣方が、買方の品攻めに周章狼狽して、救の悲鳴を擧げた態たらくは決して賞めたものではない。或る一部では、現物授受を市場の使命として原則とする正市に於て、合法的受渡を要求するのが非か、空賣連が土タン場まで渡米の用意なくして玉整理を怠つた橫着さが非か、其の罪や同斷だと云ふ者もある。

然し買方も飽く迄賣方の虛を衝いて、全く其の逃ぐるに途なからしめ、所謂膃刺の擧に出

でたと云ふことは、餘りに市場の禮を知らぬ暴戾の仕打ちとして、世の排斥を受けるのは當然であらう。

翻つて是等諸問題より今或方面に於て論義されてゐるのは、大資本を擁する者の賣彈を以てする賣崩しで、本島の產業界及び經濟界の大局より觀て、相當考慮すべき大問題とせられ、現に三井が丸糯米に對し、百車餘りの渡米を用意して先づ當限りに賣り、其の巨彈を豫して賣力の薄弱な買方を威嚇し、納會間際の投げ出しを掬つては又中限の高値を賣ると云ふ戰法で、可成りの利益を納めたらしい。否三井當事者は是れを大言壯語して得々たりと云ふことである。三井は內地移出相場に引合ぬが故に市場に賣繋ぐのだと稱してゐるが、其の引合ぬ所以のものは果して何か、それは三井にとつて一大強敵たる三菱の米界進出に依り、本島米移出取引に於ける競爭激甚なるは、斯界の齊しく驚嘆してゐる所である。是れに引き摺られる瑞泰、杉原、加藤商會ら常に取引の困難を喞つてゐることは事實である。從來一袋當り諸掛り九十錢乃至は一圓を計上して取引してゐたものが、現今では僅に六、七十錢でも賣り應じてゐる狀態で、從つて內地買相場は安値を狙ひ、買へば賣れず賣れば買へず、全く利せんと欲するも能はざる悲境に喘いでゐる結果、不引合の取引を現出してゐるのであつて、是れ固

より自らの因果で自業自得である。之れを顧みずして一概に不引合の原因が正市のそれにある如く考へるのは、躓いた石を蹴返して見るの愚に異らない。

されば本島米界發展の爲め、何れも其の業體の本義に歸り其の本分を守つて、眞に市場愛の發露より世の指彈を招くやうなことなく、眞面目な取引をやつて欲しいものである。當局に於ても正市に對する處置の上に、一知半解の市場役員の言を盲信したり、可不可の巷説に迷されて輕擧なる干渉を爲すことを避け、宜敷市場取引の實際を檢討し、且つ米取引の眞髓を見極めて官廳としての確固たる所信を樹つべきで、此の點商工課はどう見るか。

難産に難産を重ねた正米市場が、時日の經つにつれて漸次醜態を暴露されて行くことは、當局の產業政策の無定見を裏書きするものであると見るべきである。

（昭和五年二、二二、昭和新報所載）

（ロ）移出米商に警告す

本島米產業は、晩近當局の熱心なる指導と諸施設が農民の努力と相俟つて、劃期的發達を示し其の品質の向上と增產は、內地食糧問題の解決に資する所甚大也とせられ、殊に蓬萊米

ず逐年移出増加の趨勢にある事は、本島産業界の上より見て實に慶賀に堪へぬ所であるが、之れに反し取引の樞機を握る移出米商が、一時は三十有餘軒もあつたものが、現今では僅かに五指を屈するに足らざる寂寥を呈し、而も今尙ほ取引の困難に喘いでゐることは、何に原因するであらうか、打ち續く不景氣に萎縮してゐる我國經濟界の現狀よりして、金融の梗塞、組合社銀行の警戒、思惑熱の減退等が原因の一つではあるけれども、採算無視の競爭取引にあるのではあるまいか。

靜かに本島米界の現狀を見るに、大仕手たる三井、三菱は本社支店の關係より米取引の妙味たる思惑を制限され、一方本島人米商の雄たる瑞泰は昔日の如き力がなく、他は敢へて數ふるに足らない。內地米商又腰入れの思惑を躊躇するの狀態であるから、取引は殆ど現物取引に轉じてゐる。或る意味に於ては本島米取引の堅實化を表現する途上にありと云ひ得るかも知れないが、兎も角第一期作蓬萊米は、內地端境期の品ガスレを緩和する效果顯著であり、加ふるに第二期作の大部分たる丸糯米は、否應なしに其の供給を必要とされてゐる點に於て、時に相場の高低こそあれ、決して之れが移出取引の困難を招來すべしとは思はれない。

而して移出米商が不引合の取引に惱みつゝあるに拘らず、移出高は逐年增加の傾向を示し減

退しない。之れ全く勘定合つて錢足らず、商賣繁昌して身を喰はれるの矛盾を敢へてしてゐるのである。

果して然らば、現在移出米商の衰微は算盤なしの放慢取引に禍されてゐると云つても過言ではない。之れ等の原因に就ては前號に於て聊か提言して置いた處であるが、エゴイズムの商法や無自覺無反省の經營振りと、且つは力量ある商人の少いことも考慮すべき問題である。

三井當事者は、本島人側を代表する瑞泰を始め、弱少移出米商が今日の如き状態を以て進まば、其の將來は幾何もなしと嘲笑的言辭を以て迎へてゐると云ふことであるが、無論資本萬能主義の三井としては、本島米取引に於ける損失の如きは、九牛の一毛と心得てゐるのか何等痛痒を感じてゐないやうである。さりとは餘りに本島を愛するの眞情を缺いだ言ひ草で、其の暴言たるや實に許し難いものがある。果して事實かどうか。

三井は露骨な駈引で巧みに相場を煽るとも云ふ、又崩すことも巧みだと云ふことで、高値を賣つて安値を買ひ、內地へ賣つたものを市場で買繫ぎ、產地で買付けた分を內地と產地とを兩股にかけ、剩へ正米市場が割りを出すと正米市場へ賣り繫ぐと云ふこともやるさうで、天下の三井ともあらうものが、正米市場の群小仕手をトコトンまで泣かせてゐるさうであ

る。しかも五車買つては引込み、十車買つては安値に引き下げると云ふのが、三井の奥の手だと云ふことである。だから三井の産地買付振りに嫌厭たる本島土壟間の中には、自ら移出機關の創設を計畫してゐる者もあると云ふことだが、此の結果は必然的に弱小米商の簇出となり、勢ひ本島移出米取引の統制を缺ぐことゝなり、從つて内地に對する威信を失墜するに至ることは、火を睹るよりも明かなことである。單にやつて見たさの好奇心から移出商を營むやうでは、不測の失敗を招き、悲慘な最後を遂げることは必然である。若し斯くの如くんば本島米移出取引の前途は實に思半に過ぐるものがある。

繇つて前述の如き採算無視の競爭より、一袋二十錢の損切れを以て取引を爲すとすれば、年三百五十萬袋の移出に對して實に七十萬圓は本島米商の何れかゞ、其の損失を蒙らねばならぬことは、啻に移出米商の死活問題のみとして雲煙過眼視すべきものでない。寧ろ移出港までの運送保管の諸事情よりも以上に考慮すべき重大問題である。此の間の消息を當局は如何に考察するか。

或方面では船運賃の秘密割戻が競爭取引の一因であるとなし、其の虎の卷公開を云爲してゐる向きもあるやうだが、三井、三菱は本社關係に於て素より之れを肯ぜざる所であり、且

つ一方の旗頭瑞泰にしても、當事者が餘り之を好まぬやうであるから、結局之れは實現の可能性なしと見られてゐる。何れにしても不引合の取引を持續することは、共倒れの患を招くのみで、何等の利益なきことは云ふまでもないことである。

されば三井、三菱に於ても挑戰的取引の鋭鋒を戢め、相互扶助の情誼を以て終始すべきではあるまいか。又一方の雄たる瑞泰にしても、三井何者ぞと甜めた態度や猪突的取引振りは、一面其の意氣を壯とするも、過去敗戰の跡を顧み、宜しく其の脚下を凝視し飽くまでも愼重の態度を持して、本島米產者を愛せねばならない。曩日の蹉跌に際して、翕然として集つた本島米取引關係者らの涙ぐましい同情と信望とに背くことのないやう、且つ又本島人側米商の向上に對し之れをリードして行かねばならぬ地位にあることを忘れてはならない。他の移出米商とて損をしてまでも不引合の取引を望む者はあるまい。本島米產業の大局より今日までの凡ゆる行掛りを捨てゝ、孰れも虛心坦壞に之れが打開策を講ずるやう豫め警告を發して置くものである。（昭和五、三、一昭和新報所載）

（ハ）試驗的默認より公認へ、そして正米市場の機能發揮を要望す

臺灣に正米市場出現の必要を唱へられた事は、可成り久しき事に屬し、其の間難產亦流產容易に之れが出現を見なかつたが、前常務理事中山氏の辣腕に依り、幾多の迂餘曲折はあつたが漸く昭和三年六月、カイ、ヤリの發聲を聞くに至り、爾來日に月に殷盛なる取引振りを呈し、剩へ之れが受渡清算の代行會社の設立をさへ見るの進展を遂けつゝあるは、世の齊しく刮目してゐる所であつて、當の中山氏自身も餘り其の豫想外なりしに一驚を喫してゐると云ふことである。

凡そ物の生成するや、其處には普偏的に必然的な或る力強き要求の存在するは宇宙の眞理であつて、一箇半箇の人間共が以て能く之れを作爲し得べき筈のものではない。

過去に於ける正市の難產又難產を繰り返したるは、本島米取引者の間に未だ眞實に之れが實現の必要に迫られて居なかつた證左である。乃ち契約書一枚で盛に米取引が行はれ、內地米商にして產地商人へ逆賣りなどと云ふ變哲な取引さへも現れ、正市で一定の證據金を納

め、其の上手數料など支拂ふよりも、寧ろ金なしで而も簡單に米取引の勝負を決するに如かずとされて居たのである。

然るに其の統制なき無茶な取引は、當然の結果として、契約米の不渡、損金支辨の不履行等、問題は問題を生み米界の不祥事は常に其の跡を斷たざる所より、玆に必然的要求として正米市場再開の熱望となり、今日の隆盛を來したもので、此の意味に於て一部では中山氏の功績を謳歌する者もあるが、全く『時』の力に依つたものと見るのが妥當であらう。

正米市場の更生により、是等無節制な賣買が其の影を潜め、尠くとも歩一歩堅實なる取引に趨きつゝあるは事實にして、我臺灣米界發達の上に致す正市の貢獻は、決して否定することは出來ない。凡ゆる商取引に於て、其の目的が收益にあるは勿論であるが、其の賣買形式が直ちに物の引渡を爲すか、又或る期間を定めて物の引渡を爲すかは、一つに賣買プロセスの差のみで、商行爲としての觀念作爲に何等異る所なきは云ふまでもないことである。殊に米取引の如きは、其の一年草たる農作物たることに於て、萬人の能く觀察し得るアクチユアルの事情以上に、天惠の如何に依つて相場の高低を見るのである。故に之れが損得の發生も亦極めて急激なるものがあり、意表に出ずるものがあつて、一概に現品の交易のみでは、眞

に商取引の目的が達せられず、其の妙味が遂げられないのである。其處に所謂靑田賣買とか、先物取引とかの期間を定めての契約賣買が構成せられるので、之れ全く取引目的の客體たる米そのものゝ性質上、當然の歸結と謂はねばならない。審に取引様式の外觀のみを以て直ちに空賣買であり、賭博行爲であるかの如く速斷するは如何なるものであらうか。

正米市場の機能も實にこゝにあるので、斯の如き取引に統制あらしめ、安全に圓滑に確實に商行爲を營み得ることに於て、其の巧用があるのである。正米市場の殷盛振りを眺めて、直ちに賭博心を激發するものなりと神經過敏に心配し、其の取引は差金授受を目的とする轉賣、買戻の生む惡現象で淸算取引に墮したりと評する向きもあるが、それは餘りに早計ではあるまいか。勿論正米市場が現物受授を原則として居るにしても、賣らんとし買はんとする者、それが苟も商行爲であるならば、何れも得大利の願求に出發してゐることは云ふまでもなく、其の間損得の如何に依り、取引物の處置を爲さんとするは當然な心情であつて、强ち差金受授を目的とする轉賣、買戻しであると叩きつくべきものではあるまい。

然しながら之れを利慾以外に目のない素町人根性なりと言はんか、試みに思へ内閣が其の命數を議員選擧の投票函に賭けて血眼となり、明日をも知れぬ不定な生命の上に、渾身の努

力を拂つて自我の發展を求むる人生々活のそれも、或る意味に於ける賭け事ではあるまいか。

這般の正米市場總會は貝山常務理事發案として、規程第四十三條を『本市場に於ては差金授受の目的を以て賣買取引を爲すことを得ず』と改正することに決議したやうであるが、之れは正米市場が當局默認の下に差金決濟が行はれて居る所より、清算取引に墮したりとの世の非難に對する場當り的改正であらう。さりながら之れに從へば、賣買の初一念に於て差金授受の目的たる賣買は許されざるも、其の決濟が差金取引に終つてならぬとは規程して居ない。或は差金授受を目的とする賣買を許さゞるが故に、其の決濟は悉く現物受授を爲すべきもの也との見解もあらうが、實際に於て市場取引の全部が現物受授の決濟を爲し得るや否やは甚だ疑問であつて、現在の取引高より見てそは不可能なりと云ふも過言ではあるまい。殊に賣買の目的が那邊にあるかは、全く心意の所業であつて誰か之に斷定を下し得る者があらうか、恐らく賣買の當事者と雖賣買の初一念は兎も角、時々刻々に其の思考に變化あるは豫斷し難き所であらうし、且つ第三者の委託に依り賣買する以上、其の目的を確めて後取引する等の事が果して可能であらうか、又現在賣買兩建は相殺され、其の差金が日々決濟せられて居るが、之れは如何に解すべきであらうか。況や現物授受が不可能に終りたる場合の解合

に於ける差金決濟を如何にすべきかの條文なきに於てをや。或は其の賣買目的は暸かに差金授受にあらざるも、已むを得ざる事情に依る結果なりとせんか、賣買取組の當事者が、賣買孰れかに其の已むを得ざる事情を求めて、解合決濟の形式に於て差金受授に終るものをも是認せざるべからず、結局轉賣、買戻を抑止するに何等の效能なく、全くの空文たるは免れ難き所で、寧ろ差金受授決濟の取引助長に歸することなきやを疑ふものである。此の見地よりすれば取引終結の結果に於て、「現物受授を强要する　行規程『本市場に於ける取引は轉賣、買戻、淸算其他何等の名義を以てするを問はず現物の受授に依るの外其の決濟を爲すことを得ず』」が賣買の出發に於ける目的意識は兎も角、其の現實の結果を正米市場本來の使命に副はしめんとしたる點、改正規程に優る萬々である。

當局が果して改正規程に贊意を表し、之れを認可するや否やは直ちに窺知する事を許さないが、何れにしても正米市場の存在が臺灣米界發達の上に極めて必要なりとせられる以上、世に所謂差金受授の取引が正米市場の機能を阻害し、米取引の發達を紊るものであると、神經過敏に恐怖を抱くこともあるまいではないか。若し絶對に轉賣、買戻を禁ずるとすれば、賣買兩方より賣買物件に對する或る種の供託を爲さしめねば、之れが徹底を期し難く、さす

れば正米市場の門前雀羅を張るは明かで、此の點愼重に考慮すべきである。

當局に於ても何時迄も默認などゝの曖昧な態度を以てせず、速かに臺灣正米市場法の鐵則を樹立して、大膽に公明に之れを處置すべきで、之れは新任戸水商工課長の手腕に待つことゝしやう。（昭和五、三、八昭和新報所載）

（二）船運賃の均一値下げ果して中小移出米商の惱みを救ひ得るか

現在の移出米取引は、其處に深刻化せる不景氣が生んだ思惑熱の減退、金融の梗塞、船會社銀行の警戒、或は一般物價に對する米自體の經濟的價値觀等、活氣ある取引を阻止せらるゝ材料に富み、時勢的な不況を來してゐるのであるが、餘りにも競爭的無採算的な、而して移出米商として大いに自覺せねばならぬものが潜在してゐるやうである。此の點三井、三菱（杉原代辨）としても、同樣米では儲かつては居ないと觀るべきで、唯喬木なるが故に十萬や二十萬缺損の枝折れ位は差し支へないと云ふまでのことである。嚢に本紙は斯る取引狀態が、本島米界の發達を毒すること極めて大なるを喝破し、之れが打開策を講ずべき必要を提

言したが、幸にして此の競爭取引矯正の骨子たる船運賃の均一値下げ問題を喚起し、漸く船運賃は阪神を標準として擔三十三錢の均一となり、從來表面に現れた運賃よりも、十四錢の値下げとなつた譯で、中小移出米商も可成りの恩典に浴し、幾分取引難が緩和されることは喜ぶべきことである。

然しながら船會社が中小移出米商に對し、果して三井、三菱、瑞泰等の大手筋と同等の取扱を爲すや否やは疑問とされて居るやうである。砂糖、茶の如きは、其の積出しに一定の期間があつて、廻船の手順に違算がないが、米の移出は相場の成行き且つは産地事情の關係から、積出不順の爲め廻船に容易ならぬ苦心を要し、時に積荷不足により缺損を見ることはまだしもとして、船足を作る爲め、バラスを積み込まねばならぬ場合もあると云ふことである。茲に於て大手筋への積荷歡迎となり、移出米商亦不引合の取引ながら犠牲的に商談を纏むることもあつて、之れに酬んとするのが期末に於ける紳士契約の特別割戻しとなるのである。從つて大手筋は否でも各々大量移出を焦ることとなるのであるが、這回の運賃値下げにしても、猶擔四、五錢の餘裕は殘されてゐるものと見るが妥當であらう。

斯る事情からして徹底的船運賃の均一は到底望み難きことで、是等の格差を出來得る限り

縮少して、競爭的取引の用に取扱ひ得ざる迄の値下げを實行しない以上、船運賃の値下げ必ずしも全く中小移出米商を救ひ得たりとは言へないやうだ。

要するに三井、三菱としては二、三錢の口錢があればそれを以て足れりと爲し、殊更競爭取引を持續し他の移出商としても何等の自覺なく、三井、三菱に追隨すると云ふ取引を持續するようでは、本島移出米商は永久に浮ぶ瀨はなからうと思ふ。茲に於てか三井、三菱の猛省を求むると同時に、中小移出米商は各々其の力を自覺し、飽迄商機を熟視し常に機先を制して、所謂金力に負けても商賣に勝つと云ふ方途を執るべきものではあるまいか、敢へて熟考を促したいものである。（昭和五、四、五、昭和新報所載）

（ホ） 蓬萊米の堂取別建問題は總ての點から見て不合理

去る五日鐵道ホテルに於ける正米市場及び、移出米商組合主催の下に米商座談會なるものが開かれた。座談の中心は米價問題と蓬萊米の別建長期清算上場問題とであつて、主催者貝山正市常務理事の挨拶によれば『米界の權威者加賀宇之吉氏と大阪堂島の文箭郡次郎氏とを本島に迎へた此の機會に於て』とあつた。蓋し兩氏共幾度か來臺し本島米界とは交渉淺から

ぬ人士であることは、今更廣告するまでもない。中にも文箭氏は堂島取引所の取引員委員長とか云ふので、本島米關係者は官民共に無條件で、斯界のオーソリチーとしてこれを迎へ、その意見は本島米界に寄與する所多大なるものありとの禮讃を恣まにし、來臺毎に日刊紙の經濟面を横行濶歩した。座談會當日、臺灣側が所謂文箭氏の御高見として拜聽したる所のものは前記した『蓬萊米の堂取別建』を主題とせるものであつた。

會する者戸水商工課長以下當路のお歴々を始め米界有識者連四十餘名、全く以て文字通りの盛會であつたらしい。記者は當日に於ける名論卓説の一伍仔什は聽かなかつたが、三日間に亙り臺日紙が掲載した座談會記事により其の大體を知り、更らに之れを米界表裏の消息通に探究することによつて、蓬萊米の堂取別建に就ての一考察を得た。……『蓬萊米が取引所別建となれば、取引が一箇所に集中され仕手關係が判然することゝなり、從つてその間投機的術策による相場の變動を招來し、本島米移出取引の進展を阻害するに至り、さなきだに移出商困憊の今日益々その弊に惱むことなきや』との三井森田氏說は『取引所の機能はそんなものにあらず、取引所に上場さるゝが故に取引に危險を孕むと云ふ考へは、一種の偏見であつて首肯されず』と文箭氏に一蹴され、之れに對する追撃もなく脆くも鎧袖一觸の形であつた

のは惜しかつた。その他は別建などゝ姑息な方法よりも一歩を進めて、定期代用米たらしめよとの主張と、別建取引に於ける買占防止を如何にすべきかの問題に盡きてゐるやうだつた。

蓬萊米が清算市場に上場さるゝことは全く萊蓬米の名譽であり、本島產業上有益なことであつて、大いに之れが實現に努力すべきであると文裔氏は切言してゐるが、臺灣側の立場として之れを最も冷靜に考察するならば、蓬萊米を堂取市場に上場すると云ふことは、內地に於ける蓬萊米の標準相場を作ることであり、而もそこは需要地たる內地商人の獨占市場であつて、供給地たる本島商人はこの市場に於ける駈引に參與することが出來ないものだとするならば、その取引過程が如何なる形に於て顯示さるゝかは、門外漢と雖これを推知し得るに難くない。殊に變質の虞れ多く且つ賣捌きに特殊の事情ある米だけに、賣方が買方いじめの渡米を策するは有り勝ちのことゝすべく、又內地移入米商にしても出來得る限り、お安く買ひたいことは當然であるからその多くが安値贊成たるは云ふまでもなく、從つて相場は常に叩かるべきを覺悟せねばならない。卽ち所謂內地相場の現出は益々移出取引の困難を來すに至らんは餘りにも明白な歸結である。本島米界の知識達よ、蓬萊米の上場果して喜べきか。

此の際本島米商として別建取引に於ける買占防止を云爲するに至つては、主客顚倒の愚も

極まれるものと謂ふべく、買占對策は寧ろ先様取引所の御心配であつて、生産地たる本島としては、反つて大いにこれを歡迎すべきではあるまいか、方今内臺逆鞘に取引不振氣息奄々たる本島米界、堂取市場大買占でもあつて、本島在米底を拂つて移出されるやうなことでもあつたらそれこそ本島米界萬々歳ぢやないか。

然し生き馬の眼を拔く堂島商人だ、質に於て量に於て見え透いてゐる蓬萊米に對し、品攻めを喰ふやうなへまはやるまじく、又た大掛りな買占などやるトンマもゐまいからこの問題に就ての心配は先づ無用。

蓬萊米の定期代用は、蓬萊米と命名された頃から唱へられた所であるが、相場狂騰の時ならいざ知らず、その品質の點、その品集めに困難を來す場合多きと共に、品捌きが內地米の如く自在に運ばざる點等々、種々の困難は定期市場に所謂代用相場を現出して、取引所の取引高に影響する所となり、たとへそれが格付によつて均衡を保たしむるであらうとするも、取引所と本島との利害は決して一致するものでない。然らばその格付に於て遂に代用の意味をなさゞるに至るべく、果して然らば蓬萊米の定期代用は取引所側の反對となるは自明の理である。且つ又移入米商にしても產地移出商と直接に、自由にそして產地事情の機會を狙つ

て取引することの有利なる上に於て、恐らくは之れに贊成せざるべく、本島米商にしても又定期代用のしかく喜ぶべきものにあらざるは、過去に於ける苦き經驗に徴すれば、そこに自得する所のものがあらう。

そこで案出されたのが清算、正米兩市場に何ら影響を與へざる蓬萊米只一本の別建取引であつた。文箭氏は正米市場に上場せず清算市場別建とする理由として、正米市場は五十日制であり、清算市場は九十日制であるからこの點に於て産地側有利ならんと云つてゐるが、果して然るかどうか、變質し易く而も出穀が比較的短期間に終る蓬萊米にして、五十日制を不可とし九十日制が有利ならんとは、如何に考へてもロヂックに合はぬ話である。

そこに蓬萊米別建提唱の魂膽が潜在することを感得するに難くない。若しそれ文箭氏自身も云つてゐる如く、蓬萊米の堂取別建上場の目的が一に堂島市場振興策にありとするならば臺灣としては眞平御免の一語を以てお斷りすべきである。幸にして臺灣側特に正米市場理事者方面では、その羊頭狗肉に釣り込まるゝことなく、文箭氏が現に林熊祥氏の大有商行と共同で、本島米にも手をつけてゐることではありムゲに挑付けるのもどうかと云ふ所から、取り敢へず同業者でこの問題に關する研究會を開き、その上で何らかの回答をすることになつ

てゐるが、表面上の大勢は「時期尚早」と云ふことになつてゐるから、先づ策に乗るやうなこともあるまいが、本島米界にとり容易ならぬ問題だけ一言注意を促がして置く。

（昭和五、五、一八、臺灣經世新報所載）

九　米價調節の效果如何と臺灣の米

米價調節の歷史

（イ）　德川幕府の米政策

我國は瑞穗の國と云はれるだけ農業を以て國の本とせられ、穀物の豐凶は直ちに國民生活の休戚に關することゝて、上朝廷に於かせられても日月和順にして風雨時を以てし、五穀の稔り適順なるを常に御心にかけさせられしは申すも尊とし、國民生活の食糧問題に就ては、いとも畏き史實に富むこと、國の譽れとし民の幸福として何人も之れを語り傳ふる所であるが、米價調節の政策として玆に德川幕府の米政策大要を述べ、以て昭代のそれと如何程の軒輊あるかを考察して見ることゝしやう。

慶長以還幕府は天下を平治するに諸種の法度を制定し、鋭意施政の方針に就て盡力する所があつたので、江戸市中は年を逐うて繁盛に趨いたのであるが、玆に於て第一に定めねばならぬものは物價也とし、就中米價は百貨の標準を爲すものであるから、承慶元年夏に至り旗本諸士の祿米の價格を定め、百俵金十八兩替の相場として、之れを諸士出入の城中中の口に張出し、閲覽に便せしめたものであるが之れを俗に御張紙と稱するのである。その後三期に米價を定めて中の口に揭示することゝしたのである。そして市中の物價は之れを標準とせねばならないことにし、若し米價に比して格高な貨物なる時は、町奉行所に於て其等の商人を呼び出して其の理由を訊問し、萬一利を貪る爲め故らに爲したものと認めた場合は、必ず家財を沒收し江戸拂に處したものである。蓋し當時武士は悉く米を以て百貨を購ふ故に、米價にして他の物價よりも下値であるとしたら、武士の困却は云ふ迄もなく、米價をして他貨の上にあらしむることは、武士の便宜のみでなく、一般市人としても其の便益を蒙ることゝなるからであつた。

江戸幕府の商業を勸奬した道は極めて廣汎に亙り、各商の賣買物品を檢査する爲め各其の提轄所なるを設けて、弊風の發生を杜塞するに努力したのであるが、殊に幕府の最も注目を

怠らなかつたものは米價であつて、一朝米價の低下することあれば、幕府は猶豫なく其の物價を限定し罰稅を責徵し、或は限月賣買の營業を特許して之れが騰貴を計つたものである。又其の價格が昂騰に過ぐる時は貯藏米の安賣を下命し、行倉牙儈の外便宜之れを賣買せしめ以て其の騰貴を抑制し、務めて米價をして平準ならしむることを圖つたもので、其の方法は時價に依り場合に應じて善處した譯である。

惟ふに德川幕府が能く三百年の政權を掌握することの出來た原因は一つにして止らないけれども、要するに人民生活の安固を期すべく、米價對策の如き社會政策の方案が其の宜しきを得て、人心を收攬したことが最大の原因であると謂ふ可きである。今茲に述べんとするは德川幕府の執つた米政策の全般に渉ることは容易の業でないから、史上最も顯著な享保年間に於ける米價調節策の狀況を略述し、以て其の政策の如何なるものであつたかを知らんとするものである。

元祿十四年に米穀の大不作があり、飢饉に瀕する者があつたので、之れを救恤したのである。卽ち元祿十五年七月商賣に對する御觸に曰く

近來米穀不足に付て困窮に及び候に就き夫々御救ひの爲め當年の酒造米員數相定め候向後米直に諸色

共に近年の相場を通し相應の値段に商賣仕る可く候尤も諸職人作料日雇賃に至るまで高値に仕る間敷候若し不相應なる儀有之に於ては急度吟味遂げ曲事に申付く可きもの也

酒造の制限を以て米穀の不足を補ひ、以て諸物價の調節を行はんとした意見であらうが、米不足飢饉に際し酒造の制限は慥かに一方策たるを失はないやうである。

享保六年に至り更らに米價の騰貴を來したので幕府は卽ち同年十月十五日拂米を行つて窮民の救恤に充てたのである。

十月十五日に町々へ御救ひの爲め御拂米仰付られ一町へ百俵宛但八斗替の値段代金は米請取候節より二十日迄の內相納め申可き旨仰出さる

江戶米高値に付其の時の米相場より一升安くして御藏の米一町へ百名づゝ下され代銀は切に上納致す可き由也役勤來り候町數は六百町程有之

享保六年十一月二日江戶處士山下長亮なる者あり、書を目安箱に投じて時事を論じた。將軍吉宗公は之れを嘉し、金を賜つて之れを賞せられたと云ふ。其の上書中に米穀に就て論じた條項中左の如きものがあつた。

金銀はいか程澤山にても金銀喰つては一日も送らるゝものにて無御座候唯大節なる物は米穀に極り申候當御風儀は米穀を輕く金銀を重く被遊候さ相見え乍恐紀州樣を御治遊ばされ候御氣質失申さず米穀は一年限りのものにて凶年打續候へば何方よりも入事なく扨一日半日でも無くて叶はぬは御百姓にて御座

候別て可貴は武門の德なれば上の善惡に田畑の善惡移る事電光の如し太閤秀吉公は天下をしろしめして以後兩度迄御藏拂被成候由金銀を大分藏に收置くは能士を籠屋に押込置くに齊しさて金銀藏不殘空うせられ天下の四民四道へ悉く被下候事兩度に及び候由況や國家泰平の御代に於て金銀を締め萬民を困しめたもう御小機は如何なる事に候や當時諸大名方に困窮は如何なる故と被思召候哉日本の金銀は日本不易に御座候得ば唯すくむと能く通ずるとの違ひにて候全く此の源を御考へ可被遊候事云々

幕府は右の意見を採用して金銀の融通に意を注ぎたる結果、米價は漸く下落するに至つたのである。然るに米價獨り低賤であつても、他の物價が依然として高値であることは庶民の苦しむ所であるとて享保九年二月十四日訓令を發し諸色の値段と米價との平衡を保たしめんと謀つたのである。

然るに此の訓令を發しても、猶米價獨り安く人民が困難するので、京都、大阪の町奉行等に命じて米穀白賣を檢ずることなからしめ同年四月に至つては、幕府は代官をして農民を諭し、平時用を節して穀物を儲へ、以て荒饑に備へ、大凶歉の外は官の救恤を仰ぐことのないやうに謀る所があつた。同年七月淺草米廩の札差を定めて百九十人と爲し、又十二月に至り將軍家綱の時借りた所の米穀を諸藩に辨償したのである。

翌十年十一月府下市人某等の請を允して、米穀を買收せしめ、大阪城米の江戸に運致すべ

きもの十萬包を便換せしめたのである。又米商會所を大阪に設けて、西北諸國より大阪に糶する者あらば買者より口錢を納めしめたのである。同年十二月米價が尙低落したので、諸國に命じ貢租は悉く粟を以てし、米は大阪に糶させることにし、更らに諸侯に命じて米の儲へを行はしめたので、米價は稍々騰るに至つたのである。

同十四年四月に至り、市中米が增加したので米商の米を買ひ置を許し、又米穀賣買に因り訟を爲す者があれば、之れを受理することゝしたのである。

同十五年三月幕府の諸臣が、米價低落に依つて家計に苦しみ、之れを幕府に愬ふる所あり、乃ち幕府は諸長官をして其の部下に對し家計を節約して公務に勉强するやう諭さしめたのである。そして同年五月諸侯に諭して米を賣り出す者は藏奉行に於て購買せしむることゝし、又同年七月租米を換易して粟六十萬石を都邑に藏儲して凶歉に備ふる所があつた。依つて諸侯は米を賣り出して租額を補足することが出來たのである。此月又諸藩に命じ城米の燒損ふごとに官米を以て之れを補足することゝしたのであるが、次いで城米を改稱して用米と云ふやうになつたのである。

同年八月曩に設置した所の米商會所が米價を騰貴せしむることが出來ないので、之れを停

禁し、大阪の米商をして舊慣に依り益々米劵を賣買せしむること〻し、江戸府下に之れを告示したのである。

同十二月米價低廉にして薄祿の諸臣が甚だ困匱するを以て、五百石以下にして奉仕する者に對し金を貸し、十年を期して還納せしむることの途を講じた。

同十六年十二月大阪の廩米を糶せんとし、其の市人に命じて資產の多寡に隨ひ之れを買はしめた。

以上記する所は唯其の綱要に過ぎないが、享保七年米價低落以來幕府が如何に苦心して、其の對策を講じたかは之れを推知するに難くない。幕府は駿河以西伊勢以東の米穀を江戸に輸送するを停禁したのであるが、享保十八年十二月十八日に至り此の禁を解いたのである。米價の騰落は今も昔も變りなく、陰の極は陽の發端となり、陽の極まる所陰への轉換期であつて享保の米價も庶民其の低廉に苦患を愬へる時、漸く騰貴に向つたものである。

同十八年二月幕府は東北三道に命じ、麥熟を待つて四南諸國に輸送して之れを賣らしめ、關東諸國及び伊豆、甲斐の二國は之れを江戸に輸さしめ、併せて諸國に穀物の植付を勸奬したのである。又同月米を京、大阪に賤糶せられたきを請ふたので、京師に於て二千石を施し

大阪に於て二萬石を糶することゝしたのである。又此の月府下の商賣人に命じて米價の騰貴するを禁じたのであるが、遂に米價騰貴の故を以て、江戸市民の相聚つて之れを幕府に訴ふる者あるに至つたのである。乃ち幕府は其の首魁を捕へて罪に抵さんと欲し、此の議を町奉行に下したのであるが、町奉行は其の不可なるを陳じたので、命を下して之れを諭示することゝしたのである。

米高値に付願出候町々へ申渡之儀に付存寄書付

此間相伺候町人共へ申渡の儀不及其儀候依つて十一日評定所式日の節此度米高値に付願出候町々にて頭立候二三人宛も呼出し此度の願は可申出節に無之候京大阪等も有之候得ば江戸ばかりの御沙汰は難成事に候重ねて願出間敷申渡其の上にて不呼出町々へは翌日右の趣町觸可仕歟又は二三人も願出候町々頭立候分二三人呼出し吟味の儀有之に付入牢申付歟又は二三人頭立候者吟味有之に付入牢申候歟右三品の儀評定仕り可申上旨御仰渡候に付申上候　大岡越前守　稲生下野守

右書付丑二月八日松平左近將監殿へ上る

町人共へ申渡書付案

米高値に付て町々より大勢奉行所へ訴訟に出候米御買上有之故高値に相成候旨申出相聞候御買上有之時分は高値には無之西國邊蟲附にて急死に可及者數萬人有之爲天食所により御米御差遣し候故自然と御當地米拂底に付高値に相成候勿論御藏に御米無之候此上諸國より御米段々に相廻り川淩ひ御普請も被仰

付候得ば取續可申候西國邊の者迄餓死た御救ひ被下候儀に候得ば御當地町人餓死に及候樣には被成間敷候此度願の儀可申出筋に無之候京大阪等も有之候得ば江戸許りの御沙汰は難成事に候重ねて願出間敷候

幕府が町奉行の民意を諒察した陳言を納れ、是等食糧問題に對する人民の妄動的訴へに嚴罰を科することを避け、只管之れを懇諭し慰撫するの擧に出でたことは、憐かに時宜の策と謂ふ可く、又川浚ひ普請等の土木事業を興して幾分でも庶民の困窮を救はんと圖つたことは誠に注意すべき措置ではあるまいか。

次いで諸國に蝗害を傳ふるあり、豫め諸國の代官に對し救荒時宜のことを懇諭する所があつた。又駿府町奉行島正祥より米價騰貴を憂へたる賑救時宜を稟するの書が來たので、幕府は米二千石を送つて之れを糶するの途を講じたものである。幕府は又安中城主内藤政森等三人の賑救に怠慢なるを以て、之れを戒飭し、尋いで鳥取城主池田吉泰を戒むる所があつたのである。尚又西南諸國に命じ蘆葦を焚燒し泥土を發掘し以て蝗種を斷たしめることを計つたものである。且つ勘定組頭堀江芳極を遣して畿内諸國代官の貸糧當否を檢察せしめ、地方人民の生活狀況を知らんとしたのである。次いで府下窮民多きを加ふるに至つたので市人を諭して宅地店賃等の緩和を圖る所があつた。

町中店賃地代滞り候に付町觸の儀申上候書付

米高値に付町中地借り店借りの者其他代店賃不相濟身上宜き處迄も右に準じ濟み兼ね家持ちの者共難儀仕候間滯らざる樣町觸相願候旨總名主共願出候之に依つて左の通り町觸可仕候哉

右に依つて知らるゝ如く、米價騰貴して窮民の困難するを察し、宅地、店賃等當分用捨すべき旨の命を出した所が、困窮して居らず相當の生活を爲す者迄も、此の命に藉りて容易に仕拂を爲さゞるの弊害を生じたので、地主、家主等苦情を訴ふるに及び、更らに是等狡猾の徒をも吟味の上處罰すべしとの觸を出すに至つたものであらう。

此の時幕府は又諸國代官に令して奢侈を戒め心を民事に竭さしむる所あり、蝗害を蒙る諸國の人民にして、食料粗雜なるより疾疫を致さんことを慮り、醫員望日彥に命じ豫て簡易の藥方を選ばしめ、之れを其の諸國に頒布し、又京師、江戶、大阪等の市民が歲饑に困つて工作及遊行を停むるの傾向があるので、幕府は命を下して之れを諭して平年の如くならしめたのである。尙西南諸國の饑餓に苦しむの故を以て蘭人江戶參觀の時期を延ぶることゝなつた。

次いで幕府は山田奉行に命じて其の部下の飢困なるを賑救せしむるあり、甲斐府中に米二千石を送つて賤糶せしむるあり、又和歌山城主德川宗直封内の凶歉を救はず、財政宜しきを失し、紙幣澁滯して人民困苦の報を聞き直ちに其の老臣を召して之れを戒飭し、遂に其の紙

幣發行を停止せしむるあり、或は幕府勘定奉行をして、畿内、山陰、山陽、西國等の麥田景況の調査を府廳に錄進せしむる所あり、又蝗害避除に關する咒法書の板行發賣をも許可したものであるが、それは享保選要珍集に其の令文が、記載されてゐると云ふことである。

幕府は更らに大阪城代に命じ、其の町奉行屬吏の諸侯封内に到る者をして其の見聞する所を錄上せしめたのであるが、津和城主龜井玆滿、岡崎城主上野忠輝の藩治宜しき事を褒する所あり、卽ち右領分蟲付損毛に付て困窮一同の儀に候へ共、憐愍の趣諸事申付方宜敷候由相聞え候彌々油斷なく申付られ候ことゝ存候と云ふが如き褒狀を下したのである。尋で明石城主松平直常、岡田邑主伊東長丘等褒を受くる者があつた。

是れより先幕府は大阪に米廩を建んと欲し、勘定吟味役神谷久敬に命じ地を相せしめ、遂に難波村に經營することゝなり、渠を鑿つて道頓堀に通じ以て淺運を便利にせんとし、卽ち市民の老幼を雇使して疏鑿の功に就き錢を給し一面賑救に充つる所があつた。

幕府は又府下に令して米穀を專權（買置米）することを禁じ、若し犯す者あれば首告せしめて處斷する所あり、北陸諸國の新米を官府に買ふ事を停め其の人民に諭して之れを賣らしめ、次いで大阪城代に命じて其の儲穀を發賣したのである。

江戸買置米竝に大阪御拂米の儀北國筋御買上候儀申上候書付

當御地米値段上り候に付き買置米など仕り候者も可有之候間觸書差出す可く宜哉の旨仰度評議仕り候所御聞候通り然る可く存奉り候に付觸書案奉入御覽候

一大阪にても米相場段々可上様子に付北國米大阪入津仕候はゞ御買上に仕り直ちに御拂に可仕る哉又は御廻米の內分程段々に相拂然る可き哉の旨評議聞かせ仕り候所御買上候はゞ又々値段上り右御米御拂仕る可く候ても差して相場下り候足しには成り難く御座有る可く候御廻米の內三萬石程見合せ相拂然る可く存奉候左候得ば御廻米殘り高三萬石程御座候

買置米の儀に付觸書案

此の間米相場上り候に付此の以後段々高値に可成と存買置米仕間敷候若相背く米屋は勿論誰れにても買置米仕候者有之の儀承及び候はゞ早々可申出候詮議の上急度可申付候右の通町々へ可相觸候以上

享保十九年正月に至り、幕府は蝗害諸國貸糧者の償還期を緩にし、丙辰の歳(元文元年)より始め五年に分けて之れを償還せしめ、又小凶歉の地に米を貸すことを停め、損毛四分以下減擔の制を改めて三分以上と爲し、又往年定むる所の定免額其の他の作毛に通ぜざる者は期限內と雖改正することを許したのである。因つて代官をして各其の作毛租額の適否を審査して六月を限り錄進せしめ、其の增減決し難き者は秋稼を檢して之れを定めしむることゝしたのである。そして幕府は享保二十年七月三日命を下して、江戸町奉行に貞享年間以降の米價

を調査錄上せしめたのである。

以上は享保年間に於ける米價昂騰に對する幕府の米政策であるが、享保二十年十月の交に到れば米價復た低落の傾向となり、幕府は之れが防止に力を致さねばならないこととなつたのである。乃ち米價低落して庶民困窮するを以て、江戶、大阪の米價を定め、諸國の輸米を禁じ、低價買收する者は每石銀十文を科するの旨を告示したのである。同年十一月府下米穀賣買の澁滯するを思ひ、米商等を召して米價制定の中止してゐるを諭して之れを行はしめ、金を牙行に貸し務めて米價を高く買收せしめ、河岸八町の牙行、堀江町、小網町の米商の外他の商賣人の米買收を禁ずるに至つたのである。而して邏所を府外の津亭に設けて之れを譏察し、關東諸國の精米を江戶に輸送するを禁じ、府下精米肆の連合を定めて米價に對する米商人の賣買監視を怠らないと共に又一面之れが保護を計つたのである。

斯くの如く幕府は是等の米商に金を貸し、務めて米穀の買收を行はしめ、之れが價格の騰貴を計つたのであるが、米商等は幕府の奬勵あるにも拘らず、尙再び米價暴落の疑を懷き躊躇して米を買はなかつたので、此の如き處置を執つたものであらう。

更らに幕府に於ては、先きに旱害や蝗害の爲め幕府に借款を爲した西南諸國の大名が、其

の償還期限の切迫するより米の賤糴を爲す者あり、之れが爲め米價の低落を來すことあるを患ひ、同年十二月七日に至り其の償還期限を延期する旨を發表したのである。

以上述ぶる所享保の米騷動を中心として、德川幕府が如何に米價の高低に注意し苦慮畫策したかの片影を窺ふに過ぎないけれども、執つて以て昭代の今日に於ける米價對策と比較檢考するに足るものがあると思ふものである。

(ロ) 明治時代の米價調節策

德川三百年の武家政治も玆に王政維新の皇澤に浴することゝなり、四海波靜かに聖代明治の御政道を祝ぎまつるに至つたのであるが、明治より大正を經て昭和の現代に至る間に於ける政府當路の米價對策は果して如何、以下順を逐うて之れを述べることゝしやう。

貯藏米條令 之れは明治八年八月制定せられ、同十一年七月迄施行せられたもので、貢納米或は買入米を以て平常東京に十萬石、大阪に五萬石を貯蓄するものである。

預り米及び代米納制度 兩制度とも租稅徵收の一方法として制定せられたもので、預り米制度は明治九年十月より施行せられ、出來秋に預け入れ、端境期に換價納稅せしむるも

のであり、代米納制度は同十年十一月より施行、地租の內田租額を米納せしむるものであつたが、孰れも明治二十二年に廢止されたのである。

常平局　大藏省の所管で明治十一年七月より同十五年十一月四日まで施行せられ、三百萬圓の資金を以て、米の買入れ及び賣却に依り米價の調節を計つたのであるが、結局八十三萬石の買上げを行ひ、約百八十萬圓の損失を招き、同十五年末に廢止の已むなきに至つた。此の期間は西南戰役後の影響を受け、財界の波瀾繁く、從つて米價の變動頻繁であり、政府は常平局の運用に依つて、大いに米價調節に盡力する所があつたけれども、其の效果たるや別に見るべきものはなかつた。

備荒儲蓄法　明治十三年二月制定し、同二十三年に廢止せられた施設であつて、窮民の一時的救恤及び凶歲租稅規則を統一したもので、始めは常平局に屬して居たのであるが、其の後同局の廢止せらるゝや、國債局の所管となつたのである。

現在に於ける罹災救助金法は此の法令の變化したものであるが、同法は第一、二、三に區分し、第一儲蓄は常平局の殘米四十三萬八千石を基本として買入れ、賣却等を行つたけれども、餘りに計算上の損失に堪へ切らず、之れを中止し、明治十九年以後は專ら整理處分に從

事し、同二十一年限り全部處分して廢止してしまつた。第二儲蓄は常平局の會計跡始末を爲し、同十八年に至り廢止せられ、第三儲蓄は同十六年三月より實施し、年の豐凶と米價の高低により買入を爲し、外國に輸出することを旨としたのであるが、同十九年限りで廢止してしまつたのである。

明治年間に於ける米價調節に關する制度、機關は以上で盡きてゐるが、米價は年の豐凶は勿論あらゆる社會事象に依り其の高低變動常なく、而も政府の施設對策も容易に之れを左右し難きものあるを以て、寧ろ米價は自然の成り行きに委すべしとの論朝野に多く、其の後は特別の制度、機關を設けず、米價は只自然の趨勢に任して大正に及んだのである。

（ハ） 大正時代の米價調節策

以上述べた如く明治時代に在つては、其の中葉以還米價の高低には人爲的調節を計ることなく、自然放任の形であつたが、明治四十四年東北地方の大凶作に加ふるに北海道亦不作を報じて、米價頓に昂騰し細民の困窮人心の動搖するあり、茲に世は大正の御代となり、自然放任の米價對策は改められて、政府は其の調節を計ることゝなつたのである。

米及籾の輸入税低減　時の西園寺内閣は米價騰貴の抑制を爲さんとして、大正元年五月二十八日勅令を以て之れを公布し、外米の輸入臺鮮米の移入を計つたのである。そして同月深川市場米價を買煽る者あるより、同市場の延取引を取引所法違反として、組合全員の檢擧を行ひ、米商の不法なる米取引を懲戒する所があつた。

臺鮮米の定期代用　米價の騰貴愈々甚だしく、由々しき社會問題をも起さんとするの形勢にあり、大正元年七月以降全國取引所の受渡米に臺鮮米の代用を命じ、大いに其の移入を促進して米價抑壓に資せんとする所があつた。

朝鮮米の移入税廢止　米價昂騰の調節者として、臺鮮米の移入を計り、取引所受渡米に迄代用を命じたる以上、朝鮮米の移入税徴收は不當なりとし、山本内閣は大正二年四月九日法律を公布し、同年七月以降鮮米の移入税廢止を斷行したのである。

以上は米價騰貴時代の調節策であるが、政府が其の策に盡き、奔命に疲れた時、米價は漸く下向きの傾向を呈し、大正三年に至れば低落愈々甚だしく、抑壓政策は轉じて吊上げを講ぜねばならぬことゝなつたのである。

臺灣米の定期代用廢止　米價低落防止の對策として、眞つ先に槍玉に擧げられたのは

臺灣米であつて、品質粗惡、取引不便に藉りて其の移入回避が始まり、時の大隈內閣は遂に大正三年九月限以降、臺灣米の定期代用を廢止したのである。之れが爲め臺灣米界の動搖混亂は其の極に達し、一時本島米は移出取引杜絕の形となつたことは、既に屢々之れを述べた所である。內地に於ても米價低落に依る農民の困憊は、國家財政の上にも其の影響甚大なるは云ふ迄もなく、國論沸騰して政府の對策を要望すること彌々急なるものあり、政府も非常に困却焦慮したものである。

米價調節令 政府は米價低落防止對策として種々研究考慮の結果、大正四年一月二十五日、勅令を以て『大藏大臣は米價調節の爲め必要と認むる時は米の買入、交換又は賣渡を爲すことを得』と定め玆に米價調節令の公布を見るに至つたのである。そして大藏省米穀出納規程を設け、理財局管掌として、大いに之れが運用に努め、指定商人(澁澤義一商店)をして米の買入に當らしめたものである。

米價調節調查會 時の大隈內閣ば米價の低落に對し米價調節令に依り、之れが調節を期する所があつたのであるが、尙其の根本的對策を講ずる爲め、大正四年十月七日、勅令を發して米價調節調查會なるものを設置することゝなつたのである。そして同會は農商務大臣

の所管のもとに、關係官吏、貴衆兩院議員、學識經驗ある者を以て組織したもので、其の趣旨は調節令に依る買上げの失敗に鑑み、自然の趨勢に委すべき米價を人爲的方策を以て臨むことは、其の根本に於て誤れるものであるが、さりとて世論に超越して、放任觀望の擧に出ずることも出來ず、何等かの對策を講ぜねばならないとすれば、此の際根本策を樹立するの必要があると云ふので、此の措置を執つたものである。大藏大臣の諮問事項は米價を常時調節するには如何なる方法を採用すべきかと云ふので、之れが參考案として、第一常平倉、第二米倉證券案、第三低利資金案、第四米價補給案を附議したのであるが、同調査會は大正五年九月十四日附を以て左の如き答申を爲し、政府に於ては、其の趣旨の實現を期することゝして同三十日限り本調査會は廢止となつたのである。

一、低利資金を融通すること
二、關稅制度に改正を加ふること
三、米の輸出を奬勵すること
四、農業倉庫の新設を奬勵すること
五、正米市場を整理すること
六、田租納期の繰下をなすこと

七、米の加工及利用方法の研究をなすこと
八、米作に關する統計を改良すること

以上は米價低落の調節策であるが、茲に讀者の參考として、時の農商務次官にして當時米價問題に就き、當面の關係者として大いに畫策する所のあつた、前臺灣總督上山滿之進氏の米價對策意見を左に揭げて見やう。

米價を調節する直接間接の方法に關しては本省に於て、夙に各種の策に就き愼重攻究を重ねたりとは雖、未だ具體的に效果充分にして、且つ實行し易き方策を得るに至らず、從つて今次調査會に提出すべき參考案は眞に委員の參考に過ぎず、勿論本省は之れを以て、十分なりと信ずるものに非らず、今參考案の大體に就て說明を加ふれば

一、豐年に於ける過剩米を凶年に持越すこと、是米價騰落の主因は米の供給不足又は過剩に基けば也
二、米價が一石十四圓を下る場合に於て、其の低落を防止し、十八圓を超ゆる場合に於て、其の昂騰を抑制する方法を採りたること、是騰落に依る惡影響を除去し、米價をして常に一定することを必要とすれば也
三、倉庫を利用すること、是米穀の繰越を以て米價調節の要機と爲したる以上、茲に倉庫の必要を生ずれば也
四、外國米專賣制度を採りたること、是調節の實行に當り、外國米の供給を自然に放任するに於ては、其の目的を達し能はず、故に米價の趨勢に應じ適宜外國米の市場供給量を調節せんが爲め、先づ之れ

を專賣とするを以て良策とす

五、米價十八圓を超ゆる場合に於て、米の讓渡を命ずることあるべきこと、是米價昂騰の氣勢ある場合賣惜しみの現象を防止せんが爲め也

六、正米市場を整備し正米の公定相場を作成すること、是標準市場の米價は、最も公正を要するが故に正米市場の制度に相當の變革を加へ、正米市場法を作りて公定相場作成の機能を完全にし、以て基準米價を發表せしめんと欲すれば也

要するに敍上は本省の思考に過ぎず、將來我國に於て實行すべき最良の調節案に對しては調査會の研究決定を俟つ次第也

此の調節意見は、現在としては其の産業狀態の變遷に於て、其の經濟組織の推移に於て、又米價基準の相違に於て同日の論にあらずとするも、方策の根本義に於て或は執つてもつて明鑑とするに足るものではあるまいか。

政府は全力を擧げて米價の低落を防止し、吊り上げを策すと雖、一向騰貴の模樣も見えなかつた米價は、歐洲大戰の擴大するに及び我國經濟界の活況を來すに至つて、漸く好轉の形勢を見するや、陰極の凝滯は必然的反動の陽發となつて奔然昂騰の大勢と變り、政府は低落の調節對策に致したる疲弊未だ癒へざるに、復又抑壓策に苦しまねばならぬこととなつたのである。

暴利取締令　大正六年九月一日寺内内閣は暴利を目的として指定物品の買占、賣惜を爲す者に對し、農商務大臣は戒告を加へ、又は之れを司法處分に附すべき旨の省令を發して、米價の騰貴を計らんとする者の取締を爲す所があつた。然るに狡猾なる米商の跳梁は、微温的な法令の取締に依つて能く之れを防遏し得るものでなく、定期市場彌が上にも米價の昂騰を告げたものである。

小口落の禁止　大正七年六月十五日政府は勅令を發して、米穀取引所の小口落を禁止するに至つたのである。尤も同令は同九年六月二日に解禁されたのであるが、此の小口落は時の農商務大臣仲小路廉氏が、取引所の取引に於ける小口落の弊害を痛感し、大英斷を以て之れを禁止したもので、當時相場師連中は剃刀大臣の綽名を奉つて一大恐慌を來したものである。兎に角政府が種々な方法を講じて、米價の昂騰を抑止せんとしたけれども、定期市場の所謂標準相場が日一日と騰貴するに於ては、如何に買ふまいとしても買つて見たいが人情、暴利取締令はあるにしても人氣は强氣充滿の有樣であつた。

取引所の停止　止め度なき米價高に躍起となつた寺内内閣は、遂に取引所法第二十條第三項の規定を適用し、全國米穀取引所に對して、大正七年四月限及五月限の賣買を禁止し

名古屋及び桑名に對し六、七、八月限、堂島に對し七月十八日以降無期限に賣買を停止して、彌々割刀大臣の名を逞うした仲小路農相は是等市場關係者や相場師は勿論、其の日稼ぎの合百師連中に至る迄全く戰慄憎伏せしめたものである。然し其處には世上の批難もあり、又策動もあつて、同年八月十三日に至り之れを解禁したのである。

外國米の管理　米取引機關の制御に依つて米價の騰貴を調節し得なくなつた寺内内閣は、玆に外國米の管理を以て國内の米不足を補充し、米價の抑壓を爲さんと圖り、大正七年四月二十五日、勅令を以て外國米の輸入業に關する件及び農商務省に臨時外米管理部を置くの件を公布し、又外國米管理規則を省令を以て發布するに至つたのである。そして政商筋は云ふも更なり、外米輸入商に對し盛に外米の輸入を勸奬すると共に、政府に於ても莫大の國費を運使して外米の輸入を行ひ、國内在米の潤澤を計つたのであるが、摩訶不思議なるは米の正體、値高ければ却つて姿を隱し、値安くなる時其の多きを現す、玆に米價調節の困難があり、米取引の理外の理がある譯で政府の外米輸入政策も米價に與ふる效果極めて微弱なものであり、米價の昂騰は却々にひるむ氣配がなかつた。

穀物收用令と臨時米穀管理部　政府があらんかぎりの智慧を絞つて米價調節の方策

を講ずと雖、一方歐洲戰亂の砲火は擴大彌漫、遂に世界を擧げて戰禍の衢と化するに及び、我國物資の海外流出は古今未曾有の盛況を來すに至り、之れが齎す好景氣來は、米價の騰貴に油を注いで煽り揚げ、其の炎上する所到底人爲の消し止むべくもなく、全く傍若無人の狂騰を續けて其の底止するを知らず、茲に米騷動は勃發し燒打事件は起り、天下米に狂ひ食糧に咆哮して、騷然たる社會事象は實に昭代の不祥事を現出することゝなつたのである。寺內內閣は遂に大正七年八月十六日、緊急勅令を奏請して米價暴騰に因る國民生活の困窮を救濟せんとする特別法を發布するに至つたのである。乃ち穀物收用令に依り、米價奔騰に由來する米騷動の善後處置を講ずると共に、無節制なる米の買占め買煽りを制せんと謀つたのである。そして穀物收用令と同日、前の臨時外米管理部を臨時米穀管理部と改稱し內米課を設けて國內食糧問題當面の急に備ふる所があつた。

實に當時に於ける米價の狂騰振りは常識を以て判斷の出來ぬ所で、大正七年一月中平均正米相場は廿四圓程度にありしものが、八月に至つて遂に四十六圓三十錢と云ふ空前の高値に躍進したもので、米騷動の勃發するも亦强ち無理とは思はれない狀態に在つたのである。

臨時國民經濟調査會 辣腕英斷を以て鳴る仲小路農商務大臣も、此の常軌を逸した米

價の奔騰には、遂に調節の方策に竭きて大正七年七月十八日、勅令を以て臨時國民經濟調査會なるものを組織し、左の如き米價調節綱領を諮問して之れが對策の樹立を圖らんとしたのである。然るに同年十一月寺内々閣は瓦解して原内閣の成立を見るに至つた爲め、此の諮問案は撤回されたのである。

一、激甚なる米價の騰落を防止せんか爲め豫め其の最高最低の價格を定め置くこと
二、米價が豫定したる最低價格を下る時は政府に於て之を買入れ又は資金の貸付其の他適當の方法に依り政府に於て之れを貯藏し以て其の低落を防止すること
三、米價が最高價格を超ゆる時は政府貯藏米の賣出し外米の輸入其の他適當の方法に依りて不定數量を供給し以て米價の騰貴を防止すること
四、米價調節上必要ある時は米以外の主要食糧に付相當の措置を爲すこと
五、外國米の專賣を爲すこと
六、米價審査會を常置し調節すべき米穀其の他主要食糧品の價格の限度制限に付諮問すること
以上の目的を完ふせんが爲め米價調節法、外國米專賣法を必要とす

開墾助成法　米價狂騰に對する調節の方策に於て機宜を愆り、遂に米騷動等の不祥事を惹起せしめ、且つ又外國米の無謀なる輸入管理は莫大な國帑を潰え、而も其の效果の見るべきものなきは、米價調節に對し無能無策なりとの批難を蒙つた寺内々閣に取つて代つた原内

閣は、勢ひ目先きの變つた米價政策を樹てねばならぬ立場にあり、茲に於て原内閣は開墾助成法なるものを制定するに至つたのである。乃ち米價調節の方策は啻に眼前に現れたる米價の高低に依り、之れを抑壓せんとし又は涸渇せんとするは根本的の方案にあらず、宜しく其の本源を究めて生産の增收に到るべきであるとなし、不足食糧農産物の産出に要する二十五萬町歩に對し、十五箇年間繼續事業として之れが助成を爲さんとするもので、大正八年六月一日より同法を施行したのである。

臨時財政經濟調査會　原内閣は米價問題に對する前者の覆轍に鑑み、鋭意之れが對策を考究する所があり、曩に開墾助成法なるものゝ施行を見たのであるが、更らに又國家永遠に亘る根本方策を徹底究明するの趣旨を以て、大正八年七月九日、勅令を發して臨時財政經濟調査會なるものを設け、國民の信望に應へんとしたのである。然しながらそれが如何に徹底を極め根本を議するの趣旨に於て名案であり、新政策なるを誇稱すると雖、米價政策に就いては既に業に上下の檢討論究は盡くされ、而も其の理論を超越し、人力を無みするものある米價の動きには、誰もが困却し果てゝゐる所であつて、同調査會の研究審議が何程の巧用を齎すかは、當時餘り大した輿望を荷つて居なかつたことは云ふ迄もない。殊に其の看板に

於て、前内閣時代のそれと比べ前調査會の國民の文字が、財政の文字に塗り替へられたに過ぎないものであつた。兎も角同調査會は同年十月十日諮問第一號として、『糧食の充實に關する根本方策如何』を提出し、數回の特別委員會で審議の上、米倉證券案、專賣案及び常平倉案に付き左の如き答申を爲したのである。

一、耕地の擴張　二、二耕地の維持及改良　三、農業水利法制度　四、耕作法の改良　五、農業金融　六、常平倉の設置　七、取引機關の改善　八、輸出入に關する方策　九、米麥の混食其の他麥の食用增進

以上の內六の常平倉制度の設置に關する方策は米麥の需給上、最も有力な施設であると思はれるから左に其の答申案の內容を揭げることゝする。

常平制度は其の實行に關し愼重注意を爲すの要あるも、米麥の需給調節上最も有力なる施設なるを以てこれを實施するを緊要なりと認む

イ、米麥の買入及賣却其の他米麥の需給調節に關する一切の事項を掌らしむる獨立の機關を設置し農商務大臣の管理に屬せしむること

ロ、米麥の需給調節委員を常設し本機關の運用に關する重要事項に參與せしむること

ハ、必要に應じ樞要なる地方に國立倉庫を設置すること

ニ、米麥の生產を安全ならしむる程度まで米麥を買入貯藏し得る計畫をなすこと

ホ、農業取引業者倉庫業者に對し米麥收穫高又在高の申告を命じ且つ必要に應じ臨檢する權限を常平制度の特設機關に附與すること

ヘ、常平制度の收支はこれを特別會計となし一定の資金を備へ必要の場合に於ては融通證券を發行し又は借入金を爲すの途を開くこと

ト、米麥配給に關する事項に付常平制度の特設機關をして交通行政に參與せしむること

チ、正米市場其の他米麥の取引市場に關する監督權はこれを常平制度の特設機關に屬せしむること

以上は米價騰貴時代に於ける政府の米政策であるが、歐州大戰終熄後の財界變動は大正九年に米價の大急落を來し、熱狂的買偏頗の米界も玆に悲慘な沒落を見るに至つたのである。然りと雖好景氣のうま酒に我もなく醉ひしれた我國民は、宿醉未だ醒めざる者あり、殊に石井の如き時勢逆行者も現れて大正十年米價は再び騰貴を告げたのである。

米穀法　原内閣は其の政策の基前が農業立國にあり、農家保護にあることは、米價對策確立を以て一大政綱とせねばならず、玆に研究考慮を遂げて米穀法の制定となり、大正十年二月二十三日、米穀法案並米穀需給調節持別會計法案を衆議院に提出し、一部字句の修正ありたるも、無事兩院を通過したので同年四月四日を以て之れが公布を見るに至つたのである。爾來此の米穀法は政府の米價對策に於ける傳家の寶刀として、時に應じ機に臨み之れが

運用を見ることゝなつたのである。然しながら其の運用の機微に至つては政權慾の發動に因るものあるは云ふ迄もなく、法そのものゝ巧用が如實に顯彰さるゝこと、其處に多くの疑問は生じ、寧ろ其の實用的效果に乏しく、而も無定見なる政府の同法濫用は、米界の障碍なりとさへ云はれてゐる所である。

食糧局新設　原内閣は又大正十年五月七日、勅令第百九十五號を以て食糧局を新設し、曩に寺内内閣が設けた所の臨時米穀管理部を廢止したのである。

米穀委員會設置　米穀法の施行に當り其の重要事項を調査審議する爲め、大正十年五月十四日、勅令第二百八號を以て米穀委員會を設置したのであるが、其の委員は關係官吏及び學識經驗ある者を内閣が命ずるのであり、農林大臣監督の下に米價對策の諮問に應ずるものであること、大隈内閣時代の米價調節調査會の組織と、何等の逕庭を見ず、唯名稱に於て聊か整備したかの感あるのみである。從つて其の機能效績に就ても別段の期待をかけられて居ると云ふ程でもないやうである。

米及籾の關稅免除　大正十年米價騰貴して外米の輸入を必要としたるを以て、時の高橋内閣は同年十一月二十二日、勅令第四百四十七號を以て米及籾の關稅を同十一年十月三十

日迄免除することゝしたのであるが、尋いで同十二年九月十二日、山本內閣は翌年三月一日迄之れを免除したのである。之れは大正十二年九月一日關東地方大震災あり、我國開闢以來の國災として上下の深憂云ふばかりなく、罹災地方は勿論國內食糧の變調を慮り、玆に米及び籾の關稅を免除して之れが供給の潤澤を圖つたものである。山本內閣瓦解して淸浦內閣となり更らに同十三年七月三十一日迄免除期間は延長されたのである。

食糧局廢止　所謂護憲內閣として加藤高明氏蓋閣を主宰するや、原內閣時代に創設せられた所の食糧局を無用とし、大正十三年十二月二十日、勅令第三百六十三號を以て之れを廢止し、其の事務は農務局に移管せらるゝことゝなつたのである。

米穀關稅免除　大正十年以來安値低迷の線上を彷徨して居た米價は、大正十三年の暮より好勢に轉じ越へて十四年に入るや其の年の需給不安の氣配漸く濃厚となつて來たので、加藤內閣は其の年一月二十六日、勅令第四號を以て米穀關稅を同八月三十一日まで免除し卽日之を施行した。

米穀法及關係法規改正　加藤首相薨じて若槻禮次郎氏之れを襲うて首相たるに及び、米穀法の改正が行はるゝことゝなり、啻に需給關係に於ける量の調節のみならず市價の調節

に對しても常に機宜の策を施すべきであるとなし、大正十四年三月三十一日、米穀法及米穀需給調節特別會計法を改正したのである。そして同内閣は此の年八月十九日、米穀關稅免除期間を十月三十一日まで延長した。

米穀法を臺灣に施行　臺灣米は其の生產の目的が專ら內地移出にあるは云ふ迄もなく從つて米種品質の改良にしても、內地市場の嗜好に適するを以て眼目とせられ、又之れが增產の計畫は著々進捗して、內地食糧不足問題の解決に對し多々益々辨ずるの情勢にあることは、一面內地米價の消長に甚大な影響を與へることゝなつたのである。されば內地米價の調節を計る上に於て、本島米を其の圈外に放置することの出來ない因果關係が生じて來たので、若槻內閣は大正十五年七月十五日、勅令第二百五十九號を以て米穀法第二條を臺灣に施行するの件を公布するに至つたのである。尤も本島は特殊事情にあるが爲め、同法施行に對し其の實際運用に就ては、自ら總督府當局の意向に依り決せらるゝものであるとは云へ、本島米取引の實情からすれば、同法の施行は寧ろ足手纏ひの嫌があるやうである。

大正時代に於ける政府の米價調節策は以上で大體之れを竭したと思ふのであるが、實際上の運用處置に就ては、尙多くの問題が存在してゐることは勿論である。

（二）昭和時代の米價調節策

昭和維新を迎へてより茲に五年、時代としては決して永いとは云はれないが、人心の變化世態の推移は超スピードの進展を遂げつゝあるのである。さりながら米價は常に低迷彷徨、甚だしく活氣がない。何と云つても米價は高いこと程世が潤ふて威勢がよい。願らくは米界の活況時代來れ。

米穀法を朝鮮に施行　朝鮮米は其の品質優良で內地米と殆ど變らない所から、疾くから定期代用に供せられ、神戶、大阪は云ふ迄もなく、大定期市場の受渡は朝鮮米の代用が甚だ多く、其の移出高にしても六百萬石から七百萬石にも上るのであるから、米穀法も疾くから施行しても不都合はなかつたやうに思はれるが、兎に角昭和三年二月二十二日、若槻內閣時代に於て米穀法第二條が朝鮮に施行せらるゝこととなつた。

米穀關係法案の握潰　昭和四年三月、田中內閣は山本農相の熱心なる主唱にかゝる、肥料管理法案、同特別會計法案、自作農創設維持助成資金特別會計法案を議會に提出し、極力之れが通過を計る所あり、衆議院は兎に角與黨多數を以て遮二無二押し通したけれども、

案そのものに尙不備缺陷があると云ふので、貴族院に於て遂に握り潰しの運命に歸してしまつた。

米穀需給調節特別會計法案改正　田中内閣は又米價低落して農村の疲弊甚だしく、之れが救濟を想ふる者、米價の引き上げを建策する者頻りに政府の對策を要望する所あり、政府にしても其の主義政策の上から、之れを放任して置くこともならざるより、數次の米買上げを行つたものである。茲に於て米穀法運用資金の缺乏を來した爲め、之れが增額案を議會に提出することゝなつたのである。乃ち米穀法の資金二億圓を更らに七千萬圓增加の改正案は昭和四年四月一日兩院を通過して實施せられたのである。現在政府は三百數十萬石の内地米を所有し、之れが處分に尠なからず困惑の狀態であるが、それが又米界の癌腫也とも云はれ米價の昂進を壓迫すること實に夥しい。早く何とか處置せずば金利、倉敷料、品傷みの國庫損失は云ふも更なり、米界の鬱陶しさ例へんにものなし。

扨說米價調節の歷史は茲に述べ終つたのであるが、現在に於ける米價調節策の虎の卷たる米穀法竝に其の關係諸法規が、如何なるものであるかを知ることも、强ち徒事ではあるまいと思ひ、左に之れを掲載することゝした。

米穀法

第一條　政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲必要アリト認ムルトキハ米穀ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

第二條　政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入稅ヲ增減若ハ免除シ又ハ其ノ輸入若ハ輸出ヲ制限スルコトヲ得

第三條　政府ハ帝國內ニ於テ第一條ノ規定ニ依リ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ爲サムトスルトキハ其ノ價格ヲ告示スベシ但シ米穀ノ買換、貯藏、米穀整理ノ爲ニスル賣渡其ノ他ノ必要ト認ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ムベシ

第四條　政府ハ米穀ノ數量又ハ市價調節上米穀現在高調査ノ必要アリト認ムルトキハ米穀ノ生產者、取引業者、倉庫業者其ノ他占有者ニ對シ調査ニ必要ナル事項ノ報告ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ其ノ營業所倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第五條　前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

米穀需給調節特別會計法

第一條　米穀ノ數量又ハ市價ノ調節ノ爲ニスル米穀ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ之ヲ一般會計ト區分シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條　本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル借入金ノ額ハ第三條ノ規定ニ依リ發行スル證券ノ額ト通ジテ最高二億圓トス
第三條　米穀ノ買入代價ハ外國ヨリ直接ニ買入ルヽ場合ヲ除クノ外一年內ニ償還スベキ證券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付ス
前項ノ證券ハ無記名證券トス
第一項ノ規定ニ依リ交付スル爲政府ハ證券ヲ發行スルコトヲ得
第四條　日本銀行ハ前條ノ證券ノ所持人ノ請求ニ依リ政府ノ定ムル步合ヲ以テ其證券ノ割引ヲ爲スヘシ
第五條　本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ償還金及利子竝證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ每年度國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入ルベシ
第六條　本會計ハ借入金、米穀賣渡金及附屬雜收入金ヲ以テ歲入トシ米穀ノ買入代金、米穀ノ買入賣渡交換加工貯藏及運搬ニ關スル諸費證券及借入金ノ償還金及利子其他諸費ヲ以テ歲出トス
第七條　本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預入ルベシ
第八條　本會計ノ決算上剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ之ヲ繰入ルベシ
本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得
第九條　政府ハ每年度本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ
第十條　本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

米穀需給調節特別會計規則

第一條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度九月三十日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベシ

前項ノ豫定計算書ニハ其ノ年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ貸借對照表及損益計算表竝其ノ年三月三十一日ニ於ケル米穀在高明細表ヲ添附スベシ

第二條　本會計ニ於テハ當該年度ノ收入濟歲入額ヲ以テ支拂元受高トシ歲出ヲ支出スルハ此ノ支拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三條　每年度ニ屬スル歲出ヲ支出スル爲小切手ヲ振出スハ當該年度三月三十一日限トス

但シ國庫內ニ於ケル移換ノ爲ニスル支出又ハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ歲出金ニ繰替使用シタル現金補塡ノ爲ニスル支出ニ付テハ翌年度四月三十日迄小切手ヲ振出スコトヲ得

第四條　每年度ニ屬スル定額戾入ヲ爲スハ當該年度三月三十一日限トス

第五條　每年度內ニ收入ヲ爲スベキ權利ヲ得テ當該年度內ニ收入濟トナラザルモノハ收入未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ現ニ收入ヲ爲シタル年度ノ歲入ニ組入ルベシ

第六條　年度內ニ支拂ヲ爲スベキ義務ヲ生ジ當該年度內ニ小切手ヲ振出サヽルモノハ支出未濟トシテ遞次翌年度ニ繰越シ時効完成ニ至ル迄ハ支拂ノ請求アル每ニ小切手ヲ振出スベシ

但シ支拂未濟ノ繰越額ハ支出濟額トシ合シテ豫算定額ヲ超過スルコトヲ得ズ

第七條　削　除

第八條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度七月三十一日迄ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スベ

シ

第九條　本會計ノ保有スル米穀ノ價格ハ毎年度三月三十一日ニ於テ市價ニ準據シ之ヲ改定スベシ

第十條　貸借對照表、損益計算表及米穀在高明細表ノ樣式ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムベシ

第十一條　削　除

第十二條　所管大臣ハ日記簿、原簿及補助簿ヲ備ヘ本會計ニ關スル一切ノ計算ヲ登記スベシ

第十三條　支出官ハ支出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高支出濟額及殘額ヲ登記スベシ

第十三條ノ二　農商務省ハ歳出簿ノ外支拂元受高差引簿ヲ備ヘ支拂元受高支出濟額及殘額ヲ登記スベシ

但シ支出官一人ナル場合ニ於テハ支拂元受高差引簿ヲ省略スルコトヲ得

第十四條　本令ニ規定セザルモノニ付テハ會計規則ヲ準用ス

米穀證券發行規程

條一條　政府ハ米穀需給調節特別會計法第三條ニ依リ隨時米穀證券ヲ發行ス

第二條　本證券ハ其ノ額面金額ヲ一定セズ

第三條　削　除

第四條　本證券ハ買入米穀ノ受渡ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ發行ス

第五條　本證券ハ其ノ發行日ノ屬スル年度ノ翌年度ノ四月一日ニ額面金額ヲ以テ之ヲ支拂フ

第六條　本證券ニハ利子ヲ附セズ

第七條　米穀需給調節特別會計法第四條ノ割引歩合ハ別ニ之ヲ告示ス

第八條　米穀賣渡人本證券ノ交付ヲ受ケントスルトキハ額面金額枚數發行日交付ヲ受クベシ國債事務取扱店及住所氏名商號其ノ他ノ名稱ヲ記載シタル請求書ニ米穀賣買契約ニ使用シタル印章ヲ押捺シ之ヲ農商務省ニ提出スベシ

第九條　本證券ヲ交付スルトキハ農商務省ハ別紙書式ノ米穀證券交付通知書ヲ米穀賣渡人ニ交付ス

第十條　米穀賣渡人ハ前條ノ米穀證券交付通知書ノ領收欄内ニ書式ノ如ク署名シ米穀賣買契約ニ使用シタル印章ヲ押捺シ指定ノ取扱店ニ差出シ之ト引換ニ本證券ヲ受領スベシ

米穀委員會官制

第一條　米穀委員會ハ農林大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジテ米穀法施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

第二條　委員會ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條　會長ハ農林大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ農林大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　委員會ニ幹事ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニヨリ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
第六條　委員會ニ書記ヲ置ク農林省判任官ノ中ヨリ農林大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

米穀委員會議事規則

第一條　會議ノ日時場所ハ會長之ヲ定ム
第二條　會議ハ之ヲ秘密トス
但シ差支ナシト認ムル事項ニ付テハ會長之ヲ公表スルコトアルベシ
第三條　會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス會長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員臨時議長ヲ代理ス
第四條　議席ハ豫メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
第五條　發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ
第六條　提案ヲ爲サントスル者ハ案ヲ具シ之ヲ議長ニ提出スベシ
第七條　議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
但シ事ノ簡單ナルモノハ口頭ヲ以テ之ヲ陳述スルコトヲ得
第八條　採決ハ起立ニ依ル但シ議決ニ依リ記名投票又ハ無記名投票ヲ用フルコトヲ得
第九條　關係官吏其ノ他會長ニ於テ適當ト認メタル者ハ會議ニ出席シ議案ノ說明ヲ爲シ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十條　會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ決議アリタルトキハ委員ヲ數部ニ分チ又ハ特別委員ヲ設クルコトヲ得

第十一條　議事錄ハ幹事之ヲ作成スベシ

米價調節の效果如何と臺灣の米

天下思ふにまかせぬものは、水の流れと双六の賽どころではない、米價位思ふやうにならず人氣の裏を行くものはあるまい。經濟學上の價値判斷から云へば、米自體の需給關係が相場高低の楔機であつて、豐作の翌年は安く不作の翌年は高いが法則であり、又人々の買ひたがる時には買ふべく、賣人氣旺盛時代には賣るべきこと、其の同作者多い點金儲けの捷徑たるが如くなれど、豐作にして高く、不作にして安き例は古來枚擧に遑がなく、剩ると信じた米が足らず、尠いと見た米が案外多いこと決して珍らしいことではない。又人氣に添うて張つた相場に失敗を招くこと毎度の悲劇である。其處に『豐作に賣なし、不作に買なし』などと云ふ非論理非々論も成立てば、『人の履む裏に道あり花の山』と云ふ皮肉な警しめもあること丶なるのである。そして石二十圓の相場が五十圓に暴騰したからとて全國のお百姓が一躍成金

にもならず、五十圓の相場が二十圓に急落したとてお百姓が將棋倒しに破産もしない。さりとて其の値鞘が定期市場相場師の懷に收まつて、一夜成金の千萬長者も未だ多く其の名を聞かない。或は米價騰落の値鞘は大自然と云ふ大相場師が呑んでしまふのかも知れない。見よ相場街の實相を、有爲轉變は浮世の常とは云ひながら、カイ、ヤリの聲こそ毎日威勢よく擧げて居れ、丁と半との行き違ひは今日の錦が明日の綴れ、いみじき悲喜劇が急テンポに演出されてゐるではないか。

さりながら一日たりとも無くて叶はぬはお米である。米價高ければ直ちに國民生活の脅威となつて消費者階級に悲鳴が揚り、米價安ければ直ちに生産者の不平苦情が勃發する。公平中道にして萬民の幸福を期することが政治の要諦であれば、玆に米價調節の必要が生ずる譯であつて、乃ち高きに過ぐれば之れを抑制して常價に致し、安きに失すれば之れを阻止して騰貴を圖る。其の行はんとする所は至極簡單明瞭である。

然るに之れが對策運用に就ては、理外の理を走る米價のことゝて、其の手捌き至難にして容易に所期の目的が達せられないのである。歷史は事實であり推理の明證であつて、其の問題の批判に對する唯一の要楔であるとすれば、前に述べた所の米價調節の歷史を通觀する時

其の效果如何は自ら之れを諒解することが出來るであらう。そして封建武門の德川幕府時代にあつても、文明開化を謳ふ聖代の現代にあつても、其の低落に際しては買上げを以てし、其の昂騰に對しては所有米の拂下げを行ふこと、全く其の機を一つにし、又米作凶歉にして相場暴騰の時、國民の生活困窮するより人心の惡化を誘致し、暴動的騷擾を惹起したること不思議にも符節を合するものあるは、米價調節策の根本義に於て、聊か考へさせられる問題ではあるまいか。由來我國の農民は米價の高低と云ふことよりも、作柄の豐凶を以て念とし假令米價の下落を來すことはあつても、豐作の年を心から喜び祝ふのであり、米價の高くなるべきを思つて、不作を願ふ者は決してないのである。されば米價が一部投機師の策動に依る變調な騰落でなく、只管米自體の豐凶に因由する需給關係や國家經濟の實情に則した騰落であり常道を履んだ相場であるならば、安きこと生產者も之れを許し、高きこと消費者も之れを認めねばならないであらう。然しながら米價騰落の實際が、其處に定期市場に於ける相場師の活躍餘りにも露骨なるものあるを觀る時、生產者にしても、消費者にしても、米價の騰落に依つて蒙る損害苦痛を忍受する譯には行かないことゝなり、之れが調節方を政府に愬ふるに至るのではあるまいか。勿論米價の騰落は社會の大勢に支配せられ、人爲の能く之れ

を左右し難きものである以上、是等の策動がないにしても、勢の趨く所如何なる歸著を見るべきかは直ちに豫斷を許さないことで、爲政者として之れに備ふべき對策の必要なるは云ふ迄もないことである。殊に現今に於ては此の米價對策は政府存立の重要なる使命として、其の政策に對する朝野の議論は實に喧しく、之れが運用の當否に就ては、社會齊しく監視の目を離さず、寧ろ政策の爲めの米價對策であり、政府の爲めの米價調節たるに墮せんとする傾向にあるは、洵に遺憾に思ふ次第である。

兎に角米價調節に對し、歷代の政府が採つた所の犧牲は實に大したもので、莫大な國費の潰えも顧みず、米の買上げを行ひ、或は外米の輸入に關税を課するあり之れを制限するあり、又米の拂下げを行ひ、或は外米の輸入を促進するあり之れを管理するあり、あらん限りの努力を以て米價の低落阻止に勉め、又騰貴の抑壓を計つたものであるが、之れに依つて米價を左右するには餘りにも其の效果の影薄さに失望せしめ、却つて政府が奔命に疲れて調節の匙を投げた時、當に米價は天上となり底をつけること、如何に皮肉なる米價よと云ひ度くなり、而も米そのものは、相場が高からうが安からうが、政府が困らうが困るまいが、籾種は苗代となり稻となり米となり、只默々として人口に消費され吾人々生の進展を成さしめて

ゐることは、寧ろ一種云ひ難き幻滅の悲哀をさへ感ずるのである。そして國民勞苦の結晶たる國帑の巨額を費して迄、苦心努力せらるゝ政府の米價調節策が、定期市場相場師の駈引に利用せられたり、或は投機心理誘發の好餌となつて、仲買人の客誘引に利用せられたりするに至つては、其のあさましさ實に之れを表現すべき言葉を知らない。

而して政府の米價調節に腐心すること、それは眞實に國民生活の安固を念とし、國家財政の安泰を計らんとする善政願求の發露であるか、黨人心理に根ざす政略的謀策に出ずるものであるか、吾人之れを論ずるの知識を有しないが、尠くとも貴族院や衆議院の議員方が、米價の昂騰にも低落にも、一つに黨派的立場より政府の對策措置を論ずることに於て、政黨政治を建前とする政府が是等黨論に隨順せねばならぬ以上、米價調節策にしても常に應急的、猫眼的となり、永久不易の大計が樹てられなくなることは蓋し當然の歸結と謂ふべきであらう。而も是等廟堂に在つて國政を議する人々にしても、又米價調節の對策を專門に思案する米穀委員にしても、定期市場相場の高低をこそ注意して居れ、實際白米一升の値段が今何程であるか、御自身が一日何合の米を食つて居り、それが武藏米であるか、或は臺灣の蓬萊米ではないかを勘考吟味するに、餘りに暇のない身分であることは、米價の高低が國民の社會

的實生活の上に、如何なる働きを爲して居るかを論議するに、多くは理論に偏し討議に墮して、實相に則せざるものあるは、決して之れを否むことは出來ないのである。從つて米價は政府の調節對策が如何なるものであるにもせよ、片時も其の異動を休めず常に騰落を續けて行くのである。そして人間が米價高きが故に一日の食糧を一碗に減じ、米價安きが故に十碗を重ね得ることの自由な、生理的改造が不可能であり、風雨寒熱の天の運行を自在ならしむる迄サイエンスの進境が啓かれざる限り、米は年々歳々人生々活の上に、必然的に一種の思惑を與へるものと觀念すべきである。

聞く所に依れば、大正十年米穀法創設以來政府が米價調節の爲めの同法運用に依つて失つた所の國帑は、國立倉庫の如き營造物に固定したものを除いても、無慮八千萬圓以上と稱せられ、現在所有する三百數十萬石を處分するとせんか、其の損失測るべからず、而も是等所有米に對する金利と、倉庫保管料、保險料等は毎年一千萬圓を下らずと云はれて居り、財政窘窮の現政府としては、却々の難題であることは容易に之れを推知することが出來る。帝國農會等が無暗に米價の騰貴を計つて、米穀法資金の增額要望や、政府買上げの策動を爲したからとて、今の處到底不可能と云はねばならないが、大日本米穀會でも、朝野の識者を集め

て同法存否の利害を攻究する所があり、斯界に權威ある學者にして、既に例を歐米の穀物管理法の失敗に鑑み廢止說を爲す者もあり、又全國の米穀取引所に於ても氣脈を通じて、之れが廢止を策する等、同法の前途一抹の暗雲が横たはつて居ると云ふことである。而して現在に於ける米價對策の要訣は米價の基準を定め、政府が實際に出動して調節を行ふ場合は、常軌を逸した無茶な高値や安値に限るべく、頻々と調節を行ふは却つて米價の平態を紊るものであるとの說に傾いてゐるやうである。兎も角現政府に於ては、實際上財政の窮乏は明白であるが、前政府の如く積極政策の美名に憧れて、米價の騰貴を圖る爲めの米買上げを調節の第一義とせず、生產者、消費者孰れにも偏しない公平主義で行くべしとせられ、而も效果乏しき米穀法の運用は之れを愼しむは云ふ迄もなく、更らに同法の根本的改革が行はるゝものゝ如くであり、假令夫れが消極政策の名に於て批難はあるかも知れないが、米價調節に對する政府の積極的活動は望まれないことゝなり、米價は或る程度迄自然の大勢に從つて動くことゝなるであらう。

惟ふに米價の騰落は其の因由する所決して單純でなく、其の年の豐凶や輸移入米の多寡、前年度の持越數量の如何等、需給關係の消長は勿論、經濟界の推移や金融狀態の緩急、生產

者たる農家の財政や其の一般的意向が如何なる傾向にあるか、又商人に米思惑の意氣が流れてゐるか否か等々、社會的經濟事象のすべてが相錯綜して之れを動かすものであり、而して往年にありては、我國の物價は米價を標準として騰落を演じたものであるが、現今に於ては、文化の進歩に伴ひ生活必需品が米以外に多種多樣となり、而も其の消費の金額は米の金額よりも多く、從つて米價は他物價の總平均に追隨すべきものとせらるゝに至り、一層其の複雜性を濃厚ならしめ、簡單なる觀測を以て、之れが騰落の豫察を許さないことゝなつたのである。されば之れに對する商人の賣買根據も甚だしく多岐多端に亙り、取引上の作戰計畫亦尋常一樣の凡策を容れず、金力膽力の必要は勿論であるが全く尖端的奇謀術數を弄する時代となり、之れに依り織りなされたる米價の騰落に對し、其の調節を行はんとする彌々至難の業となつて來たやうである。殊に大藏大臣の一言隻句に依て動搖するやうな、我國現代の經濟界に於ける不確實な貨幣價値を以て、米價の大勢を制して調節を計らんとするは、假令それが億を以つて算ふる貨幣價値の聚積であつても、所詮自然の力を克服することは出來ないであらう。只徒らに多くの國帑を潰え苦勞する而已に終らんよりも、寧ろ米價は自然の成行に委し、調節の爲めの資金を以て、米の增産施設を圖ると共に農村經濟の充實に資し、一方農家

の米賣り惜しみや賣急ぎを調和善導するの方途を撰ばんに如かざるなきかを思ふものである或はそれが政策としての見榮へがなく、農業對策の上に於ての批難はあるであらうが、米價調節の爲めの米買上げが、實際に生産者の一般が利益の均霑を蒙らず、挑下げにしても、其の恩惠が一般消費者に及ぶこと薄く、一部大農や中間米商、或は其間に介在する策士の利する所多きものあるは、國家經濟の上より觀て、餘り策の得たるものでもないやうである。且つ又米價を或る程度迄自然の趨勢に委すること、却つて米價に對する强弱觀測の材料を尠くして、之れを種に策動する買ひ煽りや賣り叩きの機會を得せしめざることゝもなり、生産者が政府の調節的買上げを賴んで賣惜しみを爲し、其の效果薄の期待外れに遂に狼狽賣出しとなつて相場の變調を深かゝらしむるやうなこともなく、又米穀分布の變態的現象を來すやうな不都合も尠くなるのではあるまいか。そして米價が自然の大勢に動かされて正しい高下を爲す時、米業者も自己の技倆と努力とに依つて、如實に米取引の妙味を味ふことが出來るであらう。

本島米が内地米價の調節に利用せられたことの多きは、前に移出米取引の推移に於ても屢々之れを述べた所であるが、或時は其の移出を强要せられ、或時は之れを回避せられて、其

の間常に苦しい立場に置かれて居たことは明白なる事實である

最近內地米價の低迷時代現出となるに及び、本島米の增產移出の增加は內地米價を壓迫することと大なりとせられ、殊に蓬萊米の出廻りは、以前の如く品質粗惡を云爲して之が排斥も出來ず、又其の相場にしても、品質の上に於ける實質的商品價値よりも、下値に取引されることは、實際消費階級の需要を喚起して、否でも應でも之れが移出を促進することゝなり、米價吊り上げを希望する內地生產者側の勘氣に觸れることは云ふ迄もなく、移出制限を唱へる者、平均移出を計るべしと云ふ者等、茲許內地米價昂騰の障碍と見做されて居るの觀があり、あはや米穀法第二條の段平が振り下ろされんとするの形勢と迄なつたのである。茲に於て當局もこは一大事とばかりに狼狽して、主務省を始め米穀委員とやらに諒解を求むることゝなり、蓬萊米は其の移出時期が恰も內地米の端境期であつて、其の品ガスレを補ふに有力な助けとなり、內地米價の調和を爲すの效はあつても、決して其の市價を壓迫するが如き不都合はなく、丸糯米は其の需要の關係に於て、之れが移出に何等の故障なきは內地側も認むる所であるから問題にはならないと云ふことで、漸く事の落著を見たものである。

斯くて本島米は其の移出を爲すことに於て先づ不安はないとしても、相場は常に叩かれて、

安値追ひ詰めの取引狀態にあり、如何に本島米の生産が内地移出を目的として居ればとて、洵に遺憾至極な次第で、本島米商の不利な立場は全く同情に堪へないものがある。殊に内地米價調節の意味から、其の低落時代は移出を拒まれ、其の昂騰時代は底を拂つて移出を計るべく、加之島内如何程の停滯米を來さうとも、買上げ等の恩典に浴し得ないものとしたならば、政府の米價調節策位ひ本島米にとり迷惑なものはないやうである。

本島米の移出は、大正十五年蓬萊米が内地市場非常な歡迎を蒙つて、値段も高値で賣買された頃は、一期產額だけでも直ちに、二百萬石を突破せん勢であつたが、其の後内地米價の低落時代となり、從つて蓬萊米の値段も下り、在來種との値開きも尠くなつたので、蓬萊米の耕地面積も非常な勢で增加の傾向にあつたものが稻熱病の失敗もあり、どうやら行き悶への形勢を呈するに至り、内地移出高にしても、三百萬石に達することも目睫の間にありと云はれたものが、昭和二年の二百六十三萬石を最高記錄とし、昭和三年も四年も二百三、四十萬石の間にあるのである。兎に角蓬萊米の出現は事實上内地市場無くてはならぬ米となり、内地米の供給力が衰へて端境相場の昂騰を呈せんとする時、之れを壓ふるに力あることは、所謂米價調節の使命を完全に果してゐるものであつて、内地米價政策上一つの殊勳者である

ことは何としても認めて貰はねばならない。

現今内地米價が低落時代にあるの故を以て、本島米の移出に對し嫌がらせを云ふ者、甚だ以し其の意を得ぬ所であるが、米價は四年一週りと云ふこともあれば何時迄も此の低迷が續くものではない。必ずや近き將來に於て、內地米價の昂騰は本島米の移出を促進して、此方の言ひ値で賣れることもあるであらうから悲觀は無用である。當局にしても品質の向上や增產の計畫に弛みなく益々努力が肝腎であり、米商亦他日の勇躍を期して姑暫くを自重すべきであらう。

一〇　移出米商の興亡

米商人の興亡變轉常なきは今も昔も變りはなく、內地と臺灣と隔てはない。孰れも道理は同じ賣るか買ふかの思惑一つに生命を打ち込んでのやりとりである。而も米は一年草の農作物だけに、雨につけても風につけても出來秋の稔りが云爲されて相場の波がたち、一升の桝にさへ六萬五千の米粒が這入る、まして何千萬石と云ふ收穫のことなら確かなるべき政府の統計もとんと當てにはならず、多い少いの思惑は十人十色で强弱が分れ、時々刻々に變動を來

すが米價の自性ではある。そこに米取引の興味もあれば危險もある譯で、うまく當れば一夜成金にもならうが、一朝風雲に乘り損ねたが最後百萬長者も忽ちにしてペシャンコとなる。人の慾望に限りがあつて、うまく引き當てたお寶をじつと握りすくめて居られるならば、世に米成金はざらに出來る筈だが、人情のあさましさは當れば當るほど大きく思惑が張つて見たくなり、浸落の因は此の時既に卸されてゐて後悔臍を噬むも追つゝかず、又元の杢阿彌となり果てるのである。

本島米界に於ても之れまで移出米商を營んだもの實に其の數を知らず、孰れも我こそ米成金の榮冠を贏ち得んものと華々しく出陣したものであらうが、未だ功成り名遂げて子孫に大身代を遺したものあるを聞かず、あはれ敗餘の悔を殘して米界を去つたものが多いやうである。其の間盛衰はあるにしても終始一貫米商としての生命を保つ者、それは僅かに異數とする所であつて、尠くとも米界の先達たる尊敬を拂ふべきものである。

兎に角榮枯盛衰常なき是米商の運命也としても、自然を相手とし一瞬の機を捉らへて、大いに知能の優越を競ひ、財的卓拔の手腕を揮つて堂々濶歩するは、まさに人生の痛快事であつて、財慾滿々たる者敢へて陶猗の貨殖に學ぶを須ひず、米商たれ相場師たれ、唯言ふ米商

はじむるべし米商に終るべからずと。

玆に本島米移出商の興亡を述べんとするに當り、大小すべてに亙るは餘りに勞多くして收穫尠きを思ひ、其の主なるものに就き之れが經歷の大略を記すことゝする。

資本的に優越な三井物産　三井の本島米移出取引は領臺草創の時代にして早くも之れに目を著けたもので、明治三十三、四年の頃より買付を爲したと云はれて居り、爾來今日に至るまで、其の財的威力と取引機關の完備とは終始一貫常に優勢の地位を占め、縱橫無盡の活躍を爲して居るのである。時に資本萬能主義の橫車を押して弱小の屈從を强ひ、人の憎しみを買ふこともないではないが、本島米界發達の上に盡した所の貢獻甚大なることも認めねばなるまい。そして其の間損益の如何に拘らず取引振りに變調を來すことなきは、天下の三井にして始めて之れを爲し得るのであつて、到底他の追蹤を許さない所である。

本島米界に於ける三井の地步斯くの如く獨往無碍の自由境であるにしても、三井としての米取引方針に積極的な時代と消極的な時代とがあつて、其の移出高が年に依り異動を示してゐることは云ふまでもない。前支店長津久井氏は組合長問題のイザコザから嫌になつたものか、兎角米取引に興味を持たず米界の經過に對しても傍觀の態度で居たやうであるが、現支

店長小寺氏は米には大分通じて居るとのことであり、又強敵三菱の米界進出と來ては玆許發憤努力せねばならぬ立場にあるので、近來際立つた勉强振りを見せて居るやうだ。そして一方本島人米商の疲弊に乘じて大いに資本家的辣腕を振つてゐるとも云はれて居る。

兎に角三井は本島米界の功勞者であり而も大手筋であつて、其の一擧手一投足は直ちに斯界に影響を及ぼすのであるから、常に大所高所に目を著け之れが發展向上の爲めに努力すべきは當然の義務と云はねばならない。本島米界今や時難匡救の聲を聞く敢へて三井の眞實義と盡力とを待つ所以である。

虎視眈々たる三菱商事　三菱商事の本島米界進出は昭和三年後半からであつて、未だ威力を振ふに至らずと雖、徐ろに本島米界の事情を調査研究すると共に地盤を固めて、他日の飛躍に備へんとするものゝ如くであり、其の動靜は斯界の齊しく注目を怠らない所である。

現在に於ける同商事の本島米取引は、大同商行や杉原商店等を機關店として米の買付を爲すに止り、直接島内での賣買を行つて居ないことは、如何にも物足りない感じがして、本島米界の活況を希ふ者からすれば其の餘りに愼重過ぎること覇氣に乏しきことを慊らなく思はれても仕方はない。然しながら何時かは三井に相對抗して華々しい活躍を見るの時が來るで

あらうし、又同商事としても其の用意は有してゐることゝ思はれる。何れにしても虎視眈々其の機の熟するを待つて居るものと見るべきか、三菱商事よ速かに本島米界に踊れ、財的手腕を振つて大いに踊れ、而して取引不振の本島米界に活氣あらしめよ。

新興勢力の杉原商店と加藤商會　杉原商店は以前から移出米商として組合には加入して居たのであるが、本店が高雄にあり肥料や其他の方面で非常な活動を爲してゐる關係上、米取引にまで手を延ばす機會がなかつたのであらう。ところが昭和三年六月正米市場が再開せらるゝことゝなり、其の組合員となるに及び米界飛躍の機緣が熟し、正米市場での取引は勿論移出米取引への進出となつたのである。そこに三菱商事との特殊關係が結ばれたので彌々目覺しき活動を爲すに至り、現在に於ては移出米商中重きをなして居るやうである。最近移出米商組合に組合長問題が起り其の人選難に困つたのであるが、杉原商店主が此の難職を引受け漸く事の落着を見たやうである。兎に角杉原商店今後の活躍は見ものであるが、本島米界發展の上から同店の多幸なるを祈り其の健鬪を希ふ次第である。

加藤商會が移出米商として名乘りを擧げたのはつい昨年のことで、今活躍の第一歩を踏み出したばかりであるから、今後如何なる發展を遂げるかは全く未知數であり、又今日迄の業績

に就ても濫りに忖度するを許さないが巷間種々の噂がないではない。

然しながら同商會は内地名古屋に確固たる本店があり、資金關係にしても内地取引先の地盤に於ても、相當確信を有してゐることであらうから、其の產地米取引事情に精通し商機を觀るに敏なるに於ては、今後の發展見るべきものあるは云ふまでもなく、本島米界の爲め大いに其の奮鬪活躍を期待して置く。

瑞泰の歷史　瑞泰の發祥地は基隆で初代吳鵬氏以來六十有餘年にもならう。初めは雜貨商を營み對岸支那と海產物や諸雜貨の交易を爲してゐたものであつたが、明治三十五年頃陳源順、鄭順成、陳世科、吳鵬、瑞泰の諸氏共同で神戶に泰益商行なる委託問屋を置き、本島米の移入取扱を爲すやうになつたのが移出米商としての瑞泰の發端である。それから間もなく許招春氏は神戶に駐在することになつたが、現在では本島米界の利け者許雨亭氏も當時は同氏の下で隨分鍛へられたものであるさうな。明治三十九年頃泰益商行より分れ瑞泰と鄭順成とが共同出資を以て臺北に本店を構へ、島內各地に支店出張所を設けて專ら本島米の移出取引に從事することゝなり、本島內は勿論內地に於ても移出米商としての瑞泰の名聲漸く高くなつたのである。

大正七年鄭順成主鄭萬鎰氏死去するに及び、瑞泰は全く許太山、許招春、許雨亭、許章諸氏の許一家に依つて經營せらるゝに至つたのであるが、其の最も全盛を極めた時代は大正十一年合資會社に組織替へを爲した前後數年間で、當時瑞泰の資產實に百數十萬圓と稱せられ、全く旭日昇天の勢を以て本島米界に君臨して居たものである。從つて其の取引振りも豪宕不羈天下の三井も瞠若たるものがあり、能く移出米總數の五、六割を取扱つて居たのである。斯る狀態であつたから、相場など全く瑞泰の出様一つで變動を來したもので所謂瑞泰相場を現出し、三井などでも詮方なく之れに追隨すると云ふ有樣であつた。又船會社、運送店は勿論銀行にしても瑞泰を全く上得意として出來得る限りの便宜を圖り、眞實に其の彌增す發展を希望し活躍を願つたものである。されば今瑞泰失意の時にあつても船會社、運送店等非常に之れを惜しみ、或る程度の懇望は之れを容るゝに決して吝でないことは、強ち眼前の利害から打算したものとのみ評することは出來ないであらう。

斯くの如く優勢であつた瑞泰も然かく好運ばかりが續くものでなく、米價の變動常なきことは、賣りに出るか買ひに出るかのたつた一步の違が其處に損得の大きなけぢめを生じ、巨萬の富も一朝にして失ふ米商人の習はしに漏れず、大正十四年思惑外れや取引上の手違は遂に

大缺損を見るに至り、之れが因を爲して代表者許太山氏の退却となり、且つ出資者連金房氏去つて、內部關係にさへ罅が入ることゝなり、家運漸く下向きの形勢に變つてしまつたのである。爾來不幸にして每年の缺損を來し昭和二年の大失敗は遂に許一家の力を以てしては到底起つ能ぬまでの深手を負ひ、之れが再起如何の問題は當時米界の視聽を集めたものである。

斯くて本島米界に於ける瑞泰の存亡は啻に許一家興亡の問題でなく、本島米業者全般の休戚にかゝわるとさへ云はれ、其の情趣的存在としての米商瑞泰の名が斯界より消滅してしまふことをいたく惜まれたのである。玆に於て本島米關係者は勿論、辜顯榮氏始め本島人有力者の後援に依つて昭和三年二月、資本金百萬圓の株式會社は組織せられ、米商瑞泰は玆に捲土重來の希望に燃へて更生することゝなつたのである。

然るに瑞泰未だ運勢の開ける機緣到らざるものか、會社開業してより僅かに二箇年の經營を爲したのみで復た又蹉跌の悲境を見るに至つたのである。如何に思惑が取引の妙味であり危險を一種の興味と心得ふるが米商賣であるとは云へ、大正十四年以來每年の失敗缺損は商運に惠まれざる餘りにも甚だしく、誠に氣の毒に堪へない次第である。そしてそこに深く移出米取引の困難と危險とを感ぜずには居られないのである。

瑞泰の現在は株式會社組織の瑞泰商事は移出米取引を停止し整理中であるが、許雨亭氏個人の名に於て矢張り其の營業は繼續せられ、米商瑞泰としての地位は維持して居る譯である。そして專ら氏一個の思惑と經營法に依つて進むことゝなり、以前の如き活氣はないにしても依然として本島米界に重をなして居るやうである。最近整理中の瑞泰商事に對し出資する者現はれ、再起の目安もついてそれぐ其の準備中であり、晩くとも十月までには新陣容を整へて一大飛躍を爲すとのことであるが、斯くの如く幾度失敗に逢遇すると雖、猶綽々たる餘裕を見せて營業を續け、且つ瑞泰の名に憧れて出資を爲す者の現れることは、是れ全く瑞泰の値打ちであり德であつて、過去數十年に亙り本島米界に寄與した積德の餘慶とも見るべく、又本島米業者の誠意ある後援の賜物とも謂ふべきである。事實其の移出高に於て見るも本島移出米商中嶄然一頭地を抜き、天下の三井と雖之れを讓らねばならないことは、如何に米商瑞泰の根蔕深く且つ勢力の扶植威大なるかを思はしむるものがある。

されば今逆境にある瑞泰として其の當事者たる者、玆に深く思を致し自重戒心事に當るは云ふまでもないが、瑞泰の名を永久に保持することを一大責務とすべきであらう。

米界の智者金德發と振發　移出米商としての金德發は瑞泰と同時代からの老舗であつ

て、堅實第一主義の取引振りは突飛な大儲けをしたと云ふことも聞かないが失敗して店を閉めたこともないやうである。そして米界如何なる波瀾があらうとも、悠々之れを乘り切るだけの度胸と手腕とを持ちあはせて居り、取引上どんな問題でも損の行かないやうな解決を工夫する所、何と云つても本島米界の智慧者である。現今移出米商の疲弊が云爲せられてゐるにも拘らず、何時も平然として困つた顏色を見せないのは内容確實なのかも知れない。兎に角派手な取引こそしないが移出米商としては其の老舗であることだけでも顏役とせねばなるまい。

振發も亦移出米商としては可成り古い方で萬事算盤づくで行く所、取引の堅實さがあり内容の確實さがある。移出取引にしても引合ふ時しか商賣しないのだから、其の取引高など常に異動のあるは當然であるが、現今に於ては矢張有力筋と目せられてゐる。そして振發は移出取引よりも正米市場に活躍してゐるやうであつて、屢々起る正米市場の買占問題に其の名を出さぬことのない位市場の大手筋である。買占問題など客筋の注文なら致し方もなく、振發を責めるなど無理なことであらうが、精々正米市場が盛になるやう又眞の發達が出來るやう大手筋は大手筋としての雅量と誠實とを以て之れに當つて欲しいものである。

兎に角以上二店とも現在に於ける米界の智慧者で、米界如何なる問題にしても先づ相談を持ち込まねばならぬ所であらう。

移出米取引に見切りをつけた和豐、方協豐、黃鼎興 和豐は明治三十年頃の開業で現主人の實兄吳銀生氏の經營であつたが、大正元年實兄死亡するに及び現主人吳澄洪氏が經營することゝなり、初めは消費米の取引を爲して居たのを現主人に至り移出米の取引を爲すやうになつたのであるが、其の資産の上に於ても取引の確實なる上に於ても、島内は勿論內地米商の認むる所となり、本島米移出商として常に重きをなしてゐたのである。そして米商組合の業務に對しも可成り永い間盡力して來たやうである。財界不況以來移出米取引が面白くないやうになつたので、之れに見切りをつけて移出米取引戰線より退陣し、現在では正米市場及び米穀代行會社の首腦者として本島米界發達の爲め大いに盡す所があるやうである。

移出米取引に見切りをつけた者に最近に於て方協豐と黃鼎興がある。此の二店は移出米商としては然かく老舗と云ふ方ではない。そして華々しき活躍を爲したやうでもなく又其の間失敗を見せたこともないから、大した變轉なくして終つたものと云ふべきである。唯方協豐主方玉墩氏は此の前の移出米商組合長として、黃鼎興主黃金生氏は其の副組長として本島米

界に盡す所ありしは之れを認めねばならない。

資力豐かな大同商行と新進氣鋭の大東商行

本島人移出米商として新興の一大惑星とも見るべきは大同商行と大東商行であらう。大同商行は林本源家林柏壽氏の經營で資本豐富であり、三菱が本島米界に進出せんとするや先づ大同商行と提携して本島米の買付を爲さんと圖つたものであるが、同商行は啻に三菱の一買辦たるに甘じてゐる筈もなく、自ら移出米取引に乘り出して一大勇躍を試みるは必然のことである。移出米界不振の折柄殊に同商行の活躍を切望する次第であり、米界又齊しく甜目して之れを期待してゐるやうである。

大東商行は中部方面資産家米商の移出米取引進出の機關店であるとも云はれてゐるが、中部商人は米に限らず、どんな商賣でも大膽で思ひ切りがよくそして商機を觀ること敏にして、常に活潑なる取引を爲す所である。現に正米市場に於て大玉を仕掛ける者多くは中部商人であることを見ても容易に之れを推知することが出來る。此の點から見ても大東商行が移出米商として活躍する日のあることは疑なき所であつて、大いに之れを期待する次第であるが、移出米取引には自ら産地取引と異る事情があり、急ぐにも及ぶまいから徐ろに經驗を積んで行くと共に、内地市場への宣傳も怠らないやうにし、其の飛躍の機會を捉へることに留意す

べきであらう。

波瀾重疊であつた津坂商行 津坂氏は領臺草創時代の渡臺者で本島米を初めて内地に移出したのも同氏であるが米では大分苦勞した人である。一時百萬長者とまで謳はれ神戸商業會議所議員などしたこともあつて、大いに羽振りを利かしたものであり、本島に於ても公會堂建設基金に壹萬圓を投げ出したり、本願寺別院に數千圓を寄進したりして米成金の威名隆々たるものがあつた。然し米で取つた金は米で取られるのが米商人の定石で、今は尠から ぬ借金を殘して兵庫芦屋邊りに老後の餘生を送つてゐるとか、兎も角同氏は米商として數度の盛衰を繰返し全く波瀾重疊の一生であつたが、本島米界に盡した努力と犧牲も決して尠くない。今でも本島米界の長老として其の來臺するや或る種の尊敬と親しみとを以て迎へられてゐるやうである。

關東大震災の被害から參つてしまつた岩崎商業 岩崎商業は元大阪糖業と云ひ糖業より轉じて移出米商となつたものである。移出米商としての岩崎商業は一時すばらしい活躍を見せたもので、本島米の三、四萬袋を手持ちせねば商賣に面白味がないと云つて居た位であるが、關東大震災で其の手持米二萬餘袋を燒失したを初とし、あれやこれやの手違ひから

大分の深手を負ひ、一般財界の不況は之れが救濟の途もなく遂に失脚して、大正十四年本島米界から手を引いてしまつた。當時岩崎商業臺北支店長であつた堀德治郎氏は、其の後も猶臺北に止り移出米取引の仲介業を營むことゝなつたが、岩崎商業時代からの信望もあつて現在正米市場副理事長及び米穀代行會社取締役の榮職に就き、本島米界の爲め盡力してゐるやうである。

財界不況から退陣した阿部幸商店　本島米界に於ける阿部幸商店の名は可成り古くから知られ相當勢力を張つて居たのであるが、打ち續く財界不況から遂に經營難に陷り、現在では移出米商組合員ではあるが全く移出米取引をやつてゐない。阿部幸商店は元來が糖商であつた關係上、其の根據を南部に置いて居たので、米界の問題に對しては餘り深入りしたことがないやうである。兎も角移出米取引では大なる缺損をしたのでもあるまいが決して成功者とは云はれない。

終りを完うした宮副商店　內地人移出米商として終りを完うしたのは先づ宮副商店位のものであらう。宮副商店は移出米取引が初まつた頃からの米商であるが、華々しい活躍を爲したと云ふ程ではない。然し米商の永續せざるを悟り大分金の出來たのを機會に思ひ切つ

て手を引いたのであるから事實上の成功者と云はねばならない。其の全く移出米界から退却したのは大正八年六月であるが、同商店に居た市川實雄氏は現在正米市場組合員であり、移出米の仲介業を營んで居る。そして其の人物としての信用と內容確實なるは米仲介業者中の第一人者と云はれてゐる。

蓬萊米の買占で有名な泉和組　本島米界に於て其の結果の是非は兎も角、大膽不敵の壯擧を爲したものは泉和組である。昭和二年彗星の如く本島米界に出現した泉和組は、德馨合資會社なる別動隊まで用意して一期蓬萊米の大買占を敢行したものである。そして買捲り買煽ること實に四十有餘萬袋、之れが本島米界を騷がしたことは云ふまでなく今に米界の語り草となつてゐる。買占めは遂に失敗に歸したものゝ其の大膽無謀には驚くのほかなく、又よくもあれまで資金が續いたことは感歎せずに居れない。兎に角泉和組ほどの資金と度胸とを以て、只一回の敗戰で本島米界より影を消してしまつたことは實に惜しいことをしたものである。最近再起するとかの噂もあるが米界意氣消沈の昨今大いに之れを歡迎する次第である。

以上のほか智記、振興、瑞豐、怡昌、それから驛傳社や古賀商店なども一時は相當名を賣つたものであるが、孰れも其の末路は芳しからず寂しく米界より去つてしまつた。移出米商

として是迄成金になつたものの成功したものは全く見當らないと云つてよいが、派手で景氣のよいことも米商なら、波瀾多く終りの完うせられぬことも亦米商であらう。

玆に移出米商の興亡を述べ終るに當り、各移出米商の勢力が加何なるものであつたかを知るべく、大正五年より昭和四年に至る主なる移出米商に就き各年別移出高を記すことゝした。之れに依り各米商の消長自ら明瞭であるが、又本島米移出取引に於ける内臺人米商の勢力如何を知ることが出來、船會社、銀行は勿論當局にしても本島米取引上の諸問題を考察するに當り必ずや何等かの參考となるべきを信ずるものである。

（單位 袋）

商店名	大正五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
瑞泰	三一、三四二	一一五、三九九	九三、一三三	一一一、七〇五	二四七、一五六	六一四、七一七	三七三、〇五九	九四五、九六四
三井	一二〇、六八三	三四八、八五〇	五四七、二九一	四〇五、九七六	七九、一三〇	二〇三、六七〇	一二七、七七〇	一〇三、七六八
方協豐		三三、八八九	八八、五六九	一四六、二九二	八八、一八〇	一二四、四一七	一三六、五六三	二一九、五一七
和豐	七四、九〇九	一五二、五七一	一五五、三三九	一四八、五六〇	一〇一、三五七	一〇七、二七三	九九、六一三	一三三、三三三
金德發	四三、九七八	三八、三七〇	二五、七三一	二三、四二〇	三〇、八五九	四七、四三四	五四、三四九	八九、四九一
阿部幸	九八・三七七	二〇八、九二八	二二九、一一八	一六九、三〇六	六五、二八二	四八、五二五	三七、八四七	九、八〇〇

商店名								
岩崎商業	一〇〇,五〇〇	九八,八九八	一四一,二九四	一三〇,〇一九	三五,五三一	一一〇,六五七	四五,二〇一	[illegible]八,〇四〇
高調和	三〇〇	一三,六三一	一一,八〇〇	一五,五〇七	二一,一八六	一四,二〇〇	二三,八九九	四四,〇九四
杉原								二三〇
振發				三六,四三一	五二,六一六	二四,三〇一	二八,六六八	五二,六三三
綿豐								
大有						一,八二〇	三六,四八九	二二四,〇八七
黄鼎興								四,〇五〇
周長興								一三五,八五六
大同								
東興					三六一	三,一一四	三,六三六	一一,七八〇
加藤商會								
三菱								

商店名	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	合計
瑞泰	一,二〇三,二四四	一,七五六,七六五	一,四〇〇,〇五九	八〇五,六三六	九四七,四七八	九四八,一八〇	九,五八九,八三六
三井	二四一,二二七	三五〇,五二〇	六〇四,八六二	一,〇六七,七四六	一,二八四,七〇〇	一,〇五六,四二一	六,五四一,六〇四

方協豐	三六一、七五九	三二六、九六四	一五四、四七六	一八〇、九三九	二二九・六九九	一一五、二六二	二、二〇四、五二六
和豐	二八九、七六四	二九八、六五四	二〇三、三六七	一九〇、五三五	三四、〇八三	—	一、九八七、二三七
金德發	一二四、二四二	一三七、五八二	一一一、五〇二	三〇四、二六八	一〇二、七四四	六一、三六〇	一、一六五、三二八
阿部幸	四、二五〇	二、三八〇	一、五五〇	—	—	—	八七五、三六三
岩崎商業	八七・二七〇	六八、一八九	—	—	—	—	八五五、六九九
高調和	七六・八九三	一三三、七七九	一五〇・一五三	一四四、四七六	一一〇、六五七	八七、〇二五	八四六、六〇一
杉原	一、四〇〇	一、九六九	—	—	七一、〇四一	七三六、一七五	八一〇、八〇五
振發	一二一、四三一	七六、二三六	二〇〇	一〇・四九〇	七三、〇一八	一五〇、一五五	六二五、一八一
綿豐		三三、六七二	八六、三三六	一五六、九七五	二三一、二一九	二〇、〇七八	五一八、二八〇
大有	一一七、四四四	三八、七二一	—	—	—	—	四一八、五六一
黃鼎興	六、一七五	四、三八七	八、七一八	一二三、五五〇	一五七、二三七	七、〇三三	三一一、一五〇
周長興	四、九〇〇	五六、一二三	六五、三一八	六六、九五五	二〇〇	一八、三八七	二二五、七三九
大同					一四一、〇五八	六二、七四八	二〇三、八〇六
東興	一二、七二二	七、四六一	六、四二二	一一、〇三三	一六、三七〇	三三、六五二	一〇六、四四八
加藤商會						七八、二九〇	七八、二九〇
三菱						五、七〇〇	五、七〇〇

二　現在本島米界に踊る人々

現在の本島米界を展望すれば全く齊々多士と云ふのほかなく、年輩にしても今が活動盛りの人達ばかりである。そして商賣が商賣だけに頭の廻りも敏捷であるが膽つ玉が大きくて思ひ切りがよい。世は不景氣のドン底に喘いでゐる今日、米屋さんばかりは兎に角その日その日を景氣よく過ごして居る。それもその筈明日を賭けてのやりとりが米の取引なのだ、悲觀ばりして居ては商賣が出來まい。人生萬事塞翁馬と云ふこともある、大いに活動して大いに儲けそして大いに米界を賑はすことだ。それにしても是等多くの勇者達が、唯賣りか買ひかの思惑一つに照る曇る日の分ちもなく、互に虚々實々の智謀を廻らして、此處を先途と勝負を爭ふ有様は全く命がけの活劇と謂ふべく、はたで見るさへはら／＼するが、斯うした人達の中にあつて、其の後片付けをして行かねばならぬ役目の人も亦容易な仕事ではあるまい。

現在本島米界に踊る人々、それは廻り舞臺やドテン返しどころではなく變轉極りなき米取引の大舞臺に立つ名俳優だけに、詳細な批評は拙なき筆の迚も及ばぬ所と諦めて、唯印象最も深き人達に就き其の觀たまゝ感じたまゝを書かしていたゞくことにした。若し不都合な廉

があるにしても、其處は笑つて見逃し下さる樣お願ひ申上げておく。

移出米商組合長杉原佐一氏と井出松太郎氏 米商としての杉原氏は決して古顏と云ふところではないが高雄に於ける肥料商としては夙に名あり、其の活潑なる取引振りは高雄實業界一流の商人として自他共に之れを許してゐた。殊に最近米界に進出してから益々卓拔の手腕は冴へて、今や高雄の杉原は臺灣の杉原へと一大飛躍を見するに至つた。此の間移出米商組合が組合長の人選難に陷つた時、其の難職を引き受けたのも其の現れであらうが、辰馬汽船の割込みに對し唯一の支持者として勇敢にも孤軍奮鬪を續けてゐることも、其の結末の如何は兎に角全く意氣壯なりと云はねばならない。而してそれが又一般的に船運賃値下けの導火線となつたことは慥かであつて、此の點他の米商にしても有難く思はねばならない所であらう。杉原氏は太つ腹で小事にこだわらず、よく部下を信じ之れを愛するさうだから其の下に立つて働く人達も大いに仕事のしばえがあると云ふものだ。そして氏は齢未だ不惑に到らずと云ふから是からが眞の活動期に入る譯で前途益々望が多い。

井出氏は杉原商店の臺北支店長で正米市場の名義人である。同氏とて米取引には深き經驗があるとは云はれないが、過去に於ける閱歷を聞く時商賣道の體驗は決して淺いものではな

い。義侠心あり友情に厚い點男性的心情に富む反面には、向ふ意氣が強いと云はれるのも已むを得ないことだ。兎に角加餐自重本島米界の爲め大いに活躍して欲しいものである。

正米市場、米穀代行會社の首腦者吳澄淇氏及び吳培詮氏　本島米界和豐さんの名は古くから知られてゐるが、ほんとに其の基礎が出來今日の地位が得らるゝやうになつたのは、當主吳澄淇氏の力であり德であり、そして令弟吳培詮氏の補佐があつた爲である。此の二人は至つて兄弟仲が睦じく今に至るも尙ほ合宿して居る。それだからと云ふ譯ではないが兄は正米市場の理事長及び米穀代行會社の社長であり、弟は右會社の常務取締役であつて二人が正米市場と代行會社の首腦を占めて居るのであるが、それが聊かの無理もなく不都合もなく圓滿に業務の遂行が爲され、之れに對し市場組合員や會社株主に誰一人苦情を云ふ者がない。蓋し適所適任でどうしても此の二人に持つて行かねばならないからであらう。此の間も移出米商組合長を吳澄淇氏に持ち込んだが、何も彼も一手引受けは甚だ困るとあつて斷つた位であること程左樣に本島米界の重要人物である。然し其健實第一主義は代行會社の運用に就て餘り大事をとり過ぎて融通が利かないと云ふ批評もあるやうである。それも現在の代行會社が重役同意主義の業務執行であつて、獨斷專行が出來ないとすれば已むを得ないことで

あらうし、又代行會社自體としても有能の危險よりも無能の安全を選ぶ方が、まだましであるかも知れないから、融通の利かない位の所が先づ會社の安泰を期する所以であるとも云ひ得るであらう。

瑞泰の當主許雨亭氏　米の瑞泰か瑞泰の米かと云はれたゞけ本島米界に於て瑞泰は有名である。前の代表者許太山氏は或る事情から瑞泰を引いたのであるが、現在では正米市場組合員であつて全く米界と絶縁して居る譯ではない。當主許雨亭氏は其の甥に當り、米の中で育まれ瑞泰の氣風に依つて米取引の妙用を會得して來たのであるから、豪膽で相場の見通しが利き、而も取引が果斷明快であること恐らく斯界の第一人者であらう。そして人間が至つて正直であり又よく人の言を容れる所、時に自己の損失を招く場合もないではないが、人の性としては慥かに美德とせねばならない。現在聊か失意の境遇にあるけれども、世人は之れを見捨てず同情は四方より集つてゐるやうだ。事實又移出米商組合の組合長や副組合長に懇望せられたことは一再に止らず、現に副組合長になつて居り且つ米界何事につけても其の意見が用ひられてゐることは、決して一朝一夕に求め得た人德でないことが首肯せられる。本島米界の爲め氏の奮起を望み活躍を期待して止まぬ次第である。

三井の菅沼邦彦氏と森田鋭治氏

本島米界に於ける三井の地位は全く大盤石であつて、如何なる場合も小搖ぎ一つしないのであるが、歴代當事者の人物手腕に至つては自ら相異るものがあり世評又決して一樣ではない。菅沼氏も森田氏も東京一ッ橋高商を優秀の成績を以て卒業したのだと云ふから、學問をしたと云ふ點では共に本島米界の粒選りである。殊に菅沼氏は臺南支店時代から米には充分經驗を積んで居るから、現在の三井としては米通たることに於て第一人者であらうが、小寺支店長を補佐して他に多くの業務を見ねばならぬ地位にあるので、米界の問題に對しては餘り顔を出さないやうである。三井の米取引は多く森田氏が采配を振つて居るが、森田氏未だ米取引に對し練達の士と云ふことは出來ない。正米市場などの手振りを見るに、大事を踏んで居るのか何時も小掬的駈引ばかりやつて居り、移出取引にしても大きなヤマをかけるやうな大膽さはないやうである。然し三井を笠にして横柄な態度を持して居ると云ふでもなし、時には臺灣服を一著に及んで稻新街あたりを徘徊することもあるから可成り砕けた人間かも知れない。兎に角三井の米關係者としては至極受けのよい方であらう。時勢は變る權力至上主義や資本萬能主義は既にアナクロニズムだ。精々一般米商と協調して本島米界の發達を圖るべきであらう。

三菱商事の谷口清氏　三菱商事の本島米界進出は斯界の齊しく之れを歡迎した所であり、又大いに其の活躍を期待したのであるが、未だ直接の島内取引にまで手を著けないことは甚だ物足りない次第である。谷口氏は同商事米穀主任として本島米事情に就き調査研究を爲して居るとのことである。人物が溫厚で上品で何處かに悠揚逼らぬ態度のあることは矢張り三菱タイプの好紳士と云ふべきであらう。三菱唐津支店から天津支店を經、臺北出張所の市岡所長の補佐役として拔擢されたのだといふことであるから、才能手腕に於て本社の信任篤いことは首肯されるが、石炭は玄人でも米は未だ素人の域を脫しないと云はれて居る。然しながら高知生れであるからには何處かに負けじ魂の潛在するを思はしめ他日の飛躍が期待される。米の取引は思案ばかりして居たでは商賣にならない、兎も角實際に當つて見ることだ。

正米市場常務理事貝山好美氏　正米市場が更生の第一聲を擧げたのは昭和三年六月五日、爾來日進月步の殷盛振りは世人皆眼を圓くして驚いて居る。正米市場の收入が激增して世帶が大きくなればなる程內輪に種々の問題も起るし社會の監視も嚴しくなる。市場更生の產婆役中山氏は遂に市場を捨てゝ他に趨つて了つた。何も市場を飛び出さねばならぬ必要はなかつたであらうが、此の人頭腦明晰にして理想に燃ゆる所常にアンチノミーの悲哀に悶

ゆる人らしい。其の後を承けて常務理事に收つたのが貝山氏である。當時貝山氏は中部青果界の要衝にあつたのを内臺人打揃つて懇請に及び、無理矢理に市場理事者となつて貰つたのであるから、其の閲歷手腕は今更喋々するまでもない。『米屋搗き中山こねし市場餅骨も折らずに食ふは貝山』などゝゆめ〳〵惡口を云つてはならない。現在の正米市場にして若し貝山氏を失ふやうなことでもあつたらそれこそ大變であらう。市場の改善進歩など望まれぬばかりでなく差し當つての問題に困難を來すことあるは必定である。そしてあの堂々たる風貌と悠揚逼らぬ態度だけでも市場理事者としての貫祿はあらうが、當局との折衝や外部關係の交渉に就ては、是非共氏の技術手腕に待たねばなるまい。殊に氏は人物溫厚圓滿にして心意氣淸快、市場關係者としても内地人は云ふ迄もなく、本島人間の信望特に篤いものがある。之れ全く氏の人德にして然らしむる所で、斯くてこそ正米市場の圓滿なる改善發達が期せらるゝ譯である。好漢宜敷く加餐自重せよ。

米穀代行會社の監査役 田村良太郎氏と蔡受三氏

代行會社の設立は昨年のことであるが、其の業績の良好なるは第一回決算にして三割の配當を爲したことでも明かである同社の監査役田村良太郎氏は堂島取引所仲買人岡米吉氏股肱の乾兒として、其の信任は非常

に篤く、臺北に於て定期米の取次を古くからやつて居た。正米市場再開のことゝなるや前記岡米の延長として組合員となり、次いで代行會社の監査役にまで成り上つたのであるが、其處には氏の人望が普通でないことが知られる。今や本島米界に相當の根を張つて活躍して居るのは事實である。そして何事につけても必ず意見を述べたがることは、米界一言居士の名さへあり、兎に角本島米界に踊る一人として自他共に之れを許して居るやうである。

蔡受三氏は年輩からしても物持ちである點からしても又頭のよく働くことからしても、正米市場や代行會社關係に於て相當の勢力を有して居り、正米市場組合懇談會の幹事として其の牛耳を執つて居るとも云はれてゐる。そして非常に計數の頭が明敏で代行會社監査役としての職責を盡す上に於ても、熱心過ぎる程の監査を爲して會社内容の確實を期して居るとのことである。同氏は多年本島米界に活動して來た人ではないが、現在に於ては矢張り顔役として立てねばならぬ所であらう。

移出米商組合理事林濟川氏と正米市場書記長姜鼎元氏　移出米商組合と云へば兎角問題の多い所で、之れを上手に捌いて行かねばならぬ理事の職務も實に容易な仕事ではない。林濟川氏は前理事中山氏の後を承けて組合に入つたのであるが、米にかけてはなか〳〵

の有識者で、米價に對する強弱觀など其の道の人さへ及ばぬ程の見識を有して居り、事實定期米の三十枚や五十枚張つて見る位の自信と趣味は何時でも持ちあはしてゐるやうだ。そして學識にしても國語學校を卒業して後明大法科を出たと云ふから人並以上の資格がある譯であり、且つ是迄の經歷から見ても全くの適任者であらう。組合に入つてから未だ多く日を經て居ないのだから充分の手腕を振ふに至らないが、船運賃均一値下げ問題や組合長問題などでは隨分活動したやうである。本島人側米商に信望あるは云ふまでもなく、杉原組合長に對しても意氣相通ずるものがあらうから、氏今後の活躍は期して待つべきであらう。

　正米市場が本島米界最近の出現として隆々たる盛況振りを見せてゐるに伴ひ、書記長姜鼎元氏の名が米界に高くなつた。氏は以前李延禧氏の乾兒であり、新高銀行の支配人代理を勤めてゐたこともあると云ふから、其の手腕の程は既に知られて居たにしても、未經驗な米界に飛び込んで、正米市場のやうに面倒な問題が多く而も敏活に立ち廻らねばならぬ仕事に對し、要領よく之れを捌いて行く所慥かに凡手ではない。そして覇氣があつて大膽で殊に如才なき交際振りは益々其の地位を固めて行くであらう。自用自動車を乘り廻したり好んで折花攀柳の巷に出沒することは、隨分遊び人のやうに見らるゝが事實はそれ程でもないらしい。電

に角陽氣で惡氣がなく痛快な人物である。米に對しても不斷の研究と努力を以てしたならば本島米界有數の有識者ともなれやう。何れにしても新進實業家として將來ある人物である。

本島米界に踊る人々にして以上の他大同商行王林柏壽氏や大有商行の林熊祥氏などもあるが、此の二人は米商としてよりも他の方面に絶大の勢力があるのであるから遠慮するとしても、移出米商に加藤商會主曾根氏あり金德發主人劉金聲氏や振發の吳永金氏があり、高調和の高峻氏、周長興の周油定氏、それから大東商行の陳煌氏がある。正米市場組合員に於ては堀氏市川氏あり、明正商會、方協豐、太山商行、中和商行、德豐商行、黃鼎興、錦豐商行、李合發、桃園商行、光裕商行、大明商行、以文商店、三光商行等の各代表者があり、其の他の方面にしても臺中の吳泗濱氏始め中部大手筋の米商あり、それからそれへと聯想の波紋は擴つて停る所を知らない。然しながら鈍物下根の筆勢は之れを趁うに力の足りないことを遺憾とする。唯衷心より本島米界の人々にこよなき幸福あれと祈りつゝ玆に筆を擱く。

三　結　論

本島に於ける米作は遠く古より行はれて居たにしても、ほんとに米らしい米を産出するや

うになつたのは、總督府當局が組織的に大規模な米種改良事業を開始してからのことである。今や其の熱心と努力とは報ひられ、品質に於て收穫量に於て全く驚異的向上發展を遂げ、殊に米種に於ける一大革命は內地米に比し何等遜色なき蓬萊米の出廻りを見るに至り、之れが栽培心の普及は全島的に耕地面積擴張の趨勢顯著なるものがある。加ふるに嘉南大圳事業の完成は益々米作の有望が高唱せられ、本島產業の糖業か米作かと云ふことが可成り重大な問題として論議せらるゝやうになつた。

米！それは直ちに吾人の生命である。如何に不景氣でも生活苦深刻でも活きて行かねばならぬ以上、其の食糧たる米を求めねばならない。實に米は吾人生活の上に一日でもなくて叶はぬ必要品であるタカラである。從つて米の需給にして順逆を愆らんか如何なる不祥事を惹起するやも測り難いことは、過去の事實に徵しても之れを知ることが出來る。又米價の暴落が生產過剩の爲めでなく、取引市場商人の向背に依る場合多きに反し、其の暴騰が凶作に依る米の供給不足に起因すること多きは、國民生活の安固を期する上に於ては常に米の供給力潤澤であるべきを思はしむるのである。

然るに內地米は其の耕地面積の擴張既に行き詰り、如何に集約的耕作法を用ふるにしても

是以上の増産は望まれないとさへ云はれてゐる。果して然らば、內地人口が年々八十萬から百萬と全く幾何級數的增加率を示して居ることに於て、現在ですら供給不足の內地米收獲量を以てして之れが需要を充すことの不能なるは自明の理である。而も米は一年草で年に依り豐凶のけぢめ著しきものあることは、將來此の食糧不足問題が國民生活の惱みとなつてつきまとふものと覺悟せねばならない。

茲に於て我國食糧不足の補給は當然臺鮮米の移入と外米の輸入に俟たねばならぬことゝなるのであるが、外米の輸入と云ふことは、自由貿易論者が希望したやうな交通關係が將來の國際間に求め得られぬ限り、我國當然の權利として如何なる場合も之れを爲し得る筈のものでないから、常に自給自足の途を講じて置く必要があり、畢竟臺鮮米の增產を圖らねばならぬことに歸著するのである。

現今內地米價が低落時代にあり、之れが調節の上から且つは正貨の流出を防止して國際貸借を良好ならしむる意味もあつて、外米の輸入を禁じ國產品愛用などとよい氣になつて居るけれども、一朝米作適順を失して大減收でも來たさうものなら、忽ちにして米價の昂騰となり、外米の供給を仰がねばならぬことゝなるは必定である。而もそれは遠き將來ではない茲

一兩年の間に到來すること請合である。兎に角足らないものは斷然足らないのであるし、活きる爲めには値段の如何に拘らず米を食はねばならないのであるから理窟ばかり云つて居れないのである。

本島米作の使命は實に玆に存するのであつて、將來に於ける內地食糧不足問題の解決に資すべく、品質の改良は云ふまでもなく、益々之れが增產を計らねばならないのである。

飜つて臺灣糖業の現況を見るに世界的生產過剩の大海嘯には、如何に單位面積收量の增加が事實でも製糖步留の昂進が顯著でも、到底之れを乘り切つて安住の域に達せられそうにもない。そして臺灣の糖業にとり大なる脅威となるものは米作であつて、米價の騰落が甘蔗作に影響すること實に覿面である。糖界不振に傾きかけてからも不思議に其の產糖高が遞增したのは、甲當り收量の增加や步留の昂上があつたにしても、米價安の爲め農民が採算的に甘蔗作に走つたからである。內地米價が依然として低迷時代を續けて行くならば心配はないかも知れないが、內地米價には時々政府の手加減が加へられる。やれ外米の輸入禁止だとかやれ正米の買上げだとか所謂米價調節が行はれる。米價安は農村を振興させる所以でないといふのであるが、臺灣の糖業にとりては甚だ其の意を得ぬ譯で、政府の米價對策と臺灣糖業の

安定とは根本に於て相容れない矛盾があるやうである。殊に内地米作不良にして米價昂騰時代でも出現しやうものなら、米作と甘蔗作とを兩天秤にかけて居る農民は、直ちに米作に趨いて甘蔗作を顧みなくなることは必然であつて、そこに臺灣糖業の不安が潜んでゐると云はねばならない。是れ臺灣の如き土地制度に於ては已むを得ないことであつて、土地は民有を本位とせられて居り、米價を中心として土地代が定り且つ勞銀が決定する所であり、而も農民は甘蔗作は地質を悪化するとの考へを持つて居り、採算上有利であるか又は米作に不都合な土地でない限り、米作よりも甘蔗作を選ぶことをしないのであるから、臺灣に於て甘蔗栽培を行ふことが既に非常な不安の上に立つて居るのだとも云ひ得るであらう。そして米價は國內的需給關係に於て其の騰落があるに反し、糖價は世界的に動くのであつて、其處に關稅の障壁は高く築かれてあるにしても澎湃たる世界の大勢は能く之れを堰き止め得るものでない。今や世界的糖價安に直面し臺灣の糖業果して晏如たり得るであらうか。而も臺灣の製糖會社は其の經營が甚だしく亂暴であつた。先づ製糖會社中の代表的會社と目せられてゐる臺灣、大日本、明治、鹽水港、帝國、新高の六社に就き其利益金を計算すれば、大正元年より昭和四年末迄約三億九千三百萬圓、それに昭和二年大日本製糖に合併せられた東洋製糖の利益金四千五

百萬圓を加算すれば大略四億三千八百萬圓となるが、明治三十年から本年迄の臺灣産糖高は合計一億三千八百三十萬擔として、糖價は關稅だけ高くなつてゐるのだから之れに關稅を乘ずると、四億三千四百萬圓と推算せられる。關稅で高くなつた分と各會社の利益金は偶然にも略一致して居るのである。尤も各社の利益金計算には大正元年以前の分は加へられて居ないけれどもそれは大したものではなかつた。大正元年以後に於ては精糖利益や副業利益があり、又外糖の思惑利益や他會社への投資利益もある。中には土地評價益すら加へたものもあるのだから嚴密に云ふならば關稅の恩惠だけの利益は擧げ得なかつたかも知れない。兎も角國民は關稅だけ割高の砂糖を營め續けて會社に儲けさせた譯であるが、製糖會社は實に無謀な配當を行つた。其の利益の殆どが株主や重役の收得となつて、事業内容の改善や會社の基礎を鞏固にする方面には尠しも振り向けられなかつたのである。其の後矢繼早に襲來した財界の不況に遭ひスッカリ裸になつてしまひ、借金の利息を拂ふことさへ困つてゐる位で、先づ現在の製糖會社は臺灣銀行と三井、三菱の共同經營であるなどゝ云はれて居ること程左様に財閥に縋らねば活きて行かれぬ狀態である。現在の如き財界の不況と世界的產糖過剩が玆五、六年も續いたならば、臺灣の製糖會社はどれもこれもペシャンコとなるかも知れない。何

れにしても臺灣糖業の行き詰りは之れを否む譯には行かないであらう。そして今後に於ける本島産業の實際は、適地適作を以て原則とする當局の方針に變りはないにしても、一般農家は採算的に有利な而も自由な米作に遷つて行くのではあるまいか。

兎に角本島米作の前途は實に洋々たりと謂ふべく、三十年後に於ける我國の米需要量は一億石以上を要する勘定であつて、食糧の自給自足を圖ると云ふ上からすれば、本島米の産額は一千萬石はおろか二千萬石にも達せしめねばならぬことゝなるのであるから、時に米價の高低はあり取引に盛衰はあらうが、移出取引杜絶して島内が米の洪水に惱むやうなことは今後決してあるまいと思はれる。又現在の品質より推して其の間若し移出に過剰を來すことありとしても、由來穀物に生産過剰はないと云ふから海外に輸出の途がないでもない。一葦帶水にある支那など昔からのお得意先で、値段に依つては何時でも商談に應ずるであらう。

本島米作の有望玆に極まるとすれば、當然の成り行きとして檢米制度の確立と取引の改善合理化と云ふ問題に觸れねばならない。檢米事業は當局直接の施設として一つに當局の思案に依り決すべきものとせられ、從來此の見地に於て幾多の改廢が行はれたのであるが、其の實際は多く失敗に終つたのである。是れ檢米制度の使命が品位の統制にあり聲價の發揚にあ

りとするも、其の終局の願望は畢竟する所、本島米の移出取引に於ける商品價値を昂め、取引の發展を來すにあるのであるから、實際の商取引に順應せざる片手落ちの檢米制度では到底其の巧用を發揮することは出來ないのである。從つて取引の改善發達を圖ることが最も重大な問題としなければならない。玆に於て我臺灣の米を如何にして向上發達せしむべきかに就ては、當局の努力と指導に俟つべきものあるは云ふまでもないが、各當業者全體が利己的屈執をすてゝ、親切に眞摯に相協力して之れに嚮るにあらざれば萬全を期し難いことゝなるのである。此の意味からして檢米當局は勿論各當業者及び運送業者中より委員を選び各其の立場に依り調査研究したるものを基礎として、互に考究し協議して之れが實現を促進すべく臺灣米穀會と云つたやうなものを作ることも强ち無意義ではないと思はれる。最近當局に於ても本島米の取引に對し大いに意を用ふる所あり、卓越の經綸を行はんとするは臺灣の米の爲め衷心之れを慶ぶ次第である。

臺灣の米益々向上發展を遂げよそして永久に幸福であれ……………

附錄

附録

臺灣米に關する各種統計表

一、米穀內地輸移入高

年度	外國米	朝鮮米	臺灣米	再輸移入高	合計
	石	石	石	石	石
大正四年	五一七、三五九	一、八七二、六四七	六九四、五四〇	五〇	三、〇八四、五九六
同五年	二八六、九四四	一、三三二、七九三	八〇一、九四〇	四、八一八	二、四二六、四九五
同六年	五一三、八九七	一、一九五、四一二	七八六、〇八三	六八	二、五〇五、四六〇
同七年	三、六六二、一一八	一、七三三、八八九	一、一三九、〇五五	一、一六二	六、五三六、二二四
同八年	五、四二八、二五五	二、八〇六、四一一	一、二六二、五七〇	三、九八一	九、五〇一、二一七
同九年	七四九、九八一	一、六五二、九五八	六六三、一二〇	七〇二	三、〇六六、七七九
同十年	八一六、七〇八	二、九〇四、七八〇	一、〇三四、二四八	三六	四、七五五、七七二
同十一年	三、七九一、一〇七	三、一三六、〇一七	七四〇、六一八	一、四三九	七、六六九、一八一
同十二年	一、六二〇、三〇九	三、四五三、〇一八	一、一三一、九〇五	四、二一三	六、二〇九、四四五
同十三年	三、三二七、五〇五	四、五四七、五七〇	一、六五八、二〇七	九七六	九、五三四、二五八
同十四年	五、一三六、三九六	四、四二八、三九二	二、五二二、一三六	一、五一四	一三、〇八八、四三八
昭和元年	二、一四一、七三一	五、二一三、二四八	二、一八六、五七六	七九	九、五四一、六三四
同二年	五、一三九、〇四一	五、九〇九、七三六	三、六三七、八九九	ー	一三、六八六、六七六
同三年	一、七五三、〇〇一	七、〇六八、七〇九	二、四三〇、五七〇	三、二四〇	一一、二五五、五一九
同四年	一、二七七、七四八	五、三七七、九七八	二、二五三、二三二	六三	八、九〇九、〇二一

二、米穀内地輸移出高

年度	外國へ	朝鮮へ	臺灣へ	樺太へ	再輸移出	合計
	石	石	石	石	石	石
大正四年	六二一、五三六	二、四九六	五九、〇〇五	九八、一八一	三八七	七八一、六〇五
同五年	六七七、一五三	一五、四一四	七四、九九〇	一一八、〇九三	一、三七一	八八七、〇二一
同六年	八三六、八四八	一三、七九八	八七、六八一	一三四、〇八四	二、六七五	一、〇七四、〇八六
同七年	二六八、三二五	一三、九五六	七八、一九七	一一四、一四五	二、五六六	四七五、一八九
同八年	一三五、四六八	二一、三七八	二七、四八九	一四四、五七一	四、〇八〇	三二三、九八六
同九年	九五、八四六	一二、二三六	二六、一四八	八四、二三七	四、六六五	二二三、一三三
同十年	一二四、八八六	一三、六〇二	四三、五五六	八六、二七五	二三、九六二	二八一、二八一
同十一年	四七、八六八	一五九、四〇三	二六〇、三四七	一四一、一〇四	二三五、九二三	八三四、六四五
同十二年	三五、二七七	八七、七八三	六〇、二二七	二二四、一三二	二八六、九四一	六九四、三六〇
同十三年	二五、〇八一	三六八、八三七	一〇三、八八二	二二四、八二七	三四、二六二	七五七、八六九
同十四年	八八、七六〇	七四七、一二五	六四九、七四五	二八〇、二〇三	一四二、九五六	一、九〇八、七八九
昭和元年	四七、一四二	一三二、九六四	二八、一九一	二七四、八八六	四五、四七六	五二八、六五九
同二年	三五、一三八	七四五、七七六	一七、六五〇	三三八、九九四	一三一、二〇四	一、二六八、七六二
同三年	三九、一九五	七五、四一五	二四、一八六	三二九、九二一	五一六、四四七	九八五、一六四
同四年	三二、四四六	一二三、六六五	一一、四一四	三七二、六四八	一	五三九、一七四

三、米穀消費高及端境期殘存額

年度	消費高	内地人口	一人當	十一月一日殘存米
大正四年	石 五八、九二一、四四二	人 五三、〇三五、六一〇	石 一、一一一	石 六、二三五、〇三一
同五年	五八、二二五、九七六	五三、七一九、四四六	一、〇七八	五、四七二、六〇八
同六年	六一、二二九、四四九	五四、三三九、三四七	一、一二七	四、四七四、四三五
同七年	六二、七四一、四七六	五四、八四六、四七六	一、一四四	二、三六一、九二一
同八年	六二、〇七九、四八六	五五、二〇〇、六二九	一、一二四	四、一六〇、八二七
同九年	六二、三一六、二八五	五五、七二二、二六七	一、一一八	五、五〇六、八七七
同十年	六五、〇二八、六一七	五六、三九一、九〇九	一、一五三	八、一六一、二九一
同十一年	六二、八七一、〇二五	五七、一三二、七二五	一、一〇〇	七、三〇五、二七〇
同十二年	六六、七二四、三五六	五七、八八三、二七三	一、一五三	六、七八九、八五〇
同十三年	六五、八〇〇、〇九四	五八、六四三、六八一	一、一二二	五、二一〇、二三四
同十四年	六七、〇四一、八七〇	五九、四一四、〇七八	一、一二八	五、五一八、四二六
昭和元年	六七、二四九、〇一九	六〇、一九四、五九六	一、一一四	五、九六七、七七一
同二年	六七、一九二、七七六	六〇、九八五、三六八	一、一〇二	五、七六五、五四一
同三年	七〇、二九八、二四九	六一、七八六、五三八	一、一三八	七、八四〇、一九二
同四年	六九、四八五、五五七	六二、五九八、二一三	一、一一〇	七、〇二七、五六一

四、米穀作付反別及實收獲高

年度	内地 反別	内地 收獲	朝鮮 反別	朝鮮 收獲	臺灣 反別	臺灣 收獲
	町	石	町	石	町	石
大正四年	三、〇五六、五六四	五五、九二四、〇七九	一、四九八、〇一九	一二、八四四、〇八五	五〇六、三一九	四、七八四、五七八
同五年	三、〇七一、一六五	五八、四五二、三八六	一、五一八、八四三	一三、九三三、〇〇九	四八六、三〇五	四、六四九、一七三
同六年	三、〇八三、四四七	五四、五六七、九二七	一、五二九、八二四	一三、六八七、八九五	四八〇、六四二	四、八三三、八一三
同七年	三、〇九二、七九三	五四、七〇〇、一六一	一、五四八、一六九	一五、二九四、一〇九	四九八、三三五	四、六三二、二〇四
同八年	三、一〇四、六三四	六〇、八一八、六八八	一、五三七、七九七	一二、七〇八、二〇八	五一二、六三二	四、九二三、二四一
同九年	三、一二六、五三五	六三、二〇八、五四〇	一、五五五、四〇五	一四、八八二、三五二	五一五、六七六	四、八四二、三四六
同十年	三、一三四、八九四	五五、一八〇、四六八	一、五三一、五四五	一四、三二四、三五二	五一〇、七九一	四、九七五、六七四
同十一年	三、一四〇、七六八	六〇、六九三、八五一	一、五五七、九四五	一五、〇一四、二九二	五二六、九二三	五、四四五、八一四
同十二年	三、一四七、五六一	五五、四四四、〇六九	一、五五〇、三九九	一五、一七四、六四五	五二三、九七六	四、八六五、二七七
同十三年	三、一四二、五一四	五七、一七〇、四一三	一、五七五、七一五	一三、二一九、三二二	五四七、九二二	六、〇七六、六二八
同十四年	三、一五三、八三七	五九、七〇三、七八四	一、五八五、二一六	一四、七七三、一〇二	五五七、八〇一	六、四四三、一六三
昭和元年	三、一五八、二七一	五五、五八二、六三三	一、五八七、九九七	一五、三〇〇、七〇七	五八三、七九三	六、二一四、一七二
同二年	三、一七三、四五七	六二、一〇〇、七〇〇	一、六〇二、三三一	一七、二九八、八八七	六〇七、三九三	六、九〇九、七七一
同三年	三、一九一、七三六	六〇、三〇三、〇八九	一、五一七、七五五	一三、五一一、七二五	六〇三、八〇二	六、七九五、〇〇五
同四年	三、二一〇、四六五	五九、六六八、六四一	一、六三二、〇六五	一三、七〇一、七四六	五八五、二九〇	六、四八〇、七六二

五、米穀需給狀態一覽

年度	供給額 前年度ヨリノ持越高	供給額 前年度産額	供給額 輸移入額	供給額 合計	需要額 消費額	需要額 輸移出額	需要額 合計	翌年度ヘノ持越高
	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石
大正四年	五、八四五	五七、〇〇七	三、〇八四	六五、九三八	五八、九二二	七八一	五九、七〇三	六、二三五
同　五年	六、二三五	五五、九二四	二、四二六	六四、五八五	五八、二三五	八八七	五九、一二二	五、八一〇
同　六年	五、八一〇	五八、四五二	二、五〇五	六六、七六七	六一、二一九	一、〇七四	六二、二九三	四、四七四
同　七年	四、四七四	五四、五六七	六、五六三	六五、五七八	六二、七四一	四七五	六三、二一六	二、三六一
同　八年	二、三六一	五四、七〇〇	九、五〇一	六六、五六三	六二、〇七九	三二三	六二、四〇二	四、一六〇
同　九年	四、一六〇	六〇、八一八	三、〇六六	六八、〇四六	六二、三一六	二三三	六二、五三九	五、五〇六
同　十年	五、五〇六	六三、二〇六	四、七五五	七三、四七一	六五、〇二九	二八〇	六五、三〇九	八、一六一
同　十一年	八、一六一	五五、一八〇	七、六六九	七一、〇一〇	六二、八七〇	八三四	六三、七〇五	七、三〇五
同　十二年	七、三〇五	六〇、六九三	六、二〇九	七四、二〇八	六六、七二四	六九四	六七、四一八	六、七八九
同　十三年	六、七八九	五五、四四四	九、五三四	七一、七六八	六五、八〇〇	七五七	六六、五五七	五、二一〇
同　十四年	五、二一〇	五七、一七〇	一三、〇八八	七四、四六九	六七、〇六〇	一、九〇八	六八、九六九	五、五〇〇
昭和元年	五、五〇〇	五九、七〇三	九、五四一	七四、七四五	六八、二四九	五二八	六八、七七七	五、九六七
同　二年	五、九六七	五五、五八二	一三、六七六	七四、二二七	六七、一九二	一、二六八	六八、四六一	五、七六五
同　三年	五、七六五	六二、一〇二	一一、二五五	七八、一二三	七〇、二九八	九八五	七一、二八三	七、八四〇
同　四年	七、八四〇	六〇、三〇三	八、九〇九	七七、〇五二	六九、四八五	五三九	七〇、〇二四	七、〇二七

六、東京期米先物相場

年別	一月 高	一月 安	一月 平	二月 高	二月 安	二月 平	三月 高	三月 安	三月 平	四月 高	四月 安	四月 平	五月 高	五月 安	五月 平
大正九年	五一・九八	四七・八〇	五〇・六〇	五一・九三	四七・九四	五〇・〇一	五二・六九	四六・三〇	四九・九三	四七・〇〇	三七・五一	四二・一三	四二・四九	三六・八〇	四〇・三六
同十年	二七・八二	二五・七〇	二六・六六	二六・二九	二四・八八	二五・六七	二五・五四	二四・六〇	二五・一五	二七・九五	二五・四九	二七・三三	二八・三〇	二七・二六	二七・七九
同十一年	三八・六九	三五・三九	三七・〇五	三八・七七	三三・一〇	三七・四四	三六・六〇	三一・三一	三四・一四	四八・四九	三四・七〇	三六・七三	三六・五〇	三三・七九	三五・三一
同十二年	二九・三〇	二六・八五	二八・二八	三二・〇一	二九・九六	三〇・七三	三二・四九	三〇・九〇	三一・七〇	三五・三九	三二・四九	三三・四四	三六・六九	三四・四八	三五・六九
同十三年	四〇・四九	三八・二一	三九・三八	四〇・九〇	三七・七八	三八・九八	三九・八〇	三七・六一	三八・八〇	四一・一七	三九・〇五	四〇・二一	三九・八七	三七・五二	三八・七三
同十四年	四〇・九九	三九・二一	四〇・〇八	三九・九五	三八・八二	三九・四一	四〇・六六	三八・四二	三九・四五	四二・〇〇	四〇・二五	四一・〇七	四二・四九	四〇・四二	四一・三八
昭和元年	三八・六八	三七・八一	三八・一六	三九・三六	三七・七二	三八・四八	三八・五一	三七・三一	三七・九六	三八・六七	三六・四五	三七・八一	三八・三八	三六・七二	三七・七四
同二年	三六・六四	三四・四一	三五・五四	三七・七五	三六・八〇	三七・二九	三八・四二	三七・五一	三七・九二	三八・八九	三七・五一	三八・三一	三九・四五	三七・二五	三八・二七
同三年	三一・八八	三〇・四七	三一・一五	三二・一九	三一・二九	三一・六四	三一・九三	三一・一三	三一・四四	三三・一〇	三〇・六〇	三一・五八	三一・四五	三〇・四八	三〇・九四
同四年	二九・六五	二八・六六	二九・一〇	二九・六七	二九・一〇	二九・三八	三〇・四五	二九・四〇	三〇・〇二	三一・五五	二九・五一	三〇・六三	三〇・七九	二九・五八	三〇・〇七

六月			七月			八月			九月			十月			十一月			十二月		
高	安	平	高	安	平	高	安	平	高	安	平	高	安	平	高	安	平	高	安	平
三八・四九	二六・五九	三一・七〇	三六・三九	三一・三九	三三・七〇	三四・八〇	三一・九〇	三三・三七	三〇・七五	二四・五一	二六・九七	二九・三九	二六・〇九	二七・五四	二七・一九	二五・三一	二六・一六	二八・四八	二三・一〇	二五・五六
二八・一四	二七・一九	二七・七六	三一・一六	二八・一九	三〇・一五	三五・一一	三二・四九	三四・〇五	四二・八九	三五・〇一	三八・一〇	四四・九九	三九・四〇	四二・四三	四三・八五	三九・八五	四二・五二	四三・四九	三七・五一	三九・九二
三九・九一	三六・四二	三八・〇四	四一・二九	三三・五一	三八・九六	三五・七一	二九・〇五	三二・一三	三一・五一	二五・二六	二八・二〇	二八・三〇	二四・八〇	二六・三四	二七・三五	二五・六六	二六・四二	二六・八〇	二五・二五	二六・〇四
三八・二二	三四・五一	三六・九三	三七・九九	三三・五一	三六・〇三	三七・六九	三三・六一	三五・九一	—	—	—	—	—	—	三七・七九	三二・九九	三五・四三	三八・三〇	三五・五一	三六・八二
三九・一六	三四・〇九	三六・八六	三八・〇八	三三・九九	三六・六一	三八・一八	三六・〇二	三六・九七	三七・五〇	三五・〇六	三六・〇六	四〇・五七	三六・七六	三九・〇八	四一・一八	三九・二一	四〇・二一	四一・四五	四〇・一〇	四〇・七三
四三・四八	四一・五三	四二・五八	四四・八九	四一・六四	四三・一一	四三・八四	四一・六九	四二・九三	四〇・四九	三八・〇九	三九・〇五	三九・六八	三七・六七	三八・七三	三八・八八	三六・四一	三七・八七	三七・五一	三五・七〇	三六・七〇
四〇・七一	三七・八九	三九・一七	四〇・九〇	三九・五四	四〇・一三	三九・一五	三六・七九	三七・九〇	三六・五〇	三四・七五	三五・六五	三七・三九	三五・五二	三六・四四	三七・九四	三五・七四	三六・八九	三六・〇二	三四・八五	三五・五二
三八・四四	三六・七〇	三七・四六	三七・九〇	三二・九一	三六・一五	三四・一一	三一・九一	三三・〇五	三二・七五	三〇・八〇	三一・八一	三一・六一	二九・七九	三〇・六七	三一・四四	二八・五五	二九・九二	三〇・一八	二八・三五	二九・六六
三二・〇九	三〇・七三	三一・三一	三一・〇七	二八・三九	二九・五四	三四・四七	二八・六九	三一・九九	三六・七九	三二・八〇	三四・二一	三三・七九	二八・六一	四〇・二〇	三〇・三九	二八・八一	二九・七三	二九・八〇	二八・二六	二九・〇〇
三一・四四	三〇・四九	三〇・九六	三〇・八四	二五・九九	二七・八四	二七・五七	二六・三〇	二六・八九	二八・四七	二五・〇一	二六・〇八	三〇・二九	二八・〇五	二九・二二	三〇・七六	二八・六九	二九・四〇	二八・七七	二七・五六	二八・二五

七、大阪期米先物相場

年別	一月 高	一月 安	一月 平	二月 高	二月 安	二月 平	三月 高	三月 安	三月 平	四月 高	四月 安	四月 平	五月 高	五月 安	五月 平
大正九年	五一・三九	四七・二一	四九・八九	五〇・四三	四七・五一	四九・一五	五一・二三	四五・五〇	四八・四二	四六・一八	三七・七一	四一・五二	四一・九七	三六・五四	三九・六八
同　十年	二八・〇九	二五・一六	二六・一四	二六・〇九	二四・八一	二五・五七	二五・三〇	二三・九八	二四・八一	二七・九二	二五・五七	二六・九七	二八・三七	二七・三一	二七・七八
同十一年	三九・四九	三六・二六	三七・八八	三九・四七	三三・八〇	三八・一四	三六・一一	三一・四五	三三・七一	三七・五〇	三三・八三	三五・九六	三五・六一	三二・七七	三四・二四
同十二年	二九・二二	二五・八五	二七・六八	三一・三三	二九・〇四	二九・九六	三一・九三	三〇・二〇	三一・一四	三四・七〇	三一・六三	三二・五八	三五・七八	三三・七八	三四・七六
同十三年	三九・〇二	三六・二一	三七・五六	三八・七八	三五・六〇	三六・六三	三七・四〇	三五・二一	三六・四七	三八・二七	三五・六六	三七・一八	三七・四七	三五・一〇	三六・〇七
同十四年	三九・八二	三七・九九	三九・一〇	三八・七四	三七・四九	三八・一九	三九・一六	三七・一〇	三八・一四	四〇・六四	三九・〇五	三九・八六	四一・三五	三九・三〇	四〇・一二
昭和元年	三七・一〇	三六・三〇	三六・六七	三七・八二	三六・二一	三六・九六	三七・〇五	三六・一〇	三六・五五	三七・四七	三五・四六	三六・六七	三七・五三	三五・八五	三六・八〇
同　二年	三六・四八	三四・八一	三五・四八	三七・七〇	三六・五一	三七・二〇	三八・一六	三七・三一	三七・六一	三八・五九	三七・四四	三八・〇九	三九・二五	三七・二六	三八・〇九
同　三年	三一・五九	三〇・一五	三〇・八六	三一・八八	三〇・七二	三一・二七	三一・三〇	三〇・五六	三〇・九〇	三一・七五	三〇・三二	三一・三〇	三一・四三	三〇・四〇	三〇・八八
同　四年	二九・九七	二八・八八	二九・三二	二九・七七	二九・〇五	二九・四二	三〇・二五	二九・四八	二九・九〇	三一・二四	二九・三七	三〇・二七	三一・〇二	二九・七六	三〇・三〇

六月 高	六月 安	六月 平	七月 高	七月 安	七月 平	八月 高	八月 安	八月 平	九月 高	九月 安	九月 平	十月 高	十月 安	十月 平	十一月 高	十一月 安	十一月 平	十二月 高	十二月 安	十二月 平
三七・七〇	二五・五〇	三〇・九〇	三六・六四	三〇・七〇	三三・六三	三五・六六	三一・一五	三三・四五	三〇・八九	二四・五三	二七・一一	二九・六〇	二五・七一	二七・二九	二七・三九	二四・三五	二五・六六	二七・八〇	二三・三二	二五・六九
二八・二七	二七・四六	二七・九九	三一・六〇	二八・六〇	三〇・六七	三五・八一	三三・四八	三四・八五	四三・三九	三六・三八	三八・五三	四五・九九	三九・七二	四三・四三	四五・二九	四〇・七一	四三・三三	四四・四五	三七・八四	四〇・二一
三八・六〇	三五・八二	三七・一五	四〇・〇三	三四・九一	三八・三二	三五・六九	二八・七一	三一・七九	三〇・五〇	二三・四五	二六・八九	二六・二九	二三・九四	二四・五二	二五・七一	二三・九二	二四・六〇	二五・四八	二四・一二	二四・九〇
三七・三八	三三・八二	三六・一九	三七・〇八	三三・〇〇	三五・二三	三六・五一	三二・六一	三四・八一	三四・六九	二六・一一	二八・六九	三〇・四九	二五・八八	二七・七九	三六・一九	三〇・二六	三三・一一	三六・三九	三三・四〇	三一・八〇
三七・一一	三二・二一	三四・九二	三六・八三	三一・九五	三五・一一	三七・九五	三五・四二	三六・五五	三六・六四	三四・四四	三五・四二	三九・四九	三六・〇〇	三七・九七	三九・九〇	三七・六五	三八・六四	四〇・一四	三八・八〇	三九・四五
四一・三九	四〇・二〇	四一・四七	四二・八九	三九・七九	四一・二二	四二・一三	五九・七三	四一・三〇	三九・三六	三六・九二	三七・七五	三八・五〇	三六・三五	三七・三八	三七・五〇	三四・八九	三六・三八	三五・九一	三〇・四一	三五・一五
三九・八〇	三七・一〇	三八・三六	四〇・一五	三八・九二	三九・五二	三八・九〇	三六・七五	三七・七六	三六・二八	三四・五七	三五・四八	三六・八〇	三四・五三	三五・九二	三七・二〇	三五・八五	三六・五二	三五・九九	三四・八二	三五・四六
三八・三四	三六・六六	三七・四九	三七・九四	三三・七一	三六・二三	三四・六〇	三一・九九	三三・二六	三二・八〇	三〇・八二	三一・八三	三一・九五	二九・九四	三〇・八二	三一・三〇	二八・四六	二九・七六	三〇・二三	二八・五五	二九・六九
三二・二五	三〇・八	三一・四七	三一・二九	二八・七五	二九・九六	三三・五四	二八・八三	三一・六六	三五・七四	三二・五〇	三三・六一	三三・三四	二九・一八	三〇・二二	三〇・八七	二九・六九	三〇・三〇	三〇・五〇	二八・七二	二九・五一
三一・六五	三〇・八三	三一・一七	三一・〇八	二五・九六	二七・九九	二八・一九	二六・四八	二七・一九	二八・三六	二五・一三	二六・二一	三〇・〇五	二七・八九	二九・二一	三〇・六五	二八・五五	二九・三六	二八・六九	二七・六二	二八・一六

八、本島に於ける外米輸入高

年別	英領印度（蘭貢米）	佛領印度支那（西貢米）	暹羅（暹羅米）	支那（支那米）	合計
	斤	斤	斤	斤	斤
大正十年	八、八一四、七一六	五、九〇三、八八一	三、七七〇、〇八六	二、五七四、六九八	二一、〇八〇、三八一
同十一年	二、八二七、五〇〇	九二九、九八七	一、二二七、八一五	一、七二二、八五五	六、六九八、一五七
同十二年	一、〇五六、四〇七	四〇一、八九七	二、七四八、九五〇	九九、九八二	四、三〇七、二一六
同十三年	一四二、八二六	二七八、一七三	三、九三二、一三六	二、二六三、〇二二	六、六一六、一五六
同十四年	四七、六六七	二五一、二四四	七、三五八、九六四	一〇、八〇五、一四五	一八、四六三、〇二〇
昭和元年	七六、六〇九、二二七	二、二六九、八〇四	二〇、二五二、〇〇四	一、六四八、三四〇	一〇〇、七七九、三七五
同二年	一五七、六三〇、二二七	四、四五一、〇七四	三六、二五九、三七一	一、三四六、一四九	一九九、六八六、八二一
同三年	三四、四七七、九四三	一五、七八七、五八三	二〇、九一三、八八七	五二五、〇三八	七一、七〇三、四五一
同四年	八九、一九四、四九三	一六、四七六、三八七	一一、九〇四、〇七一	一三五、四二三	一一七、七一〇、三七四

九、臺灣正米市場の蓬萊米及丸糯米相場（百五十斤一袋建）

限月	一期蓬萊米 高値	一期蓬萊米 安値	一期蓬萊米 平均
昭和四年六月二十七日	一五・五〇	一三・九八	一四・六二
七月五日	一四・七〇	一三・六八	一四・一五
七月二十日	一三・九八	一二・八〇	一三・六二
八月五日	一四・〇〇	一三・六〇	一三・三四
八月二十日	一四・五〇	一二・六〇	一三・四一
九月五日	一四・四六	一三・一八	一三・八八
九月二十日	一四・四九	一三・二七	一三・八九
十月五日	一六・九〇	一三・一七	一三・八六
十月二十日	一六・九〇	一三・〇九	一四・九〇
十一月五日	一六・三〇	一三・三七	一四・九二
昭和五年六月二十日	一四・三五	一二・九四	一三・六一
七月五日	一三・〇〇	一三・〇五	一二・五二
七月二十日	一三・四三	一三・〇七	一二・六四

限月	二期蓬萊米 高値	二期蓬萊米 安値	二期蓬萊米 平均
昭和四年十一月五日	一六・五〇	一三・八〇	一五・一三
十一月二十日	一五・八四	一四・一〇	一四・九六
十二月五日	一五・四〇	一四・四四	一四・九八
十二月二十日	一五・二五	一四・一七	一四・八一
昭和五年一月五日	一五・二八	一三・二五	一四・六二
一月二十日	一四・九〇	一三・六〇	一四・二一
二月五日	一四・八〇	一三・九四	一四・三九
二月二十日	一四・六三	一四・〇九	一四・三五
三月五日	一四・七六	一三・八八	一四・四四
三月二十日	一四・九〇	一四・一六	一四・五八
四月五日	一四・四〇	一三・八〇	一四・〇四

限月	一期丸糯米 高値	一期丸糯米 安値	一期丸糯米 平均
昭和四年七月二十日	一四・一五	一二・四〇	一三・八六
八月五日	一四・一五	一二・五一	一三・二八
八月二十日	一三・九〇	一二・七三	一三・一七
九月五日	一四・三一	一二・五〇	一三・三五
九月二十日	一四・二八	一二・七五	一三・四一
十月五日	一五・三五	一二・九〇	一三・四三
十月二十日	一五・〇五	一三・一〇	一三・七七
昭和五年七月二十日	一三・九〇	一二・七八	一三・三六
八月五日	一四・三〇	一二・八五	一三・六五

限月	二期丸糯米 高値	二期丸糯米 安値	二期丸糯米 平均
昭和四年十一月二十四日	一六・七〇	一五・三七	一六・〇七
十二月五日	一七・一六	一五・四〇	一六・二〇
十二月十日	一七・〇〇	一四・六〇	一六・〇五
十二月二十日	一五・七〇	一四・二〇	一四・九一
昭和五年一月五日	一四・八八	一三・二五	一四・四〇
一月二十日	一四・九八	一三・六〇	一四・二四
二月五日	一四・九五	一二・九〇	一三・六三
二月二十日	一四・六三	一三・〇一	一三・九六
三月五日	一四・七六	一二・六七	一三・一八
三月二十日	一三・五〇	一二・八〇	一三・〇八
四月五日	一四・二七	一二・八七	一三・一五
四月二十日	一三・七六	一二・八〇	一三・二四
五月五日	一三・七二	一二・八四	一三・二六
五月二十日	一三・八〇	一二・九一	一三・三三
六月五日	一三・五七	一二・六二	一三・一八
六月二十日	一三・八〇	一二・八二	一三・一三

昭和五年九月十八日印刷
昭和五年九月二十日發行

不許複製

臺灣米研究

奥附

著者兼發行者　臺北市泉町一丁目四番地　江夏英藏

印刷人　臺北市大和町三丁目二番地　船橋寛一

印刷所　臺北市大和町三丁目二番地　臺北印刷株式會社

發行所　臺灣臺北市泉町一丁目四番地　臺灣米研究會

正價金參圓

臺灣米穀移出商同業組合

臺北市永樂町一丁目二十二番地

臺北州臺北市表町一丁目三十一番地
三井物産株式會社臺北支店
小寺新一
電話二六〇〇番
米穀部 臺北市港町二丁目
電話 六三二番・二八七四番
一八七四番・一一一五番

臺北州臺北市泉町二丁目一番地
和豐商行 呉澄淇
電話 一九一番
八七二番
臺中出張員 臺中驛前
電話 二三七番

臺南州臺南市大正町二丁目七十五番地
株式會社安部幸商店臺南支店
中島貫一
電話 三二一番
五八二番
五八三番

臺北州臺北市港町二丁目二番地
株式會社金德發
瑞記商行
劉金聲
電話 五八八番
六四五番

TA

高雄州高雄市苓雅寮一三九番地

陳中和物産株式會社

陳中和

電話八番

臺北州臺北市太平町二丁目一一一番地

合資會社高調和商行

高俊

電話 八五三番 三〇九五番

臺中出張所 臺中市橘町四丁目六番地

電話二五六番

臺北州基隆市媽祖宮口二十二番地

東興商店

陳大頭

電話二七九番

臺北州臺北市泉町一丁目一番地

瑞泰商事株式會社

許雨亭

電話 五二八番 七〇二番 七〇九番

臺北州臺北市港町二丁目九番地

方協豐商行

方玉墩

電話 一一三〇番 二六六三番

臺中出張所 臺中驛前 電話七三二番

宜蘭出張所 宜蘭街字巽門二番地 電話一〇五番

臺北州臺北市太平町二丁目八十五番地

周長興精米所

周油定

電話 一六四三番 二八六五番

高雄州高雄市湊町一丁目十四番地

(ス)

杉原商店

杉原佐一

電話 七〇八番 七三八番

臺北支店 臺北市北門町七

電話 一九一九番 一九三九番

特等白米專業

玉福精米所

臺北州基隆市哨船頭一九七ー三八

玉福

王理三造

電話五五三番

臺北州臺北市本町四丁目五番地

三菱商事株式會社臺北出張所

市岡正亮

電話 五九四番 一七七五番 一四一九番 三四二三番

本店 東京市麴町區丸之内二丁目四番地

臺北州基隆市草店尾二十番地

(GH)

振發商行

吳永金

電話四二一番

支店 臺北市永樂町二ノ五四

電話 八四九番 三二〇三番

臺北州臺北市港町三丁目四十七番地

(十)

綿豐商行

杜錫圭

電話 四四三番 三七八七番

臺北州臺北市大和町三丁目二番地

(KA)

合資合社 加藤商會

曾根秀之介

電話一六二二番

大稻埕出張所 臺北市港町一丁目四番地

電話 二一七二番 二七三五番

臺北市永樂町一丁目二十三番地

大同商行

林柏壽

電話 長二九二番 長三三三四番

臺北局私書函九八號

臺北州臺北市永樂町二丁目五十三番地

大東商行

陳煌

電話 九五六番 一〇六四番 一五一九番

臺北州基隆市石牌五十四番地

建裕商行

何微力

電話一八六番

臺北州臺北市太平町二丁目八十二番地

三榮商行

高阿乞

電話 一六八七番 三二五三番

臺北州臺北市泉町二丁目一番地

瑞泰商行

許雨亭

電話 五二八番 七〇二番 七〇九番

臺灣正米市場合組
臺灣米穀代行株式會社
臺北市永樂町一丁目二十二番地

和豐商行
臺北州臺北市泉町二丁目一番地
吳澄淇
電話一九一番

瑞泰商事株式會社
臺北州臺北市泉町二丁目一番地
許雨亭
電話七〇二番

三井物產株式會社臺北支店
臺北州臺北市表町一丁目三十一番地
小寺新一
電話二、六〇〇番

方協豐商行
臺北州臺北市港町二丁目九番地
方玉墩
電話一、一三〇番

臺北州臺北市港町二丁目二番地

株式會社金德發瑞記商行

劉金聲

電話五八八番

臺北州臺北市大和町三丁目二番地

市川實雄商店

市川實雄

電話二二八番

臺北州臺北市本町四丁目十四番地

堀德治郎商店

堀德治郎

電話一六〇四番

臺北州臺北市太平町二丁目百十一番地

正和興商行

高俊

電話八五三番

臺北州臺北市北門町七番地

杉原商店臺北支店

井出松太郎

電話一、九一九番

臺北州臺北市港町二丁目二十七番地

三光商行

杜燦煌

電話一、五二三番

德豐商行

臺北州臺北市永樂町二丁目一番地

尤銘新

電話一、八八二番

田村良太郎商店

臺北州臺北市本町四丁目十七番地

田村良太郎

電話三、三三五番

太山商行

臺北州臺北市港町一丁目四番地

許太山

電話一、一五二番

岩井商店

臺北州臺北市大和町四丁目八番地

松井繁太郎

電話三、一三八番

大明商會

臺北州臺北市港町二丁目二十七番地

蔡家錦

電話一、二二三番

謙興商行

臺北州臺北市太平町二丁目一〇三番地

賴謙

電話九五三番

李合發號

臺北州臺北市太平町二丁目九十六番地

李元

電話一、九三八番

周長興商行

臺北州臺北市太平町二丁目八十五番地

周油定

電話一、六四三番

明正商會

臺北州臺北市永樂町三丁目十八番地

周木枝

電話一、〇六四番

瑞昌商行

臺北州臺北市太平町二丁目八十二番地

高阿乞

電話一、六八七番

以文合記商店

臺北州臺北市太平町二丁目一〇七番地

杜媽映

電話一、六〇六番

賴商店

臺北州臺北市永樂町二丁目五十七番地

賴明其

電話一、四〇八番

臺北州臺北市港町三丁目四七番地

綿豐商店

杜錫圭

電話四四三番

臺北州臺北市太平町二丁目一一五番地

聯商商行

廖和淸

電話三、一八三番

臺北州臺北市太平町二丁目九六番地

中和商行

王德福

電話一、九五七番

臺北州臺北市永樂町二丁目五三番地

森榮商行

呂傳恭

電話二、五二〇番

臺北州臺北市永樂町一丁目四八番地

黃鼎興商行

黃金生

電話九〇〇番

臺北州臺北市港町一丁目四番地

光裕商行

董湖

電話一、〇一九番

臺北州臺北市永樂町二丁目五四番地

振發商行

吳永金

電話八四九番

臺北州臺北市太平町二丁目一〇三番地

桃園商行

陳仲謀

電話二、八七九番

臺北州臺北市永樂町二丁目六番地

大有商行

奥田繁

電話一一五番

臺北州臺北市太平町二丁目九四番地

三泰商行

蔡受三

電話三、二一五番

臺北州臺北市太平町二丁目一一二番地

和順商行

蔡煌

電話一、八〇八番

臺北州臺北市太平町二丁目九五番地

聯豐商行

范姜萍

電話六六五番

㋘ 建春商行
臺北州臺北市太平町一〇一番地
陳平道
電話二二七六番

八 永裕豐益記商行
臺北州臺北市太平町一丁目八八番地
林草栖
電話三二二番

三 德泰商行
臺北州臺北市永樂町二丁目一番地
李石定
電話一、八八二番

川崎汽船株式會社
臺灣駐在員 平田奎介

大阪商船株式會社

近海郵船株式會社

營業種目

海陸運送
勞力請負
通關代辨
委託販賣

基隆郵便局私書函第七〇號
基隆市基隆字新店一〇五ノ三八

株式會社萬榮組

電話 一〇九・九三四・九〇八番

臺中市橘町四丁目二八番地

株式會社 **萬榮組中部駐在員**

電話二三七番

本社 基隆市
支店 高雄市

臺灣倉庫株式會社

出張所 臺北市
臺中市、臺南市

臺灣總督府鐵道部專屬荷扱店
近海郵船株式會社專屬荷扱店
大阪商船株式會社專屬荷扱店
日本石油株式會社專屬荷扱店
辰馬汽船株式會社代理店
日本海上保險株式會社代理店
臺灣移出米商組合指定運送店
大正生命保險株式會社代理店
臺灣青果同業組合聯合會荷扱店
扶桑海上保險株式會社代理店
朝日海上火災保險株式會社代理店

基隆市基隆字新店二一番地ノ一三

E通E

國際通運株式會社基隆支店

電話 長二五番 一四四番 長三五四番 六五八番
振替貯金臺灣四四番

臺灣支店 臺北、臺中、嘉義、臺南、高雄
出張所 花蓮港、蘇澳、羅東、二結、宜蘭、土場、萬華、大稻埕、樹林、廣興、桃園、新竹、苗栗、大湖、集々、竹山、埔里、北港、三塊厝、九曲堂、旗山、屏東、里港

日東商船組基隆支店

臺灣米
外米
麻袋

仲次專業

吉江商會

吉江正
古川元三郎

受信略號タイホクヨシエ
發信略號〇又八〇三

電話（長）三六〇番
二三四九番
一二六一番

振替口座臺灣一一八一八番

營業種目

海上保險
運送保險
火災保險
傷害保險
自動車保險
盜難保險

資本金 壹千五百萬圓

諸準備金 九百參拾餘萬圓

神戸市明石町拾九番地

神戸海上運送火災保險株式會社

電話三宮 二一三 二一四 / 二一五 二一六 / 四三一一 四三一二

取締役社長 岡崎忠雄

常務取締役 芥川順治

支配人 三雲勝治郎

支店 / 出張所 / 駐在所

神戸、東京、大阪、名古屋
横濱、京都、福岡
京城、臺北、小樽、仙臺、金澤、廣島、淡路
山口、佐賀、熊本、別府、長崎

No21 #L

文

STORAGE ITEM
ASIAN

LPA - C53F
UBC LIBRARY